

# ジャーナリズム & メディア

日本大学法学部新聞学研究所

17・18

# ジャーナリズム & メディア

第17・18号

日本大学法学部 新聞学研究所

2022年3月



# ジャーナリズム&メディア

(第17・18号)

2022年3月

## 目次

### 【特集：震災10年、テレビ報道は震災をどう伝えてきたか】

特集にあたって	5
	米倉 律

震災テレビ放送・報道10年の全体像	7
	谷 正 名 水 原 俊 博 米 倉 律 小 林 千 菜 美

震災関連ドキュメンタリーの10年	
—被災地・被災者の表象とテーマに関する内容分析を中心に—	29
	古 澤 健 米 倉 律

令和3年度日本大学法学部新聞学研究所 シンポジウム	
「震災10年、テレビ報道は震災をどう伝えてきたか」パネルディスカッション	51
	丸 淳 也 寺 島 英 弥 古 澤 健 山 口 仁 柴 田 秀 一

### 【調査研究報告】

ジャーナリズム研究におけるジャーナリスト調査の意義と方向性	69
	山 口 仁

### 【メディア・レポート】

2021年の新聞界	89
	阿 部 圭 介

2021年の放送界概観	93
	片 野 利 彦

## 【書評】

- Christians, Clifford G., (2019) *Media Ethics and Global Justice in the Digital Age*,  
 New York: Cambridge University Press. …………… 97  
 塚本 晴二郎

## 【海外研究動向】

- 新型コロナウイルス感染症をめぐるメディア言説をどう分析するのか? …………… 109  
 三谷 文栄
- 歴史認識を巡る葛藤を越えて  
 —記憶 vs. 事実の検証と日本の役割— …………… 115  
 伊藤 英一
- 「海峡兩岸三地」(中国・台湾・香港) メディアリテラシー その(三) 香港 …………… 133  
 山本 賢二
- 2020年度新聞学研究所事業報告…………… 153
- 2021年度新聞学研究所事業報告…………… 155
- ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領…………… 161
- 日本大学法学部新聞学研究所規程…………… 164

---

特集：震災10年、テレビ報道は震災をどう伝えてきたか  
特集にあたって

米倉 律\*

---

国内の観測史上最大のマグニチュード9.0、最大震度7を記録し、東北地方を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災（2011年3月11日）の発生から、2021年3月でまる10年が経過した。死者・行方不明者は2万人を超え、今なお4万人以上が避難生活を続けている。被災地の復興や福島第一原発の事故処理は今後さらに長期間に及ぶことが予想されている。その意味では、東日本大震災は未だに終わっていない。

日本は大規模自然災害の頻発する“災害大国”であり、災害報道はテレビ、新聞など報道機関にとっては基本的使命の一つである。東日本大震災では、各メディアは発災当初から大規模な取材・報道を展開し、人々の生命・財産に関わる情報をはじめとする多様な関連情報の伝達と社会的共有に重要な役割を果たしてきた。しかし他方で、特定地域・エリアへの取材・報道の集中（偏在）、時間の経過に伴う報道量の持続的減少、各年3月に一時的に報道が集中する「3月ジャーナリズム化」の傾向が顕著になっている。また、社会的関心の低下や記憶の風化なども指摘され、震災の体験・記憶を次世代にどう継承し、震災の教訓を次に起こり得る災害にどう活かしていくかが社会的課題となっている。

こうした状況を踏まえ、日本大学新聞学研究所では、テレビによる震災報道の10年間の全体像を明らかにして、災害関連研究の基礎資料となるデータを提供するとともに、今後の災害報道のあり方や、震災を伝えるテレビ番組のあり方、その可能性・課題等を探ることを目的とした研究プロジェクトを2020年11月にスタートさせた。なお、本プロジェクトの研究は財団法人・放送文化基金からの助成を受けて行っている。

プロジェクトのメンバーは、下記の8名である。

- ・米倉律（日本大学法学部新聞学科教授）
- ・柴田秀一（日本大学法学部新聞学科教授）
- ・笹田佳宏（日本大学法学部新聞学科准教授）
- ・山口仁（日本大学法学部新聞学科准教授）
- ・三谷文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）
- ・水原俊博（信州大学人文学部教授）
- ・谷正名（NHK放送文化研究所上級研究員・日本大学新聞学研究所研究員）
- ・古澤健（NHK高知放送局副部長）

---

\*よねくら りつ 日本大学法学部新聞学科 教授

研究1年目にあつた2021年度は、東日本大震災の発災から2021年3月までの10年間のテレビ報道（地上波・全国放送）をすべて記録・保存したアーカイブの整備とともに、関連メタデータ等の収集・整理を行なったうえで、これらのデータを用いて10年間の全体像についての検証作業を進めてきた。そしてプロジェクトでは2021年10月30日、シンポジウム「震災10年、テレビ報道はどう伝えてきたか～震災映像アーカイブを用いた分析から～」をオンラインで開催した。シンポジウム前半では、プロジェクトのメンバーが3つのテーマで報告をした。すなわち、①「10年の全体像～ニュース報道を中心に」、②「震災テレビドキュメンタリーの10年～『NHKスペシャル』を中心に～」、③「2021年3月の震災ドキュメンタリーの分析から」である。そして、これらの報告を踏まえてパネルディスカッションを行った。登壇者は、丸淳也（福島中央テレビ・経営企画部長）、寺島英弥（ローカル・ジャーナリスト、元河北新報・論説委員）の2人のゲスト、そしてプロジェクトメンバーである古澤健、山口仁の2人を加えた4人であった。

本特集では、このシンポジウムでのテーマ報告の内容をもとに大幅に加筆・修正した論考を2本掲載する。1本目の谷正名・水原俊博・米倉律・小林千葉美「震災テレビ放送・報道10年の全体像」は、この10年間のテレビ報道の全体像についてニュース報道を中心として検証した。2本目の古澤健・米倉律「震災関連ドキュメンタリーの10年—被災地・被災者の表象とテーマに関する内容分析を中心に—」は、震災関連のテーマを扱ったドキュメンタリーについて、特に『NHKスペシャル』と21年3月の1カ月間に放送された震災関連ドキュメンタリーを分析対象としたものである。また、併せて上記のパネルディスカッションの様態を原稿化して再録する。ここに掲載する成果が、震災をめぐる社会的議論や多様な分野の研究に、少しでも役に立つものになれば幸いである。

なお、プロジェクトは22年度も継続する。2年目となる22年度には、各メンバーが個別に研究テーマを設定し、さらに分析・検討を深めていくと共に、その成果をワークショップやシンポジウム、そして本誌次号以降で順次報告していく予定である。

# 震災テレビ放送・報道10年の全体像

谷 正名\*  
水原 俊博\*\*  
米倉 律\*\*\*  
小林 千菜美\*\*\*\*

## 1. 目的

本稿の目的は、東日本大震災からの10年間を対象に、震災関連のテレビ放送がどのように展開されてきたのか、その全体像を震災関連テレビ放送（地上波・全国放送）のメタ・データ分析によって明らかにすることである。

2021年3月で東日本大震災の発生からまる10年が経過した。この10年の間にテレビは膨大な量の震災関連の報道をおこなってきた。震災関連報道は、発災当初における「緊急報道」「災害報道」のフェイズに始まり、その後の時間の経過のなかで、被災地・被災者の状況や事故を起こした福島第一原発の事故処理や周辺状況などに関するものを含めて、より多様な対象、テーマを扱う、いわば「復興報道」というべきフェイズへと移行してきた。そしてその中にはニュース・情報番組やドキュメンタリーはもちろん、バラエティやドラマ、音楽番組、教育番組など狭義の「報道」の枠内には収まらないものまで多様なジャンルの番組が含まれている。

今回の研究プロジェクトでは、狭義の「震災報道」とどまらず、より広範なジャンルの放送も含めた震災関連のテレビ放送の全体像を明らかにすると同時に、個別の番組ジャンルや諸テーマについて多様な角度から掘り下げ、検証していくことが目指されている。本稿はその端緒として位置づけられるもので、ニュース報道を中心に10年の全体像を分析対象として、その大きな特徴や時期による傾向の変化を把握し、今後の研究の中で検討されるべき論点や課題を抽出することを目的としたものである。

## 2. 研究概要

### (1) 先行研究

これまでの10年の間に、震災テレビ報道に関しては多くの研究が蓄積されてきた。当初、震災から数年以内の時期においては、主として「災害・緊急報道」としてのテレビの役割を検証する研究が多くを占めた。そこでは発災直後から数週間～数か月程度の時期にテレビがどのような情報を伝

---

\*たに まさな NHK 放送文化研究所上級研究員、日本大学新聞学研究所研究員

\*\*みずはら としひろ 信州大学人文学部教授

\*\*\*よねくら りつ 日本大学法学部教授

\*\*\*\*こばやし ちなみ 日本大学法学部新聞学科4年



えたのか、また SNS を含めた人々の情報行動のなかでテレビがどのような位置にあったかといった諸点が多様な角度から検証された（福長秀彦2011、瓜知生2011、田中孝宜・原由美子2011、高野明彦・吉見俊哉ほか2012、池田謙一2015など）。そして大規模災害においてテレビが果たす役割は大きい一方で、被災地が広範囲であったり大規模停電が発生したりするなどした場合のテレビの情報伝達能力の限界や、情報が特定地域・市町村のものに偏ってしまう情報の「地域偏在」の問題、また多様なメディアに接触する能力・環境のない“情報弱者”が災害弱者として取り残されてしまうといった諸課題が様々な形で指摘された（福田充2012、田中幹人・丸山紀一郎ほか2012、山田健太2013、松山秀明2013など）。さらに福島第一原発事故の報道に関しても多くの研究がおこなわれ、情報源を国や東電に依存する形で展開された報道（＝「発表報道」）の一面性や政治性が問題とされ、そうしたメディアの報道姿勢に対する人々の不信の高まりが指摘された（遠藤薫2012、伊藤守2012、七沢潔2016、山口仁2016など）。

震災からの時間の経過に伴って、研究はアプローチにおいても、またテーマにおいてもより多様化してきた。そして、災害時におけるテレビ（やラジオ）の「地域メディア」としての可能性を再検討する研究（藤田真文2013、金山智子・日比野純一ほか2014、米倉律2017など）や、ニュース・報道番組、生活情報番組、ドキュメンタリーなどテレビの各番組ジャンルに特化した形でより詳細に分析した研究成果などが蓄積されてきた（丹羽美之2013、加藤徹郎2015、原由美子2014、2017、桶田敦2017、原由美子・大高崇2019など）。

さらに、震災テレビ報道をアーカイブ化し、ある種のビッグデータとして扱う研究（アーカイブ・アプローチ）も展開されてきた。東日本大震災では関連する情報が膨大かつ多岐に渡ったために、行政・企業・市民・研究者らが、多様な情報や記録をアーカイブ化する実践が多面的に展開された（長坂俊成2012、NPO 法人20世紀アーカイブ仙台、2012、阿部博史・NHK 編2014、白井哲哉2019など）。震災テレビ報道についても同様にアーカイブを構築し、それを用いた研究がおこなわれるようになったのである。その代表的な成果としては、上記の原由美子らによる一連の研究のほか、日本大学新聞学研究所が震災5年のタイミングで実施した研究（日本大学新聞学研究所2017）や、主として原発災害関連のテレビ報道を焦点化した小林直毅らの研究（2018）がある。これらの研究では、震災テレビ報道のアーカイブやメタ・データの整備をどうおこなうかといった技術的課題や分析方法論についての検討がなされたほか、震災からの報道の展開を5～7年という長期的なスパンで分析することで、報道量が持続的に減少している点や各年3月に関連の報道が集中する、いわゆる「3月ジャーナリズム」化の現象がみられる点等が明らかにされてきた。

震災10年の節目を迎えた2021年には、この10年間の震災報道を総括しようとする議論や研究の成果が相次いで出された（日本新聞協会2021、朝日新聞社2021、日本民間放送連盟2021、小林利行ほか2021、山口勝2021、日高勝之2021など）。これらの中では、震災に対する社会的関心の低下や記憶の風化が進む中で震災の教訓を次の災害にどう活かしていくか、メディア組織内で震災報道の記憶やノウハウをどう継承するかという課題が指摘されているほか、震災報道についての検証を多角的におこないながら、関連の研究をどう継続させていくかといった課題が提起されている。

## (2) 対象と方法

以上のような先行研究を踏まえつつ、本研究では、2011年3月11日から2021年3月31日までの10年

間を対象に設定し、その間に放送された震災関連のすべてのテレビ報道を分析対象とする。本稿では、第一に10年間の震災テレビ報道の全体像について、その輪郭を明らかにするとともに、先行研究でも指摘されてきた報道量の持続的減少や「3月ジャーナリズム」化の諸相を10年というスパンの中で検証する（3節）。そして第二に、10年をいくつかの時期に分けて、各時期における報道のテーマ・内容の特徴や傾向の変化について、いくつかの観点から分析をおこなう（4節）。そして、最後に今後の研究に向けての課題を抽出・整理し、考察する（5節）。

本研究が用いているのは、日本大学新聞学研究所が構築しているテレビ放送の番組アーカイブおよびメタ・データである。番組アーカイブは、株式会社 JCC のシステム（Max Channel Digital）を利用して構築・運用しているもので、2011年3月以降の地上波・全国放送のテレビ放送がすべて保存されている<sup>(1)</sup>。メタ・データはそこから震災関連の放送についてのもので、「震災」「復興」「原発」のいずれかのキーワードを含む放送のデータとなっている。メタ・データは CSV 形式で1つの放送項目につき1行の形式となっていて、各行には当該放送について「放送日」「放送局」「番組タイトル」「番組開始・終了時間」「放送時間量」「番組内のコーナータイトル」「内容サマリー」などの情報が記載されている。ここで「放送項目」とは1つの番組のことを指すのではなく、番組内の区切りを意味している。例えば、あるニュース番組の中で震災関連のニュース項目があれば、それぞれを1項目（メタ・データ上の1行）としている。従って、1つの番組の中で複数の関連項目が放送された場合には、それに応じて複数項目（＝複数行）が記録されている。また、バラエティ番組やドキュメンタリー番組などのような放送時間の長い番組では、メタ・データ上は番組上の意味内容や構成上のまとまりに応じて複数の項目（5～10項目など）に分けて記録されている。

このようにして作られているメタ・データに記録されている項目数は、10年分の合計が274,879項目に及ぶ。なお、メタ・データのうちの「内容サマリー」は、当該放送内に登場した地名、人名、組織・企業名を含む固有名詞などいわゆる「5W1H」に当たる情報を中心に記載したテキストデータで、すべて JCC 社のスタッフが放送を視聴しながら作成・入力したものである。また、3節で詳述する通り、このメタ・データには放送番組のジャンル（分類）についての情報は含まれていない。そこで番組ジャンルごとの分析などでは、別途入手したすべての放送番組についてのコード分類データ<sup>(2)</sup>を用いた。

### 3. 放送・報道量の推移

本節は、メタ・データをもとに、東日本大震災以降のテレビ放送の報道量が10年間どのように変化してきたのか全体像を分析することを目的としている。報道量の持続的減少や「3月ジャーナリズム」化の諸相を10年というスパンの中で検証し、明らかにする。

#### (1) 放送・報道件数、時間量

図3-1は、2011年3月から2021年3月、10年分の NHK・民放全局合計の月別放送件数・放送時間量の推移である。棒グラフが放送件数、折れ線グラフが放送時間量を示している。これをみると、放送件数・放送時間量ともに、全体として減少傾向にあることが分かる。また、件数・時間量ともに、毎年3月が突出しており、いわゆる「3月ジャーナリズム」化の傾向があることも明らかになった。2016年が前年の2015年よりも（例えば、2015年12月は報道件数1,041件に対して、2016年12月

は1,192件、放送時間量は189,053秒に対し、236,473秒)、やや増加傾向がみられるのは4月に最高震度7を記録した熊本地震が発生し、それが影響したものと考えられる。

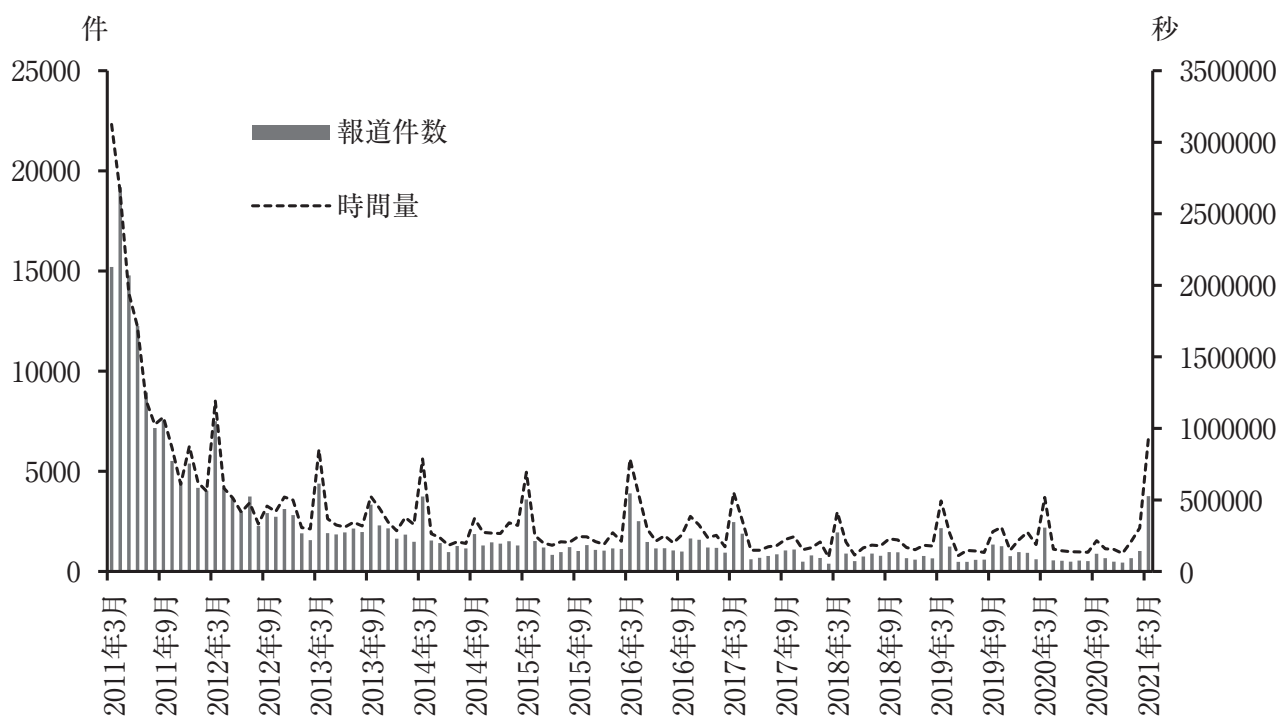


図3-1 放送件数・放送時間量 10年間の推移

そして2021年の3月は、震災から10年という節目にあたったからか、報道件数は3,758件とここ5年で2016年に次いで多く、放送時間量は929,129秒と、2011年、2012年に次いで多く、これまでの年の3月と比べて多くの放送があったことが明らかになった。一方、毎年9月も、3月ほどではないものの他の月と比べると件数・放送時間が多くなっている。その理由としては、毎年9月1日が防災の日であることや、東日本大震災が発生した3月から半年の節目であるといった点が考えられる。

図3-2は、NHK・民放各局の放送件数について、年ごとの推移を示したものである。左から、NHK・日本テレビ・テレビ朝日・TBS・テレビ東京・フジテレビの順である。どの局も放送件数は、図3-2の月別グラフと同様、年々減少していくことが分かる。特に2011年から2012年にかけて、NHK・民放ともに放送件数が半数にまで減少していることが分かる。

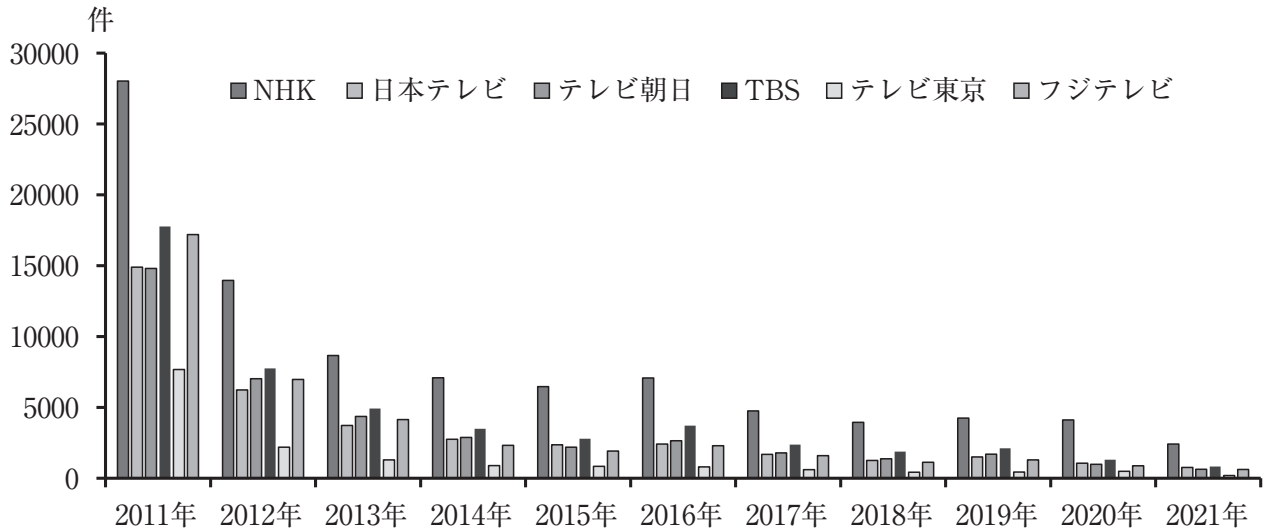


図3-2 NHK・民放各局 放送件数の推移

2013年以降もゆるやかに10年をかけて減少傾向にあるといえる。その一方で、2016年のみ震災から5年目であったことや熊本地震も重なり、テレビ東京以外の5局で放送件数が前年より増加する傾向（例えば、NHKは2015年の6,470件から7,074件、日本テレビは2,364件から2,415件）がみられた。2017年以降は、震災5年目の2016年までと比較すると極端な減少はみられないことが分かった。

加えて、NHKと民放各局の放送件数の差が年々拡大していることも特徴であるといえる。2011年には、テレビ東京をのぞく民放各局はNHKの半分程度だったものの（NHK28,028件に対して、日本テレビ14,896件、TBS17,767件）、近年では3分の1から4分の1程度にまで減少している。例えば直近の2020年ではNHK4,109件に対し、日本テレビ1,065件、TBS1,303件などとなっている。

## (2) 「原発」「復興」の推移

図3-3は、「原発」「復興」という言葉が使われた放送件数のこの10年間の推移である。この図に関しては、震災の翌年の2012年から10年目の今年3月までの期間で示している。2012年から2014年頃の震災後およそ3年間は、「原発」が「復興」よりもかなり多く放送されていたものの、10年間のあいだに、放送件数が全体的に減っていくとともに、「原発」と「復興」の差が徐々に縮まってきたことが明らかになった。例えば、2013年9月は「原発」1,966件に対し、「復興」は763件だったが、2018年9月は「原発」275件に対し、「復興」は263件であった。

より詳細にみていくと、震災の翌年の2012年、その翌年の2013年では、「原発」の件数は「震災」の2倍から多いときには4~5倍に上っていたことが分かった。また「原発」は、3月以外にも多く放送されていた。その後、2014年から2015年にかけて、「原発」と「震災」の件数の差は徐々に縮まっていった。2016年から2021年3月は、2012-15年と比較すると、全体の件数が減少するとともに、「原発」と「復興」の差がほとんどなくなっている。また、2019年3月や2020年3月には「原発」よりも「復興」の件数のほうが多かった。そして、近年では3月と3月以外の差が大きくなっている傾向もみられた。

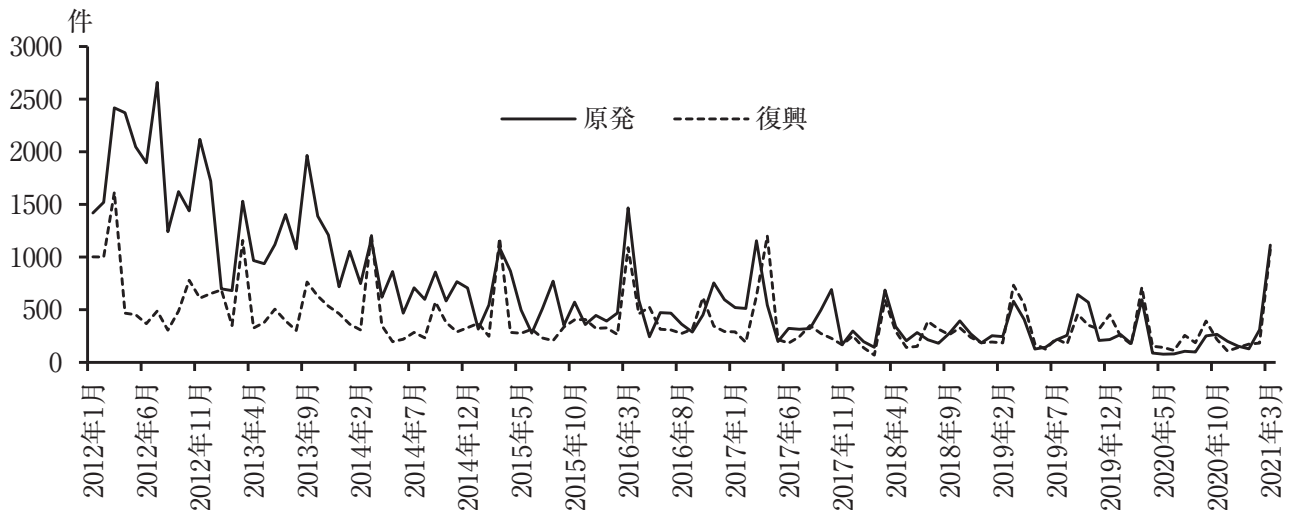


図3-3 「原発」「復興」放送件数の推移

### (3) 「3月ジャーナリズム」化

図3-4は、2011年と震災5年目の「2016年」、そして9年目の「2020年」、10年目の「2021年」の各年3月と3月以外（平均）の放送件数を比較して示したものである。各年3月の放送件数を「1」とした時の3月以外（平均）の値をみると、2011年には0.62だったが、2016年には0.35、20年には0.28、今年2021年には0.22と3月以外（平均）の値が減っていくことが分かる。ここから、3月と3月以外（平均）の差は年々大きくなっていることが分かり、いわゆる「3月ジャーナリズム」化の傾向は、震災発生当初からみられるものの、年々それが顕著になっていることが明らかになった。

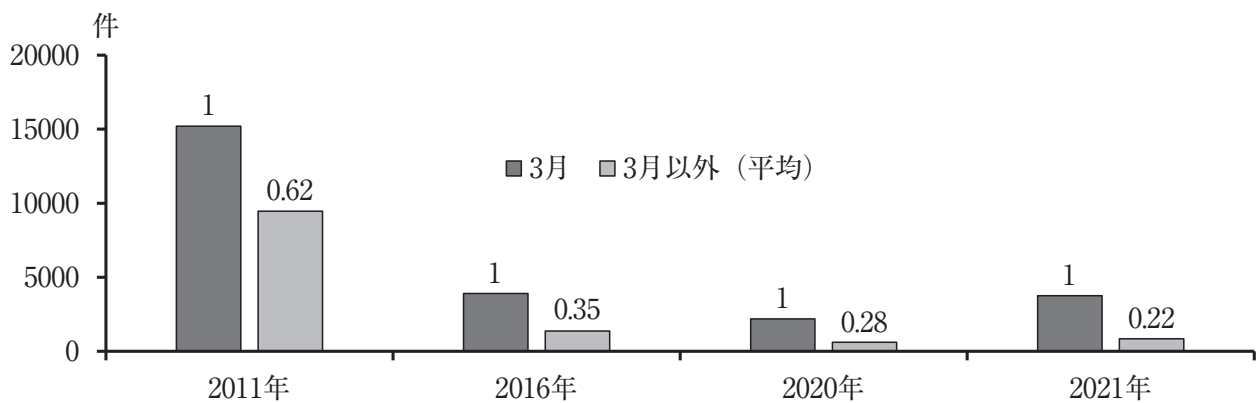


図3-4 「3月」と「3月以外(平均)」の放送件数

図3-4のデータをNHKと民放とに分けた分析したのが図3-5・3-6である。NHKの各年の3月を1としたときの3月以外（平均）の値は、2011年から0.65、0.31、0.30、0.26となっている。2011年から5年目の2016年にかけて急速に「3月ジャーナリズム」化が進んだことが明らかになったものの、2016年から9年目の2020年の4年にかけては、大きな変化はみられなかった。

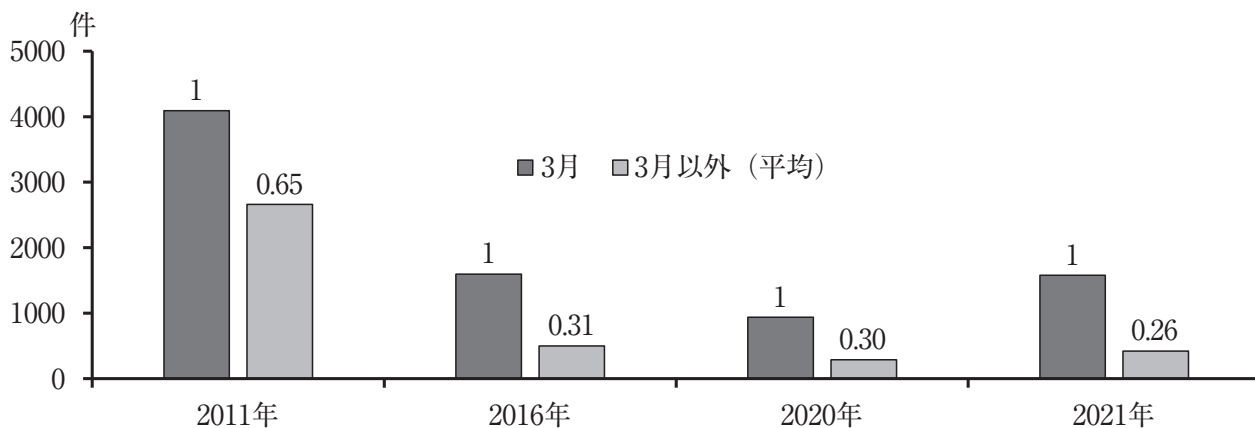


図3-5 「3月」と「3月以外 (平均)」の放送件数 (NHK)

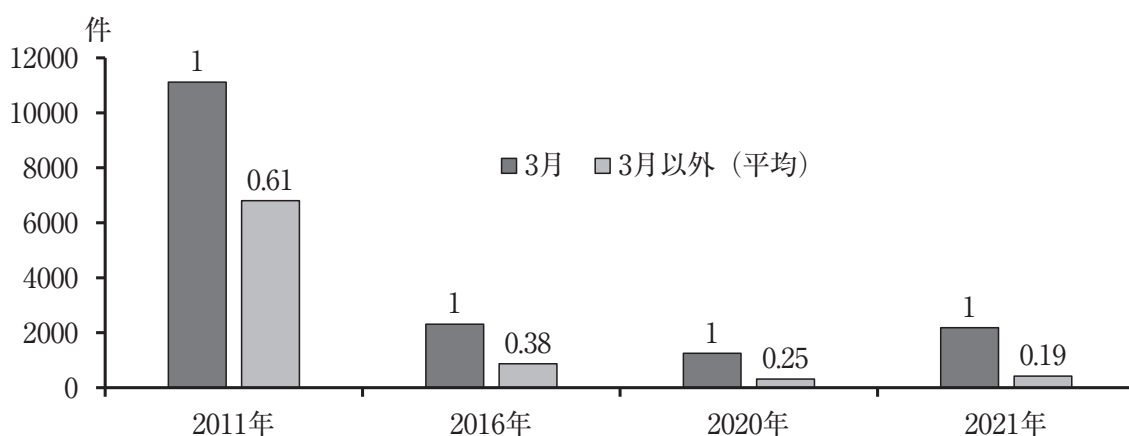


図3-6 「3月」と「3月以外 (平均)」の放送件数 (民放)

一方、民放は2011年から0.61、0.38、0.25、0.19と変化している。NHKと同様に2011年から5年目の2016年にかけて、3月と3月以外の放送件数の差が開いていることが分かる。しかし、2016年から2021年にかけて、さらに減少がみられたのが注目すべき点であり、ここから、近年ではNHKより民放の方が「3月ジャーナリズム」化が、顕著に進んでいる傾向がみられることが明らかになった。

#### (4) 番組ジャンル別の分布

ここまでは、10年間の震災関連の放送すべてを分析対象にしてきた。これを番組ジャンル別にみるとどのようなになっているのだろうか。

最初に番組ジャンルの分類の手法について言及する。私たちが普段利用しているEPG（電子番組表）では、以下12のジャンルによる分類が使われている。すなわち《ニュース・報道、スポーツ、情報・ワイドショー、ドラマ、音楽、バラエティ、映画、アニメ・特撮、ドキュメンタリー・教養、劇場・公演、趣味・教育、福祉》の12ジャンルである。今回のメタ・データには、番組ジャンルについての情報は含まれていなかったため、前節で述べたようにEPG用のデータサービスをおこなっている会社から、この12ジャンルに分類された番組データの提供を受け、それに基づいて分類作業をおこなった。ただし、本稿においては、12のジャンルをもとに、《ニュース・報道、情報・ワイドショー、バラエティ、ドキュメンタリー・教養、その他》という5つの軸で分析した。

その理由としては、震災関連の放送は、「ニュース・報道」「情報・ワイドショー」の占める割合が高く、これに「ドキュメンタリー・教養」「バラエティ」を加えた4つのジャンルで全体のほとんどを占めるからである。本節では、NHKと、民放局としては日本テレビを取り上げ、二者の比較をおこなう。

図3-7は、NHKの放送件数・放送時間量のジャンル内訳である。左が放送件数、右が放送時間量の分析結果である。NHKの全放送件数は90,749件、放送時間量は20,391,554秒である。そのうち、放送件数のジャンル別割合をみると、「ニュース・報道」が75%、「情報・ワイドショー」は6%、「ドキュメンタリー・教養」は17%、「バラエティ」は1%となっている。

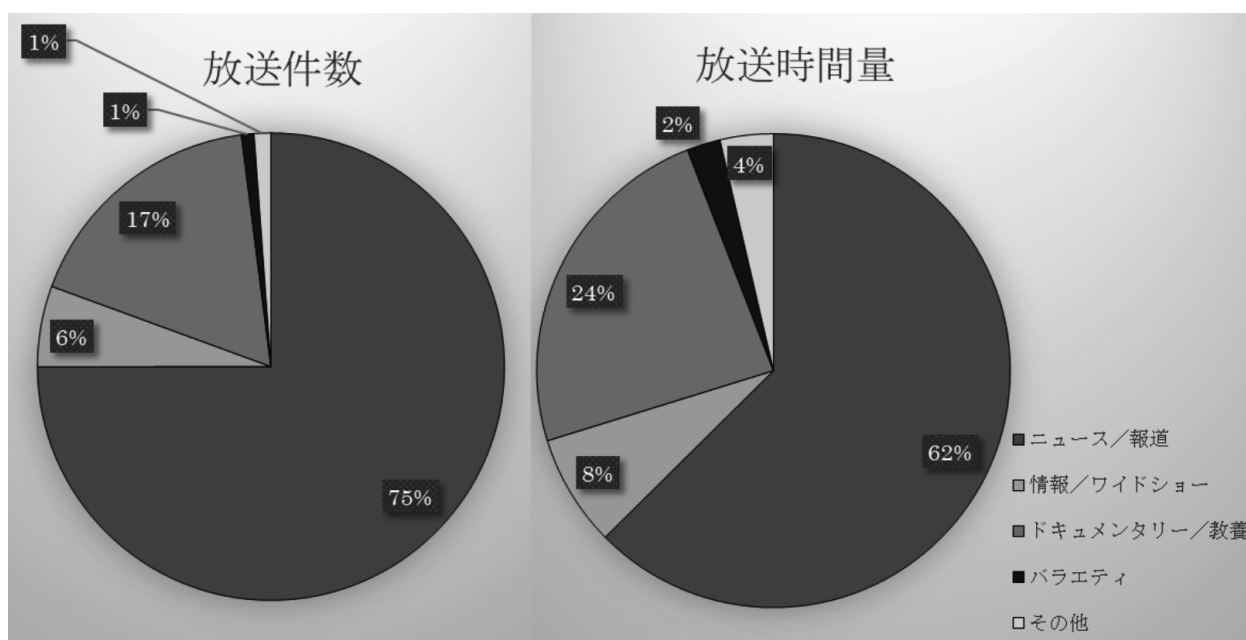


図3-7 コード分布 (NHK)

一方、時間量でみると「ニュース・報道」が62%、「情報・ワイドショー」は8%、「ドキュメンタリー・教養」は24%、「バラエティ」は2%であった。「ドキュメンタリー・教養」が件数では17%なのに対して、時間量では24%となっているのは、ニュース番組などと比べてドキュメンタリーは番組一本の尺が長いことを反映していると考えられる。

次に日本テレビの全放送件数は、38,653件であり、放送時間量は5,896,669秒である。図3-8より、放送件数をジャンル別にみると、「ニュース・報道」が58%、「情報・ワイドショー」は33%、「ドキュメンタリー・教養」は4%、「バラエティ」は2%である。一方で、時間量は「ニュース・報道」が51%、「情報・ワイドショー」は34%、「ドキュメンタリー・教養」は4%、「バラエティ」は5%であったことがわかった。件数と時間量の割合を比較しても、NHKほど差異はみられないことが明らかになった。ただし、NHKと比べると「ニュース・報道」の割合がやや少なく、「情報・ワイドショー」の割合が高いことが日本テレビの特徴であるといえる。

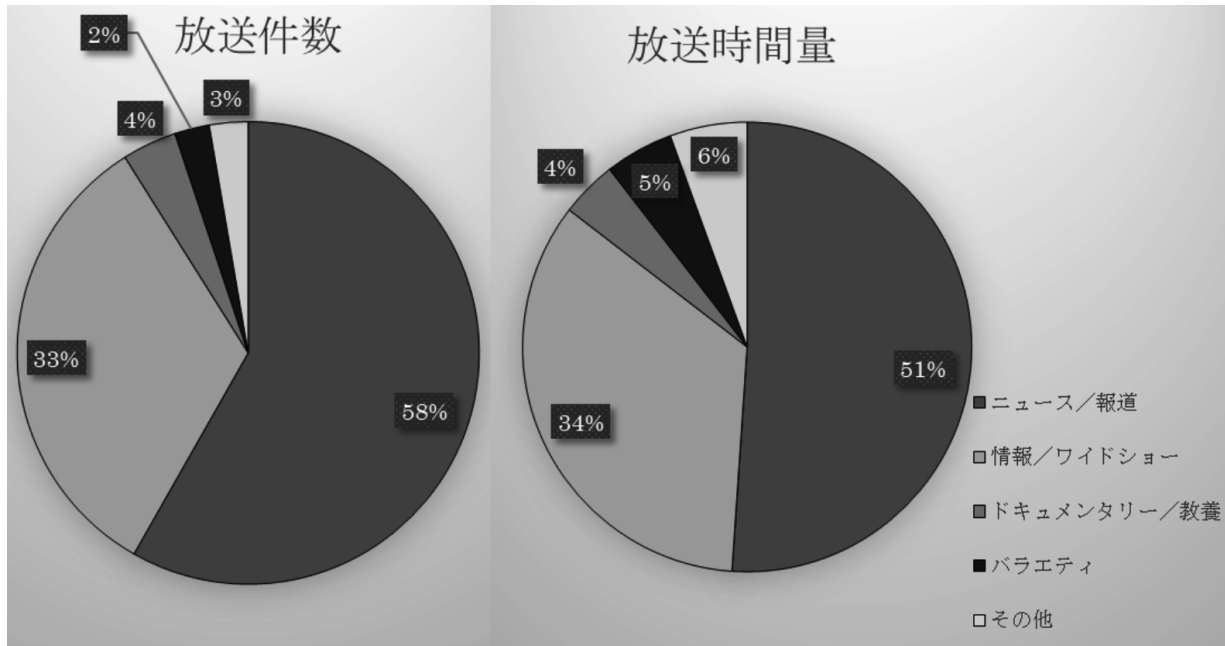


図3-8 コード分布（日本テレビ）

(5) 小括

本節の分析によって、東日本大震災以降のテレビ放送の報道量は、10年をかけて減少傾向にあることが明らかになった。しかしながら例外的に、2011年以降に東北以外の日本各地で災害が発生していることもあり、そうした災害の発生と共にその年や月の放送量が一時的ではあるものの、増加する傾向もみられた。また、「3月ジャーナリズム」化の傾向は年々顕著になっており、とくに近年はNHKに比べ、民放の方がその傾向が著しいとがみられることが明らかになった。さらに「原発」「復興」の放送件数は、震災後数年間は「原発」が「復興」よりもかなり多かったものの、その後は年々、件数の差が縮まっていることが分かった。番組ジャンルごとの分析からは、NHKと日本テレビの内訳には違いがみられた。日本テレビでは、震災を「ニュース・報道」以外に、「情報・ワイドショー」など他ジャンルの番組でも多く扱っていたのである。これについては、今後日本テレビ以外の民放局についても同様の傾向があるか詳しく分析する必要がある。そのことで、こうした傾向が民放全般にみられるのかを確認することを今後の課題としたい。

4. 報道内容～質的分析

(1) キーワード別の「内容サマリー」の検討

メタ・データは先述したように、東日本大震災から10年間における「震災」「原発」「復興」という3つのキーワードをテーマとして含む地上波放送によって構成され、各放送には放送内容を要約する変数として、地名、人名、固有名詞からなる「5W1H」に関するテキスト情報、つまり、「内容サマリー」が含まれている。本項では3つのキーワードごとに、「内容サマリー」の特徴、したがって、放送内容の特徴や傾向が東日本大震災後の10年でどのように変容してきたのかを、KH Coderを用いたテキスト分析をとおして概観する（樋口耕一2020）。分析結果をみる前に以下、4点確認しておこう。



第1に、メタ・データは先述したように、全体として「震災」「原発」「復興」という3つのキーワードをテーマとした地上波放送27,487項目から構成されるが、これらの項目は複数のキーワードに重複して分類される場合があるため、下表のとおり、3つのキーワードには合計して、メタ・データの記録項目数より58,689件多い333,568件が重複分類される。なお、キーワードの構成比率をみると、「震災」44.8%、「原発」36%である一方、「復興」は19.2%にとどまる。

表4-1 分析投入放送項目数 (N)

	全項目 (a)		空白セルを含む項目 (b)	2011年放送の項目 (c)	分析投入項目数 (N) (a) - (b) - (c)	
震災	149,433	(44.8)	2,360	56,955	90,118	(43.4)
原発	120,080	(36.0)	2,641	43,808	73,631	(35.4)
復興	64,055	(19.2)	1,291	18,745	44,019	(21.2)
合計	333,568	(100)	6,292	119,508	207,768	(100)

注) 値は項目数 (構成比率、列%)。

第2に、放送項目のなかには「ニュース速報」「次回予告」などのように、「内容サマリー」が記載されず空白のものがある。本項の分析ではこれらは欠損値とし、該当する項目 (6,292件) を除外した。また、東日本大震災が発生した2011年の放送項目には、「地震速報」「ニュース速報」や報道特別番組が数多く含まれ、他の時期に比して特異であるため、2011年の放送項目 (119,508件) も本項の分析から除外した。以上のことから、本項ではこれらの項目を除外した207,768項目を投入した分析結果をみていく。なお、2011年の放送項目については別途、詳細な検討が必要なのは言うまでもない。また、分析投入項目数 (N) における3つのキーワードの構成比率は上表のとおりであり、項目除外前の全項目と大きな差は生じない。

第3に、東日本大震災からの10年で、「震災」「原発」「復興」に関する放送内容がどのように変容していったのかを概観する以下の「内容サマリー」の分析では、「2012-2013年」「2014-2017年」「2018-21年」という3つの時期区分を便宜的に用いる。これにしたがうと、分析投入項目数は下表のように推移していることがわかる。合計値をみると、初期の2012-13年、中期の2014-17年はそれぞれ8万件以上であるが、後期の2018-2021年は4.4万件で、項目数が大幅に減少している。とりわけ、キーワード別では「原発」において減少が顕著である。

第4に、また、以下の分析では、「内容サマリー」から名詞 (名詞、固有名詞、組織名、人名、地名) のみを抽出して検討し、形容詞、形容動詞、副詞、感嘆詞などは抽出していない。メディア表象における任意の社会・文化的現象、対象、トピック、テーマに対する主観的/客観的、個人的/社会的意味・評価を把握するためには、これらの語も抽出して分析すべきだが、分析が煩雑になるなどの理由のため、本項の分析では試みなかった。むしろ、抽出した名詞によって示される社会・文化的現象・対象などの付置を把握することに主眼をおいて分析をおこなった。

表4-2 分析投入項目数 (N) の推移

キーワード	2012-13	2014-17	2018-21	合計
震災	33,001 (36.6)	35,338 (39.2)	21,779 (24.2)	90,118 (100)
原発	35,264 (47.9)	27,332 (37.1)	11,035 (15.0)	73,631 (100)
復興	14,404 (32.7)	18,402 (41.8)	11,213 (25.5)	44,019 (100)
合計	82,669 (39.8)	81,072 (39.0)	44,027 (21.2)	207,768 (100)

注) 値は項目数 (行%)。

前置きが長くなったが、まず、3つのキーワードごとに、時期区別の頻出語、言い換えると、「内容サマリー」における名詞の出現回数上位10位までをみていこう。結果を示した下表によると「震災」に関しては、いずれの時期でも「大震災」「東日本」「映像」「震災」が3位までを占め、次いで東北地域の県名などが続く。このうち、「映像」についてはたとえば「新年を迎えた東日本大震災・被災地では、初日の出に復興への願いを込める姿がみられた。福島県いわき市・波立海岸、宮城県気仙沼市・岩井崎の映像」というように、放送で紹介されるレポート映像を指す場合がほとんどであり、こうしたことは「原発」「復興」でも同様である。また、紙幅の都合により下表は上位10位までを示したが、20位までをみると、2012-13年では、「石巻」「仙台」「気仙沼」といった東北地域の都市名が、2014-17年では「熊本」「石巻」が、それぞれ含まれる一方、2018-21年では、これらの地方都市名が20位以内から姿を消している。こうしたことは時期が現在に近づくにしたがって、東北の地方都市が放送で焦点化されにくくなってきたことを示唆しているように思われる。

「原発」に関しては、いずれの時期でも、「原発」「福島」「映像」「事故」「東京電力」が4位までを占め、次いで「委員」「原子力」が続く。前者については、福島第一原子力発電所の事故が、後者については、他の原子力発電所の安全性、再稼働の可否をめぐる専門家の関与（「原子力規制委員会」など）、識者の見解やポイント解説（放送局、新聞社の解説委員、論説委員など）が、放送で数多く取りあげられていることを示している。

「復興」に関しては、いずれの時期でも「映像」「福島」「大震災」「大臣」「東日本」が4位までを占め、次いで「宮城」「東京」が続く。こうした結果からは放送において、被災した地方（周縁）＝東北の復興が、政治経済や文化の中心＝東京との関連で取りあげられる傾向にあることを示唆している。他方、「映像」については、どの時期でも上位に入っていること、2018-21年は2012-13年と比べると件数が減少していることは「震災」「原発」と同様であるが、「復興」ではその減少率が相対的に低いことがわかる。具体的な減少率は「震災」41.5%、「原発」71.9%であるが、「復興」は22.3%にとどまる。減少率が低い理由はいくつかあるだろうが、たとえば、復興関連の映像は放送で紹介しやすいこと、震災、原発関連の映像は「フラッシュバック」などのストレス障害を惹起する恐れがあり、放送局が取りあげることに慎重であったことなどが理由として考えられる。

表4-3 各キーワードの頻出語

順位	震災			原発			復興		
	2012-13	2014-17	2018-21	2012-13	2014-17	2018-21	2012-13	2014-17	2018-21
1	大震災 27,044	大震災 28,240	大震災 18,928	原発 55,633	原発 41,560	原発 17,805	映像 7,174	福島 9,170	福島 6,320
2	東日本 24,920	東日本 24,540	東日本 16,480	福島 34,468	福島 29,100	福島 14,456	福島 6,927	映像 8,962	映像 5,572
3	映像 18,398	映像 18,124	震災 11,315	映像 19,707	事故 15,828	事故 8,056	大震災 6,260	大震災 7,250	大臣 5,310
4	震災 12,546	震災 16,540	福島 11,229	東京電力 19,211	映像 13,576	映像 5,540	東日本 5,911	大臣 7,058	大震災 4,506
5	宮城 12,439	地震 15,317	映像 10,771	事故 18,783	東京電力 10,834	東京電力 4,737	宮城 4,878	東日本 6,647	東日本 4,207
6	福島 12,034	福島 15,121	地震 9,335	委員 16,082	原子力 10,539	原子力 4,203	大臣 4,049	東京 6,417	震災 3,865
7	東京 11,558	宮城 13,287	宮城 7,723	原子力 15,793	委員 9,615	委員 3,417	震災 3,686	宮城 6,021	東京 3,656
8	津波 9,932	東京 11,962	津波 7,549	日本 10,264	東京 6,638	日本 2,745	東京 3,592	震災 5,590	宮城 3,081
9	地震 9,368	津波 11,079	東京 6,966	首相 8,430	日本 5,421	地震 2,622	岩手 3,556	熊本 4,910	被害 3,009
10	岩手 8,240	岩手 8,817	原発 5,410	政府 8,210	安倍 5,076	燃料 2,529	経済 3,336	安倍 4,878	災害 2,972

注) 値は頻度。

ここまで、3つのキーワードごとに、時期区別の頻出語から放送内容の特徴や傾向について概観してきた。とはいえ、それらはいくまで放送内容における語の出現回数の多寡にとどまり、語相互の関連性（距離、共起性）は不明である。そこで、ここでは語の共起的な傾向（集合の要素の類似性）を示す指標である Jaccard 係数を用いて、各時期の特徴語についてみていくことにしよう。

下表は3つのキーワードごとに、各時期の放送内容における Jaccard 係数上位10位までの語（特徴語）を示したものである。それによると、「震災」に関しては、便宜上、.1以上を共起性（語相互の関連性）の目安とすれば、2012-13年の「大震災」「東日本」を除いて、いずれの時期についても、時期を顕著に特徴づける語はみいだせないように見える。それでも、2012-13年では「東日本」の「宮城」「福島」「岩手」といった東北地域を、2014-17年では発生から20年が経過した阪神淡路大震災（1995年）、2016年に発生した熊本地震をそれぞれ焦点化して、2018-21年では新型コロナと関連させて、震災が放送で取りあげられる傾向がいくらかはあったといえよう。こうした傾向は放送において、時期が現在に近づくにつれて、東日本大震災が過去の自然災害・災禍のひとつとして、後景化していったことを示唆しているように思われる。

「原発」に関しては、Jaccard 係数の値が全体的に高く、2012-13年、2014-17年では、福島第一原子力発電所の事故処理、原子力発電所の安全性、空間・物質の放射線量、除染などの各種「基準」、「大飯」「川内原」などの他の原子力発電所の再稼働をめぐる可否が、特徴語を用いて放送で取りあげられる傾向にあったことを示している。他方、2018-21年では、福島第一原子力発電所の事故（汚染水問題など）が改めて焦点化されるとともに、原子力発電所の安全対策が、「津波」「地震」との関連で防災・減災的視点から放送で取りあげられる傾向にあったことを示している。

「復興」に関しては、「原発」と同様に、Jaccard 係数の値が全体的に高く、2014-17年では「熊本」が上位に入っているものの、いずれの時期でも「岩手」「宮城」「福島」など東北地域の復興が放送で取りあげられる傾向にあった。そして、2014-17年では「住宅」「住民」などマイクロレベルの生活再建が、2018-21年では「地震」「津波」対策、「コロナ」「五輪」といったトピックが、放送で取りあげられる傾向にあったことがうかがえる。

表4-4 各キーワードの特徴語

順位	震災					原発					復興				
	2012-13	2014-17	2018-21	2012-13	2014-17	2018-21	2012-13	2014-17	2018-21	2012-13	2014-17	2018-21	2012-13	2014-17	2018-21
1	大震災 .111	震災 .055	災害 .024	映像 .344	事故 .249	事故 .154	映像 .245	宮城 .169	福島 .151						
2	東日本 .106	地震 .047	事故 .017	東京電力 .238	東京 .121	原発 .154	大震災 .229	震災 .164	被害 .144						
3	映像 .082	熊本 .025	コロナ .014	原子力 .204	安倍 .103	福島 .153	東日本 .227	東京 .157	災害 .140						
4	震災 .055	住宅 .023	阪神 .013	委員 .194	住民 .101	東日本 .131	宮城 .152	安倍 .130	震災 .133						
5	宮城 .055	災害 .020	地域 .012	政府 .150	川内原 .087	大震災 .131	岩手 .128	住宅 .126	東京 .129						
6	福島 .049	住民 .015	淡路 .012	日本 .137	地震 .084	原子力 .105	日本 .117	地震 .122	地震 .109						
7	東京 .048	仙台 .014	ロゴ .011	スタジオ .127	基準 .081	津波 .099	経済 .112	委員 .113	岩手 .107						
8	津波 .044	阪神 .013	新型 .011	大飯原発 .127	燃料 .078	震災 .092	原発 .112	大臣 .110	日本 .105						
9	岩手 .038	教授 .013	地元 .010	首相 .119	自民党 .073	東京 .089	スタジオ .108	熊本 .101	コロナ .103						
10	日本 .031	安倍 .013	思い .010	経済 .107	原子 .070	地震 .088	首相 .102	住民 .083	五輪 .098						

注) 値はJaccard係数。

さて、本項ではここまで、「内容サマリー」の頻出語、特徴語から、「震災」「原発」「復興」に関する放送内容の特徴が、東日本大震災からの10年でどのように変化してきたのかを概観してきた。端的に言えば、いずれのキーワードについても、放送内容は10年間一様ではなく、時代状況のなかで変化してきたといえよう。現在からみると、放送において「震災」については東日本大震災が後景に退く一方、東北地域の「復興」が東日本大震災から10年を契機に前景化してきたことがうかがえる。とはいえ、それは実際に東日本大震災が終わったこと、復興の進捗が芳しいことを必ずしも意味するわけではない。

## (2) 全体的な「内容サマリー」の時系列分析にみる、質的变化の特質

本項では、今回分析対象となっている274,879項目の「内容サマリー」すべてを分析対象として、その出現語の時系列推移にみられる傾向から、震災10年の全国地上波放送の質的变化の特質について、基本的、かつ重要と思われる知見を抽出していく。

第一に注目されるのは、数々ある震災関連トピックの中において、「原発」関連語の相対的「後景化」が示唆されていることである。前項同様、「2012-2013年」「2014-2017年」「2018-2021年」という3つの時期区分に沿って、対象の「内容サマリー」に出現した「名詞」を順位付けしたところ、時系列が進むにつれて、「原発」関連語の出現順位が軒並み低下していることがわかった。たとえば「原発」という語の出現数の順位は3つの時期区分において、それぞれ7位→8位→21位（以下同様）と下げており、特に近年における低下が著しい。他にも「東京電力」は、6位→16位→28位、「第一原発」は8位→12位→19位、「原子力」は10位→23位→55位といった状況である。その結果、2012-13年には明らかに原発関連と認められる語が上位10語の中に4つ（「東京電力」「原発」「第一原発」「原子力」）ランクインしていたのに対し、2018-21年には上位10語には1つも入っていない状況となっていたのである。なお、NHKと民放に分けての分析もおこなったが、両者の傾向にほぼ差異はみられなかった。

こうした事象は、より具体的なトピックを示す語の時系列推移をみても、同様に示唆される。たとえば「廃炉・廃炉作業」という語の出現の時系列推移をグラフにしたのが、図4-1である。

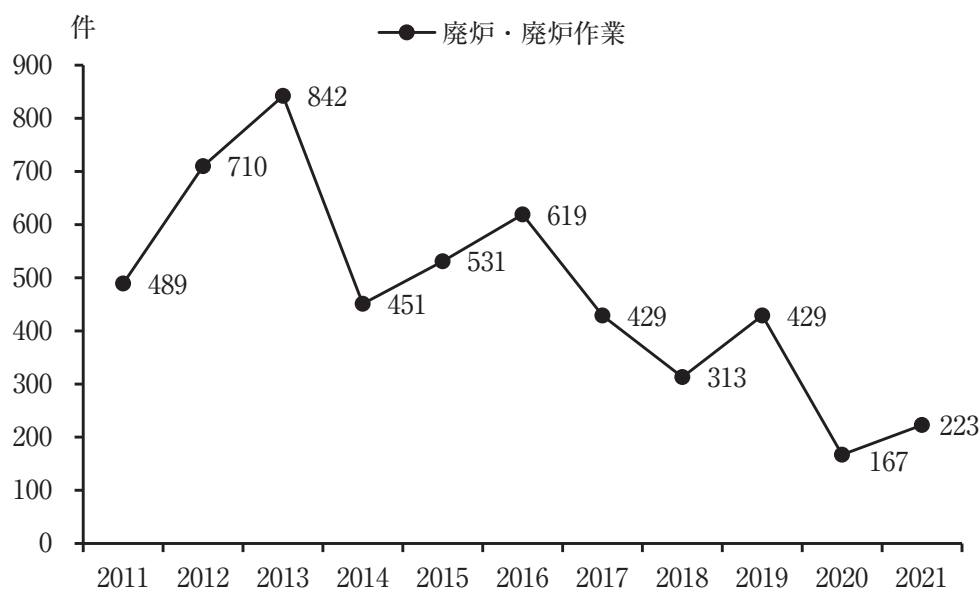


図4-1 「廃炉・廃炉作業」出現の推移

震災発生後の2011年から2013年まで上昇した出現数は、廃炉作業がこの間一貫して継続しているにもかかわらず、概ね右肩下がりの出現数となっていることがわかる。2020年にはその数は、一番出現数が多かった2013年の約20%弱にまで、減少している。

同様の分析を「汚染水」という語についておこなったのが図4-2である。

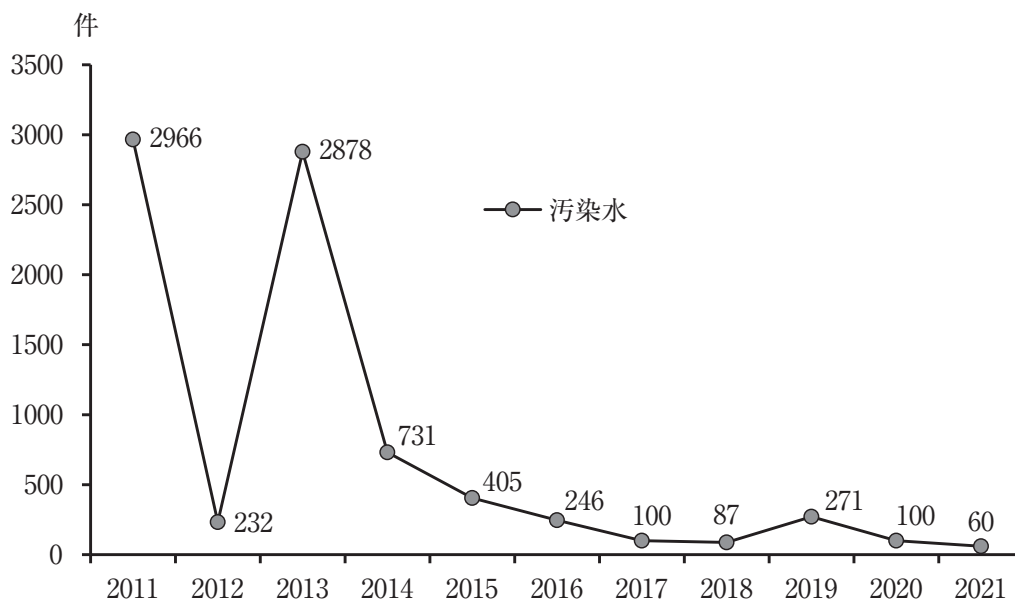


図4-2 「汚染水」出現の推移

こちらは2013年に2011年同様出現したにもかかわらず、翌年から大幅にその数が下がり、最近まで出現数が少ないままの状況が継続している。言うまでもなく、この間、汚染水はその処理方法について根本的な解決をみないままの状況が現実には続いてきたにもかかわらず、である。

「原発」関連と並び、もう一つ「後景化」している語の一群を指摘したい。それは「政治」とりわけ「国政」関連の語である。たとえば「政府」は、13位→38位→45位と順位を一貫して下げている。他にも「国」は18位→18位→25位、「自民党」は20位→30位→73位、といった推移をたどっている。なお、こちらもNHKと民放に分けての分析もおこなったが、その傾向について、両者にほぼ差異はみられなかった。

この間、被災地をめぐる動きが国政と関係がなかった、とは到底言えないことは明らかであろう。こうした語の出現の減少が、国政において被災地に関連した動きが弱まっていることの反映なのか、それとも放送・報道する側が国政と関連付けて震災を取り上げる営為を減らしているにすぎないのか、その両方なのか、についてはデータだけでは判然としない。さらなる分析が求められる。

一方で「前景化」した語もある。たとえば「復興」は、17位→7位→7位と被災直後から順位を上げている。特にNHK（13位→7位→6位）に比べ、民放（23位→9位→6位）の方がその上昇が著しい傾向がみられる。また興味深いのは、最近4年「思い」という語の順位が急上昇していることである（159位→78位→32位）。この語について言えば、2018-21年の最近4年間については、むしろNHK（24位）の方が民放（42位）より順位が高い。前掲の傾向と併せ考えると、放送・報道での震災の取り上げ方として、社会・政治的事象としてのとらえ方がやや退行する一方、被災者個人、

またその意識・内面に焦点を当てる傾向が、徐々に強まっている可能性もあるのではないかと思われる。

もう一つ、この10年の間に、特異的に一時期だけ突出して増加している語も指摘しておきたい。「復興五輪」という語である。図4-3はその推移を示したものである。

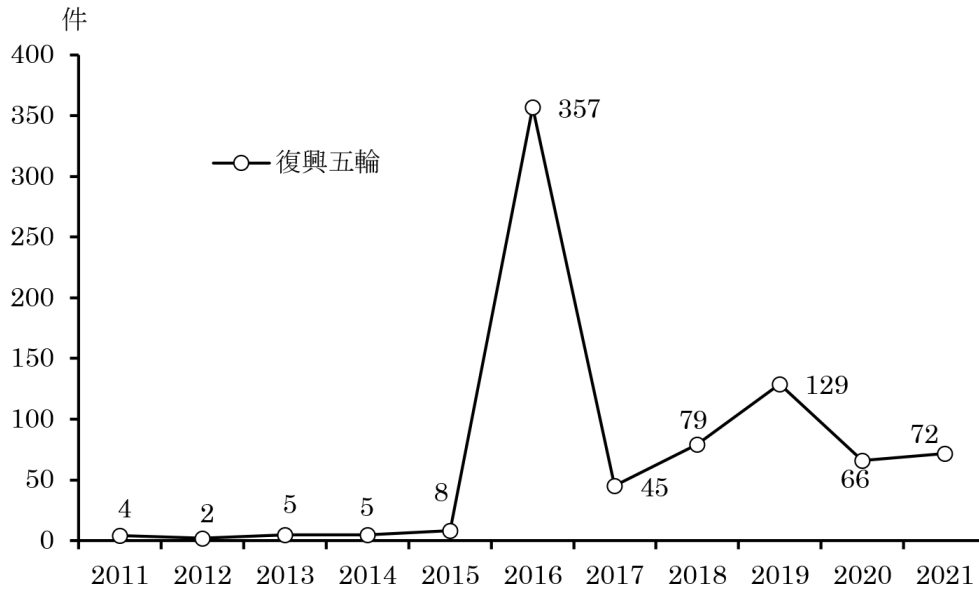


図4-3 「復興五輪」出現の推移

2015年まで、ほとんど出現しなかったこの語は、突如2016年に前年の約40倍に出現数が急増した。ちなみに五輪・パラリンピックの東京招致が決定したのは2013年のことであり、この時には「復興五輪」という語そのものは、ほぼ放送・報道されていなかったことがわかる。一方で2017年には、この語の放送・報道量は急減しそのまま実際五輪・パラリンピックが開催された2021年まで、明らかに増加したとは言えないまま推移している。こうした特異な時系列変化をたどった要因については、さらなるメタ・データおよびアーカイブ分析による放送内容の深耕などによってその内実を明らかにする必要があるが、それは今後の課題としていきたい。

## 5. 結論、および今後に向けて

本稿の目的は、ニュース報道を中心に10年の震災関連放送の全体像を分析対象として、その大きな特徴や時期による傾向の変化を把握し、今後の研究の中で検討されるべき論点や課題を抽出することであった。そのために、基礎的な作業として、10年間の全国放送における震災報道の変化を「量的」および「質的」両面から、概括的に把握することを目指した。

放送の「量的」な分析からは、新たな災害の発生と共にその年や月の放送量が一時的に増加する傾向も一部みられたものの、概ねテレビ放送の報道量は、10年をかけて減少傾向にあることが明らかになった。またいわゆる「3月ジャーナリズム」化は近年さらに進行しており、特に民放でその傾向がより顕著であることが示された。

「質的」な分析としておこなった、「内容サマリー」のテキスト分析では、放送の内容が10年間一様ではなく、時代状況のもとで変化していること、また2011年の東日本大震災についての内容、特



に「原発」「国政」に関する内容が後景に退く傾向が示される一方、東北地方の「復興」が徐々に「前景化」してきたことなどが示唆された。

これらをふまえ、今後、本プロジェクトも含め、さらなる研究・分析によって検討されるべき論点や課題を、整理して述べることにする。論述すべきことは枚挙にいとまがないが、ここでは主なものとして四つの論点に絞って述べる。

第一に、本稿の限界として、その分析対象がメタ・データにとどまること、特に「質的」な分析に関しては、メタ・データ内の「内容サマリー」のみが分析対象となっていることに十分留意したうえで、今後、それらがいかなる内容の映像と音声で放送されていたのか、実際のアーカイブと突き合わせながら、分析を深める必要があるということである。言うまでもなく、放送による報道は、実際には、映像・音声・字幕によって構成されている。活字と写真のみでは伝わりきらない、映像・音声だからこそ届くディテール・ニュアンスが、映像ジャーナリズム・放送による震災関連番組の、活字によるそれとの大きな差異・特徴であろう。上記のような内容に踏み込んだ分析を深めることで、今回概括的なレベルの分析で得られた知見・仮説を、どう「映像ジャーナリズムならではのもの」として説明し、昇華させうるかが問われる。

第二に、分析領域を「報道」以外のジャンルにも、拡張する必要性が見出せることである。3節のNHKと日本テレビのジャンル別比較による分析でも示されていたように、特に民放においては、「ニュース・報道」以外、特に「情報・ワイドショー」、「バラエティ」といったジャンルでも、積極的に震災について取り上げられる傾向があることがわかってきた。本稿で中心的に取り上げた「報道」という視点だけでなく、こうした多様なジャンル、チャンネルで震災に関するコンテンツが届けられていたことに改めて留意し、今後の分析を進める必要がある。その際、量的比較にとどまらず、「ニュース・報道」と、それ以外について、その放送内容にはどんな差異・特徴があるのかといった質的側面にも、注目する必要がある。

もっとも、このジャンルごとの番組分類（コーディング）には、なかなか厄介な課題も潜んでいる。それは、今回最も合理的・効率的な分類方法と判断して我々が採用したEPGによるジャンル分けは、あくまでも各局の自主的な申告・判断に拠っているものだということである。この結果、放送局によっては、「情報・ワイドショー」と分類されてもおかしくないようなタイプの番組が、実際のEPGでは「報道」として申告・分類されてしまっている、といった事例が、今回の分析の過程でも散見された。これに対処するためには、たとえば、単に「ジャンル」という軸だけで番組を分類・分析するのではなく、「放送時間帯」など別の軸と組み合わせて分析するなど、何らかの工夫が求められるだろう、と推測される。

第三に、「3月ジャーナリズム」化をどうとらえ、そのどういった側面をより掘り下げて分析するのかを再検討することである。「3月ジャーナリズム」には、毎年3月に全国の視聴者が膨大な報道に触れることで、普段は風化し忘却してしまいがちな震災の記憶を思い返し、たどり、被災地・被災者の来た道と現在に定期的に思いをいたすという「光」の側面は確かにあろう。一方で、被災地にとって、震災の影響は3月だけでなく今も年間を通じて日々生活・経済などに影響を与え、言わば365日「日常」として埋め込まれているのであり、3月だけに報道が集中することの弊害、「影」の側面もあることは言うまでもないことである。一つ、仮説として言えそうなことは、放送・報道の年間を通じた絶対量の減少と、「3月ジャーナリズム」化という時期の「集中」という現象の重な

りが引き金となり、放送・報道内容の「パターナリズム」化を招いているのではないかと、ということである。今後の分析もこの視点から、「3月」の放送・報道に絞った内容の質的分析など、より深めていく必要があると思われる。この点については、シンポジウムでも論じられているので、別稿の採録を参照されたい。

第四に、我々の分析対象であるメタ・データもアーカイブも、あくまでも「全国放送」のデータであることを十分に意識して、今後の分析を進めることの重要性が再認識されたことである。今回のシンポジウムでも、東京をはじめとする東北以外のメディアおよび住民と、被災地のメディア及び住民の意識の温度差、落差がひとしきり大きな論点として浮上していた。詳細はシンポジウムを採録した別稿に譲るが、この先の本研究の進め方という観点に引き付ければ、今回の分析対象である「全国放送」のメタ・データからみられる様々な傾向は、「被災地以外」のそれ、であることを深く認識したうえで、これと関連させて分析においては、被災地での放送・報道、被災者の意識に目を向け、両者がどう「乖離」しているのか、に十分に目配りをして進めていく必要があることを強調しておきたい。さらに言えば、この先、それらを「別々である」とだけ研究対象として突き放すのではなく、両者に今後どんな接点を持たせうるのか、というまなざしを持って、研究を進めることがきわめて重要なのではないかとと思われる。

本稿で述べてきた10年間の放送・報道量の漸減や「3月ジャーナリズム」化の進展が、復興の進捗が芳しいことを必ずしも意味するわけではないことは自明である。また今後さらに風化が進み、東日本大震災を直接知らない世代が増加していく中で、テレビが継続的に震災を伝えていく必要があることは言うまでもない。そこで「何を伝えること」がとりわけ重要なのだろうか。客観的に、かつ冷静にその課題を考えるための材料を、今後さらに一つでも多く提供することが、本研究を含めた、メディア研究の責務であろう。

※ 本稿の執筆は次のように分担した。1、2節＝米倉律、3節＝小林千菜美、4節(1)＝水原俊博、4節(2)、5節＝谷正名

#### 謝辞：

本論文は、放送文化基金の助成（2020年度）を受けた研究「映像アーカイブを用いた震災関連報道10年の時系列分析」の研究成果である。

#### 注

- (1) ただし、NHKについては、Eテレは対象となっていない。同アーカイブの詳細および構築の経緯については、米倉律・笹田佳宏ほか（2020）、日本大学新聞学研究所編（2017）を参照
- (2) 放送番組のジャンル分類データは、株式会社IPG社から提供を受けた
- (3) Jaccard 係数については、KH coder による解説スライド「Jaccard 係数の計算式(1)」(<https://www.slideshare.net/khcoder/jaccard1>)を参照

#### 文献

阿部博史・NHK スペシャル（2014）「震災ビッグデータ」制作班編『震災ビッグデータ<3.11の真実><復興

の鍵><次世代防災>』NHK 出版

朝日新聞社編「特集 問われるメディアの役割と責任『3・11』から10年」『Journalism』2月号、No369

遠藤薫 (2012)『メディアは大震災・原発事故をどう語ったか 報道・ネット・ドキュメンタリーを検証する』東京電機大学出版局

樋口耕一 (2020)『社会調査のための計量テキスト分析——内容分析の継承と発展を目指して』ナカニシヤ書店

藤田真文 (2013)「ローカルテレビと東日本大震災——全一五局の聞き取り調査から」丹羽美之・藤田真文編『メディアが震えた テレビ・ラジオと東日本大震災』東京大学出版会

福田充編著 (2012)『大震災とメディア 東日本大震災の教訓』北樹出版

福長秀彦 (2011)「原子力災害と避難情報・メディア 福島第一原発事故の事例検証」『放送研究と調査』9月号

原由美子 (2015)「震災後3年間 テレビ番組で何が伝えられてきたのか ドキュメンタリー番組で描かれた被災者、被災地」『文研年報2015』Vol.59

原由美子 (2017)「東日本大震災から5年 テレビ番組は何を伝えてきたか 夜のキャスターニュース番組とドキュメンタリー番組」『文研年報2017』Vol.61

原由美子・大高崇 (2019)「3.11はいかに語り継がれるか——東日本大震災後7年・テレビ報道の検証」『文研年報2019』Vol.63

日高勝之 (2021)『「反原発」のメディア・言説史 3・11以後の変容』岩波書店

池田謙一編 (2015)『震災から見える情報メディアとネットワーク』東洋経済新報社

伊藤守 (2012)『テレビは原発事故をどう伝えたのか』平凡社

金山智子・日比野純一ほか (2014)『小さなラジオ局とコミュニティの再生——3.11から962日の記録』大隅書店

加藤徹郎 (2015)「生活情報番組における『放射』報道の変化——報道番組アーカイブのメタ・データよりみる人為時事性の考察」『サステナビリティ研究』Vol.5

小林直毅編著 (2018)『原発震災のテレビアーカイブ』法政大学出版局

小林利行・中山準之助・河野啓 (2021)「世論調査にみる震災10年の人々の意識『東日本大震災から10年復興に関する意識調査』の結果から」『放送研究と調査』7月号

七沢潔 (2018)『テレビと原発報道の60年』彩流社

七沢潔 (2021)「福島原発事故10年、テレビは何を伝えたか——ドキュメンタリー番組を中心とした内容分析」『放送研究と調査』11月号

長坂俊成 (2012)『記憶と記録311まるごとアーカイブス』岩波書店

NHK 放送文化研究所 (2011a)「東日本大震災発生時・テレビは何を伝えたか(1)」『放送研究と調査』5月号

NHK 放送文化研究所 (2011b)「東日本大震災発生時・テレビは何を伝えたか(2)」『放送研究と調査』6月号

NPO 法人20世紀アーカイブ仙台編著『3.11キヨクのキヨク 市民が撮った3.11大震災 記憶の記録』NPO 法人20世紀アーカイブ仙台

日本大学新聞学研究所 (2017)「特集 震災映像アーカイブを用いた研究の可能性と課題」『ジャーナリズム&メディア』第10号

日本民間放送連盟 (2021)「特集 震災から10年——真の“復興”に向けて」『月刊民放』3月号

日本新聞協会編 (2021)「特集 東日本大震災から10年」『新聞研究』4月号、No.833

丹羽美之 (2013)「東日本大震災を記憶する——震災ドキュメンタリー論」丹羽美之・藤田真文編『メディアが震えた テレビ・ラジオと東日本大震災』東京大学出版会

- 松山秀明「テレビが描いた震災地図——震災報道の『過密』と『過疎』」丹羽美之・藤田真文、前掲書  
白井哲哉（2019）『災害アーカイブ 資料の救出から地域への還元まで』東京堂出版
- 高野明彦・吉見俊哉・三浦伸也（2012）『311情報学 メディアは何をどう伝えたか』岩波書店
- 田中幹人・丸山紀一郎・標場隆馬（2012）『災害弱者と情報弱者——3.11後、何が見過ごされたのか』筑摩書房
- 田中孝宜・原由美子（2011）「東日本大震災 発生から24時間 テレビが伝えた情報の推移」『放送研究と調査』8月号
- 瓜知生（2011）「3月11日、東日本大震災の緊急報道はどのように見られたのか」『放送研究と調査』7月号
- 山田健太（2013）『3・11とメディア 徹底検証 新聞・テレビ・WEBは何をどう伝えたか』トランスビュー
- 山口仁（2016）「三・一一後の原子力政策に関する世論調査・世論調査報道——形成され構築される『現実』としての世論」山腰修三編著『戦後日本のメディアと原子力問題 原発報道の政治社会学』ミネルヴァ書房
- 山口勝（2021）「震災アーカイブから災害アーカイブへ——防災教育と災害伝承におけるメディアの役割」『放送研究と調査』8月号
- 米倉律（2016）「地域メディアが伝える震災と復興——東日本大震災の被災地で活動するジャーナリスト達の5年」『日本オーラル・ヒストリー研究』第12号
- 米倉律（2017）「震災テレビ報道における情報の『地域偏在』とその時系列変化——地名（市町村名）を中心としたアーカイブ分析から」『ジャーナリズム&メディア』第10号



# 震災関連ドキュメンタリーの10年 —被災地・被災者の表象とテーマに関する内容分析を中心に—

古澤 健\*  
米倉 律\*\*

## 1. はじめに

2011年3月の東日本大震災から10年の間に、震災をテーマにした膨大な数のテレビドキュメンタリー番組（以下、「震災関連ドキュメンタリー」）が制作され、放送されてきた。NHKと民放の代表的な定時のドキュメンタリー番組枠だけでも、その数は、『NHKスペシャル』（NHK）207本、『NNNドキュメント』（日本テレビ系列）114本、『テレメンタリー』（テレビ朝日系列）130本などとなっている。<sup>(1)</sup> これら以外のNHK、民放各局の定時枠の番組、および定時枠以外の番組（特番や単発の番組など）を含めると、この10年間に放送された震災関連ドキュメンタリーの数はゆうに1000本を超えられる。<sup>(2)</sup>

では、これらの震災関連ドキュメンタリーは、この10年間、震災についての何をどう伝えてきたのだろうか。本稿は、震災関連ドキュメンタリーが映し出してきた被災地・被災者の表象、そして取り上げてきたテーマ等についての内容分析によって、その特徴や時期による傾向の変化を明らかにし、震災関連ドキュメンタリーの社会的役割や可能性、課題等について考察することを目的とする。

## 2. 先行研究と研究対象・方法

NHK、民放の各局は震災関連ドキュメンタリーを発生後の早い段階（数日～数週間以内）から放送していた。<sup>(3)</sup> これらの番組は、ニュース・情報番組などと併せてテレビによる初期の震災報道の一部を構成する重要な要素であった（遠藤薫2012：200-202）。しかし、震災関連ドキュメンタリーが大きな力を発揮したのは、むしろ震災から一定の時間が経過して以降である。丹羽美之（2013）は、震災においてドキュメンタリーがその持続的報道や調査報道によって果たした役割を、次のように評価している。

一般的に、ニュースの記者は事件や事故が収束するとすぐに次の現場に向かう。しかしそこには必ず「忘れ物」が落ちている。ドキュメンタリー番組とは、そうしたニュースからの「忘れ物」を拾い集める営みとすることができる。今回の東日本大震災でも、ニュースからこぼれ

---

\*ふるさわ たけし NHK高知放送局 副部長

\*\*よねくら りつ 日本大学法学部新聞学科 教授

てしまうような様々な視点やテーマのドキュメンタリー番組が数多く作られた。それらの番組を改めて見直すことは、テレビ・ジャーナリズムの多様性を示すと同時に、忘れられた大震災の記憶を掘り起こすことにもつながるだろう（丹羽美之2013：360）。

この指摘は震災の2年後に記されたものだが、周知のとおり東日本大震災によってもたらされた甚大な被害からの復旧・復興のプロセスは、震災10年が経過した今も道半ばであり、なお終わりは見えない。そうした長い震災からの復旧・復興のプロセスのなかで震災関連ドキュメンタリーは、まさに「様々な視点やテーマ」で、被災地の状況や被災者の姿を映し出し続けてきた。

震災関連ドキュメンタリーのこの10年間の展開、動向については、すでに多くの先行研究がある。震災直後の数年間は、緊急報道、災害報道においてテレビが果たした役割やその限界、問題点などを、主としてニュース・情報番組を対象として分析・検証する研究が数多く行われるなか（NHK放送文化研究所2011ab、瓜2011、福田充2012、高野明彦・吉見俊哉ほか2012、伊藤守2012、山田健太2013など）、ドキュメンタリー番組を対象にした研究成果も次第に蓄積されていった（遠藤薫2012、丹羽美之・藤田真文2013など）。このうち遠藤薫の研究は、震災後半年の間に放送された主要ドキュメンタリー番組のテーマや表象、語りの特徴等を分析した先駆的なものである。遠藤は、NHKが震災をめぐるマクロな様相に着目する傾向が強いのに対して、民放は被災地・被災者に寄り添うアプローチに特色があること、NHK、民放共に自身の報道姿勢や国の原発政策との関わりなどについて自らを相対化する視線に乏しい点などを指摘している（遠藤薫2012：220-221）。また、震災後2年の間（2011～12年）に放送された番組を対象に分析した丹羽美之（2013）は、震災関連ドキュメンタリー番組の主要テーマは、①想定外の災害の実態の記録、②記者たちの驚きや戸惑い、③被災者への寄り添い、④巨大津波の教訓、⑤原発事故の原因・背景への問い、⑥復興への道のり、に分類されるとしている。

震災からの時間の経過に伴って、震災関連ドキュメンタリーを対象にした量的なアプローチによる内容分析も行われるようになった。その代表的なものが、NHK放送文化研究所の原由美子らによる一連の研究である（原由美子2015、2017、原由美子・大高崇2019）。このなかで原は、ニュース・情報番組と同様に、ドキュメンタリー番組においても放送本数が持続的に減少傾向にあると同時に、各年の3月に放送が集中する「3月ジャーナリズム」化の傾向や「語り」の定型化といった傾向が見られること等を指摘している。さらにこの時期には、膨大な数の震災関連ドキュメンタリーを、震災をめぐる多様な出来事や経験を記録したテレビ・アーカイブの中に位置づけ、例えば東日本大震災以前の原発事故（チェルノブイリ原発事故、東海村放射能漏れ事故など）などとも関連づけながら分析・検証するアプローチによる研究も始まっている（小林直毅編2018）。

2021年には、震災からの10年間というスパンで震災報道を検証する動きが各方面で活発に行われた（例えば、日本新聞協会2021、朝日新聞社2021、山口勝2021）。そうした中で日高勝之（2021）は、3.11後に原発事故を扱ったドキュメンタリーが一時的に原発の是非そのものを議題化するようになった点に注目しつつも、その後、番組のテーマが次第に「人間化、ローカル化、他者化」していったと指摘した。原発事故をテーマにした番組だけでなく震災関連ドキュメンタリー全体を分析するうえでも重要な指摘である。また、七沢潔（2021）は、2021年前半（1～7月）にNHK、民放が放送した原発事故関連のドキュメンタリー40本を分析し、各番組が原発事故による被害や教訓の

「他人事」化に抗うために様々な努力をしている点を評価しつつ、他方で日高の指摘同様に、原発政策自体のあり方を問うような番組の不在を批判している（七沢潔、2021：52）。

以上のような先行研究の知見を踏まえ、今回は二つの分析を行った。第一は、『NHKスペシャル』の内容分析である。前述のとおり、震災関連のテーマを扱った『NHKスペシャル』は207本に上る。この207本を対象に、内容やテーマの特徴、10年の間の傾向の変化を中心に分析した。震災関連ドキュメンタリーのなかで『NHKスペシャル』を対象としたのは、①各局の定時番組なかでも最も本数が多く、またテーマも多岐に渡っており、その意味で震災関連ドキュメンタリーを代表する番組であること、②震災直後から現在まで継続的に制作・放送されているために、時期によるテーマや内容の特徴、傾向の変化を観測しやすいこと、③今後行う予定にしている他の番組枠との比較、NHKと民放各局の番組との比較を行ううえでの基礎資料となり得ること、等の理由による。分析の第二は、NHKと民放が2021年3月に放送した震災関連ドキュメンタリーを対象としたものである。「震災10年」の節目にあたった2021年3月には、NHK、民放が数多くの震災関連ドキュメンタリーを放送した。その数は、定時枠の番組（地上波・全国放送）に限っても22本あった<sup>(4)</sup>。これらの番組のなかには、震災から10年が経過した被災地・被災者の状況を総括的に伝えるものや、この10年を時系列で振り返るものが多く含まれており、各局の震災関連ドキュメンタリーの傾向や特徴をよく表している。そこで、この22本の番組が「震災10年」をどう表象したのかについて、番組に登場する地名や人物、NHKと民放の差異などを中心とした内容分析を行った。

以下では、前半で『NHKスペシャル』についての分析結果を説明し（3節）、後半で今年3月に放送された震災関連ドキュメンタリーについての内容分析の結果を記述する（4節）。そして最後に、全体の総括と震災関連ドキュメンタリーの社会的役割や可能性、課題などについて考察する（5節）。

### 3. 震災関連ドキュメンタリーの10年の変遷～『NHKスペシャル』を中心に～

本節でははじめに、NHKと民放の主要なドキュメンタリー番組のなかで、この10年に震災関連番組がどのくらい放送されてきたのかを概観する。その上で、『NHKスペシャル』に絞って、その内容についてより詳しい分析を行う。

#### (1) NHKと民放の主要ドキュメンタリーの概要

今回の分析では、NHK・民放の主要ドキュメンタリー番組として5番組を対象とした。『NHKスペシャル』『クローズアップ現代』（2016年4月から『クローズアップ現代+』）（以上、NHK）、『NNNドキュメント』（日本テレビ系列）、『テレメンタリー』（テレビ朝日系列）、『報道の魂』『ドキュメンタリー・ザ・フォーカス』（2017年4月から『ドキュメンタリー・ザ・フォーカス』）（以上、TBS系列）である。これら5番組を選定したのは、2011年の東日本大震災の発生から現在に至るまで、内容のリニューアルや放送時間の変更はあっても番組枠が継続して存在し、この10年、継続的に震災関連の番組が放送されていることが確認されたからである。また、これらの番組は各番組の公式WEBサイトに放送記録が残されている。これら番組公式WEBサイトに記載されている内容をもとに震災関連番組かどうかの判定を行い、本数を計上した。

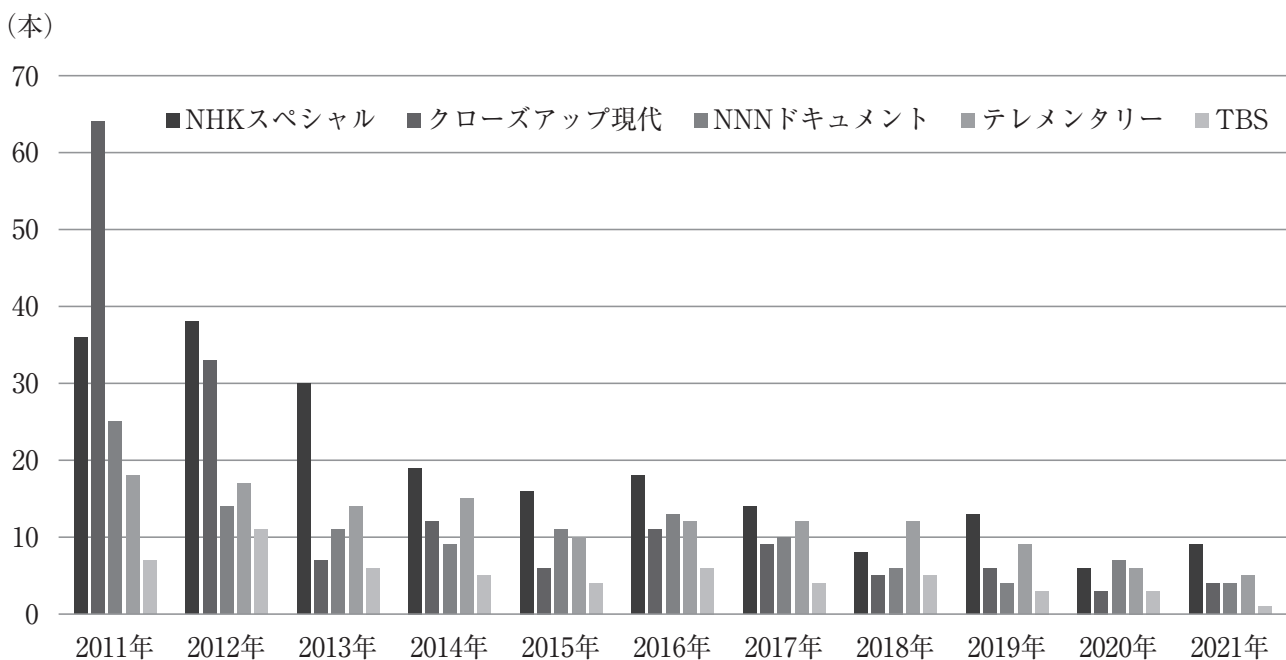
なお今回の対象には、2011年3月以降に放送された「阪神淡路大震災」「熊本地震」「北海道胆振



東部地震」「南海トラフ巨大地震」などに関連した番組も含まれている。これらの災害を取り上げた番組には、「東日本大震災」との関連が濃いものもあれば薄いものも存在する。しかしながら、内容の関連性についての判断には主観が入り込む余地が大きいため、「阪神淡路大震災」「熊本地震」「北海道胆振東部地震」「南海トラフ巨大地震」などの関連災害を扱った番組をすべて含めることとした。同様に、東京電力福島第1原発の事故に関連して、エネルギー政策全般を扱った番組が存在する。これらの番組についても、福島第1原発の事故との関係が濃い・薄いにかかわらず、分析対象に含めることにした。

図3-1は、5番組について東日本大震災発生から10年間の本数の変化を示したものである。<sup>(5)</sup>5番組の10年間の放送本数は、『NHKスペシャル』207本、『クローズアップ現代+』160本、『NNNドキュメント』114本、『テレメンタリー』130本、『報道の魂』『ドキュメンタリー・ザ・フォーカス』55本であった。5番組すべてで2011年と2012年の本数が多くなっている。これは、震災直後から2012年3月の「震災1年」の節目にかけて大量の番組が放送されたことを示している。その後は概ね、すこしずつ放送本数が減っていく傾向が確認された。2016年は5番組ともわずかに前年の本数を上回っている。これは、2016年3月が「震災5年」の節目だったことから各番組の本数が増加したことによる。また、2016年4月に最大震度7の熊本地震が発生し、東日本大震災と関連した放送が増えたことも影響している。以上のように、5番組とも、10年間を通じた変化の傾向はおおむね共通していることが確認された。

図3-1 主要な震災関連ドキュメンタリー番組の本数（年別）



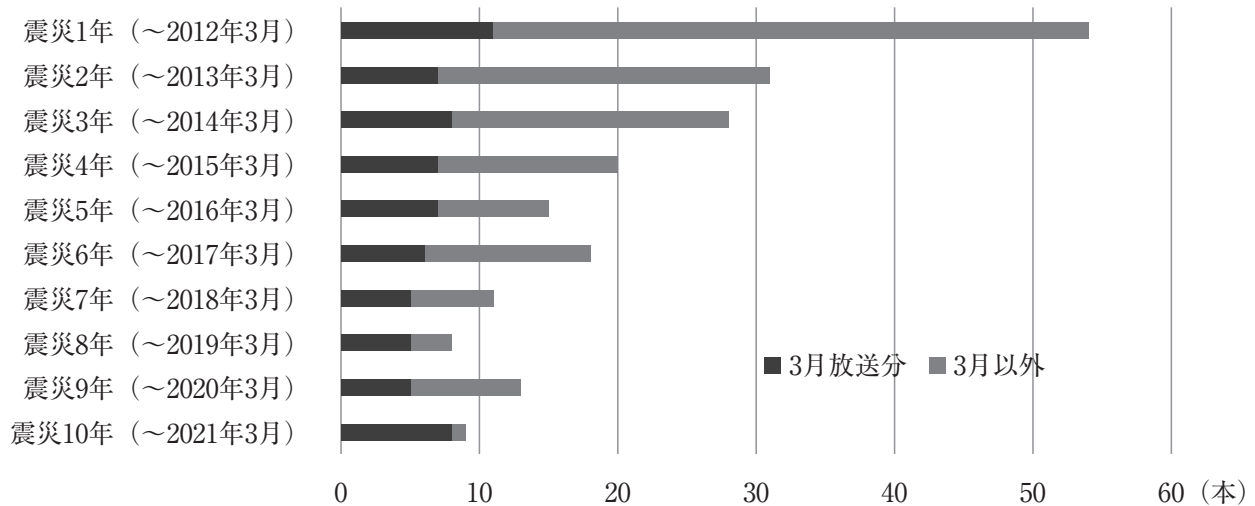
## (2) 『NHKスペシャル』の10年

### ①本数

次に、5番組の中から『NHKスペシャル』について詳しい分析を行う。図3-2は、東日本大震災発生以降の『NHKスペシャル』の本数を年度別に示したものである。暦年ではなく年度で集計し

たのは、NHKの番組改編がおもに4月の年度替わりの時期に行われ、また、震災関連番組の多くが毎年3月11日付近に放送され、その傾向が3月いっぱい続くことから、年度で区切ることで震災1年、震災2年…といった節目ごとの傾向に着目することが可能となるためである。従って、図の一番上の棒グラフ「震災1年（～2012年3月）」は、2011年3月11日から2012年3月31日までに放送された本数を、また次の「震災2年（～2013年3月）」は、2012年4月1日から2013年3月31日までに放送された本数を示している（以下、同様）。

図3-2 『NHKスペシャル』の本数の推移（年度別）



『NHKスペシャル』の放送が突出して多いのは、東日本大震災発生から「震災1年（～2012年3月）」にかけてであり、全207本のうち54本を占めている。その後は、「震災2年」にかけて急激に減少し、「震災10年」に至るまで、概ねゆるやかな減少が続いている。特異な傾向として「震災6年」と「震災9年」に前年を上回る本数が確認された。「震災6年」には、2016年4月に発生した熊本地震に関連する放送が含まれていて、これが本数増加につながっている。また、「震災9年」には、2019年12月に集中編成された「シリーズ首都直下地震」（全7本）の放送が含まれる。

また、各年度に放送された番組のうち、3月に放送された本数（濃）と、3月以外に放送された本数（淡）の割合をみると、「3月放送分」の割合は、年を追うごとに上昇傾向にあることが分かる。「震災1年（～2012年3月）」には全54本の放送のうち、約20%（11本）だったのが、「震災5年（～2016年3月）」には、全15本の放送のうち、約47%を占めた。「震災8年（～2019年3月）」以降は全体の半分を超える割合に達している。震災報道が3月に集中する「3月ジャーナリズム」化の傾向は、震災関連ドキュメンタリーの『NHKスペシャル』においても顕著に見られた。

②テーマの概況

次に、震災関連の『NHKスペシャル』の内容について、8つのテーマに分類して分析を行った<sup>(6)</sup>。分類では、まず「津波系」「原発系」「次に来る災害」という大分類を設定、さらに「津波系」については「津波自体」「犠牲者」「町の復興」の3つの小分類、「原発系」についても「事故そのもの・廃炉等」「避難・避難生活」「帰還・復興」の3つの小分類に分けて集計した。その結果、大分類で

は「津波系」41%、「原発系」34%、「次に来る災害」18%、その他7%となった（表3-1）。6つの小分類では、「原発系（事故そのもの・廃炉等）」が最も割合が高く（22%）、以下、「津波系（復興）」19%、「津波系（津波自体）」13%、「津波系（犠牲者）」9%といった順となっている。

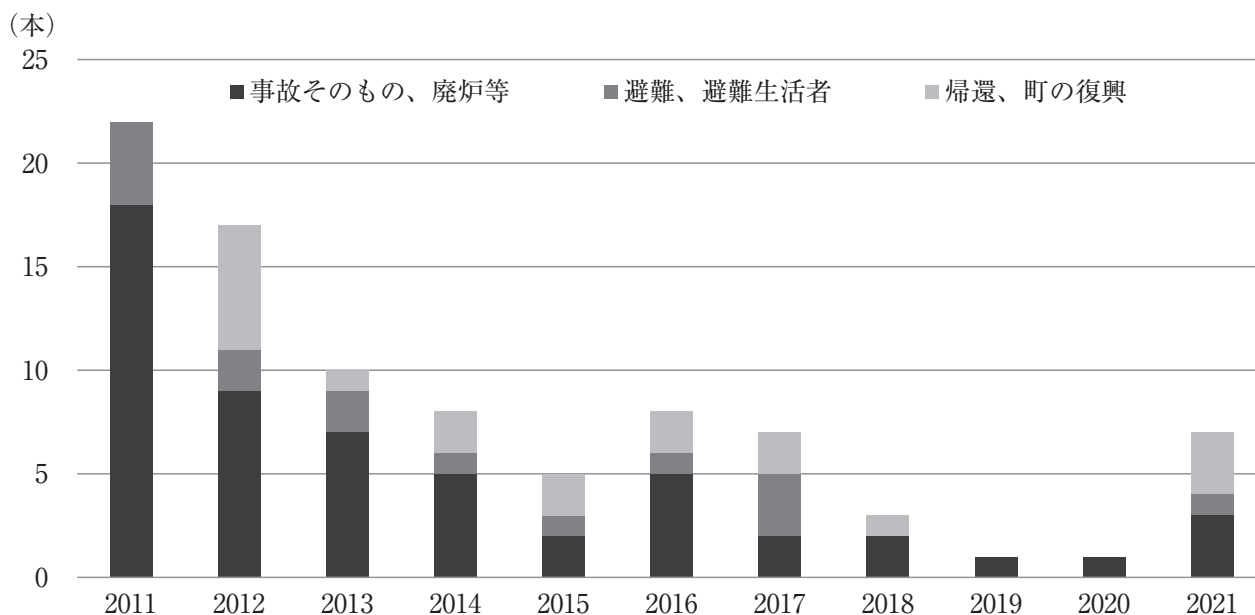
表3-1 震災関連の『NHKスペシャル』のテーマ分類

テーマ分類（大）	テーマ分類（小）	割合（%）
津波系	津波（津波自体、津波被害）	13
	津波の犠牲者、遺族、家族、知人	9
	津波被害からの町の復興	18
原発系	原発事故（事故そのもの、廃炉等）	21
	原発事故による避難、避難生活者	5
	原発事故後の帰還、町の復興	7
次に来る震災（首都直下、南海トラフ等）		17
その他		7

### ③「原発系」のテーマ

図3-3には、「原発系」の3テーマについて年度別の本数の推移をまとめた。「事故そのもの・廃炉等」をテーマにしたものは、本数の増減はあるものの、10年間途絶えることなく放送が継続している。2016年には、前後の年度に比べて本数の増加が確認されるが、これは「震災5年」という節目にあたり、放送本数が増えたことがその理由である。また、2019年と2020年に1本ずつ放送されているのは、2019年3月に放送された「廃炉への道」と2020年3月に放送された「メルトダウン」の2つのシリーズである。

図3-3 「原発系」の『NHKスペシャル』の本数推移（小テーマ別）



「メルトダウン」（初回2011年12月18日）と「廃炉への道」（初回2014年4月20日）は、『NHKスペシャル』が長期にわたって放送しているシリーズ企画である。2021年3月の「震災10年」の節目までに、『メルトダウン』が9本、『廃炉への道』が8本、放送されている。このうち、「震災9年」の3月に放送された『NHKスペシャル メルトダウンZERO 原発事故は防げなかったのか～見過ごされた“分岐点”～』（2020年3月15日）では、原発事故のあった2011年よりも前に安全性への備えを強化することができなかったのか、電力会社や国の関係者100人ほどの証言をもとに検証した。「震災10年」の3月に放送された『NHKスペシャル 廃炉への道2021 原発事故10年の軌跡』（2021年3月14日）では、5回にわたって「後ろ倒し」されてきた廃炉へのロードマップについて検証している。



画像3-1  
『NHKスペシャル メルトダウンZERO  
原発事故は防げなかったのか～見過ごされた“分岐点”～』  
(2020年3月15日)



画像3-2  
『NHKスペシャル 廃炉への道2021  
原発事故10年の軌跡廃炉への道』  
(2021年3月14日)



画像3-3  
『NHKスペシャル  
“帰村” 村長 奮闘す～福島・川内村の8か月～』  
(2012年11月23日)

一方で、「避難・避難生活」と「帰還・復興」をテーマにした『NHKスペシャル』は、年によって本数のバラつきが見られ、2019年と2020年には放送が途絶えていた。

その理由は、「避難・避難生活」「帰還・復興」を扱った『NHKスペシャル』の多くが、避難指示の「解除」を取材のきっかけにしていることに起因している。原発事故の直後、福島県内では8万人以上の住民に対して避難指示が出され、県内外での避難生活を強いられていた。こうした状況から、いち早く「帰村宣言」を打ち出したのが川内村で、帰村への取り組みを追ったのが「“帰村” 村長 奮闘す～福島・川内村の8か月～」（2012年11月23日）である。番組では、2012年4月か

ら8か月にわたって取材し、川内村の遠藤雄幸村長が放射線の不安を口にする住民に帰還への理解を求める様子が描かれている。

その後も、「避難・避難生活」「帰還・復興」をテーマにした番組は、「避難指示」解除をタイミングにしたものが数多く見られる。2017年春（3月・4月）には、4町村（浪江町・川俣町・飯館村・富岡町）で避難指示が一斉に解除され、『NHKスペシャル』ではその動向について2回取り上げている。一斉解除の直前、「震災6年」の3月11日には、『NHKスペシャル 避難指示“一斉解除” 東日本大震災～福島でいま何が～』（2017年3月11日）が放送された。この番組では、かつてない規模の避難指示解除を前に、住民の意識が分断されている状況を取り上げた。番組内で紹介されているNHKの住民アンケートによると、当時の飯館村では帰還について、「戻りたい」33.5%、「戻らない」30.8%、「判断がつかない」19.7%、無回答16%であった。

また、一斉解除からおおよそ4か月後には、『NHKスペシャル 東日本大震災 帰還した町で～原発事故7年目の闘い～』（2017年8月9日）が放送された。この番組では、帰還した住民が、人を恐れなくなったイノシシやアライグマなどの野生動物と格闘する様子など、帰還後の生活再建の難しさが描かれている。



画像3-4  
『NHKスペシャル  
避難指示“一斉解除” 東日本大震災 ～福島でいま何が～』  
(2017年3月11日)



画像3-5  
『NHKスペシャル 帰還した町で～原発事故7年目の闘い～』  
(2017年8月9日)

しかしながら、その後は、住民の帰還について取り上げた番組は放送されていない。「原発系」の『NHKスペシャル』としては、2021年3月の「震災10年」の節目に浪江町出身のディレクターによる対話ドキュメンタリー「私と故郷と原発事故」（2021年3月9日）と「徹底検証“除染マネー”」（2021年3月10日）が放送され、その後は「被曝の森2021 変わりゆく大地」（2021年5月9日）が放送されている。

以上のように、避難指示解除が途絶えていることに起因して、「避難・避難生活」「帰還・復興」をテーマにした番組の減少傾向が見られたが、福島県の現状は、解決にはほど遠い。現在も「帰宅困難区域」とされている自治体は7市町村（南相馬市・飯館村・葛尾村・浪江町・双葉町・大熊町・富岡町）におよび、避難指示は約2万人の住民に出されている。政府は2020年代に「全域で解除をめざす」という方針を打ち出しているが、見通しは立っていないのが現状である。

④「次に来る災害」関連

10年間の本数の推移という点で顕著な傾向が見られたテーマが、「次に来る災害」である。前述の通り、今回の分析では「阪神淡路大震災」「熊本地震」「北海道胆振東部地震」「首都直下地震」「南海トラフ巨大地震」といった、東日本大震災以外の災害を取り上げた番組も対象に含めている。これによって、東日本大震災と関連して「次に来る災害」というテーマが、この10年の間に『NHKスペシャル』において、どのように扱われてきたかを浮き彫りにすることができた。

図3-4 「次に来る震災」を扱った『NHKスペシャルの本数』

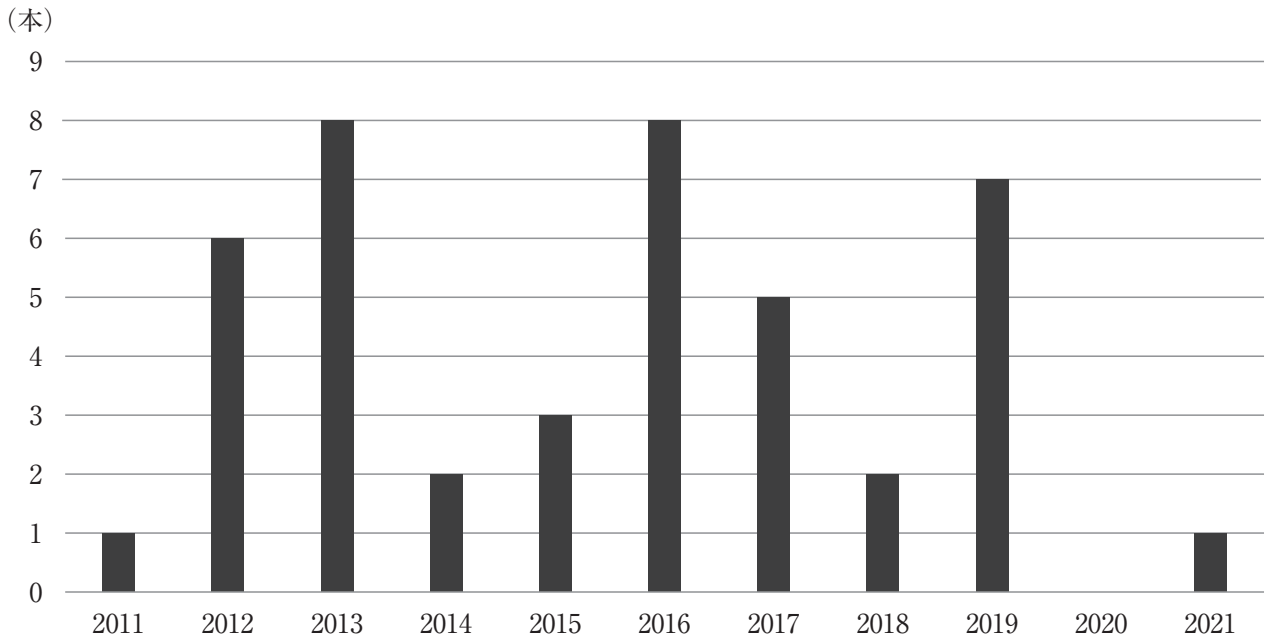


図3-4は、「次に来る災害」を扱った番組の本数の推移をまとめたものである。他の震災関連の『NHKスペシャル』とは異なる傾向が見られた。

2011年に1本放送されているが、これは、2011年9月1日（防災の日）に放送された『巨大津波が都市を襲う～東海・東南海・南海地震～』である。この番組では、東日本大震災をきっかけに東海・東南海・南海地震が同時に起こる三連動地震の被害想定や対策の見直しについて、最新の研究と各地の取り組みについて取り上げている。また、2012年1月17日には、『阪神・淡路大震災17年 東北復興を支えたい～“後悔”を胸に～』が放送され、阪神大震災の復興に関わった人たちが東日本大震災の支援にどう関わったのかを検証したものである。

「次に来る災害」をテーマにした番組は次第に本数が増えていく。2012年4月1日、つまり震災1年を過ぎて、年度が変わったところで放送されたのが『MEGAQUAKE II・巨大地震』第1回である。東日本大震災の前にも放送されていたシリーズの続編にあたるが、東日本大震災を踏まえた地震・津波の「予測研究」の最前線取材したものである。

「次に来る災害」のテーマについて、特徴的な傾向は放送時期である。このテーマの番組が3月に放送されたケースは確認されなかった<sup>(7)</sup>。また、2016年に「次に来る災害」の本数が大きく増えているが、これはこの年の4月に熊本地震が起きたことが理由である。「震災5年」の節目の直後に発生

した熊本地震を取り上げた『NHKスペシャル』は、この年だけで6本に上った。2016年度は、「廃炉への道」2本をのぞくと、東日本大震災に直接関連した『NHKスペシャル』は翌年1月まで放送されていない。2019年には「次に来る災害」をテーマにした『NHKスペシャル』が7本放送されているが、これはすべて「シリーズ 体感 首都直下地震」というドラマ仕立ての大型シリーズである。

### ⑤小括

最後に本節での分析結果を二つの点から小括する。

第一は、「3月ジャーナリズム化」と、テーマの「定番化」である。『NHKスペシャル』の本数の推移を分析したところ、「震災1年」の節目を経て少しずつ減少するとともに、3月に放送時期が集中する「3月ジャーナリズム」化の傾向が見られた。「震災1年」を過ぎてから『NHKスペシャル』全体の本数は年々減少していくが、「3月放送分」に限ると、震災2年から震災5年までの本数は7～8本と大きな変化はなかった。その後も、「3月放送分」は、少ない年でも5本（震災7年・8年・9年）であった。最も本数が少なかった震災7年・8年・9年の各年には、共通して放送されているテーマが確認された。以下にその傾向を列記する。

- a. 巨大津波のメカニズムや新たな知見
  - 『“河川津波”震災7年 知られざる脅威』(2018年3月4日)
  - 『“黒い津波”知られざる実像』(2019年3月3日)
  - 『40m 巨大津波の謎に迫る』(2020年3月7日)
- b. 被災地の復興を俯瞰した検証
  - 『めざした“復興”はいま…震災7年 被災地からの問いかけ』(2018年3月11日)
  - 『終の住みかと言うけれど… 取り残される被災者』(2019年3月10日)
  - 『“復興ハイウェー”変貌する被災地』(2020年3月11日)
- c. (津波被害とは独立した) 原発事故の検証
  - 『被曝の森2018 見えてきた“汚染循環”』(2018年3月7日)
  - 『メルトダウンFile.7』(2018年3月17日)
  - 『廃炉への道2019』(2019年3月16日)
  - 『メルトダウンZERO』(2020年3月15日)

『NHKスペシャル』に関するかぎり、毎年3月に放送される番組には、上記a～cの3テーマが必ず含まれている。いずれも東日本大震災を検証する上で欠かせないテーマであり長期にわたる検証が求められるが、一方で硬直化を感じさせる傾向でもある。テーマの「定番化」が進み、それが「3月ジャーナリズム」のマンネリ化につながっているのではなかろうか。<sup>(8)</sup>

第二は、「3月ジャーナリズム」化にともなう3月の「聖域」化である。本節の分析で対象にしているのは、あくまで「東日本大震災」に関連するドキュメンタリー番組である。しかし上述のように、今回の分析では、東日本大震災以外の災害を取り上げた番組を関連性の程度にかかわらず対象に含めている。そのことにより、東日本大震災以外の災害、つまり「次に来る災害」というテーマの扱われ方の傾向も明らかになった。

それは、「次に来る災害」に関するかぎり、3月に放送されているケースはない、という点である。「次に来る災害」は『NHKスペシャル』全体の18%を占めているが、このテーマのみ、3月以外の時期に放送されていること、つまり、3月には放送されていないことには、放送局サイド、制作者サイドの無意識の「意思」が感じられる。すなわち、「3月はあの震災に思いをはせるべき」と

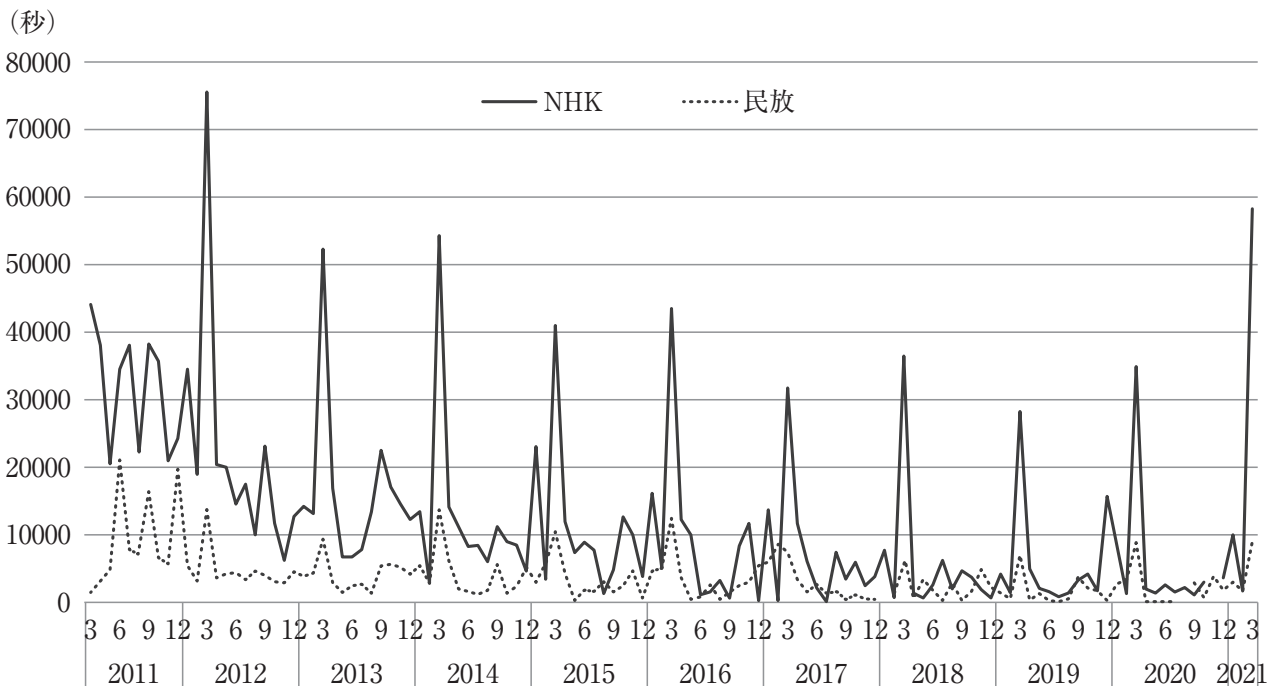
いった、3月を特別な「聖域」とする意識ではなかろうか。

#### 4. 震災関連ドキュメンタリーは「震災10年」をどう伝えたか

##### (1) 概況

2021年3月、NHK・民放各局は「震災10年」をテーマに、ニュース・情報番組を中心として大規模な報道を展開した。ドキュメンタリー番組も例外ではなかった。図4-1は、過去10年間における震災関連ドキュメンタリーの「放送時間量（秒）」の月別推移を示したものである<sup>(9)</sup>。これをみると、震災関連ドキュメンタリーの放送時間量は、①2011年から2012年3月までのピークから時間の経過とともに少しずつ減少してきていること、②各年3月には一時的に放送が増加する「3月ジャーナリズム」化の傾向があること、③この①②の傾向はNHK、民放に共通してみられること、が分かる。そうしたなかで2021年3月は、2017年以降では最も放送時間量が長く、特にNHKは2012年3月に次ぐ放送量を記録した。「震災10年」が大きな節目として各局で意識されていたことが見て取れる。

図4-1 ドキュメンタリー（放送時間量）の推移



##### (2) 対象と方法

今回の分析では、2021年3月に放送された震災関連ドキュメンタリーの中から22本（NHK14本、民放8本）を対象とした。22本はいずれもNHK・民放の代表的な定時のドキュメンタリー番組枠で放送されたものである（文末資料）。この他にも特番や単発の番組も多く放送されたが、今回の分析では過去とのデータ上の比較やメタデータの特性上の事情等も加味して除外した<sup>(10)</sup>。

分析ではこれら22本の番組について、「Aテーマ」「B地名」「C登場人物」についてのデータを取

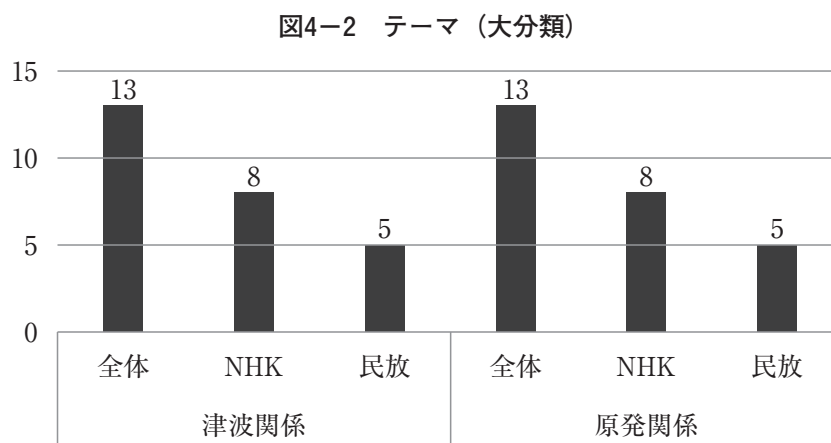


集した。「Aテーマ」については、「大分類」（＝「津波」関係か「原発事故」関係か）、「小分類」（＝a 津波そのもの、b 津波の犠牲者・遺族・家族・友人、c 津波被害からの町の再建、復興、d 原発事故、e 原発事故による避難生活者、f 原発事故後の町への帰還・復興、g その他）についてそれぞれデータを取った。また、「B地名」については、a番組の主要舞台となっている場所、c画面にテロップで表示される地名（県名、市町村名）のデータを収集した。そして「C登場人物」については、番組中のインタビューで発話者として登場している人物についての具体的データ（氏名、性、年齢、職業、属性、立場など）を収集した。また、幾つかの番組については、ナレーションの原稿をすべて書き起こして必要に応じて資料として用いた。以下、これらのデータを用いて行った分析の結果を、①テーマ、②地名、③登場人物の順に記述する。

### (3) 結果

#### ①テーマ

図4-2は、22本の番組のテーマについて「大分類」（＝「津波」関係か「原発事故」関係か）を示したものである。震災関連ドキュメンタリーの中には、この「大分類」の中に入らないものもあり得るが、今回の22本についてはいずれかに分類された。内訳をみると、「津波」関係＝13、「原発事故」関係＝13と同数であった。またNHK、民放別でも、「津波」関係、「原発事故」関係がともにNHK＝8、民放＝5と同じ本数であった。このように今回対象とした22本の震災関連ドキュメンタリーが扱ったテーマは、大きな傾向としてはNHK、民放ともに特段の偏りがなかったことが分かる。



一方、テーマの「小分類」をみると（表4-1）、目立つのが「b. 津波の犠牲者・遺族・家族・友人」と「e. 原発事故による避難生活者」の2カテゴリーの数が多いことである。「b. 津波の犠牲者・遺族・家族・友人」は、NHK＝6、民放＝4、「e. 原発事故による避難生活者」は、NHK＝7、民放＝5である。この結果は、震災関連ドキュメンタリーにおいて、津波関係のテーマについても原発事故関係のテーマについても、ともに「人間要素」が主要なテーマとなっていることを示している。2節でも触れたように、先行研究においても遠藤薫（2012）や日高勝之（2021）が、震災関連ドキュメンタリーにおいて「人間要素」が大きな割合を占める傾向が強いこと（＝人間化）

を指摘していたが、「震災10年」の節目に放送された番組においても同様の傾向が存在していたと言える。

他方で、NHKと民放とのあいだに差異が見られたのが「a. 津波そのもの」と「f. 原発事故後の町への帰還・復興」の2カテゴリーである。「a. 津波そのもの」はNHK=2、民放=0、「f. 原発事故後の町への帰還・復興」はNHK=4、民放=1と、両カテゴリーともに民放に比べてNHKの本数が多くなっている。このうち「a. 津波そのもの」については、津波のメカニズム自体や津波によって引き起こされた被害を科学的に解明するような番組をNHKが放送していたことを反映している。また、「f. 原発事故後の町への帰還・復興」については、NHKが避難解除後の住民の帰還や町の復興に関わる政策的な課題などを正面から扱う何本かの番組を放送していたことを反映している。

表4-1 番組のテーマ（小分類）

	NHK	民放	合計
a. 津波そのもの	2	0	2
b. 津波の犠牲者・遺族・家族・友人	6	4	10
c. 津波被害からの町の再建、復興	2	2	4
d. 原発事故	3	3	6
e. 原発事故による避難生活者	7	5	12
f. 原発事故後の町への帰還・復興	4	1	5

②地名

次に番組に登場した「地名」について見てみる。図4-3は、22本の番組で主要な舞台になった「県名」を抽出した結果である（主要舞台が複数に渡る場合は、複数カウント。登場した県名の合計数は146）。これをみると、福島県が最も多く43%と全体の4割以上を占めており、以下、宮城27%、岩手16%、その他14%となっている。一般的に「被災三県」と呼ばれる福島、宮城、岩手の各県のあいだでも、番組に取り上げられる回数において大きな開きがあることが分かる。なお、「その他」の中には、東京都や埼玉県などが含まれている。また、この三県の分布は、NHKと民放のあいだでも大きな傾向の違いはなかった。<sup>(11)</sup>

図4-3 番組の舞台になった場所（県）

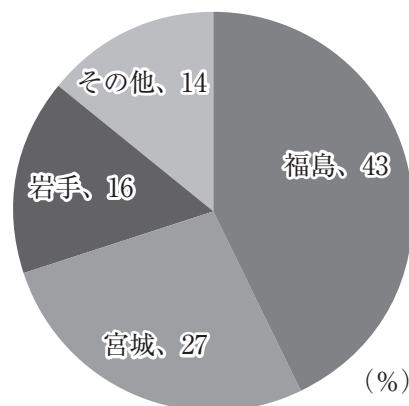
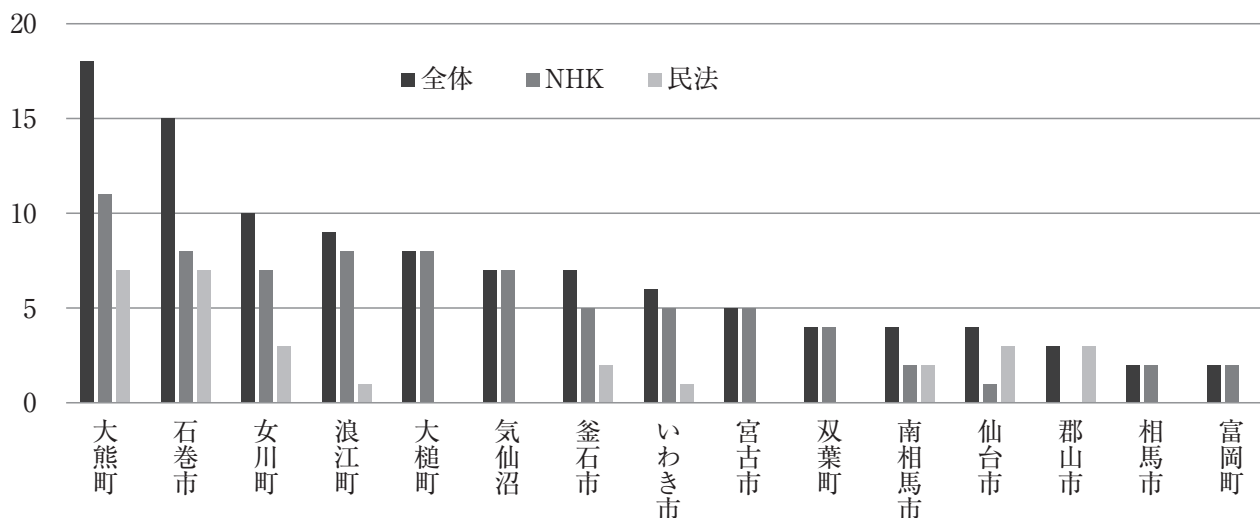


図4-4 番組に登場した市町村 (NHK、民放別)



次に、番組に登場した「市町村」について見てみると、幾つの特徴をみて取ることができる。図4-4は番組に登場した「市町村」を数の多い順から15位までを、NHK、民放別で示したものである。最も数が多いのが大熊町で、以下、石巻市、女川町、浪江町、大槌町などの順になっている。

特徴の第一は、上位にランクしているのが、原発事故で放射能汚染の被害を受けて避難指示区域となった市町村（大熊町、浪江町、双葉町、南相馬市、相馬市、富岡町など）か、津波で大きな被害を受けた市町村（石巻市、気仙沼市、釜石市、宮古市、南相馬市など）のいずれかであることである。

第二の特徴は、ランキングの上位と下位とで大きな開きがあることである。1位の大熊町がNHK、民放あわせて18回、2位の石巻が同15回登場しているのに対して、14位の相馬市、15位の富岡町はともに2回である。テレビや新聞の震災関連報道の量については、被害（物的・人的被害）の程度に報道量が比例する傾向があることや、被害が大きくても報道量が少ないエリアが出現し、結果的に二次災害が生じたり支援物資の不足が発生したりするなど、「情報の地域偏在」の問題がかねてから指摘されてきた（松山秀明2013、稲増一憲・柴内康文2015、米倉律2017など）。先行研究での指摘はいずれも新聞の記事数やテレビ報道全体の件数についてのものであるが、今回の分析によってドキュメンタリーにおいても同様の傾向があることが示唆された。ただし、今回の分析は対象本数が22本と限られているため、より多くの番組を対象として改めて詳細に分析される必要がある。

特徴の第三は、同じ市町村でもNHKと民放のあいだで登場回数に大きな差異が存在している場所がある点である。例えば、浪江町はNHKの8回に対して民放は1回、大槌町はNHKの8回に対して民放は0回、気仙沼市はNHKの7回に対して民放0回などとなっている。取材地は、番組のテーマ・内容によって異なるから、市町村の登場回数が異なるのは当然であるが、この点も上記の「情報の地域偏在」の問題との関係で、より多くの番組を対象として検証される必要がある。

そして第四の特徴として挙げられるのが、同じ福島第一原発が立地する地元自治体でありながら、大熊町と双葉町とのあいだで登場回数に大きな格差が生じている点である（大熊町=18回、双葉町=4回）。二つの町は、ともに原発事故後、全町避難を強いられた。大熊町ではその後、町内の

一部で避難指示が解除されインフラが復旧するなどして、少数ながら住民の帰還が始まっている。これに対して双葉町は、町内のほぼ全域が帰還困難地域に指定され、すべての住民が今なお避難生活を続けており、役場機能も福島県いわき市などに移転したままとなっている。限定的とはいえ目に見える形で復興が進んでいる町と、そうでない町とのあいだで、番組で取り上げられる回数に大きな差が生じていることになる。こうした差が、今回の分析対象となった22本だけでなくドキュメンタリー全体、さらには報道全体にも見られるのかについても、更なる検証が必要である。

さらに第五に、NHKと民放では、番組1本あたりに登場する市町村の数が異なっている点も特徴的であった。NHKの番組（14本）に登場した市町村数は平均6.25であったのに対して、民放の番組（8本）に登場した市町村数は平均5.25であった。NHKの番組のなかでも登場した市町村数が最も多かった番組は、『NHKスペシャル 定点映像10年の記録～100か所のカメラが映した“復興”』（NHK、3月11日）である。この番組は、被災三県の各地に定点的にカメラを据え、震災からの10年間の状況や景観の変化、その中での人々の暮らしの変化などを辿ったものである。この番組には17の市町村が登場している。一方、登場した市町村数が最も少なかった番組は、『テレメンタリー 3.11を忘れないSPゼロから街をつくる、ということ～陸前高田10年の全軌跡』（テレビ朝日系列、3月14日）であった。陸前高田市の復興のプロセスを丹念に追ったこの番組に登場した市町村数は2で、陸前高田市のほかは一部分で東京都（台東区）が登場したのみであった。



画像4-1

『NHKスペシャル 定点映像  
10年の記録～100か所のカメラが映した“復興”』  
(NHK、3月11日)



画像4-2

『テレメンタリー 3.11を忘れないSP  
ゼロから街をつくる、ということ～陸前高田10年の全軌跡』  
(テレビ朝日系列、3月14日)

### ③登場人物

対象22本の番組で、インタビューに登場した人物は計268人（NHK194人、民放74人）、性別では男性181人、女性87人であった。登場人物について注目されるのは、NHKと民放で番組あたりの登場人物数に差異がある点である。NHKの番組（14本）の登場人物は平均13.9人だったのに対して、民放の番組では同9.3人であった。登場人物数が最も多かった番組は、『明日へつなげよう“助かった命”を守るために～震災関連死 10年の教訓～』（NHK、3月7日）で27人の人物が登場していた。一方、最も少なかった番組は、『テレメンタリー 3.11を忘れない 震災家族～遺された父と子の10年～』（テレビ朝日系列、3月7日）の3人であった。

表4-2 登場人物の属性

属性	NHK	民放
一般市民	57	74
地方自治体関係者	12	3
企業・NPO	7	0
東電関係者	2	4
政府関係者	6	3
専門家	11	1
その他	5	15

(%)

また登場人物に関しては、その属性構成においてもNHKの番組と民放の番組とのあいだに傾向の違いがあった。表4-2は、番組の登場人物の属性の構成比についてNHKと民放別に示したものである。これを見ると、NHKも民放もともに「一般市民」の割合が最も高い（NHK=57%、民放=74%）。他方でNHKでは、「地方自治体関係者」「企業・NPO」「専門家」など、様々な属性の人物が登場しているのに対し、民放では「一般市民」以外の属性の人物の割合がいずれもひと桁台と低くなっている。22番組のなかでも登場人物の属性数が最も多かった番組は、『NHKスペシャル

廃炉への道 原発事故10年の軌跡』（NHK、3月14日）であった。最長40年を要するとされる福島第一原発の廃炉に向けた困難なプロセスを追ったこの番組には、「一般市民」以外に、双葉町長（＝「地方自治体関係者」）、東電CDD（＝「東電関係者」）、早稲田大学教授（＝「専門家」）など計6つの属性の人物が登場していた。一方、登場人物の属性数が最も少なかったのは、『NNNドキュメント きよさんと、ふたつの故郷 山と海と原発と…』（日本テレビ系列、3月7日）、『ザ・ノンフィクション わすれない 僕らが歩んだ震災の10年』（前編・後編）（フジテレビ系列、3月7日・14日）の3本で、いずれも登場人物は「一般市民」の1属性のみであった。

番組の登場人物数や属性数におけるこうした差異は、先に見た登場する市町村の数と同様、その番組の性格の違いを示している。登場人物数や属性数が多い番組は、扱うテーマをより広い視点から多角的に掘り下げようとする調査報道型の番組である。このタイプの番組では取材地も広範にわたるため登場する市町村数も多くなる。他方、登場人物の数が少なく属性も「一般市民」だけであるような番組は、特定の被災者に密着し、その日々の生活を描き、彼らの思いを伝えるものが多い。このタイプの番組では、取材場所も特定の場所に限定されるため登場する市町村数も極めて少ない。こうした番組のタイプの違いは、全国放送組織で、取材・制作も全国規模の体制で行うNHKと、各都道府県のローカル局が個別に取材・制作を行うことが多い民放との違いとも関係があると考えられる。

#### ④ 「寄り添う報道」

震災報道においては「寄り添う報道」がある種のキーワードとなった。「寄り添う報道」については様々な論者による多様な議論がある一方で、ジャーナリズム研究のなかでも定義が定まっているわけではない。一般的には「被災地・被災者の立場や事情に配慮して、可能な限り被災地・被災者の側に立ち、その声に耳を傾けたり、代弁したりするような取材・報道姿勢」を示す言葉である（米倉律、2016）。被災地での取材を長く続けてきたジャーナリストの寺島英弥は「寄り添う報道」のあり方について次のように書いている。

そこにいつもとどまり、同じ時を過ごし、悩み苦しみをそばで聴き、理不尽には問いを重ね、取り戻すべきもの、解決すべきことを外へ伝え、孤立する人と手助けする人をつなぎ、誰

かが見つけた希望の種と心の癒し、明日を探す道筋を分かち合う場をつくる。そして、日々の小さな事実の続報を積み重ね、歴史として記録していく。被災地に生きる者のジャーナリズムの形だ（寺島英弥、2021：29）。

今回の対象番組の中にも、広い意味で「寄り添う報道」としての性格を持った番組は少なくなかった。特に民放のローカル局が制作した番組の多くが、被災地・被災者に「寄り添う」スタイルの番組だったと言える。しかし、ひと口に「寄り添う報道」と言っても、そのアプローチは多様であり得る。今回は「寄り添う報道」としては対照的なアプローチを採っていると言える2本の番組に注目し、それぞれの特徴の分析を試みた。

2本の番組とは、『NNNドキュメント 3.11大震災シリーズ (96) きっと、大丈夫。福島で生まれた“きぼう”』（日本テレビ系列、3月21日）（以下、『きっと、大丈夫。』と略記）と『テレメンタリー “3.11”を忘れない83 変わる古里—フクシマはいま—』（テレビ朝日系列、3月20日）（以下、『変わる古里』と略記）である。前者（＝『きっと、大丈夫。』）は、福島県内のNNN系列局である福島中央テレビが制作した番組で、様々な悩みや葛藤を抱えながらも福島県内で子供を産み・育ててきた何組かの親たちの10年間の姿を描いた。また、後者（＝『変わる古里』）は、除染で出た大量の廃棄物の保管場になっている大熊町で生きる2人の男性の姿を通して「課題山積の福島の復興」の諸相を伝える番組で、福島県内のANN系列局である福島放送が制作した。



画像4-3

『NNNドキュメント 3.11大震災シリーズ (96) きっと、大丈夫。福島で生まれた“きぼう”』（日本テレビ系列、3月21日）



画像4-4

『テレメンタリー “3.11”を忘れない83 変わる古里—フクシマはいま—』（テレビ朝日系列、3月20日）

この2本の番組は、ともに地元福島のローカル民放局の制作番組であり、また原発事故によって何らかの影響や被害を受けた地元住民に密着し、彼らが置かれた状況や彼らの声を伝える番組である。しかし、そのアプローチは対照的である。『きっと、大丈夫。』は、様々な困難や苦しみを経験しながらも前向きに生きる親子の姿を取り上げる。例えば、番組に登場した鈴木裕海さんは、息子の一也さんが小さい頃には被爆を恐れて外で遊ばせることができなかった。裕海さんは一也さんの内気な性格を変えようと地元の少年野球チームに入れる。その結果一也さんは、何事にも積極的な性格となったという。一也さんはインタビューで「できることもいろいろ増えたし、楽しさも10年

前に比べるとずっと増えた。親には感謝しきれない」と語る。また番組では、福島原発3号機の爆発の直後に南相馬市内の病院で出産した塚本佳帆里さん親子を紹介、危機のなかで出産に立ち会ってくれた医師や看護師への感謝の気持ちを今も持ち続ける佳帆里さんの声や、10年後の今、元気に育っている息子の姿を明るいトーンを基調にして伝える。

一方、『変わる古里』に登場する2人の男性は、震災から10年経った今も前向きに生きることができずにいる。津波で家を流された猪狩松一さんは、除染廃棄物の処分場建設のために自宅のあった土地を手放したことを後悔している。そして「古里を追われたが自分から逃げ出したわけではない。お金なんか要らないから（古里を）元の姿に戻してほしい」と訴える。また津波によって父親、妻、子供を失った木村紀夫さんは、原発事故が起きたために家族の捜索すらできなかった過去を持つ。木村さんは中間貯蔵施設のために自宅の土地を提供することを拒否し、今も東電に対する怒りを抱き続けている。『変わる古里』は、こうした2人の男性の姿と声を淡々と伝える。

2本の番組のアプローチの差異は、ナレーション原稿からも読み取ることができる。今回の分析では、2番組のナレーション原稿を書き起こし、そこで使われている名詞、形容詞、副詞、動詞をポジティブセンスなものとネガティブセンスなものに分類・集計した。その結果、『きっと、大丈夫』には、「豊かな自然」「恵まれた」「生まれて来てくれてありがとう」「喜び」「満面の笑み」などポジティブな言葉が22回、「悩んだ」「不安」「不確か」「正解がない」などネガティブな言葉が14回、使われていた。一方、『変わる古里』では、「穏やかな風景」「優しい表情」などポジティブな言葉が7回、「消えない思い」「手放す」「多くを失った」などネガティブな言葉が20回、使われていた。このようにナレーションで使われている言葉からも、2番組のトーンが対照的であることが分かる。

以上のような2番組のアプローチの違いは、前者＝『きっと大丈夫』は「エンカレッジ型」、後者＝『変わる古里』は「問題発見・共有型」と特徴づけることができる。「エンカレッジ型」は、被災地・被災者を励ましたり癒したりする、また希望や喜びを分かち合ったり、それらを視聴者に伝えようとするアプローチである。一方、「問題発見・共有型」は、被災地・被災者が抱える問題や悩みを彼らとともに訴えたり、問いかけたり、外部へ伝えようとしたりするアプローチである。「寄り添う報道」は多様であり、ここに挙げた以外にも様々なアプローチがあると考えられる。震災関連ドキュメンタリーが「寄り添う報道」としての性格を持つ場合、それがどのような種類のアプローチなのかという点が、その理由や背景と共に、さらに検討されていく必要があると思われる。

## 5. まとめと考察

本稿では、震災関連ドキュメンタリーが、震災についての何をどう伝えてきたのか、その特徴や傾向、課題等を明らかにするために、①震災関連のテーマを扱った『NHKスペシャル』207本、②震災10周年の節目にあたった2021年3月に放送されたNHK、民放の主要ドキュメンタリー22本を対象に内容分析を行った。以下では、分析から得られた主要な知見をまとめながら、それらについて幾つかの角度から検討・考察する。

第一に、今回の分析では従来からニュース・報道番組において指摘されてきた「3月ジャーナリズム」化の傾向はドキュメンタリー番組においても同様に生じていることが明らかになった。

『NHKスペシャル』では、各年の3月に放送された本数の全体に占める割合が10年のあいだに年々増加していた。またその他のドキュメンタリー番組においても、毎年3月に放送が集中する傾向が見られた。震災から10年という時間が経過するなかで、震災に対する社会的関心や人々の記憶が低下していることが各方面で指摘されている。しかし他方で、事故を起こした原発の処理・廃炉、住民の帰還、生活の再建など、震災からの復興は未だ道半ばである。その意味で震災は今も続いている。そうしたなか、被災地、被災者の現状や声をどう継続的に伝え続けられるか、またそれを通じて震災・復興に関わる問題をどう社会全体で共有できるか、震災関連ドキュメンタリーの社会的役割が改めて問われていると言える。

第二に、『NHKスペシャル』のテーマ分析から、番組で扱われてきたテーマに関する特徴や傾向の諸相が明らかになった。一方において、津波からの町の復興や、原発事故による避難指示解除に伴う住民の帰還など、その時々における目立った動きや話題になった事象の関連テーマが多く扱われる傾向が見られた。他方で、各年3月に放送される番組を中心に「津波のメカニズム」「被災地の復興」「原発事故の検証」など、テーマの「定番化」の傾向が存在することが分かった。また、南海トラフ地震、首都直下型地震など「次に来る地震」をテーマとして扱う番組も多く放送されている。これらの番組は、東日本大震災の教訓を次の震災にどう生かすかという問題意識のなかで、最新の被害想定や対策のあり方などを伝えるものであった。

ドキュメンタリー番組は、時事的なニュースや動きを扱う狭義のニュース・報道とはひとまず区別されるとはいえ、目立った動きや変化が生じていない状況で企画を成立させることは容易ではない。しかし、長期的・継続的な取材や調査に基づいて、一般にはあまり知られていない事実や問題を掘り起こしたり、社会全体に届きにくい弱者の立場や声を代弁したりすることは、ドキュメンタリー番組に期待されている重要な機能である。その意味では、被災地や被災者をめぐる目先の動きや事象に囚われない粘り強い取材力や強い問題意識に基づく企画力が必要とされていると言える。他方で、被災地・被災者の現状や声を伝え続けることだけでなく、震災の教訓を次の災害にどのように生かしていくのかという方向性も引き続き追及されていくべきであろう。

第三に、「震災10年」の節目にあたった2021年3月に放送されたNHKと民放の震災関連ドキュメンタリーの比較分析からは、NHKと民放の番組が扱うテーマには大きな差異がない一方で、テーマの取り上げ方、取材手法などが対照的であることが分かった。すなわち、NHKの番組では、取り上げられる地名や人物、人物の属性数が多く、逆に民放ではそれらの要素の数が少なかった。これは、同種のテーマを扱う場合においても、NHKの番組は広域的に、また多角的にテーマにアプローチし、掘り下げるような種類のものが多いこと、逆に民放の番組では取材対象が特定の地域に限定され、当該地域で暮らす少数の人物に密着しながら描くような番組が多いことを示している。

東京に本部を置き、各地に地域放送局を展開する全国組織であるNHKと、基本的に各地域に根差した地域メディアである民放とでは、地域への関わり方や地域社会との距離感は異なっているし、ドキュメンタリー番組を制作する体制や手法も異なることが多い。そうした差異を前提としつつ、震災関連ドキュメンタリーにおいて問われるべきは、NHK、民放各局がそれぞれの長所や個性を発揮しあいながら、震災や復興をめぐるテーマや内容について、全体として多様性を維持できているか、必要なテーマ・内容が過不足なく扱われているかどうかという点であろう。

もとより、今回の分析は、震災からの10年間に放送された震災関連ドキュメンタリーのすべてを



対象にしたものではない。従って、ここで指摘したような論点や課題についても、さらなる分析を経て、より詳細に検証・考察される必要がある。『NHKスペシャル』以外の主要なドキュメンタリー番組を対象とした10年分の放送内容の分析、NHK・民放各局のあいだの局ごとの比較分析、ドキュメンタリー以外の番組ジャンルとの比較などについては、今後の研究課題としたい。

※本稿の執筆では、古澤が3節を、米倉が1、2、4、5の各節を担当した。

#### 謝辞：

本論文は、放送文化基金の助成（2020年度）を受けた研究「映像アーカイブを用いた震災関連報道10年の時系列分析」の研究成果である。

#### 注：

- (1) 各番組の公式HPから震災をテーマにした番組を抽出してカウントした数。
- (2) これ以外の定時のドキュメンタリー番組枠としては、NHKでは『明日へ』『ドキュメント72時間』『目撃！にっぽん』『ETV特集』など、民放でも『報道の魂』『ドキュメンタリー・ザ・フォーカス』（以上、TBS系列）、『FNSドキュメンタリー大賞』『ノンフィクション』（以上、フジテレビ系列）、『ザ・ドキュメンタリー』『ガイアの夜明け』（テレビ東京系列）などがあり、それぞれの枠内で数多くの震災関連ドキュメンタリーが放送されてきた。
- (3) 例えば、NHKは『NHKスペシャル 緊急報告 東北関東大震災』を発生2日後の2011年3月13日に、『NHKスペシャル 東北関東大震災から10日』を3月20日に放送している。民放でも『NNNドキュメント 東日本大地震 発生から10日 被災者は今…』（日本テレビ系列）が3月20日に、『ガイアの夜明け ライフラインを守れ！～震災支援19日間の総力戦』（テレビ東京系列）が3月29日に、それぞれ放送されている。
- (4) 今回の分析では、定時枠の番組としてNHKは、『NHKスペシャル』『明日へつなげよう』『目撃！にっぽん』『クローズアップ現代』、民放は『NNNドキュメント』『テレメンタリー』『ノンフィクション』を対象とした。このうち『クローズアップ現代』は厳密にはドキュメンタリー番組とは言い難いが、内容・テーマを考慮して対象に含めた。
- (5) 対象期間は2011年3月11日より2021年5月までである。
- (6) コーディングとそれに基づく分類作業は、プロジェクトの複数のメンバーによって行った。また、内容的に複数のテーマに分類される場合は、それぞれカウントして分類した（複数カウント）。
- (7) 唯一の例外として『NHKスペシャル THE NEXT MEGAQUAKE THE 巨大地震“大変動期”最悪のシナリオに備えろ』が2013年3月28日に放送されているが、テレビ局の編成では、事実上の新年度の扱いである。
- (8) ただし、2020年3月の『“復興ハイウエー”変貌する被災地』は異色の内容であった。
- (9) JCC社提供の震災映像アーカイブのメタデータを使った分析結果による。同メタデータについての詳細は、谷・水原・米倉・小林「震災テレビ放送・報道10年の全体像」を参照（本誌7～27頁）。
- (10) NHK・Eテレの『ETV特集』も除外している。プロジェクト全体の分析で使用したJCC社の震災映像アーカイブおよびメタデータでEテレが対象に含まれていないためである。
- (11) NHKでは福島43%、宮城25%、岩手18%、民放では福島43%、宮城31%、岩手9%であった。

## 文献

- 朝日新聞社編「特集 問われるメディアの役割と責任『3・11』から10年」『Journalism』2月号、No369
- 遠藤薫（2012）『メディアは大震災・原発事故をどう語ったか 報道・ネット・ドキュメンタリーを検証する』東京電機大学出版局
- 福田充編著（2012）『大震災とメディア 東日本大震災の教訓』北樹出版
- 原由美子（2015）「震災後3年間 テレビ番組で何が伝えられてきたのか ドキュメンタリー番組で描かれた被災者、被災地」『文研年報2015』Vol.59
- 原由美子（2017）「東日本大震災から5年 テレビ番組は何を伝えてきたか 夜のキャスターニュース番組とドキュメンタリー番組」『文研年報2017』Vol.61
- 原由美子・大高崇（2019）「3.11はいかに語り継がれるか～東日本大震災後7年・テレビ報道の検証」『文研年報2019』Vol.63
- 日高勝之（2021）『「反原発」のメディア・言説史 3・11以後の変容』岩波書店
- 伊藤守（2012）『テレビは原発事故をどう伝えたのか』平凡社
- 稲増一憲・柴内康文（2015）「テキストデータを用いた震災後の情報環境の分析」池田謙一編『震災から見える情報メディアとネットワーク』東洋経済新報社
- 小林直毅編著（2018）『原発震災のテレビアーカイブ』法政大学出版局
- 七沢潔（2021）「福島原発事故10年、テレビは何を伝えたか～ドキュメンタリー番組を中心とした内容分析～」『放送研究と調査』11月号
- NHK放送文化研究所（2011a）「東日本大震災発生時・テレビは何を伝えたか(1)」『放送研究と調査』5月号
- NHK放送文化研究所（2011b）「東日本大震災発生時・テレビは何を伝えたか(2)」『放送研究と調査』6月号
- 日本新聞協会編（2021）「特集 東日本大震災から10年」『新聞研究』4月号、No.833
- 丹羽美之（2013）「東日本大震災を記憶する—震災ドキュメンタリー論」丹羽美之・藤田真文編『メディアが震えた テレビ・ラジオと東日本大震災』東京大学出版会
- 松山秀明「テレビが描いた震災地図—震災報道の『過密』と『過疎』」丹羽美之・藤田真文、前掲書
- 高野明彦・吉見俊哉・三浦伸也（2012）『311情報学 メディアは何をどう伝えたか』岩波書店
- 寺島英弥（2021）『被災地のジャーナリズム 東日本大震災10年『寄り添う』の意味を求めて』明石書店
- 瓜知生（2011）「3月11日、東日本大震災の緊急報道はどのように見られたのか」『放送研究と調査』7月号
- 山田健太（2013）『3・11とメディア 徹底検証 新聞・テレビ・WEBは何をどう伝えたか』トランスビュー
- 山口勝（2021）「震災アーカイブから災害アーカイブへ～防災教育と災害伝承におけるメディアの役割～」『放送研究と調査』8月号
- 米倉律（2016）「地域メディアが伝える震災と復興—東日本大震災の被災地で活動するジャーナリスト達の5年—」『日本オーラル・ヒストリー研究』第12号
- 米倉律（2017）「震災テレビ報道における情報の『地域偏在』とその時系列変化—地名（市町村名）を中心としたアーカイブ分析から」『ジャーナリズム&メディア』第10号

付表 NHK・民放の主要な震災関連ドキュメンタリー番組（2021年3月放送分）

通番	局	番組枠	タイトル	放送日	時間(分)
1	NHK	NHKスペシャル	定点映像 10年の記録 100か所のカメラが映した“復興”	3月11日	74
2	NHK	NHKスペシャル	徹底検証“除染マネー”	3月10日	49
3	NHK	NHKスペシャル	私と故郷と原発事故	3月9日	49
4	NHK	NHKスペシャル	イナサ 風寄せる大地 16年の記録	3月8日	60
5	NHK	NHKスペシャル	廃炉への道2021 原発事故10年の軌跡	3月14日	60
6	NHK	NHKスペシャル	大震災と子どもたちの10年 いま言葉にできること	3月13日	49
7	NHK	NHKスペシャル	津波避難 何が生死をわけたのか	3月6日	60
8	NHK	クローズアップ現代	追体験 語り部バスの10年	3月2日	30
9	NHK	クローズアップ現代	原発7キロの喫茶店～福島・大熊町 流転と再会の10年～	3月3日	30
10	NHK	クローズアップ現代	娘のもとへ 潜り続けて ～行方不明者家族の10年～	3月4日	30
11	NHK	明日へつなげよう	“助かった命”守るために 震災関連死 10年の教訓	3月7日	48
12	NHK	明日へつなげよう	証言記録 東日本大震災スペシャル 格闘と挑戦の10年、その先に…	3月14日	55
13	NHK	目撃につぼん	あなたの生きた町で 大槌町職員と遺族の10年	3月14日	35
14	NHK	目撃につぼん	消えた窯元 10年の軌跡 福島県浪江町	3月7日	35
15	日本テレビ	NNNドキュメント	3・11大震災シリーズ (95) 東日本大震災10年いま、伝えたいこと	3月14日	55
16	日本テレビ	NNNドキュメント	3・11大震災シリーズ きよさんと、ふたつの故郷 山と海と原発と…	3月7日	30
17	日本テレビ	NNNドキュメント	3.11大震災シリーズ きっと、大丈夫。福島で生まれた“きぼう”	3月21日	30
18	テレビ朝日	テレメンタリー	3.11を忘れないSP ゼロから街をつくる、ということ～陸前高田10年の全軌跡～	3月14日	60
19	テレビ朝日	テレメンタリー	3.11を忘れない83 震災家族～遺された父と子の10年～	3月7日	30
20	テレビ朝日	テレメンタリー	3.11を忘れない85 変わる故郷—フクシマはいま—	3月20日	30
21	フジテレビ	ザ・ノンフィクション	わすれない 僕らが歩んだ震災の10年〈後編〉	3月14日	55
22	フジテレビ	ザ・ノンフィクション	わすれない 僕らが歩んだ震災の10年〈前編〉	3月7日	55

※地上波・全国放送の番組（定時枠のドキュメンタリー番組）が対象。

Eテレ、単発のスペシャル番組は除外。

# 令和3年度日本大学法学部新聞学研究所 シンポジウム 「震災10年、テレビ報道は震災をどう伝えてきたか」パネルディスカッション

## 登壇者：

丸淳也（福島中央テレビ・経営企画部長）

寺島英弥（ローカル・ジャーナリスト、  
元河北新報・論説委員）

古澤健（NHK 高知放送局副部長）

山口仁（日本大学法学部准教授）

## 司会：

柴田秀一（日本大学法学部教授）

柴田（司会）：初めに、丸さんと寺島さんから、前半の4人の報告をどうお聞きになったか、それぞれの現場での経験を踏まえながらご意見を伺いたいと思います。まず丸淳也さんからお願いいたします。

丸：はい。福島中央テレビの丸と申します。本日はこうした貴重な機会に参加させていただきありがとうございます。前半の皆様の考察ですけれども、現場におりますと、なかなか立ち止まっているいろいろ統計を取ったり、検証したりという機会がなくて、日々ニュースに追われているというのが現状です。こうした研究・検証というのは風化を防ぐということにも繋がると思っていますので敬意を表します。今日は精一杯努めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

発表の中でいくつも示唆に富んだキーワードが出てきまして、その中でもちょっと注目したものをいくつか挙げさせていただきます。まず「3月ジャーナリズム化」、私もこれに関してずっといろいろ考えていることがございます。「アニバーサリー報道」などともよく言われるかと思うんですけれども、私は福島で生まれ育ってあの震災を経験して、ある意味「アニバーサリー報道」って何が悪いんだろうと逆に思っているんです。東日本大震災があった後も熊本地震や豪雨災害も各地で頻発しています。あと今コロナ禍で皆さんが大変な生活をしてらっしゃいますし、逆に言うと、せめて3月ぐらいは東日本大震災に思いを寄せてもらって、そしてその後の教訓・検証などを番組報道等で皆さんに知っていただく、もうそれだけで十分じゃないかなと正直思っています。



丸淳也（福島中央テレビ・経営企画部長）

日々皆さんが生活に追われている中で、せめて3月だけはという意識で我々現場にいたときもやっていました。なので逆に3月に全力投球、3月だけはうちのプライドでやろうっていう、そういう掛け声で現場をまとめてきました。それに類する、それに準ずるような形で9月っていうのもありましたけれども、そういう意味では「3月ジャーナリズム化」というのは、私は肯定的に受け止めて現場を指揮してまいりました。

その他では「NHK スペシャル」に関するご報告のなかで2019年、20年と住民の帰還に関するテーマを扱った番組がなかったという点です。確かに福島は膠着状態に入っています。なぜかというと、どうしても10年が経って今更帰還できないよという住民がかなり多くいらっしゃいます。子供の学校の関係ですとか、お父さんお母さんの仕事の関係もありますし、もう10年も経ったら、単なる故郷、生まれ育ったところという区切りをつけた方もたくさんいます。でするので、もう故郷って何？という、そういう感覚の方も正直多くなっています。動きがないなかで、どう取材して放送・番組に結びつけるのか、そこがかなり難しくなっています。

また米倉先生から今年3月の放送の中で取り上げた市町村の数についての検証がございましたが、福島がやはり圧倒的に多かった。その中でも一番目が大熊町なんですけれども、福島第一原発はもう一つ双葉町にもまたがっています。大熊町は圧倒的にボリュームが多くて双葉町はほとんど取材されていなかった。その双葉町は、仮の役場を県外に置いたこともあって復興が遅れ、なかなか動きがありませんでした。かたや大熊町は少しずつありますけれども住民が戻りつつあって、新しい役場もできて、要するに目に見える動きっていうのが少しはある、それに対して双葉はない。そういったことが表れているのかなと私は感じました。

一方で、我々地元の局として、そういう動きがないからこそ、本来であればテーマを見つけて取材をして全国に散っている双葉町の町民の声などを拾っていかなくちゃいけないんですけども、なかなかそれに割く人的余裕、時間的余裕がなかったりする。そういう反省も含めて、あのデータはちょっとある意味衝撃的に受け止めました。

それから、次に来る災害への備えに関する番組が原発よりも少しずつ増えているような現象もあったかと思います。やはり最初の「3月ジャーナリズム化」と関係するかもしれませんが、祈りとかそういった部分だけであの東日本大震災を捉えても、なかなか限界があると思うんですね。日本という国はもともとエネルギー源が少ないので、原子力発電から脱却できないといった中であの教訓をどう生かしていくのか、やっぱりそういった意味で次に来る災害という

のをテーマにこれから伝え続けていかないと、やはり風化はどんどん深刻になっていくような気がします。ですので、祈りとかそういった感情だけじゃないんだなっていう、そう繋げていってほしいなという、繋げていかなきゃいけないなという、そういう印象を持ちました。

柴田：ありがとうございます。ではもうひと方、寺島さんは前半の発表をどのようにお聞きになったかということをお願いいたします。

寺島：寺島です。このたびは参加させていただきありがとうございます。私は河北新報で最後は編集委員として10年、記者生活の最後、震災と福島第一原発事故の被災地取材に携わってきました。現場を歩いてきた者として、被災地を歩いてきた者として、そういう立場から、そして被災地の側から、被災者のお話を声を聞いてきた側の立場として今回、ここに参加させていただいたと思います。私は福島県浜通りの相馬市の出身で、地元の飯舘村、南相馬市をはじめ、古里が被災地になり、定年後も終わりじゃなく取材を続けているというところなんです。先ほどNHKの川内村を取り上げたNHKのドキュメンタリーがありましたが、制作は仙台放送局ですか、福島局でしたか、古澤さん？

古澤：あの番組は、ほぼ福島局で作られたものだと思います。

寺島：3本それぞれ短いダイジェストではありましたが、やはり地元の内側からの目で伝えるということが共通していると感じました。『きっと大丈夫』な時というのは、これから震災が終わって赤ちゃんができて不安と喜びと、しかしこれからもとにかく生きていくという決意でしょうか。親の決意。それから『川内村の村長の10年』は、避難指示解除が終わってもそれは解決ではなくて、なお困難が続いていくんだ、それに取り組んでいくというふうに。それから『福島の今』では、変容してしまった故郷の現実を受け入れるということがなかなかできずにいる方、立ち止まったままの人がたくさんいると。だから、どうしても被災地から伝える努力はやっぱり終わらない。10年経とうが終わってはいない、これからも続く。そこでどう生きていこうかという声を伝え続けたいと被災地の人には思ってるんだろうと。



寺島英弥（ローカル・ジャーナリスト、元河北新報・論説委員）

一方で東京のキー局が作る番組は、どうしてもテーマが先にきてそれから断面を掘り下げる、分析するというような切り口で作っていくことで、どうしても被災地の当事者から離れた目線というか、一客観的という言葉もありますが—どうしても東京からの目線ということになってしまうと感じました。そしてその中で、テレビの現場でテレビサイドの方々の中で、10年の

震災取材の教訓や反省がどれだけ共有されているのか、検証されているのかということでした。一つはあの当時、「有名な被災地、無名の被災地」がどうしても生まれてしまいました。震災後、連日現場取材や中継が行われた石巻、南三陸、陸前高田というのは代表的なところですね。それに対して大槌町などは全く放送されず初動の報道の量によって支援にもものすごい差が出た。これは西日本豪雨などの被災地でもやはり同じような現実（問題）が生まれました。それから原発事故当初の首相官邸が「ただちに健康に影響はない」というコメントを繰り返し出したんですが、テレビはそれをそのまま伝え続けた。

マスメディアは、やはり混乱の中で判断材料を得たかった被災地の人たちにはあまり役立たなかった、という声を聴きました。これは新聞も同じですが、そういう教訓は、一例えば次の原発事故なんてない考えたくないですが、ものすごく大事なことだと思います。それからもう一つ、「記念日報道」ということもありました。今年3月の「震災10年」では、今までテレビで控えられてきた津波とか原発の事故の映像も含め、報道量がぐっと増えました。被災地の人にとって洪水のように連日テレビから流れて、それがたまらなく嫌で、地上波を見なくなったというふうな声も聴かされました。

それから3月11日が近づくと、とりわけ肉親を亡くした遺族の人たちは、「復興、復興」と言われれば置き去りにされるようで、「あの日」の映像が出ればまた苦しくなる。

例えば「アニバーサリー報道」に対応するものとして「記念日反応」というものがあるのをご存じでしょうか。私が長年取材をさせていただいてる蟻塚亮二さんという精神科医が、相馬市を拠点に被災者の心のケアをされています。蟻塚さんは、帰還困難区域の浪江町津島地区の住民についてPTSD（心的外傷後ストレス）など心の傷の調査をされているのですが、半数ぐらいの人がハイリスクにあるそうです。今でも3.11が近づくと、とにかく苦しくなるっていう人が多いと言います。そうした現実が被災地の側にあるということを、テレビの側の人たちはどれだけ内部で共有し、自分たちの教訓とされてきたのかですね、この辺りのところが私はずっと気になっていました。

柴田：はい、ありがとうございました。それではお2人からのいろいろなご意見を踏まえ、この後のディスカッションの論点を絞るために、山口先生から少し整理をお願いできますでしょうか。

山口：日本大学法学部新聞学科の山口です。よろしく申し上げます。先ほどの前半部の報告と今のお2人のコメントを聞きながら論点をちょっと整理させていただきたいと思います。この問題を考えるうえで一点目の論点は「3月ジャーナリズム化」の問題です。これに関しては「記念日ジャーナリズム」「アニバーサリージャーナリズム」など様々な呼び方がありますが、ここでは「3月ジャーナリズム化」とします。

その「3月ジャーナリズム化」が報告の中でどう扱われていたかということ、3月とそれ以外の月の報道の差であり、そしてその差をどう比較して考えるのかということでした。具体的にはNHKと民放の違い、ニュースとそれ以外の番組の違いが谷さん・小林さんの報告の中心にあったと思います。



山口仁（日本大学法学部准教授）

二点目は、ローカルジャーナリストとして活躍されている寺島さんが言われていたように、地域の視点です。先ほどの古澤さんの報告もそうですが、地元のローカルメディアと東京の全国メディアの報道がどう違うのかという論点です。これは「3月ジャーナリズム」とも関係していて、全国メディアとローカルメディアがそれぞれ「3月ジャーナリズム」にどう向かいあっていたのかということも含めて論じるべき点ではないかと思います。

三つ目は、米倉先生の報告の中にもありました報道スタイルの問題です。例えば「エンカレッジ型」と「問題発見・共有型」というお話もそうですし、さきほどの寺島さんのコメントにもあったように東京のメディアは外から見た「中立的」「客観的」な姿勢であり、それに対して地元メディアは地元の人々の側に立ったものであるという話も、報道スタイルの違いの話になると思います。米倉先生の報告では「寄り添う」スタイルの中での違いがテーマでしたが、そもそも「寄り添う報道」とそうではない報道といった違いもあると思います。

柴田：山口先生ありがとうございました。ではこの3つの論点について、皆さんにお話を聞いていきたいと思うんですが、まず最初の論点「3月ジャーナリズム化」というところから、伺いたいと思いますけれども。いかがでしょうか？

丸：寺島さんから、被災地の方、特に遺族を失った被災者の方の思いという重要なご指摘をいただいて、本当に我々も「3月だけは」という思いでやってきたんですけども、もういろんな声が直接届きます。本当に「なんで3月だけしかやらないんだ」「こんなに津波の映像とか垂れ流して、我々の本当に心情とか考えたことあるのか」というような視聴者の声が毎年のように届きます。やっぱりそこが地元局としての難しいところです。一方でちょっと話がそれますが、復興・帰還っていう部分で言うと、帰還して、故郷に戻って、新しいお店を作ったとか、旅館を再開したとか、そういうことが美談として語られると、逆に「帰れない人たちは悪者なのか」「戻らなきゃいけないのか」というような声も届いたりしまして、帰還って何なんだろうってということも本当にずっと報道していて迷うところです。

だから、どういうターゲットに向けてどういうテーマで伝えていくのか、テレビ報道のあり方を迷い続けてきて、しかもキー局から求められるようなオーダー、つまり全国に出すべきテーマと、地元の県民に向けて出す情報の違いもあります。非常にその辺は未だに迷いながらやっていて、結論がないといいますか、そこが本当に苦しいところです。

柴田：はい。ありがとうございます。寺島さんは、被災者といっても一括りにしてはいけないとい



うことですが、そのあたりはどういうふうに捉えていらっしゃるのでしょうか。

寺島：私が申し上げたかったのは、「3月ジャーナリズム」というのはあくまでも東京目線の話であって、たぶん東京のメディアにとっての課題なんでしょう。

例えば私の古巣になりますが河北新報は、東北のブロック紙です。超ロングランで東北の被災地発の震災報道を続けていまして、2021年度の日本新聞協会賞を取りました。とにかく毎日のように被災地の北から南まで現状を伝えている。

つまり、何も終わってないということは、例えば福島避難解除になった地域でも、あるいは陸前高田のような津波被災地でもそうです。一方は大規模な除染事業が行われ、他方では復興区画整理が終わり、高台移転が終わり、それでも人が戻らない。もう立派なショッピングセンターができて、行政庁舎も再建され文化施設も新しく政府の復興予算でできたけれども、なかなか産業が戻らない、人も戻らない。そこへコロナ禍がやって来て、観光客を呼ぼうという活動も停滞してしまいました。私の田舎の相馬では、一昨年10月には豪雨水害のために復興途上の商店街が大被害を受けて、すっかり落ち込んでしまっている。何も終わらないんですね。

つまり、震災から立ち直れずにいる現状が、毎日のオンゴーイングな問題であり続けているわけです。福島第一原発から百数十万トンもの処理水を流すという政府方針に対しても、漁業者たちは「巨大な風評を再発させるものだ」と大反対しています。とにかくいろんな問題が終わらない。

だから毎日毎日そうしたニュースが紙面に載っても、読者からは「もっとオリンピックのことをやれ」、「コロナの情報を増やせ」、「政治のことをもっと読ませろ」というふうな声は読者から出てこないんです。岩手でも福島でも宮城でもそうですが、地元紙ってというのはもう震災翌日には、津波にまみれた被災地の避難所に新聞を届けに行き、そこから読者との新しい信頼関係をつなぎ直しができたところがあります。被災地の人たちにとってはやはり、次々に起こる状況の変化、いい変化もあれば深刻な問題というような変化もありそこについていけないという人もいます。そういう意味で「1年に1回、思い出したころに」という取材では、とても日々変容する現実を伝えられないんです。そういう被災地の内と外の視座の違いってのはやはり大きいんじゃないでしょうか。

柴田：「3月ジャーナリズム」というのは東京のメディアの話ではないかということなんですが、古澤さん、実際に震災の後に仙台で仕事をされて、その後、東京でも勤務されているわけですが、いかがですか。

古澤：震災報道を、10年を超えて今後も継続していくときに、一番大事じゃないかと思ってるのはニューカマーだと思うんですね。ニューカマーってというのは若い人のことです。今日、このシンポジウムに参加されている方々には、大学生の方が意外に多いんことに気づいたんですけども、大学生の年齢だとすると震災時が小学生ですね。どこで被災したかどこで3.11を経験したかによると思いますけども、小学生だったことを考えると、「3月ジャーナリズム」がいいかどうかは別にして、3月っていう機会が、あの震災を学ぶ貴重な体験になっていくわけですね。



古澤健（NHK 高知放送局副部長）

「3月ジャーナリズム」って元々「8月ジャーナリズム」をもじったものだと思いますが、ここにいる我々世代全員そうだと思いますけども、我々は「8月ジャーナリズム」で戦争を学んできたところがあるじゃないですか。次の世代、新しく社会の一員になってる人たちに、震災をどう学んでもらうのか、知ってもらうのかっていう視点に立つというのは、私は一番重要なんじゃないかなと思っています。

3月になると震災映像が氾濫するっていう話ですが、これはNHKでも「これから津波の映像が流れます」というお断りスーパーを入れるんですが、ちょっと興味深いことがあります。確か震災8年の3月に、NHKのアンケートで被災地の人たちを対象にしたアンケートで、あの震災映像を子供たちに見せてもいいと思うという人の割合が7割を超えたという調査があったんですね。震災直後は「見たくない」という人は被災地には多かったし、今でもつらい気分になる方はたくさんいると思います。それは間違いなく事実ですから注意・配慮が必要なんですけども、これから震災を学んでいく人たちにとって、衝撃的な震災のあのときの映像も含め、気をつけながらですけども、あのときを起点にずっと変化を伝え続けるっていうことと同じぐらいのウェイトで、新しく震災を知る人たちのことを意識すべきではないかと最近思うようになっていきます。

柴田：ありがとうございます。山口先生、いかがでしょうか。

山口：事件や出来事に関して抽象的なまとめ方をすれば、いわゆる「終わってない事件・出来事」として語られる段階、そして「歴史的な出来事」になっていくもの、さらには「忘却されていくもの」と言ったように、いくつかに分類できると思います。

確かに地方・ローカルなどでは、震災は「終わっていない事件・出来事」として、まさにそうした現場がある一方で、東京から見ればもう「歴史的な出来事」になりつつもあり、さらにそれをどう継承するのか、ひょっとしたら「忘却されていくもの」になる可能性もないわけではないのです。おそらく以前ならば、例えば阪神淡路大震災の報道は「1月17日のジャーナリズム」として行われてきたでしょうし、ひょっとしたら2004年10月の中越地震に関する報道にもそういう面があったかもしれません。東日本大震災も、東京では「歴史的な出来事」になりつつある。この二つの違いというのは、おそらく震災の現場（地方）と東京（中央）との違いになって出ているのかと思います。ですから、先ほど挙げました1つ目と2つ目の論点は密接に結びついていると思います。

柴田：ありがとうございます。寺島さん、さきほど古澤さんからは、新たな若者たちに言い向けての報道のやり方というのものもあるのではないかという指摘があったんですが、これはいかが受け止めになりますか。



柴田秀一（日本大学法学部教授）

寺島：いま私は、客員教授をしている尚絅学院大学（宮城県名取市）で、「当事者につながる学びとスキル～3月11日に向けて記事を書こう」という実践講座をやっています。これは学生さんたちが地元の被災地に行って当事者たちや語り部の方に取材し、また共同インタビューをして体験や思いを聴き、自ら伝承者となって記事を書いて発信してもらう講座です。そうやって少しずつ若い世代にも、被災地の体験を共有する機会と場を作っていけたらと思っています。

柴田：テレビとしては毎日続けるというのが難しいところがあるんですが、そのあたりのことはどういうふうにお考えですか。

寺島：震災から10年たてば、もう2011年3月11日に取材現場にいた記者たちのなかには、もう私のように定年になって新聞社にいなくなった人たちもいるし、また新たに入ってきた新入社員も当然いるわけですよ。これはどこも同じで、社内とか組織の中で体験が伝承されているかっていうことがまず一つの危機です。つまり報じるメディアの側で、あの極限の現場体験が世代伝承されているのかということが、やはり大きな課題ではないかと。

どういう状況の被災地の現場で当事者に向き合って話を聴き、どんな失敗をして何を学んで一緒に泣いたか、そういったことを検証し共有する。反省も含めて、組織の中でそういった作業が行われないと、やはり震災報道自体が当事者に「寄り添う」ものになっていかないし、新しい世代の読者に新しい世代の取材者が発信するという進化したあり方にこう繋がっていかないとと思います。

柴田：丸さん、管理職として後から入ってきた社員の人たちとどういった伝承の方法というか、工夫をされていますか。

丸：弊社でも報道のスタッフは、カメラマンとかCGとか専門職を除くと、震災当時いた者はもう3分の1ぐらいに減っています。私自身も今は総務部門におります。

ちょっと話がそれますが、地方局は今かなり曲がり角にあります。デジタル分野への広告出稿が去年テレビを抜いたということもありまして、経営的にもこの先かなり厳しいものがあるだろう。もうこれは民放全体のお話になるんですけども、そういう中でスペシャリストより

ゼネラリストといますか、福島中央テレビの社員としての育成というところも今重視されつつあってそれは他局も同じだと聞きますし、そういった現実の中で民放の1ローカル局がどこまでそういうマインドを維持しながら、この先10年20年、伝え続けられるのか、非常に重いテーマだと思っています。

ちょっと最初の話に戻るんですけども、同じ原発立地地域にある大熊町は、取り上げられ方も多くて、双葉町がない。双葉町は埼玉に仮役場を置いたんですが、そこへ取材を出すか出さないかというときには、お金の問題もあるし、あとそういったところに関心を寄せる記者をどう育てるか、そういう経営的な側面。働き方改革などもある中で、本当にそういう自分のテーマを持って、もう本当に真剣に取材をできる記者をどう育てるか。これはまさに風化とも関係するかなりこの先重要なテーマかと思っています。

柴田：ここまでのお話の中で「3月ジャーナリズム」と「ローカルと全国」という2つの論点は関連しているというお話もありました。ローカルと、全国放送というところかというと、隔靴搔痒のところもあると思うんですね。東日本大震災でも、やはりお台場で起きた火事みたいなものをずっと取り上げていたというふうに私達もずいぶん怒られました。当時、私はTBSにおりまして、ずいぶんその指摘を受けたんですが、古澤さんは、地方と東京とでお仕事をされていて、どういうふう感じられていますか。

古澤：やっぱり報道とかジャーナリズムっていうのは自分の立ち位置によってガラッと物の見え方が変わるの確かだと思うんですね。NHKというのは、東京と地元の視点という意味では若干特殊な会社で、というのは異動が頻繁ですから、そういう意味では中間的な立場になるのかなあと思うときもあるんですけども、異動するとやっぱり自分の頭の中が少し変わるのを感じますので、人間って置かれてる立場から離れられないんだと思うんですね。

だからむしろお互いの特性を生かすしかないんですけども、ただ、震災の場合、やっぱり意識的にその被災地の視点に立つっていうのは必要だと思っていて、お互い役割が違うんだから自然体でいいんじゃないかっていうわけにはいかないと私は思います。震災に関しては、それが3月に限られていたとしても、意識的に被災地の立場に立つ、それが重要だと思うんですが、あとは人間の意識の問題ですよ。

丸さんにお伺いしたいのは、震災を子供の頃経験した人が地元メディアに入ってくると、それは自動的に地元の目線の報道ができるようになるものなのか、私は多分違うんじゃないかという気がするんですが、NHKにいて私が今思うのは、東京の目線かということよりも、全く震災を経験したことがない取材経験がない若い人間に、震災の取材をさせることの難しさがあるんですね。

戦争の場合、若い人でも戦争に興味を持つ人っていうのは少なからず今もいると思うんですけども、震災に関して同じような若い人、あんまり見たことがないんですね。被災地の局以外では東京にいて、震災に興味を持ちました、たまにちょっと首突っ込んでみたいですよっていう人はいますけども。どれだけのめり込んでくれる人間を育てていくのかってのは東京ではもちろん大変なんですけども。

柴田：丸さんいかがでしょう。

丸：善し悪しがあって、私が部長をやっていた頃に入ってきた新人が、まさにあの第一原発の事

故があった大熊町の出身でした。高校3年生のときで、あの震災時は野球部の練習をしていて、津波から逃げて、ずっと避難所暮らしてきたというまさに被災者、原発事故の避難者だった男が入ってきました。我々も直接的な被災者が社員で入ってきて報道部に配属になったときに、どう向き合って彼の思いを実現させるべきか、いろいろ本人と話をしました。1回、ローカルですけれども、一人称で彼に実際ナレーションまで読ませて、自分がどういう体験をして、福島中央テレビに入社してこれからどういうことを伝えていきたいかというドキュメンタリーを作ったんですけども、賛否両論いろいろありまして、被災者の方からもちょっと違うんじゃないかっていうところもありましたし、客観的に見た人はとても伝わったっていう声もありましたし、なかなか難しかったということがありました。

あと、逆に他県から弊社に入ってきて記者をやっている人間の場合、他県からわざわざ福島に来たという時点で、もしかしたら地元の間人よりも意識が高かったりして、大学時代にいろいろなボランティアをやってきた、福島のために何かしたいと言って福島に来た、という風に意識が高かったりするので、フラットに付き合うようにしています。こちらあまり思い込みを持たないようにフラットに付き合っ本人がやりたいような、伝えたいようなことを実現させるようなことをずっとやってきました。

柴田：古澤さん、どうでしょうか。

古澤：これは私見ですが、震災報道が何のためにあるかといったら、次の世代に伝えるため、次の世代が学ぶため、と思うところがあって、「8月ジャーナリズム」がどれだけお手本なのかわかりませんが、日本は曲がりなりにも戦後75年以上経っても、8月には戦争を考えるっていう土壌を作り上げましたよね。昔は「8月ジャーナリズム」って、日本人は8月しか戦争のことを考えないっていう揶揄する言葉だったと思うんですが、最近僕はこの「しか」が取れたんじゃないかと思っていて、日本は8月になると戦争のことをちゃんと考えると言えなくもないと思っていて、「3月ジャーナリズム」も、これからこの日本で暮らしていく若い人たちにとって、何かを触発されたり、震災報道に関わってみたいって人が現れたりするのが一番理想かなと思います。

柴田：寺島さん、先ほどご指摘があった「3月ジャーナリズム」という言葉は東京目線だということ、東京の全国放送とローカル放送の違いもご指摘されましたが、全国がやっているその冷たさ、客観的という言葉が冷たさに繋がるのではないかとも思うんですが、そのあたりは今までの議論をお聞きになってどのようにお考えですか。

寺島：客観的、冷たい、というよりも、やはり東京の大メディアの立場を考えれば、次から次に新しい話題がもういっぱい出てくるわけですね。オリンピックだコロナだ、総選挙だと、一つ終わるともう次があるというような感じだと思うんですね。ただ、震災報道や原発事故の報道が、やはり不要なものには絶対なり得ないと思うのは、これだけ毎年新しい災害の被災地が次々と出ていて、熊本地震では近隣の川内原発が無事だったのも幸運でしかなかった。

これは南海トラフとか将来大災害が想定されてる地域も全く同じだと思いますよ。だから、少なくとも神戸とか東北とか先に体験した地域ってというのは、次にあり得る被災地のために、多くを伝えていく義務があると思うんですね。だから、これはやめられないし終わらない。全国メディアにとってもその課題は変わらないと私は思うんです。

柴田：山口先生いかがでしょうか、ここまでの議論の中で。

山口：最初に「3月ジャーナリズム」というキーワードを言いましたが、先ほど寺島さんもおっしゃられたように東京ではいろいろな出来事が起こる中で、震災はやはり「歴史的な出来事」「伝えるべき過去の出来事」になりつつある。しかし「3月ジャーナリズム」というキーワードはあくまで出発点であって、その中にはやはり差があると思います。

先ほど、古澤さんや丸さんがおっしゃったように、苦しい労働環境・取材環境状況であっても意識的に報道した、そういうものについては批判するだけではなくてしっかりと評価することで、「3月ジャーナリズム」の中でも質の良いものを、それこそ「つないでいくこと」が必要だと思います。

柴田：次に「寄り添う報道」という論点に移りたいと思います。「被災者に寄り添う」ということは簡単なんですが、その被災者に寄り添うというのはどういうことなのか、実際に心を開いてお話いただけるかどうかということも含めて、そのあたりを寄り添うというところを中心にお話しいただきたいと思うんですけど、寺島さんいかがでしょうか？

寺島：私がとても敬服しているテレビの震災報道の番組があります。これは古澤さんもよくご存知だと思うんですけど「被災地からの声」というNHKの番組です。仙台放送局の津田喜章さんというキャスターが、—この方は私も一度対談したことあるんですが—東北地方で週1回土曜日に震災直後からまる10年間、放送を続けてきてもう500回近いそうです。津田さんがどうやってその番組を始めたかという、震災は戦争と同じような状態なので、とにかくカメラとマイクを持って現地に行って、当事者に話したいことを語ってもらって、たとえそれが政治批判になろうとも流したんだそうです。とにかく取捨選択せずにありのままに放送したということです。

津田さんはホームページで、次のように言っておられます。「震災直後の衝撃の中、私達は従来の番組手法を捨てました。とにかく苦しんでる人が今言いたいことをそのまま電波に乗せました。このスタイルが今も続いています。被害の程度は様々です。被災した方々も確かに頑張りますがみんな一緒のスタートラインとし、一斉に頑張るのは不可能です。愚直に一人一人の声を聞いてそのまま伝える。…私達の姿勢が崩れることはありません。

こうもおっしゃってました。「生まれ育った故郷は人格の一部であり、それが否定されたり消滅したりすると人は生きるための柱を折られる」と。

離れ離れになった避難者などは、—福島の方なんかそうですね—古里の方言で語るのが伝えられることで、遠くにいながら繋がり合うことができる。懐かしい方言には癒す力があると、私もこの番組から学びました。だから、こういうような番組こそ、「寄り添う」報道なんではないかと思います。別にこれは距離の問題ではないと思うんですね、「寄り添う」というのは、どういう番組を作るかという作り手の意思の問題なのではないかと思います。

柴田：丸さんは「寄り添う報道」というものをどう捉えておられますか。

丸：米倉先生に先ほど少し紹介いただいた「福島で生まれた“きぼう”」というドキュメンタリーがあったと思うんですけども、あれは実は震災翌年から夕方のニュースのエンディングのコーナーで毎日赤ちゃんを1人ずつ紹介してきたものがベースになっています。

震災から10年が経って、2000人以上の赤ちゃんを毎日1人ずつ取り上げて紹介してきて、今、

その子供たちがどう成長したかということをもとめたドキュメンタリーでした。そもそものきっかけは単に赤ちゃん紹介ではなくて放射能の問題などがある中で、こんなに苦労しながらお母さんたちが子供を産む、育てる、これがニュースなんじゃないかという、ある記者の提案からスタートしました。赤ちゃんを毎日毎日紹介して、成長の記録を追っていけば、いずれドキュメンタリーができるんじゃないですかという話からスタートしたのがあの番組で、まさにそういったお母さんたちに寄り添うというようなコンセプトでスタートした形の番組でした。

ただ一方で、10年経つと、なかなかそういった趣旨が伝わらない部分もあり、最近ですと不妊症で悩んでる家族とかからあのコーナーを見るたびに「つらくなる」というような声もある。「そういう趣旨なんですよ」と丁寧に説明するんですが、そういった声が聞かれるようになってきて、やっぱり10年経つと変えていかなきゃいけないことがいろいろあるんじゃないかというような話もしています。

柴田：古澤さんはいかがでしょうか。

古澤：いや、とても難しいと思うんですね。「寄り添う」ってテレビでもメディアでもよく使う言葉だと思います。NHKではあまねく受信料をいただいているからですが、よくスローガンとして掲げます。「寄り添う」ってなにせその語感が柔らかくて優しくて、否定しにくいですよ、寄り添う報道なんかしなくていいんじゃないかっていうと、人間性疑われそうで嫌なんですけども、寄り添うのは何のためかっていうのは常に考えておかないといけないかなと思います。別に報道が寄り添っちゃいけないわけじゃないんですけども、寄り添うのは何のためなんでしょうか、その人たちが、かわいそうだからでしょうか、不条理な目に合っているからでしょうか、とか寄り添うってというのが何の目的なのかっていうことを見失うと、同じじゃないけども、あえて真逆の反対語を探すと感動ポルノって言葉がありますよね。もちろん一緒じゃないはずなんですけども、きちんとした見識を持って「寄り添う報道」に臨んでいかないと、感動ポルノと変わらないようなものが出来上がっちゃうんじゃないかなとは、常日頃思っていることではあります。それは単に被災した人に近づいてそれでその人から話を聞くっていうのではなくて、もっと根本的な取材者側の問題があるということでしょうかね。もちろん被災地の人たちを取材対象にする、取材していくことってことは絶対必要だと思うんですね。それは、寄り添うとはちょっと違うような気がしていて、寄り添うって言葉の語感にはもうちょっとそのハートウォームなものがあるじゃないですか。

なぜ寄り添うのか、単に被災地の声に耳を傾け続けるっていう姿勢と寄り添うという言葉に僕はちょっと言葉のマジック、違いがあるような気がしています。被災地の声に耳を傾け続けることは重要ですし、あと、震災の被災地の場合難しいのは被災した人たちが被災地にいるとは限りませんので、そういう難しさもあるんですけども、当事者の声に耳を傾けるってこととその姿勢として寄り添うっていうのにはちょっと僕は違いがあるのかなと思っています。

柴田：寺島さん、先ほどおっしゃった津田さんという方が続けられている番組ですけども、その津田さんが被災者の方と向き合う、その手法についてはどういうふうに捉えてらっしゃいますか。

寺島：「切り取る」という手法と真逆の方法だと思います。それを捨てたということですね。彼自身も石巻の出身者で身内が被災された方です。津田さんの番組制作手法、構成というのは、「いま何ができるか、今みんなどう生きているのか、何を語りたのかをとにかく聞きに行こ

うと、何でも語ってもらおう」というものです。「苦しいことを苦しいと言えなかった」、「避難所の中であって、みんな悲しみ痛みは同じだから自分だけが言うことができない」とか、PTSDのような心の傷に苦しんだままの人もある。

私が取材の縁を重ねる、津波で子供を亡くした石巻などの親たちの会があります。やはり今も3月11日が近づくともう耳を塞ぎたくなる、目を塞ぎたくなるっていうお母さんたちが集って、自分たちの思いを分かち合い語り合う、とにかく静かに心安らかに過ごせる。そういう場があるんですよ。

いまだに声が伝えられていない、たくさんのそういう方たちに体験した事実を語ってもらっているのは、まさに「寄り添う」報道の第一歩なんではないかなと思います。人の数だけ被災体験も現実の問題もあるわけですから、それを毎週毎週掘り起こして歩き続けるというのはすごいことです。そこに、ローカルジャーナリズムの大きな存在理由があると思うのです。

柴田：ありがとうございます。広島の被爆者の方でずっとその被爆体験を語らないで今年になってようやく語り出したっていうのをちょっと見たことがあったんですが、そういう語れない人について、何とか語ってもらえるのはなかなか大変だと思うんですね。

丸さんから先ほど指摘になった赤ちゃんをとにかく1人1人取材するというようなお話があり、それについて今度は不妊の方からちょっとそれはどうなんだろうというような話がある、それでもお続けになる意義はあるんじゃないかと思うんですが、そのあたりどういうふうにお考えですか。

丸：もう10年続けているので、ある意味やめられないといえますか、時代とともに「3月ジャーナリズム」も時代とともに変わるという山口先生のご指摘がありましたけれども、“きぼう”というコンセプトも15年、20年と時間が経っていくうちに多分変わっていくんだろかなと思うんですけども、やっぱり少子化でもあるし、この困難を抱える福島を担っていくという意味で子供たちを取り上げて紹介するというのは、この先も社としては続けていきたいと思っています。今その立場にないですけども、絶対これは続けるべきだと思っています。様々な意見に対しても理由づけできるようなコンセプトを作って続けていきたいと思っています。

寺島：言葉を変えますとね、時間とともに被災地の問題は変容してもいくわけですね、風景も変貌していく、帰る人帰らない人もいて震災前の町や村は戻らず、帰った人もまた孤立に悩む。いろんなフェーズで問題、課題は生まれ続けている。だからこそ人々の話を常に聞き続けたいといけなわけですよ。その解決のためにも、われわれも同じ場所において話を聞き、新しい事実を知り、続報、続報の発信を続けなければならない。その結果として、この10年で何があったのか、何か変わり、変わらないのかを伝えられる。「寄り添う」とは、そういうことなんではないかと思います。

柴田：山口先生、ここまでのところで「寄り添う報道」というのは、励ますとか、一緒に悲しむとか、一緒に勇気を与えるとか、いろいろなあり方があるという議論が出てきています。ここまでのところを踏まえていかがですか。

山口：寺島さんは「報じていく意思」という言葉を使っておられます。古澤さんは「常に考えておく」ともおっしゃっている。そして丸さんは「社として絶対に続けていくべきだ」とお話をされていました。自分たちの活動がどうであるべきなのかということについて、自問自答する、リ



フレクティブに考えるということが重要ですし、それは個人の意思だけの問題ではなく、それを可能にする組織や労働環境の問題であるとも思います。

東海テレビのCMに「震災から3年～伝えつづける～」というものがあましてギャラクシー賞を受賞したそうです。その内容は、3月11日に被災地に取材陣が集合するが、しかし次の日になると誰もいなくなっているというシーンがまずあって、その後、どうやって私達は伝えていったらいいのかということのを問うているものです。このCMはYouTubeの東海テレビの公式チャンネルでも見ることができます。「この方法ならいい」というのではなくて、常に「何をすべきなのか」と考え続けられる状況にあることが必要なのではないのでしょうか。それはジャーナリズムの世界だけではなくて、およそあらゆるところでそうであり、大学であっても同じであると思いますが。

柴田：ありがとうございます。まだもうちょっと本当は話したいところなんですけれども、ご参加いただいている皆さんから質問が出ているということなので、三谷先生から質問をご紹介しますでしょうか。

三谷：はい。日本大学の三谷です。質問をいくつかいただいているんですけれども、丸さんと寺島さんに対してのご質問をご紹介します。

記者養成のお話が出たのでお伺いしたいんですが、東日本大震災直後から原発や地震災害をはじめとする科学技術に対するファクトの検証をできる記者が不足しているという問題点があります。現在のコロナ禍においてもやっぱりその点が不足しているというのが明らかになっているわけですが、これまでにこうしたその科学技術の専門記者の育成の必要性が叫ばれていながらも、今も現実に至っていない理由っていうのは一体なぜなのかということに関してご意見いただけると幸いです、という質問でした。

柴田：では丸さん、いかがですか。

丸：かなり厳しいご指摘で、おっしゃる通りだと思います。そもそも原子力発電所では、事故前から、小さなトラブルがいろいろあったりしました。私も原発担当をしていて、その都度専門的な用語をたくさん東電の担当者から浴びせられて、それを視聴者にどういうふうにわかりやすく表現を変えながら伝えるかで、すごく苦労した覚えがあります。

実際に原子力発電所がああいうことになって、これまで正常な原発の知識だったものが今後は壊れた原発についての知識になって、また違う知識が必要になる。そんな形で10年が過ぎて、そういった専門的な知識を持った人間を育てているのかというと、正直なところできていません。冒頭の米倉先生の御指摘の中で民間放送のドキュメンタリーの登場人物の数がNHKさんとの比較では少ない、ローカルはなかなか取材にかかる人の数が少ないなど、まさにローカル局の限界といいますか。我々ローカル局は、日本テレビ系NNNというグループで、社によって経営基盤も違う中で、どうしても日本テレビに頼らざるを得ない面もありますが、日本テレビが科学班などでそんな専門的な人を育成してるかということなかなか難しい部分もあったりする。NHKさんに太刀打ちできないということがあったりして、ちょっと質問の答えになっていないんですけれども、正直、課題が残っています。それだけの知識を持った人間を養成する余裕がないといいますか、現実的に厳しいというのが正直なところですよ。

柴田：寺島さんいかがでしょうか？

寺島：私の古巣の河北新報の今の南相馬支局長っていうのは、東北大の原子力工学科を出た人間で、記者会見で東電の関係者を唯一、問い詰めていたような伝説をもった人ですね。

ただ、やっぱり専門記者づくりは採用人数の限られた少ない地方メディアでは難しく、属人的なことになるか、あと今丸さんがおっしゃったように、現場で担当することになって勉強したり、現場教育で育っていくという現状ですね。

あとは地元の大学ですね。東北大であるとか、そういった研究機関の専門家との連携をしていく。それから、私はローカルジャーナリストと名乗っていますがけれども、多様な知見、関心を持った発信者の仲間作りをしていくとか。福島第一原発では廃炉にもこれから40年もの取材を続けねばならず、処理水がこれから何十年と流れ続けるとか、いろんな未知の問題が出てくるわけで、だからそういう努力もしていかなきゃなりませんね。

柴田：ありがとうございます。東京のキーステーションでも一緒です。やはりちょっと属人的なものになってしまうというようなこともあってその人がいなくなると次に人がいるんだろうか、人事異動で移ってしまったらどうなるのかと、キー局でもそういう不安がありますね。三谷先生、次のご質問をお願いします。

三谷：はい。災害報道の役割に関する質問をいただいております。被災地の報道、やはり10年経っているわけなんですけれども、いつまでも共感という言葉でつないでいくっていうのはなかなか難しいんじゃないのか、共感という形で視聴者を巻き込んでいくのは限界があるような気がしていると。そう考えたときに共感というもの以外で、例えば共通の政策等々ですね、議論していくようなそうした何か被災地と被災地外を繋ぐようなことは可能でしょうか、あるいは模索していらっしゃるんでしょうかという質問でした。

柴田：はい、これは特にどなたにということではないですね。そうですね、おそらくみなさんに対しての質問です。古澤さん、どうお考えですか。

古澤：とても難しいですよ。結局、テレビにせよ新聞にせよ、どんなにこれが必要だと思っても、対象としている読者・視聴者に響かないことを伝え続けるのは空しいわけですよ。NHKは確かに廃炉への道とかメルトダウンとか、10年間コツコツやってきましたけど、最近のものをご覧になった方がいらっしゃったらぜひちょっと感想を伺いたいたんですが、正直今の私が言うのもなんですが、見るのは疲れますよね。あのメルトダウンの第1回ってのは本当にすごかったんですけども、いくら情報が正しくて新しい発見があったからといっても、理科系の大学の論文かと思うぐらい、難しかったりするんですよ。

それはもちろん違う報道のあり方もあるんですけども、ちゃんと見てる人たちに届くコンテンツにしていくというのは、これはもう立場がどうあれ、メディアがどうあれ震災報道に関わってる人たちみんなそれを感じてると思うんですが、読んでもらう見ってもらうコンテンツをするにはどうしたらいいか。

ただ私が、若い人たちとか子供とかに伝える重要性を最近思うようになったのは高知に来てからなんですけども、防災番組は、震災番組より難しいんですよ。具体像がないから、起きてないことについて伝えるから。高知は2013年の災害想定で、黒潮町に34mっていう災害想定が出てから、しゃにむに防災に力入れてきた県なんですけども、事態が変化しませんから、あつという間にやるのが尽きる。今年から高知放送局でいくつかあった防災企画を全部子供

向けにしたんですよ。子供向けにすると小学生ぐらいだと新鮮に受け止めてくれるので、大学の先生なんかも語り口が変わるし、1回1回発見があるし、子供たちへの良い影響もありますから、今のところ続けてるんですけども、何かやっぱり手を変えていかないと難しくなる。飽きられる。誰も見向きもされない震災報道になっちゃうというのは、一番怖いですからね。現実問題として、難しいなと思っています。

柴田：ありがとうございます。ゲストの2人にも伺いたいんですが、丸さんはその共感というようなことではなかなか難しいとすれば一体何か考えられることはおありになりますか。

丸：共感とはもしかしたら、寄り添いに近いような言葉なのかもしれません。私は祈りという表現も冒頭でしたんですけども、当然それだけでは絶対ダメで、時代が変わって世代も変わっていったら、やっぱりずっと祈りを捧げてくださっていてももう無理ですし、震災を教訓に自分たちはこれからどう行動していくんだ、減災なのか、法整備なのか。自分の住むところ、世代によって受け止め方も変わってくるでしょうし、メディアとしてそこに何ができるか。先ほど古澤さんおっしゃったようにテレビってなかなか画がないと伝えられないと業界的に言う。読み返しもできないですし、新聞のようにちょっと戻ることもできない。テレビの場合はぱっと見た人にどうわかりやすく、どう伝えていくか、教訓を残すためになどと言っても見る側に刺さらなければ、伝わらなければ意味がない。どうCGをうまく使うのかとかそういうテクニク的なものも必要ですし、だからやっぱり我々もその伝え方も考えつつ、祈りや共感だけじゃない報道をしていかなきゃいけないっていう、そういうところかと思います。

柴田：寺島さんいかがでしょう。

寺島：2005年に「マスコミ倫理懇談会」でお話する機会があったときにちょっと提案したことがありました。当時は原発事故の風評の問題というのが非常に厳しくて、どれだけ被災地の側で努力して、厳しい基準で安全なものを作って世に出そうとしても、やはり風評の「壁」にぶつかった。そういった東北の生産地と、首都圏など消費地ですね、二つの地域のメディアがお互いにタイアップして、それぞれの実情や本音を伝え合う、交流の場をつくるという試みでした。

消費地の視聴者や読者には、被災地の側の生産者がどのようなことを取り組んで努力してるのか、今現状がどうなっているか—を、一方で消費地の側の意識はどうか、被災地からの正しい情報は届いているのか、消費者は何を求めているか—を伝え合う、というものでした。

実際に遠くから「壁」を挟んで見てるだけでは何も進展しない。そうやって地域、地域のメディア同士が繋ぎ手となって、一例えば東北と、大災害の想定課題を抱える高知でもいいと思うんです—そういったタイアップ報道で住民同士の防災の伝承や交流を生む、そういったこともできるんじゃないかなと今も思っています。

柴田：それを継続するってことがもしかしたら重要かもしれませんね。繋げて、広げていくということですね。ありがとうございます。山口先生、どういうふうにご研究者としてはお考えになりますか。

山口：先ほど「10年経って共感ベースだけでは難しい」というお話があり、「子どもたちに伝えていく」と古澤さんがおっしゃっていました。メディアを用いたコミュニケーションについてその代表的な機能や役割の一つは報道ですが、他にも娯楽や文化、そして教育もあると思います。

先ほどの古澤さんがおっしゃったのは、報道という側面から徐々に教育という側面、そうすると子どもたちにもある程度受け入れられるのではないかというところだと思います。例えば、震災の記憶を受け継ぐ、震災の教訓を受け継ぐという話のときに、いわゆるメディアの報道の側面だけではなくて、メディアの教育機能にも目を向けるべきですし、さらには学校の教育を通じて、つまり社会の様々な機構・機能が融合してそれをしていく必要があるのではないかと、それこそ「8月ジャーナリズム」ももう報道だけではなく、教育や娯楽、そして学校という現場で受け継がれていっているわけです。社会の他の領域、たとえば「学校」や「教育」が一つのキーワードになるでしょうし、そうすることで、ある程度は「良い」形での制度化が進んでいく、もちろんそれだけでは固定化の恐れがありますから、随時、メディアが報道を通じて一度確立されたイメージを再構築していく。学校とか教育とか、メディアだけにとどまらない流れが必要であると思います。「カレンダージャーナリズム」「アニバーサリージャーナリズム」と言われる「8月ジャーナリズム」と比較すると、そういうことが言えるのではないかと思います。

柴田：ありがとうございました。だいぶ時間も過ぎてまいりまして、皆様のご質問全部にお答えすることができず大変申し訳ございません。ディスカッションの中で様々な課題が浮かび上がってまいりましたし、いろいろなご指摘もありました。プロジェクトとしては、これからメンバーがそれぞれのテーマを設定し、研究を進めていくことになっています。来年度にもまた夏頃にシンポジウムを予定いたしております。本日は長時間にわたり、どうもありがとうございました。



# ジャーナリズム研究における ジャーナリスト調査の意義と方向性<sup>※</sup>

山口 仁\*

## 1 「2022年ジャーナリスト調査」に向けて

日本大学法学部新聞学研究所では、「デジタル化社会の進展における現代日本のジャーナリズムの変容に関する研究（代表者：佐幸信介）」として、メディア環境の変容によるコミュニケーション、そしてジャーナリズムの社会的機能・役割の変容について研究プロジェクトを遂行している。その一環としてマス・メディアで活動するジャーナリストに対するヒアリング調査を実施、現代のジャーナリズムの現場でどのようなことが問題視されているのかを考察してきた。こうした調査をもとに、ジャーナリストを対象にした質問紙（アンケート）調査を行い、広く問題意識を把握していく予定である。

表1 調査に向けたスケジュール（新聞学研究所共同研究計画書より）

2022年 4月	学内研究会
2022年 6月	日本メディア学会春季大会でワークショップ実施
2022年 7月	質問紙の設問内容の決定
この間、質問内容の微修正と調査のための web フォーム（調査画面）の作成、関係各所への調査依頼	
2022年 9月	調査体制の確定。
2022年10月	調査実施（1～2か月間）。
2022年12月	結果の修正、WJS にデータ提出。
2023年 1月	調査結果の概要をもとに J&M に論説を投稿

※予定につき変更の可能性もある

## 2 ジャーナリズム論のためのジャーナリスト調査

調査を通じてジャーナリストの意識を把握してそれを公表していく活動には、ジャーナリズム論としての意義もある。一部のジャーナリズム論には現場のジャーナリストの声が反映されていないのではないか、という指摘があるからである。

かつて有山輝雄は、日本新聞学会（その後の日本マス・コミュニケーション学会、現在は日本メディア学会）のワークショップの報告で、ジャーナリズム論を①新聞社の社員など現場のジャーナリストが自分たちの仕事を対象化して立論したもの、②学者・評論家などジャーナリズム活動を日

---

\*やまぐち ひとし 日本大学法学部新聞学科 准教授

常的にしているわけではない者が行う批判・評論、の二つに分類した（有山ほか1986、216参照）。なお、このうち後者のジャーナリズム論については、同じワークショップの中で新井直之（元共同通信社・当時創価大学教授）が以下のような指摘をしている。

研究者、評論家などのジャーナリズム論は現場のジャーナリストの心理に触れることがほとんどない。現役の記者にとって何よりの問題は同業他社との競争だ。抜くか抜かれるか、あるいはデスクに部長に一言ほめられたいという卑近な願望、その心理と無縁なジャーナリズム論は有効性をもたないだろう（有山ほか1986、224頁、傍点は引用者）

これはジャーナリズム活動を外部から考察・研究しても、ジャーナリズムの現場で働く者の心理（や意識）はとらえられないという指摘である。確かに理念的、抽象的、そして規範的に「外から」ジャーナリズムを論じる研究にはこうした側面があることは否定できないだろう。

だが「現場の心理」をとらえていないのは、果たして「外部」からのジャーナリズム論だけなのだろうか。かつて鶴木眞は、客観報道に関する「マスコミ批判」を以下のように批判したことがある。

報道の自由、報道の客観性を考える時にこれらの伝統的な問いが提起され続ける理由は、マスコミ批判の現場に「閉塞状況」が存在することも無視することはできない。…（中略）…現役のジャーナリストたちは、自分たち（マスコミ企業を退職した人々：引用者）のできなかったことを棚に上げて単なる理念や情念で後輩の意識や行動の改革を迫る仕方はフェアでないと感じているのである（鶴木1999、191-192頁）

有山の分類でいう「現場のジャーナリストが自分たちの仕事を対象化して立論したもの」であっても、実際にそうした議論を公に行っているジャーナリストはどれくらいいるだろうか。確かにジャーナリストが執筆したジャーナリズム論関連の書籍は多数あるし、日本新聞協会発行の『新聞研究』のようなジャーナリズムのあり方について論じる媒体もある。しかし、自己の活動を対象化して論考を公表している者は、ジャーナリスト全体から見れば多くはないはずである。

他方、②のジャーナリズム論で言うところの「外部」の範囲は、現代のメディア環境では拡大している。誰もがインターネットを通じてジャーナリズムについて論じ、それを発信することが可能になっているからである。

ここに、学者・評論家によるジャーナリズム論からはもとより、現場のジャーナリストによるジャーナリズム論からも、そしてインターネットが可視化させた多くの「マスコミ批判」からも見えてこない「現場のジャーナリスト」の声にどうアクセスすることが出来るのかという問題が存在する。

### 3 日本における主なジャーナリスト調査

日本においてジャーナリズムの全体像を明らかにしようとする調査は、以下のいくつかの調査がある程度で十分に行われてきたとは言いがたい（『ジャーナリズム&メディア』第7号、272参照）。本

節はこのうち、民放連による調査以外の4つの調査においてどのようなことが聞かれてきたのか、質問文・選択肢を概説していきたい。

なお調査の質問文や選択肢に関しては若干の変更（句読点の位置、選択記号の省略など）をしている。

- ・1973年 「現代の新聞記者意識」 日本新聞協会研究所
- ・1994年 「新聞記者調査」 日本新聞協会研究所
- ・1996年 「報道担当者調査」 日本民間放送連盟 ※今回は取り上げていない
- ・2007年 「日本のジャーナリスト1000人調査」 日本大学法学部新聞学研究所
- ・2013年 「日本のニュースメディアの現状に関する調査」 日本大学法学部新聞学研究所

### 3-1 何が聞かれたか

① 1973年日本新聞協会研究所「現代の新聞記者意識」『新聞研究』（1973年10月号）8-49、69-75頁より。

「第二次世界大戦後、新聞に関する調査は、数多く行われているが、“記者”を対象にした調査は非常に少なく、皆無といっても過言ではない」「ほぼ全国にわたり、このような大規模な調査を実施したことは初めて（『新聞研究』1973年10月号、8頁）」と述べられるように、新聞記者を対象とした初の大々的な調査である。以下は質問文の概要である。

- ・フェイスシートで聞いている項目：年齢、学歴、勤務先（中央紙、ブロック紙、ローカル紙、通信社）、働いている部門、勤務年数、転職経験、地位・役職、住宅（社宅、借家、持家）、年収、勤務地（本社、支社、支局・通信局）。
- ・新聞記者について、次のようなイメージがあります。あなたは以下にあげる項目のうち、あなたの気持ちに近い順に、三つ選んで下の欄にその順位をご記入ください：カッコいい、自由である、個性を發揮できる、社会の木鐸である、時代の先端を行く、ヤクザな商売である、エリート意識が強い、清貧に甘んじる、遊び好きである、普通のサラリーマンと同じである。
- ・あなたは現在のあなたの仕事を学生時代の友人に対して誇らしく思いますか
- ・あなたは自分の社のバッジをつけていますか
- ・次にあげる編集局内の部門で、あなたがやってみたいと思うものを三つ選んで○をおつけください：整理、校閲、政治、経済、社会・内政・首都、外報（外信）、科学、学芸・文化、運動娯楽、写真。
- ・あなたは管理職になるチャンスがきたら、管理職を選びますか、それとも欧米の記者のように、年をとっても第一線の記者として働きますか。管理職になりたいと思うのはどんな理由からでしょうか：給料があがるから、社会的地位が出来るから、力を振えるから、同僚がなっているから、年だから第一線は無理、家族が喜ぶから、その他。
- ・もし家族あるいは恋人と約束がある場合、何か急な社の仕事が出来た場合、あなたはどうしますか
- ・あなたの仕事はどれほど社会の役に立っていると思いますか
- ・あなたは現在の仕事にやりがいを感じていますか
- ・あなたはどんな動機で新聞記者になりましたか。次の項目の中から三つを選んで下の欄にその



順位をご記入ください：自由である、社会の木鐸である、男性的である、将来性がある、時代の花形である、個性や能力を発揮できる、普通の人々が味わえない体験ができる、誰とでも対等につき合える、書くことが好きである、新聞記者にでもなろうかと思った。

- ・あなたは入社する時、現在の勤務先以外に入社試験を受けましたか：現在の社だけうけた、ほかの新聞社をうけた、他のマスコミ関連企業（放送・出版・広告）をうけた、銀行等の他の一般社をうけた。
- ・もしあなたが生まれ変わるとしたら、やはり新聞記者になると思いますか
- ・次のような問題は新聞で扱いにくいといわれることがあります。あなたご自身で実際に書きにくかったり、扱いにくいと感じられたことがありますか：有名政財界人のスキャンダル、差別問題関係、防衛関係、皇室関係、宗教団体関連、他の新聞社の批判、特定の政党関係、特定の国、セックスのこと。
- ・あなたは次のようなことがあっても社会に知らせるべきだと思うことがあったら記事にしますか：個人のプライバシーを侵しても、国家の機密に触れても、自分の部の上役が記事にすることに反対しても、親しい取材先から記事にしないよう頼まれても、記者クラブ内の協定があっても、自社の営業担当者から反対があっても、タブーにふれても。
- ・あなたは自分の書いた記事や扱った記事についてだれの反応を気にしますか。次の項目の中から三つ選んで下の欄にその順位をご記入ください：取材先、記者クラブ、モニター、週刊誌・月刊誌などの新聞評、読者からの電話・手紙、社内の上役・同僚、家族、新聞関係以外の友人。
- ・記者の仕事や勤務先について次のような不満がきかれます。あなた自身はどの程度の不満を持っていますか。次の項目の中から三つ選んで下の欄にその順位をご記入ください：仕事に追われる、収入が少ない、仕事の価値が社会的に評価されていない、専門知識・技術・教養が得られない、仕事に意義や価値を見出せない、能力や個性を十分に発揮できない、編集方針に不満、経営方針に不満、各部の縄張り意識が強すぎて総合的な仕事や新分野の仕事ができない、時間が不規則だ。
- ・記者は現在あまり自分の能力を発揮できないといわれますが、それはなぜだと思いますか。次の項目の中から三つ選んで下の欄にその順位をご記入ください：自分の能力・努力不足、情実人事がある、派閥が幅をきかせている、仲間が互いに足をひっぱりあう、幹部の意識が低く人を見る目がない、会社組織はしょせん人を生かしきれない、合理化・革新技術で、学歴が優先している、年功序列の考えが根強い、その他。
- ・あなたはこれまで転職の機会があったのに見送ったことがありますか。それはどのような理由からですか：就職先の条件が悪い、会社の上役に申しわけない、危険をおかしたくない、転職してもかわりばえしない、みすみす定年時の退職金をソンする、記者経験を生かせなくなる。
- ・あなたは同じ所属部の人たちとともに働いているという一体感をどの程度感じていますか
- ・あなたは所属の部の懇親旅行や宴会に多少無理をしても参加しますか
- ・あなたはチームで取材するのと、単独で取材するのとどちらがお好きですか
- ・新聞記者は一般労働者と違ってストライキにも限界があるという議論がありますが、あなたはどう思いますか：事情によっては新聞発行（ニュース配信）が出来なくなるようなストライキ

でもかまわない、新聞発行（ニュース配信）に支障のない11時限りストライキならかまわない、ストライキは絶対にいけない。

- ・あなたは国民にぜひ知ってほしいと思ったトクダネを意識的にボツにされたとき、あなたはどのようにしますか：あきらめる、他者にながしたり週刊誌に匿名でかく、政党や関係機関にながす、上役と直接談判する、部会で追及する、会社をやめて自由に書く。
- ・最近、新聞に対する批判がありますが、あなたは次のような批判のうち、あたっていると思われるものを三つ選んで下の欄にその順位をご記入ください：重要な事実を書かない場合がある、事実の報道と主観的な意見が混在している、発表ものが多すぎる、文章・見出しが悪い、値上げの仕方に問題がある、建設的提案がない、広告が多すぎる、批判精神が乏しい、ニュースを持続的に追わない、掘り下げたニュースが少なく表面的だ。
- ・あなたはこれまでの記者としての人生に満足していらっしゃいますか
- ・次のような意見があります。あなたはどちらに賛成ですか。もちろん場合によって、また程度によって違うでしょうが、ひとくちにいうとどちらを重視すべきでしょうか：個人の権利をみとめるには、公の利益が多少犠牲になることがあってもしかたがない、公の利益のためには個人の権利が多少犠牲になることがあってもしかたがない。
- ・あなたは今後5年間の日本の重大問題は何だと考えますか。次の項目の中から三つ選んで○をつけてください：環境・自然保護、資源問題、人口・老人問題、インフレ、国際緊張、性の解放・ウーマンリブ、住民運動の激化、青年・学生運動の激化、土地・住宅問題、価値観の変化。
- ・「法律はどんな時も守るべきである」という意見と「目的が本当に正しいものだと確信が持てる時には、法律を破ることもやむをえない」という意見があります。どちらの考えがあなたにぴったりしますか
- ・あなたは何をしているときに最も楽しいですか：一家だんらん、趣味、仕事、社会活動、勉強、その他。
- ・あなたにとって大切なものは何でしょうか。次の項目から三つ選んで順位をおつけください：国家、会社、余暇、家庭、社会的地位、財産、友人、健康、知識・技術。

なお、この調査に関しては林知己夫が回答をもとに記者のタイプを以下のように分類している（林知己夫「新聞記者タイプを探る ―多次元的分析による―」『新聞研究（1973年10月号56-68頁参照）』）

- ・新聞記者という仕事に誇りを持つかどうか：「誇り高き型」と「誇りなしの型」
- ・職場における態度として「一体感型」：「一体感なしの型」の分類
- ・反対されても記事を書くかどうか：「断固型」と「協調型」
- ・不満があったらやめるかどうか：「反抗型」と「従順型」

そして調査と林（1973）の論考をもとに研究者や新聞関係者らによる座談会も組まれてる（林知己夫、稲葉三千男、田中義久、平松斉、春原昭彦「座談会 いま、新聞記者は…」『新聞研究（1973年10月号78-95頁）』。ここでは新聞記者を「ジャーナリスト」として、「産業労働者」としてという

両側面からとらえている。

- ・「今日の新聞記者がジャーナリストなのか、新聞産業労働者なのかといえば、今度の調査結果を見ても、まあ全体として新聞産業労働者としての生活実態が浮かび上がってきているわけで、その中のどこから、ジャーナリストとしての自分を根拠づけたらいいかという問題の模索が一般的にある」「個性を發揮できて、自由な職業という、ある種のステレオタイプをもって入ってくるわけですが、4年、5年仕事をしていますと、額面どおりにはなかなかいかない。(田中の発言、80頁)」
- ・「いまは、企業も労働者とともに“目標喪失”の時代ですね。それは新聞産業とて同じことだと思うのです。先ほどから転換期ということが言われていますが、かつての新聞界に社会の木鐸という共通の意識があったとすれば、それはもうかなりの程度崩壊してしまって、それにかわるものがまだ生まれてきていないという感じですね。あっても疑似的なものにすぎない(平松の発言、88-89頁)」
- ・「新聞記者という職業については、かなりやりがいを感じ、誇りも持っている。けれども個人のレベルでは特に金とひまという形で出てきているなど不満が非常に多い」「ほんとうにジャーナリストとしての社会的な使命を果たしていくための鍵というのは、どう集団化していくのか、どう組織化していくのかというところだと思うのです(稲葉の発言、93頁)」

## ② 1994年日本新聞協会研究所「現代新聞記者像」

「現代新聞記者像(上) — 「新聞記者アンケート」から—」『新聞研究』1994年5月号、48-96頁、  
「現代新聞記者像(下) — 「新聞記者アンケート」から—」『新聞研究』1994年6月号、52-72頁より。

1973年の調査との継続が意識されており、質問内容にも類似のものが散見される。

- ・フェース項目：年齢・性別、最終学歴、結婚・子供人数、家族・親との同居、配偶者の仕事、住居形態、年収、所属会社、勤務先、勤務地、所属会社、所属部、職位、勤続年数、所属部署配属年数。
- ・一般の人々は「新聞記者」を主としてどのようなイメージでとらえていると思いますか。次の項目の中から、あてはまると思うものを選び、その番号に○をつけてください：社会の役に立つ、時代の先端を行く、多忙だ、自由である、個性を發揮できる、好奇心が旺盛である、エリート意識が強い、ヤクザな仕事である、普通のサラリーマンと同じ、この中にはない。
- ・読者は「新聞」をどのように見ていると思いますか。次の五つのタイプのうち、現在こういう読者が一番多いとあなたが思うものを一つ選んでください：いろいろなメディアがあるが新聞があればほかのものは要らないと思っている、新聞を含めていろいろなメディアを使い分けているが中では新聞が一番重要だと思っている、新聞はいろいろ使い分けしているメディアの中の一つにすぎないと思っている、新聞も必要だがほかのいろいろなメディアの必要性のほうが新聞を上回っていると思っている、ほかのメディアいろいろあるからもう新聞はなくてもいいと思っている。
- ・あなたは読者に対し、どのような印象をもっていますか：読者は長期的な趨勢に関する分析よりも毎日発生する事件の報道に関心をもっている、大多数の読者は様々な面での不平等のよう

な社会構造上の問題に関心をもっている、読者は記事を安易に信じる傾向がある。

- ・ 一口でいって、あなたの所属する会社はあなたにとっていい会社だと思いますか
- ・ あなたはどんな動機で新聞記者になりましたか。次の項目から、あてはまるものを選び、○印をつけてください：社会の役に立つから、時代の先端に行く職業だから、他の職業では味わえない体験ができるから、自由であるから、男女差関係なく働けるから、個性や能力を発揮できるから、好奇心を追求できるから、だれとでも会うことができるから、書くことが好きだから、その他、特に動機はなかった。
- ・ 就職の際、あなたが最も望んでいた職業・業種は何でしたか。次の中から一つだけ選んでください：新聞記者、新聞社、テレビ・ラジオ局・出版など新聞以外のマスメディア関連業種、公務員、教員、著述業、弁護士・公認会計士などの自由業、製造業、サービス業、その他。
- ・ あなたは、転職を具体的に考えたことがありますか
- ・ あなたが、転職を考えられたのは、どのようなことがきっかけですか。次の項目の中から、あてはまるものを選んでください：新聞に興味を失った、新聞の将来に陰りが見えた、政治家や広告主の意向に屈して記事がボツになったりねじ曲げられたりした、自分の意見が幹部に受け入れられなかった、所属の部や持場の変更で仕事の内容が格下げになった、編集以外の部門へ配属されそうになった、自分の能力や個性が発揮できないと思った、能力の限界を感じた、思うように昇進しなかった、給料が思うように上がらなかった、時間に余裕がなさ過ぎると思った、具体的な転職の勧誘があった、他にやりたいことがあった、会社に対する不満・失望、人間関係がうまく行かない、希望の部署・仕事ができない、その他。
- ・ あなたは、現在所属している会社に対し、何か不満をもっていますか。次の項目のなかからあてはまるものを選び、○印をつけてください：組織全体の管理強化が目立つ、社内言論の自由が確保されていない、新聞の厳しい環境に対する危機意識が幹部に希薄だ、非情報関連事業への投資、ニューメディアなど情報関連事業への投資、コンピュータ化優先、教育・研修施策が貧弱だ、労働環境が良くない、福利厚生施策が貧弱だ、適正な人事が行われていない、収入が少ない、その他、特に不満はない。
- ・ あなたは、現在の仕事が世の中の役に立っていると思いますか
- ・ あなたは、現在の仕事にやりがいを感じていますか
- ・ あなたは、現在の仕事に対し、何か不満をもっていますか。次の項目の中からあてはまるものを選び、○印をつけてください：仕事に追われ余裕がない、時間が不規則だ、能力や個性を十分に発揮できない、仕事に意義や価値を見出せない、専門知識・技術・教養が得られない、編集方針に不満がある、各部の縄張り意識が強く総合的な仕事や新分野の仕事ができない、幹部・先輩記者に信頼感をもてない、技術革新のテンポが速すぎる、その他、特に不満はない。
- ・ 読者にぜひ知ってほしいと思った記事がボツになったとき、あなたはどうしますか：幹部に直談判する、部会で問題にする、政党や関係機関にその情報を流す、その情報を他社に流したり週刊誌などに匿名で書く、会社をやめて自由に書く、あきらめる、(再稿する)、(切り口を変えて再稿する)、その他。※カッコは調査票の選択肢になかったもの。次の設問も同様。
- ・ あなたはニュース感覚を形成するうえで、だれから、あるいは何から影響を受けていますか。次の中からあてはまるものを三つ以内で選び、○印をつけてください：同僚記者、先輩記者、

友人や知人、記者教育、読者に関する調査資料、取材源、競争関係にある新聞社の記事、(書籍・読書)、(TVメディア)、(家族から)、その他。

- ・あなたが今後取り組みたいと思う報道のテーマは何ですか
- ・新聞は、次にあげる各機能を一般的にどの程度果たしていると思いますか：情報を読者に早く伝えること、複雑な問題に対する分析を解説の提供、読者の興味をひくと思われるニュースの重点的な報道、未確認情報を掲載しないこと、娯楽と休息の提供、政府が発表する事柄の真実性の調査、立案中の国家政策に関する論点の提供、読者の知的・文化的関心をひく記事の提供、議員・公務員の活動の監視、大企業経営者の活動の監視、社会問題に対する新聞自らの主張。
- ・新聞界が現在抱えている次のような問題について、あなたはよく知っているほうですか。よく知っていると思うものに○印をつけてください：公取委による再販売価格維持制度の見直し、販売正常化問題、新聞の訪問販売法指定商品化、新聞総発行部数の減少、読者・とりわけ若者の新聞離れ、事業税優遇措置の継続問題、新聞の著作権問題、広告主のメディア選別、新聞古紙のリサイクル問題、NIE活動、なし。
- ・あなたは、テレビのニュース報道に対し、新聞記者としてどのような印象をもっていますか：脅威に感じている～ない。
- ・あなたは、今後、社会環境・メディア環境等の変化によって、新聞の影響力が相対的に低下すると思いますか
- ・今後、貴社の夕刊はどうすべきだとお考えですか：朝刊との連続性を重視し夕刊の紙面内容を工夫しながら存続を図る、朝・夕刊を切り離しそれぞれ独自の編集を強める、夕刊を別媒体化し形態も変えてしまう、夕刊の廃止を考える、その他。
- ・新聞批判がよく聞かれますが、次の批判内容であなたが当たっていると思うものがありましたら、○印をつけてください：重要な事実を書かない場合がある、事実報道と主観的な意見が混在している、発表ものが多すぎる、報道が全体に一過性だ、建設的提案がない、問題を掘り下げた記事が少なく表面的だ、出所が明確でない記事が多い、取材源との癒着が目立つ、人権を無視した記事が少なくない、画一的・横並び記事が多い、批判性が乏しい、この中にはない。
- ・あなたは、今の新聞の署名記事の量についてどう思いますか
- ・あなたは、新聞が取材・報道の過程で人権に配慮していると思いますか。報道による人権侵害は、主としてどのような要因で起きると思いますか：取材源の不確実な情報提供または情報提供の拒否、締め切り時間など紙面制作上の問題、メディア間の過当競争、一般市民の立場を軽視する記者の姿勢、記者の専門知識・倫理性の欠如、その他。
- ・これまで、あなたの書いた記事についてプライバシーを侵害したと指摘されたり、抗議を受けたりしたことがありますか。ある場合は何回ありましたか
- ・犯罪報道では、被疑者の氏名を実名にするか匿名にするかという問題が以前からありますが、あなたの考えは、次のうちどれに近いですか：被疑者の氏名は原則として実名にすべきだ、どちらともいえない、被疑者の氏名は原則として匿名にすべきだ。
- ・読者にぜひ知らせたいと思う政府や企業の秘密情報の入手や報道に関する次のような行為を、あなたはどう思いますか：その情報を得るために金を支払う、その情報を政府や企業の許可な

しに記事にする、記事にしないことを約束しその約束を守らない、取材源に迷惑がかかっても記事にする、手紙や写真のような私的な文書などでも許可なく使用する、自分の身分を偽って取材する。

- ・一般に、誤報の最も大きな原因は何だと思えますか：記者の不注意、記者の専門知識の欠如、記者による事実のねつ造、情報源の故意の不正確な情報提供、取材源のミス、締め切り時間の逼迫、メディア間の過当競争、その他。
- ・広告局が立案する紙面企画に、編集局が協力して充実させるべきという意見があります。あなたはどのように思いますか
- ・カラー化や写真・グラフ類の多用など、紙面はビジュアル化がいつそう進む傾向にあります。あなたはこの傾向をどう思いますか
- ・新聞の取材・編集の分野でもワープロ化・コンピュータ化が進められています。あなたは、こうした傾向がもたらす取材・報道への影響をどのようにとらえていますか
- ・あなたは、現在の記者クラブ制度をどう思いますか。次の項目の中から、あなたの考えにあてはまるものを選び、○印をつけてください：同業他社の記者と切磋琢磨できる、取材源との信頼関係を築きやすい、取材源に対する監視の役割を果たしている、多量の情報を得やすい、“特オチ”を防げる、画一的な報道になりやすい、独自取材をしなくなる、記者の足腰が弱まる、情報操作されやすい、会員外の記者に対して閉鎖的だ、“黒板協定”が諸悪の根源だ、この中にはない。
- ・あなたは、現在の形態の記者クラブ制度があった方がいいと思えますか
- ・官公庁が企業など取材源の広報体制が全般に整備されてきており、それが取材に影響しているといわれますが、あなたはどのように感じていますか：取材がしにくくなってきた～取材がしやすくなってきた。
- ・あなたは、俗にいう「夜打ち朝駆け」を日常的にしていますか
- ・今の新聞記者は、一般的に、取材源からのいわゆる発表ものをこなすのに多大なエネルギーを割かなければならず、事象の背景説明や分析などを加えて記事を書く余裕がないといわれます。これについてあなたはどのように思いますか
- ・新聞記者が政府や自治体の審議会の委員になることに対する批判がありますが、あなたはどのように思いますか
- ・次のような問題は、新聞では扱いにくいといわれることがあります。あなたご自身、実際に記事にしなかったことがありますか：防衛関係、天皇・皇室関係、特定省庁の内部事情、特定政党の内部事情、特定の国（外国）の内部事情、有名政治家・経済人のスキャンダル、特定企業の内部事情、宗教団体の内部事情、右翼・暴力団の内部事情、他のメディアの内部事情、差別問題、性に関すること。
- ・あなたは、今の日本に民主主義がどの程度根付いていると思えますか
- ・あなたの休日の過ごし方としてごく普通の行動を選び、○印をつけてください：ゴロ寝している、テレビを見るなどして過ごす、家族サービスをする、友人・知人などと会い歓談する、趣味に当てる、小旅行する、スポーツをする、ボランティア活動をする、地域活動をする、仕事に関係のない本を読む、資格を取ったり教養を高めるための勉強をする、仕事に必要な知識を

得るための勉強をする、雑誌などの頼まれた原稿を書く、会社の仕事をする、炊事・洗濯など家事労働をする、その他。

- ・あなたは、昨年一年間に何日位会社を休みましたか。日曜・祝日を含め年間の総日数をお答え下さい
- ・あなたは、今年の夏休みを連続して何日とりましたか
- ・では、昨年の冬休みは連続して何日とりましたか
- ・あなたは、最近5年間に病気やケガで入院したことがありますか。最近5年間に一つの病気やケガで通算10日以上通院をしたことがありますか
- ・あなたの通勤時間は片道何分位ですか
- ・次の項目について、あなたはご自身をどう思われますか（あるかどうか）：庶民感覚、家族とのだんらん、近所づきあい、ファッション感覚、一般文化・教養への関心、コミック雑誌やまんが本に関する関心、一般常識。
- ・あなたのご家庭やあなた個人の「情報環境」についてお伺いします：所有している情報機器（パソコン、ワープロ、FAX、コピー機、多機能電話、ポケットベル、携帯電話、文字放送受信装置、ない）、自宅で視聴可能なテレビ・ラジオ（NHK衛星放送、WOWOW、CS直接受信、CATVの専門チャンネル、PCM音楽放送、ない）、個人的にパソコン通信に加入していますか。

なお『新聞研究』1994年6月号には解説・論考が複数掲載されている。その中の一つに長谷部剛「『冷めた新聞観』を持ち始めた記者たち」『新聞研究』1994年6月号50-51頁（日本経済新聞社経済部次長）があるが、「記者たちは新聞の現状に疑問を抱き、将来への不安を感じ始めている。それだけでなく、『新聞こそは』という自負も薄れてきているのではないか。若手記者を中心に、新聞観自体が変わってきているのではないか（50頁）」と、若者世代の記者の意識の変容を指摘している、そのうえで「早急に取り組まなければならないだろう」ことがらとして、「若者に支持される新聞づくり」「記者教育の見直し」「記者の流動化への対応」を挙げているが（51頁）、こうしたことがらは現代においてはごく当たり前の問題として認識されているように思われる。ただ、この当時に若者だった世代は2022年現在では総じて50歳以上である。後に少し触れるが、若手記者に対して行ったヒアリングでも「世代のギャップ」は論点の一つだった。現代の若手記者の問題意識にはどのような特徴があるのだろうか。2022年の調査でも明らかにする必要あることがらであると考えられる。

そしてこの調査に関して、印象的だった解説が、新聞記者調査に対する批判を行った辺見秀逸（共同通信社外信部次長）による「楽天的、あまりに楽天的な」『新聞研究（1994年6月号43-46頁）である。

記者とは分析する者であり、分析されることを、ましてや一片の分析データとされるのを嫌うのが常識と思っていた。どうだろう、各人の主張の微細かつ重要な「差異」が四捨五入されて消され、ひと群れの「世代の意識」としてくくられることに、個人としての記者の思想は反発しないのか。自らの仕事について、食品関連アンケートに消費者が回答するように「他人ご

と」みたいに答えて違和感はないのか。…（改行）…もの書きが字を書かず、あらかじめしつらえられた大ざっぱな選択回答例に、唯々諾々とマルなどをつけ自分を重ねてどうしようというのだ。顔のない群れの一員にされるのが嫌にならないのか。（43-44）

こうした調査それ自体への疑問は、それこそかつてピエール・ブルデュー（ブルデュー1991参照）による世論調査批判とも重なるものである。確かに個人の個性を生かした報道をジャーナリズムの重要な要素とするのならば「顔のない群れの一員にされること」は問題であろう。一方で、「ジャーナリズムの英雄譚」が内包している「排除の論理」、すなわち一部の英雄的ジャーナリストをジャーナリズムの模範としそれを要求する規範的議論は、ときに「普通のジャーナリスト」の存在を軽視することにもつながりかねない。<sup>(1)</sup>

辺見の批判的指摘は調査における自覚すべき重要な論点を提示しているものの、調査がジャーナリズムの現場を把握するための役割は部分的に果たしていたこともまた評価すべきであろう。

③ 2007年日本大学法学部新聞学研究所「『日本のジャーナリスト1000人調査報告書』『ジャーナリズム&メディア』第1号、2007年、84-122頁より。

新聞協会や民放連との調査との継続性、また米国のジャーナリスト調査（「The American Journalist」1982-3年、1992年、2002年）との比較を想定して実施された調査。日本のジャーナリズムの特徴の「持続と変化」を明らかにすることを試みた調査である（『ジャーナリズム&メディア』第1号、2007年、86参照）。

- ・フェイスシート項目：性別、年齢、最終学歴、専門教育の有無、所属している企業・団体（新聞社、出版社、テレビ局、ラジオ局、通信社、広告代理店、調査会社、シンクタンク、フリー、その他）、現在の部署・職位、記者経験の有無、記者経験年数、マスコミ・ジャーナリズムに関して定期的に読んでいる専門誌・業界誌、取材・報道活動やジャーナリズムに関する団体・組織に所属しているか。
- ・ジャーナリズムの理念についてうかがいます。本来あるべき姿として、ジャーナリズムにとって重要な機能は何だと思えますか。以下の選択肢の中から、1位から3位まで上位3つをあげてください：権力の監視、政策の提言、世論の喚起、社会的争点の課題設定、社会正義の追求、教育・啓蒙、正確な情報提供、弱者の代弁・救済、娯楽の提供、討論の場の提供、社会的合意の形成、その他。
- ・ジャーナリズムの現状評価についてうかがいます。あなたは、現在のジャーナリズムが以下のような機能を果たしていると思えますか：議員・公務員・企業経営者等の活動の監視、国家政策に関する論点の提供、社会問題に対する自らの主張、興味をひくニュースの重点的な報道、知的・文化的関心をひく記事の提供、政府発表の真実性の調査、未確認情報を掲載しない、情報を読者に早く伝える、娯楽と休息の提供、複雑な問題に対する分析と解説、社会的弱者の救済。
- ・ジャーナリストにはどのようなイメージがあると思えますか。あなたが持っているイメージと、一般の人からどうイメージされているかについて：エリート、社会の木鐸、正義感が強い、オピニオンリーダー、プロ（プロフェッショナル）、尊大、凶々しい、狡猾、無頼、アウ



トロー。

- ・あなたは、取材・報道の重要な局面で判断に迷ったとき、以下のうちどのような点を重視しますか：社長の意向、社内綱領、経営的側面、広告クライアント、編集方針、情報源との関係、ジャーナリズムの理念・倫理、自分の信念、読者のニーズ、他社の動向、デスクの判断、経営幹部の判断。
- ・現在のジャーナリズム活動に対して、以下のような環境の変化がどれくらい影響を与えていると思いますか：個人情報保護法の制定、メディアの保守化傾向、報道被害への社会的注目、他業種のメディア産業への参入、記者クラブ制度への外圧、日常生活へのインターネットの普及、制作現場のIT化、メディア側の自主規制、政治報道など報道の娯楽化、読者・視聴者の減少、労務・経営の管理強化、Webジャーナリズムの発展。
- ・ジャーナリズムの機能について、Web関連の新メディアと既存のマスメディアの関係はどのようになると思いますか：マスメディアのジャーナリズムの機能が低下する、マスメディアのジャーナリズムの機能が活性化する、両者は相互に補完しあう、両者は別々の機能を担い併存する、両者は相乗効果により活性化する、新メディアのジャーナリズムは機能しない。
- ・以下のようなWeb関連の新メディアのジャーナリズム機能をどのように評価していますか：ニュース・メディアのニュースサイト、検索エンジンやポータルサイトの発信するニュース（Yahoo、Googleなど）、インターネット新聞（オーマイニュースなど）、個人の言論活動（ブログ、ホームページ）。
- ・取材活動において、あなたが制約や制限を感じることは何ですか：取材現場へのアクセス、公人へのアクセス、私人へのアクセス、公権力からの圧力、担当以外の自主的取材、社内ガイドライン、情報源の秘匿、個人情報の扱い、取材経費、その他。
- ・現在のジャーナリズムには、どのような問題があると思いますか：重要な事実を書かない場合がある、事実報道と主観的意見が混在している、発表ものが多すぎる、報道が全体的に一過性だ、建設的提案がない、掘り下げた報道が少なく表面的、一般大衆のニーズに迎合している、出所が明確でない報道が目立つ、取材源との癒着が目立つ、人権を無視した報道が目立つ、画一的・横並び報道が多い、批判精神が乏しい、センセーショナルな傾向が強い、その他。
- ・読者や視聴者にぜひ知らせたいと思う政府や企業の秘密情報の入手や報道に関する次のような行為を、あなたはどのように思いますか：その情報を得るために金を支払う、その情報を政府や企業の許可なしに記事にする、記事にしないことを約束しその約束を守らない、取材源に迷惑がかかっても記事にする、手紙や写真のような私的な文書などでも許可なく使用する、自分の身分を偽って取材する、許可なく撮影をしたり録音を行う。
- ・あなたは客観報道についてどのように考えていますか：事実と意見の分離、公正・公平な態度、事実の正確な報道、中立的なスタンス、当事者にならないこと、不偏不党の精神、非党派的な態度、その他。
- ・あなたは、ニュース記事において、事実の報道に解釈を交えることをどのように思いますか：いかなる場合でも許されない、事実と解釈を明確に分ければ許される、主観的意見でなければ解釈を交えても構わない、解釈が背景説明なら構わない、解説記事ならば許される、署名記事ならば許される、海外ニュースの場合は構わない、スポーツ記事の場合は構わない。

- ・あなたは読者・視聴者の存在についてどのようにとらえていますか：ジャーナリズムを信用していると思う、ジャーナリズムに期待していると思う、ジャーナリズムに不安を持っていると思う、ジャーナリズムの必要性を感じていると思う、理性的な判断力を持っていると思う、重要な問題を理解できていない、リテラシーがあると思う。
- ・政治的争点についてあなたの考え方をおうかがいします：自民党・安倍政権、憲法9条の改正、核保有に関する議論、教育基本法の改正、日本の国連常任理事国入り、北朝鮮へのさらなる制裁。
- ・あなたは、以下のような昨今の問題に関するジャーナリズムの報道を、量、質、多様性の面で、どの程度評価しますか：政治資金問題、年金問題、北朝鮮問題、教育問題、格差問題、地球温暖化、裁判員制度、メディアの不祥事。
- ・あなたは取材・報道活動のなかで、官公庁の広報担当者とのどのようなかんけいにありますか：とても協力的、やや協力的、やや対立的、とても対立的。
- ・あなたは取材・報道活動のなかで、政府とのどのような関係にありますか：とても調和的、やや調和的、やや敵対的、とても敵対的。
- ・あなたは御社のジャーナリズム活動をどのように評価していますか
- ・あなたは自らのジャーナリズム活動に対してどれくらい満足していますか
- ・あなたは現在の報道を充実させるためには、どのようなことが必要だと思いますか：記者教育の充実、記者の独立性の確保、報道担当者の増員、経営者の意識向上、経営圧力の排除、外部からの報道への圧力の排除、取材機材や移動手段などハード面の充実、支局・系列局との連携強化、デスク機能の強化、海外取材体制の拡充、外部制作者との協力拡大、報道体制の純社員化、組織内での自由な議論、その他。
- ・あなたは、現在のジャーナリズムに対してどのような疑問を感じますか。自由に記入してください

この調査では自由回答欄のスペースを広く設けた。そうしたこともあって自由回答の回答率は42.7%だった（大井2011、79参照）。調査メンバーの大井が「自由回答には、大規模な数量的調査によって…（中略）…質問票では表現することができない肉声が表現されていた（同79頁）」と回顧するように、自由回答欄はジャーナリストの可視化に貢献している。これは、「現場の（普通の）ジャーナリストの声」をとらえるという調査の目的とも整合する試みであると評価できる。一方で、自由回答欄では当該調査のなかで「ジャーナリズム」「ジャーナリスト」が明確に定義されていなかったことに対する批判も数多く書かれたという（同128頁参照）。この「ジャーナリズム・ジャーナリストの範囲」の問題は、2022年調査でも大きな論点になるはずである。

- ④ 2013年日本大学法学部新聞学研究所「2013年版日本のジャーナリスト調査を読む」『ジャーナリズム&メディア』第7号、2014年、247-279頁（調査票は272-279頁に記載）より。
- 2007年の「日本のジャーナリスト1000人調査」の継続調査としての側面と、後述するジャーナリズムの国際比較調査「Worlds of Journalism Studies (WJS)」の日本チーム（による調査）としての両側面がある。

- ・【フェイスシート】：性別、年齢、最終学歴、専門教育について、所属する企業・団体（新聞社、テレビ局、ラジオ局、通信社、その他）、所属部署・職位・担当分野・所属記者クラブ、兼務している仕事、本職以外の有給活動とその内容、税込み年収（選択肢）、所属年数、取材活動やジャーナリズムに関係する団体・活動に自主的に参加しているか。
- ・ジャーナリズムの現状評価についていかがいます。あなたは、現在のジャーナリズムが以下のような機能を果たしていると思いますか：議員・公務員・企業経営者等の活動の監視、国家政策に関する論点の提供、社会問題に対する自らの主張、興味をひくニュースの重点的な報道、知的・文化的関心をひく記事の提供、政府発表の真実性の調査、未確認情報を掲載しない、情報を読者に早く伝える、娯楽と休息の提供、複雑な問題に対する分析と解説、社会的弱者の救済。
- ・ジャーナリズムの役割に関するそれぞれの項目の重要性についてお聞きします。以下について、あなたの評価としてあてはまるものに1つずつ○をつけてください（とても重要、かなり重要、まあ重要、あまり重要でない、重要でない）：観察者に徹する、あるがままの出来事を報道する、時事問題の分析を提供する、政治指導者を監視・調査する、ビジネスを監視・調査する、政治的議題を設定する、世論に影響を与える、社会変化を唱道する、政府の敵対者となる、国家の発展を支援する、政治指導者の好意的なイメージを伝える、政府の政策を支持する、娯楽と休息を提供する、もっとも多くの読者・視聴者を引き付ける種類のニュースを提供する、日常生活のための助言・方向づけ・指示を与える、人びとが政治的決定をするために必要な情報を提供する、政治活動に人びとが参加するよう動機づける、人びとに見解を表明するように促す。
- ・ジャーナリズムへの影響の度合いが時代の経過とともに変化してきました。以下について、影響の度合いの評価として、あてはまるものに1つずつ○をつけてください（影響が非常に強まった、影響が多少強まった、かわらない、影響が多少弱まった、影響が非常に弱まった）：ジャーナリズム教育、倫理的基準、競争、広告の配慮、利益向上の圧力、パブリック・リレーションズ、読者・視聴者調査、ブログのようなユーザーの作るコンテンツ、TwitterやFacebookのようなソーシャルメディア、読者・視聴者のニュース制作への参加、読者・視聴者のフィードバック、センセーショナルなニュースへの圧力、欧米流のジャーナリズムの実践。
- ・ジャーナリズムは今大きく変化しています。以下はジャーナリズムの仕事に関わる重要な要素です。あなたの評価として、あてはまるものに1つずつ○をつけてください（非常に増加した、多少増加した、かわらない、多少減少した、非常に減少した）：編集上の決定をするジャーナリストの自由、ジャーナリストの平均労働時間、記事の調査に利用できる時間、ジャーナリストの読者・視聴者との交流、専門技術的スキルの重要性、サーチ・エンジンの利用、大学の学位をもつ重要性、ジャーナリズムや関連分野の学位をもつ重要性、ジャーナリズムの信頼性、読者・視聴者のニュース制作への参加、読者・視聴者のフィードバック、センセーショナルなニュースへの圧力、社会にとってのジャーナリズムの現実的意義。
- ・以下は主として内部的な影響要因のリストです。あなたの取材・報道などの仕事の際、どの程度影響がありますか：あなたの個人的な価値観や信念、同僚のスタッフ、あなたの上司、会社

の編集責任者、会社の会長や社長、変種方針・政策、広告のクライアントへの配慮、利益の期待、読者・視聴者調査やデータ、ニュース取材資源の利用可能性、時間の制約、ジャーナリズムの倫理、宗教的配慮。

- ・以下は主として外部的な影響要因のリストです。あなたの取材・報道などの仕事の際、どの程度影響がありますか：あなたの友人・知人・家族、他のメディアの同僚、読者・視聴者からのフィードバック、競争関係にあるニュースメディア、メディア法や規制、情報へのアクセス、検閲、政府官僚、圧力団体、パブリック・リレーションズ (PR)、軍・警察・国家安全保障。
- ・現在のジャーナリズム活動に対して、以下のような環境の変化はどれくらい影響を与えていると思いますか：個人情報保護法の制定、メディアの保守化傾向、報道被害への社会的注目、他業種からのメディア市場への参入、記者クラブ制度への外圧、日常生活へのインターネットの普及、制作現場の IT 化、メディア側の自主規制、政治報道など報道の娯楽化、読者・視聴者の減少、労務・経営の管理強化、Web ジャーナリズムの発展。
- ・現在のジャーナリズムには、どのような問題があると思いますか：重要な事実を書かない場合がある、事実報道と主観的意見が混在している、発表ものが多すぎる、報道が全体的に一過性である、建設的提案がない、掘り下げた報道が少なく表面的、一般大衆のニーズに迎合している、出所が明確でない報道が目立つ、取材源との癒着が目立つ、人権を無視した報道が目立つ、画一的・横並び報道が多い、批判精神が乏しい、センセーショナルリズムの傾向が強い、その他。
- ・「非常に重要な情報の入手や報道」に関する、次のような行為をあなたはどのように思いますか：秘密の情報を得るために金を支払う、秘密の情報を政府や企業の許可なしに記事にする、記事にしないことを約束しその約束を守らない、記事を得るために消極的な情報提供者に圧力をかける、手紙や写真のような私的な文書なども許可なく使用する、他の誰かを装って取材する、隠しカメラ・隠しマイクを使う、内部の情報を得るために職をえる、俳優を使ってニュースを再現したりドラマ化したりする、情報源から金を受け取る、情報源からの引用を改変したり捏造する、写真を改変する。
- ・ジャーナリズムにおける異なる倫理的アプローチについて、あなたの評価を教えてください（強く同意する、まあ同意する、どちらともいえない、あまり同意しない、全く同意しない）：ジャーナリストは状況やコンテキストに関わりなく常にプロフェッショナル倫理コードを守るべきである、ジャーナリズムでは何が倫理的かは個々の状況に依存する、ジャーナリズムでは何が倫理的かは個人の判断の問題である、極めて特殊な状況の場合には道徳的基準を一時棚上げにすることはやむをえない。
- ・ジャーナリズムの機能について、〔Web 関連の新メディア〕と〔既存のマスメディア〕の関係はどうかと思いますか：マスメディアのジャーナリズムの機能が低下する、マスメディアのジャーナリズムの機能が活性化する、両者は相互に補完しあう、両者は別々の機能を担い併存する、両者は相乗効果により活性化する、新メディアのジャーナリズムは機能しない。
- ・以下のような Web 関連の新メディアのジャーナリズム機能をあなたはどのように評価していますか：マスメディアが作成しているニュースサイト、インターネットの専門ニュースサイト、サーチ・エンジンやポータルサイトの発信するニュース (Yahoo、Google など)、ブログ、

Facebook、Twitter、ニコニコ動画。

- ・あなたは、以下のことがらについて、個人としてどの程度の自由をもっていると思いますか。(完全な自由をもっている、かなり自由をもっている、ある程度自由をもっている、ほとんど自由をもっていない、全く自由をもっていない)：記事を書くにあたって記事を選択する自由、「記事のいかなる側面を重視して書くか」についての選択の自由。
- ・あなたは、現在所属されている企業のジャーナリズム活動をどのように評価していますか
- ・あなたは自らのジャーナリズム活動に対してどれくらい満足していますか
- ・あなたは記者職から得る収入に対してどれくらい満足していますか
- ・あなたは現在の報道を充実させるためには、どのようなことが必要だと思いますか：記者教育の充実、報道担当者の増員、経営者の意識向上、社外からの報道への圧力の排除、取材機材や移動手段などハード面の充実、支局・系列局との連携強化、デスク機能の強化、海外取材体制の拡充、外部制作者との協力拡大、報道体制の純社員化、職場で自由な意見交換ができる雰囲気、その他。
- ・あなたは、ジャーナリストが果たすべき重要な役割をどのように考えていますか。もっとも重要だとお考えになる役割を3つ以下の空欄に記入してください
- ・あなたは、現在のジャーナリズムに対してどのような問題を感じますか。以下の欄に自由に記入してください

### 3-2 誰が調査対象とされたのか？

それぞれの調査の調査対象者は以下のとおりである。新聞協会の調査対象が「新聞記者」という比較的明確な範囲を取っているのに対して、日本大学の調査では、より多様なジャーナリストを対象範囲にしている。もっとも、それが「誰をジャーナリストと見なすのか」という論点を想起することになる。

#### 1973年 「現代の新聞記者意識」日本新聞協会研究所

「調査対象者は、日本新聞協会編集委員社48社の全記者13451名の中から、ランダムサンプリングによって1900名を抽出して調査を行った」「この調査で対象とした記者とは、いわゆる取材各部の第一線記者、デスクで、内勤部門では、整理、校閲両部門のみを対象とした。したがって、編集局の中でも、調査、記事審査、通信・連絡、編集庶務などは対象からはずした。また部長以上の管理職も対象から除いたが、部長でも第一線で取材活動を行っている記者—特派員、編集委員など—は対象にいれている。」(『新聞研究』1973年10月号、9頁)

#### 1994年 「新聞記者調査」日本新聞協会研究所

「調査対象は、新聞協会主要会員社の編集局長、報道局長によって構成される編集委員会の委員社57社のうち、放送会員社(NHK、在京民放キー局)を除く新聞・通信51社の記者約1万5千人から抽出した2800人とした。抽出に当たっては、取材・報道活動の現場業務に直接従事する第一線記者の意識を探るという目的に沿い、部長以上の管理職を除外して記者、デスクに限定したが、みずから取材に当たる立場の『編集委員』については、社内職位が部長職以上であっても調査対象に含め

た。」(『新聞研究』1994年5月号、48頁)

2007年 「日本のジャーナリスト1000人調査」 日本大学法学部新聞学研究所

「日本在住のジャーナリストを調査対象とするために、標本抽出は有意抽出法とした。ジャーナリストに関して公開されているいくつかの名簿から氏名、住所、所属の判明するジャーナリストを調査対象として抽出した。こうしてジャーナリストを5494人抽出し、質問紙を郵送により送付した結果、1019人から回答を得ることができた」(『ジャーナリズム&メディア』第1号、2007年、87-88頁)

2013年 「日本のニュースメディアの現状に関する調査」 日本大学法学部新聞学研究所

「新聞社、通信社、テレビ局に所属する日本在住の記者、報道関係者を対象とすることとした。ここで報道関係者とはメディアの取材活動に携わっている編集報道部門(論説委員を含む)に所属する人を指す。ただし、取材編集において担当している部門、分野は問わないこととした。日本全国に存在するジャーナリスト全員の連絡先や所在を明らかにすることは方法として困難であるため、今回の調査対象のジャーナリストは、日本新聞協会加盟の新聞社、通信社に所属する記者、そして日本放送協会(NHK)と日本民間放送連盟に加盟するテレビ局に在籍する記者とした…(中略)…対象となった会社は217社、割り付けられた記者数全体は6100人となった。その後、調査対象となる全社に調査依頼を行い、調査への協力が得られた社に対して、割り付けられた数の調査票を郵送で送付する託送調査法を採用した。…(中略)…全体で2200票を託送し、回収数は747票、回収率は33.9%であった。」(『ジャーナリズム&メディア』第7号、2014年、252-253頁)

#### 4 日本大学新聞学研究所プロジェクトにおける調査設計

2022年に実施予定のジャーナリスト調査では、WJS (the Worlds of Journalism Study) の国際調査に参加する形で行う予定である。WJSとは世界のジャーナリズムの現状を評価するために設立されたグローバルな研究者のプロジェクトである。このプロジェクトはジャーナリズム研究者、メディア実務家、政策立案者がジャーナリズム、ジャーナリストを理解することを、目的としている。<sup>(2)</sup>

今後はWJSの調査フォーマットを日本のジャーナリズムの文脈に落とし込みつつ、日大のプロジェクトとして行ったジャーナリストに対するヒアリング調査(2021年～)で得られた「労働環境の変化」「世代ギャップ」「業界・勤務先に対する期待と不安」など問題意識を盛り込んでいく予定である。

#### 5 「(普通の現場の)ジャーナリストの声」を把握するための試みとしてジャーナリスト調査

ジャーナリスト調査は外部からそしてジャーナリスト経験者による規範的なジャーナリズム論に反映されにくい「現場のジャーナリスト」の声を把握に努めてきた。実際、いままで行われたジャーナリスト調査は、「ひと群れの『世代の意識』としてくられる」という側面はあったが、自由回答の記述も含めて現場のジャーナリストの声の多くを明らかにすることに貢献してきた。そういう点で、ジャーナリズム論のためにもジャーナリスト調査の重要性は過去も現在も変わらない。

しかし以前の調査が行われて時期と比べて現在のメディア環境では、そもそも「ジャーナリスト(の範囲)」が不明確になっていっている。『ジャーナリズムの境界線』の編者マット・カールソンは、この問題を以下のように指摘している。

ジャーナリズムという呼称は、固定的で安定したものではなく、文脈に応じて異なって適用され常に変化する。それは常に構築されるものなのである。ジャーナリズムをめぐる争いは、しばしば境界をめぐる争いである。

誰がジャーナリストなのか、何がジャーナリズムなのか、適切なもしくは逸脱的なジャーナリズムの行動とは何か、といった定義に関する基本的な問題は、すべて「境界の作業」という観点から理解することができる。(Cralson 2015、2、傍点は引用者)

規範的なジャーナリズム論が時にジャーナリズムの境界線を引くように、調査する活動もまた対象範囲を決める際に「ジャーナリズム」と「ジャーナリズムではないもの」に境界線を引くことによって、「届けられないジャーナリストの声」を生み出してしまう可能性もある。この点に考慮すべきであろう。

この問題と向かいあいながら、未来のメディア環境も想定しつつジャーナリズムやジャーナリストの概念を整理し、ジャーナリスト調査へと落とし込んでいくことが本プロジェクトの今後の課題になる。

※ 本稿は、日本大学法学部新聞学研究所シンポジウム「日本のジャーナリストの過去・現在・未来～ジャーナリスト調査が問いかけたこと、新たに問うこと～」(2022年1月22日・オンライン開催)での報告メモをもとにしたものである。より進んだ考察は今後の課題としたい。

- (1) この点に関しては、2021年日本マス・コミュニケーション学会ワークショップ「ジャーナリズムの未来を語るための方法論としてのメディア史(問題提起者・松尾理也)」や今回の新聞学研究所のシンポジウムのパネル・ディスカッションにおける中正樹氏の議論が参考になる。パネル・ディスカッションの記録は次号のジャーナリズム&メディアに掲載される予定である。
- (2) WJSのホームページより(<https://worldsofjournalism.org/>)

## 参考文献

- ・「現代の新聞記者意識」『新聞研究』日本新聞協会、1973年10月号、8-75頁。※「編集部」編で文責は春原昭彦。
- ・「現代新聞記者像(上)」『新聞研究』日本新聞協会、1994年5月号48-96頁。
- ・「現代新聞記者像(下)」『新聞研究』日本新聞協会、1994年6月号52-72頁。※(上)(下)ともに日本新聞協会研究所編(文責は赤尾光史)
- ・「日本のジャーナリスト1000人調査報告書」『ジャーナリズム&メディア』2007年、第1号、84-122頁。※「日本大学法学部新聞学研究所」編。
- ・「2013年度版『日本のジャーナリスト調査』を読む」『ジャーナリズム&メディア』2014年、第7号、247-279頁。※執筆者は大井真二、小川浩一、小林義寛、佐幸信介、福田充、山本賢二、宮脇健。

- ・ 有山輝雄、掛川トミ子、桂敬一、江藤文夫、山本武利、荒瀬豊、岡満男他（1986）「ジャーナリズムとは何か 1985年秋季研究発表会ワークショップ A（文責：荒瀬豊）」『新聞学評論』第35号、216-226頁。
- ・ P. ブルデュー著、小松田儀貞訳（1980=1991）「世論なんてない」『社会学の社会学』藤原書店、287-302頁。
- ・ 長谷部剛（1994）『冷めた新聞観』を持ち始めた記者たち『新聞研究』1994年6月号、50-51頁。
- ・ 林知己夫（1973）「新聞記者タイプを探る —多次元的分析による—」『新聞研究』1973年10月号、56-68頁。
- ・ 林知己夫、稲葉三千男、田中義久、平松齊、春原昭彦「座談会 いま、新聞記者は…」『新聞研究』1973年10月号、78-95頁。
- ・ 辺見秀逸（1994）「楽天的、あまりに楽天的な」『新聞研究』1994年6月号、43-46頁。
- ・ 大井眞二（2009）「信頼に足るジャーナリズム——多くの声、ひとつの思い——日本のジャーナリスト「1000人調査」の「自由回答」から」『ジャーナリズム&メディア』第4号、79-132頁。
- ・ 鶴木眞（1999）「国際ニュースとメディア・フレーム」鶴木眞編『客観報道』弘文堂、173-194頁。
- ・ Cralson, M. 2015. “Introduction: the many boundaries of journalism“ Cralson, M. and Lewis, S.C. *Boundaries of JOURNALISM*, 1-19. Routledge.





## 2021年の新聞界

阿部 圭介\*

2021年は「コロナ禍」が続く中、ほぼ無観客という異例の形でオリンピック・パラリンピック東京大会が開かれた。開催の是非が論議される中、全国紙やブロック紙の一部はオリンピック・パラリンピックのスポンサーとなっており、このこともまた議論を呼んだ。経営関連の指標を見ると、発行部数の減少傾向は続いており、2020年の数値になるが売上高や広告費も減少、新型コロナウイルス（COVID-19）による爪痕が浮かび上がった。報道関係では、2年前に本欄で紹介した西日本新聞社の「あなたの特命取材班」への情報提供をきっかけとした報道が、新聞協会賞を受賞した。

### 部数、売上高など減少続く

2021年10月時点の日本新聞協会加盟113紙の総発行部数は3302万7135部で、前年比5.9%減だった<sup>(1)</sup>。過去最大だった2020年の7.2%減と比べれば改善したものの、減少傾向に歯止めはかかっていない。1世帯当たりの部数は0.04部減少し、0.57部となった。

同協会の調査によると、2020年度の新聞89社の総売上高は、前年度より1697億円減少し、1兆4827億円だった。前年度比10.3%減となり、2桁を超える減率は1972年に調査公表開始以来初めてのことで、「新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響を受けた」としている<sup>(2)</sup>。内訳は、「販売収入」が同6.1%減の8620億円、「広告収入」が同17.7%減の2546億円、「その他営業収入」が同13.9%減の3661億円だった。デジタル関連事業収入の割合は、一般紙65社の平均が前年度比0.409ポイント増の2.039%、スポーツ4紙の平均が0.962ポイント増の11.818%だった。

電通の「2020年 日本の広告費」によると、2020年の総広告費は前年比11.2%減の6兆1594億円、このうち新聞広告費は同18.9%減の3688億円で、4000億円を割った。ただし、広告費全体に占める構成比では、前年と同じ6.6%だった。広告主の業種別に見ると、「交通・レジャー」が同51.1%と大幅に減少したという。マス四媒体（新聞、雑誌、ラジオ、テレビ）広告費は同13.6%減の2兆2536億円で、四媒体いずれも前年比で減少した。

一方、インターネット広告費は同5.9%増の2兆2290億円だった。このうち、新聞社が運営するデジタルメディア関連の広告費「新聞デジタル」は同18.5%増の173億円だった。構成比は前年と同じ0.2%だった。新聞広告費と「新聞デジタル」を合計すると前年比17.7%減の3861億円で、「新聞デジタル」広告費が拡大しても、新聞広告費の減少分を埋め合わせることができていない状況が続いている。

### コロナ禍での東京オリンピック・パラリンピック

2020年に開催予定だった東京オリンピック・パラリンピックは、コロナ禍で1年延期されること

---

\*あべ けいすけ 一般社団法人日本新聞協会

になっていた。しかし、2021年に入っても感染状況は落ち着かず、1月8日～3月21日、4月25日～6月20日、7月12日～9月30日の計3回、東京都などに緊急事態宣言が発出された。緊急事態宣言が続く中で大会を開催する是非について、新聞各社も社説等で論じた。信濃毎日新聞は5月23日付社説で「東京五輪・パラ大会 政府は中止を決断せよ」と題し、中止の論陣をいち早く張った。全国紙では朝日新聞が5月26日、中止の決断を求める社説を掲載した。これに対して読売新聞は開催を前提として感染対策を求める社説を掲載（5月27日付）、6月29日付社説では「五輪の感染対策 これですべて安全に開催できるのか」と題し、政府に感染対策の再検討を求めるとともに、「無観客を含めた対応も検討すべきである」と述べ、どんな形であれ開催する方向で論陣を張った。

その中で、朝日、毎日、読売、日経の各新聞社が東京大会の「オフィシャルパートナー」、産経と北海道が「オフィシャルサポーター」となっていた点も論議を呼んだ。このうち、五輪開催に批判的な論調だった朝日は「東京2020オフィシャルパートナーとして」と題した見解を公表した<sup>(4)</sup>。内容は、契約を結んだ理由を説明するとともに、契約の際に「オフィシャルパートナーとしての活動と言論機関としての報道は一線を画します」と約束したことや「五輪に関わる事象を時々刻々、公正な視点で報じていく」、「社説などの言論は常に是々非々の立場を貫いています」などと述べ、スポンサーの立場と報道・言論は一線を画すと記した。

新聞通信調査会の調査によると、新聞社がスポンサーになったことについて「国を挙げてのイベントを支援するのは当然だ」18.3%、「報道機関として独立性や公正さが問われるような関与はしない方がよい」24.3%、「特に気にならない」40.2%、「関心がない」16.3%だった<sup>(5)</sup>。

### 取材中の北海道新聞記者が逮捕される

6月22日、旭川医科大学を取材中の北海道新聞記者が住居侵入の疑いで大学職員に現行犯逮捕された。取材中の記者が私人（常人）逮捕されるのは極めて異例であり、「取材活動に萎縮効果をもたらしかねない」（メディアで働く女性ネットワーク<sup>(6)</sup>）など批判や抗議が出された。しかし、記者が入社1年目の新人で、誰何された際に身分を明かさず、また身分を明かさなかったことは先輩記者の指導によるものだったとの実態が明らかになり、道新への批判が高まった<sup>(7)</sup>。例えば日本新聞労働組合連合（新聞労連）は、道新の社内調査報告に「現場に責任を押し付けるばかりか、自らの責任逃れが滲んでいます」などと批判した<sup>(8)</sup>。

### 災害時の氏名公表をめぐる

7月3日に熱海市の逢初川で土石流が起き、建物が流されたり埋もれたりし、死者も発生する土砂災害が起きた。静岡県は当初、行方不明者の氏名を発表せず捜索にも支障をきたしたが、発表によって捜索が効率化したという。災害という公共的な関心事において実名発表をすることの有益性が見て取れる出来事だったが、ドメスティックバイオレンス（DV）などの被害者への配慮という課題も挙げられた<sup>(9)</sup>。

### 「あな特」をきっかけにスクープ、新聞協会賞受賞

2021年度の新聞協会賞を受賞した中日新聞社と西日本新聞社の「愛知県知事リコール署名大量偽造事件のスクープと一連の報道」は、取材の端緒が西日本新聞社の「あなたの特命取材班（あな

特)」だった。あな特は、<sup>(10)</sup>「2019年の新聞界」でも紹介した西日本新聞社発の取り組みで、無料通信アプリ「LINE」などさまざまな手段を使って、読者から取材依頼や情報提供などを受け付け、実際に取材し、記事化する。西日本新聞社はこの試みを「ジャーナリズム・オン・デマンド (JOD)」と称して、全国の地方紙や放送局29媒体と「JOD パートナー」のネットワークを結んでいる。受賞した報道のきっかけは、西日本新聞社に寄せられた愛知県知事リコール署名偽造にのアルバイトに携わったという男性からの連絡だった。西日本新聞社は、JOD パートナーの中日新聞社に情報提供し、<sup>(11)</sup>共同取材を開始、報道へとつながった。西日本新聞社が「あなたの特命取材班」を通じて積み重ねていった読者、市民との信頼関係が実を結んだと言えるだろう。

### プラットフォーム事業者との関係

日本新聞協会がかねてプラットフォーム事業者の動きを注視しており、ヤフーとLINEの経営統合に対して3月1日、「プラットフォーム事業者と新聞・通信社などのニュース配信事業者がより積極的なコミュニケーションを図ることが重要」と指摘し、広告収益に直結するページビューを増やすため、公共性より話題性を優先しかねないとの懸念を払拭すべきだと問題提起する見解を示した。<sup>(12)</sup>

一方で、Googleは9月16日、日本でも「ニュースショーケース」を開始したと発表した。<sup>(13)</sup> 契約を結んだ報道機関は、Googleに表示される記事を選んで提供し、対価を得ることができる。全国紙や地方紙、通信社など40社以上が参加する。それに先立ちGoogleは地域社会における新規事業開発などを目指す「Build New Localプロジェクト」を地方紙47社と連携して行っていた。<sup>(14)</sup> 同プロジェクトのビジネスアイデアコンテストにはこのうち38社が応募し、埼玉新聞社、紀伊民報、神戸新聞社が受賞した。

また、ヤフーは11月から、「ヤフーニュース」への配信料の支払いに「記事リアクションボタン」のクリック率データを加味すると発表した。<sup>(15)</sup> 日本経済新聞（電子版）によると、これにより「地方紙や専門性の高いメディアへの支払額が従来より増えた」という。<sup>(16)</sup>

紙の新聞の部数が落ち込み、自社の電子メディアでもそれに匹敵する収入を得られていない中、プラットフォーム事業者との関係をめぐっては、今後も動きが出てくるものと思われる。

### 注

- (1) 日本新聞協会 (2022) 『新聞協会報』 2022年1月1日付。
- (2) 日本新聞協会 (2021) 『新聞協会報』 2021年10月26日付。
- (3) 電通 (2021) 『2020年 日本の広告費』。 [https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad\\_cost/2020/](https://www.dentsu.co.jp/knowledge/ad_cost/2020/)
- (4) 朝日新聞社 (2021) 「東京2020オフィシャルパートナーとして」。 <https://www.asahi.com/corporate/info/14357747>
- (5) 新聞通信調査会 (2021) 『第14回メディアに関する全国世論調査 (2021年)』。 <https://www.chosakai.gr.jp/wp/wp-content/themes/shinbun/asset/pdf/project/notification/yoron2021houkoku.pdf>
- (6) メディアで働く女性ネットワーク (2021) 「旭川医大取材中の女性記者逮捕に関する抗議声明」。 <https://wimn-japan.net/2021/06/28/protest-statement/>
- (7) 北海道新聞社 (2021) 『北海道新聞』 2021年7月7日付。

- (8) 日本新聞労働組合連合 (2021) 「北海道新聞記者逮捕に関するの声明」。 <http://shimbunroren.or.jp/%e5%8c%97%e6%b5%b7%e9%81%93%e6%96%b0%e8%81%9e%e8%a8%98%e8%80%85%e9%80%ae%e6%8d%95%e3%81%ab%e9%96%a2%e3%81%97%e3%81%a6%e3%81%ae%e5%a3%b0%e6%98%8e/>。新聞労連は機関紙でもこの問題を取り上げている（例えば2021年8月1日付、9月1日付）
- (9) 毎日新聞社 (2021) 『毎日新聞』 2021年11月22日付など。
- (10) 阿部圭介 (2020) 「2019年の新聞界」『ジャーナリズム&メディア』 第14号。
- (11) 酒井和人、竹次稔 (2021) 「愛知県知事リコール署名大量偽造事件のスクープと一連の報道——JODの連携で暴いた真相」『新聞研究』 2021年11月号 (No.839)。
- (12) 日本新聞協会 (2021) 「ヤフー・LINEの経営統合に対する見解」。 <https://www.pressnet.or.jp/statement/20210301.pdf>
- (13) Google (2021) 「Google ニュースショーケースの提供を開始」。 <https://japan.googleblog.com/2021/09/showcase.html>
- (14) Build New Local 実行委員会 (2021) 「全国の地方新聞社38社の中から、埼玉新聞社・紀伊民報・神戸新聞社が受賞決定「Build New Local プロジェクト」ビジネスアイデアコンテストを開催」。 <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000003.000077667.html>
- (15) ヤフー (2021) 「Yahoo! ニュース、媒体各社への配信料支払いに「記事リアクションボタン」のクリック率データを活用開始」。 <https://about.yahoo.co.jp/pr/release/2021/11/17a/>
- (16) 日本経済新聞社 (2021) 「ヤフー、ニュース配信料に読者評価反映 地方紙など増額」。 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC169OZ0W1A111C2000000/>

## 2021年の放送界概観

片野 利彦\*

本稿では、2021年の放送界をいくつかのテーマに絞って概観する。

### ◆東京オリパラと新型コロナウイルス

新型コロナウイルスの感染拡大は2021年も続いた。

4回目の緊急事態宣言（7月12日）が出される中、東京2020オリンピックが7月23日に開幕。直前に開会式クリエイティブチームのメンバーの辞任や解任が相次ぐ中、開会式が挙行され、リアルタイムで視聴した人は日本全国で推計約7326万人に上った（ビデオリサーチ調べ）。競技では日本勢のメダルラッシュが相次ぎ、最終的に金27、銀14、銅17個の計58個と過去最多の獲得数に。競技の中継は高視聴率が続き、ほとんどが無観客で行われた試合の様相を広く伝えた。また、民放局は初めて、パラリンピックの生中継を一部の競技で行った。感染者数は夏以降、減少傾向に転じ、緊急事態宣言は9月末に解除された。

政府のコロナ対策分科会の尾身茂座長らによる「新型コロナ専門家有志の会」は6月18日付で、東京オリンピック・パラリンピックの際の報道に関する要望書を民放連と日本新聞協会の両会長あてに提出した。報道にあたり、▽人流抑制のための工夫▽自宅での応援スタイルの涵養と普及——を要望。コロナ禍で培ってきた伝え方の工夫やスタイルの発明を通じ、祝祭の中での感染対策という矛盾に向き合い、公器の役割を果たすよう求めた。

### ◆放送界を取り巻くトピック

東北新社が法定の外資規制に違反していた問題をめぐり、総務省は6月4日、情報通信行政検証委員会の検証結果報告書（第一次）を公表した。同社の外資規制違反を総務省の当時の担当者は認識していた可能性が高いとし、「行政がゆがめられたとの指摘を免れない」とした。報告書はまた、同省の担当者らは国家公務員倫理法違反の会食によって国民の行政への信頼を著しく損なったと指摘。多くの職員が調査に対し「覚えていない」との発言を繰り返したことを、「残念な結果と言わざるを得ない」と批判した。

10月1日には、検証委員会の最終報告書を公表した。第一次報告書と同様に行政をゆがめた影響に言及。今回の事案を単なる法令遵守意識や法令知識の問題に矮小化してはならないとし、総務省は信頼回復方策を自ら整理して実行し、その結果を国民に丁寧に示すべきと提言した。

放送局の外資規制をめぐっては、4月5日、フジ・メディア・ホールディングスが過去の比率計算に過誤があったと公表。一時的に放送法の上限を上回り、同法に抵触する状態があったことが明らかになった。総務省は外資規制の遵守状況を調査するとともに、そのあり方を検討する会合を設置

---

\*かたの としひこ 一般社団法人日本民間放送連盟 編集部

し、外資規制の実効性の確保や審査体制などについて議論を進めた。12月には検討会の取りまとめ案を公表し、事業者の負担軽減や期間を定めた是正措置の制度化などを盛り込んだ。

「ワイド FM (FM 補完放送) 対応端末普及を目指す連絡会」幹事社の TBS ラジオ、文化放送、ニッポン放送は6月15日、民放 AM ラジオ全体の FM 転換を巡る方向性 (ロードマップ) を発表した。放送設備の費用負担などの問題から、AM 全47社のうち44社が、2028年秋までに FM 局となることを目指すとの方向性を明らかにした。在京3社については、早ければ28年秋の再免許時点での AM 停波に向けて課題解決に努めるとし、その2、3年前には停波の時期を最終的に判断するとした。

在京民放キー局が、番組の同時配信開始を年末から年始にかけて始めると相次いで表明した。いずれも TVer での実施。日本テレビは10月2日から同時配信をスタートした。ただし、12月開始予定のテレビ東京、22年1月開始予定だったフジテレビは、いずれも開発上の理由で開始を延期した。

#### ◆放送倫理・番組向上機構 (BPO) の動向

NHK と民放連が作る放送界の第三者機関である放送倫理・番組向上機構 (BPO) は以下の決定などを公表した。

##### ・放送倫理検証委員会

1月18日、フジテレビのクイズバラエティ「超逆境クイズバトル!!99人の壁」に放送倫理違反があったとする意見を公表した。同番組は「1人対99人の対決」とのコンセプトでクイズの回答者100人を集めて早押しで競うというもの。回答者の選定について同社が調査した結果、人数が不足した場合に解答権のないエキストラを補填して番組に参加させていたことが判明した。検証委は審議入りし、同番組の制作過程を検証。▽番組のコンセプトを信頼した多くの視聴者との約束を裏切るものである▽「放送倫理基本綱領」の規定に照らし、制作過程が適正に保たれていなかった——として、放送倫理違反があったと判断した。

2月10日、架空データが含まれたフジテレビの一連の世論調査報道に重大な放送倫理違反があったとの意見を公表した。同社は2020年6月、FNN と産経新聞が19年5月～20年5月に実施した合同世論調査 (計14回) のすべてに、実際には電話していないのに電話をかけて回答を得たと偽った架空のデータが含まれていたと発表。同調査結果と関連する放送 (18本) を取り消した。同社と世論調査の業務委託契約を結んだA社が、B社に調査を再委託したが、フジテレビの承諾を得ておらず、再委託の事実も伝えていなかった。B社のコールセンターの責任者が架空データを作成していた。検証委は、世論調査も取材の一環であるとの意識が不足していたと指摘。市民の信頼を大きく裏切り、他の報道機関による世論調査の信頼性に影響を及ぼしたことも否めないとして、重大な放送倫理違反があったと結論付けた。

7月21日、日本テレビの情報番組「スッキリ」に放送倫理違反があったとする意見を公表した。同番組では、動画配信サービス Hulu の作品を紹介するコーナーを毎週金曜に放送。3月12日の同コーナーでアイヌ民族をテーマとしたドキュメンタリー映画を取り上げた際、男性タレントが「この作品とかけまして動物を見つけた時ととく。その心は、あ、犬」などと謎かけをした。検証委

は、侮蔑的表現を含む事前収録のコーナーが、制作過程でなぜ止められなかったのかを検証する必要があるとして審議入り。VTRのチェック体制の不備、差別に関する知識の乏しさと放送人としての感度の低さなどを挙げ、本件放送はアイヌ民族への明らかな差別表現を含むと指摘。放送倫理違反があったと判断した。同社は本件放送後、放送に至った経緯やアイヌ民族差別の歴史、現状などを盛り込んだ検証番組を「スッキリ」内などで放送した。

#### ・放送人権委員会

3月30日、フジテレビの「TERRACE HOUSE TOKYO 2019—2020」への見解を公表。出演者の精神的な健康状態への配慮が欠けていた点で放送倫理上の問題があったとした。問題となった番組はウェブで配信された後、フジテレビで20年5月19日に放送された。番組では、出演者の木村花さんが他の出演者への怒りをあらわにする様子が描かれ、SNS上で木村さんが多数の誹謗中傷にさらされた。木村さんは地上波放送後の5月23日に自死。木村さんの母親が、娘の死は番組の“過剰な演出”がきっかけでSNS上に批判が殺到したためだとして、人権侵害を申し立てていた。委員会は、具体的な被害が予見可能なのにフジテレビが漫然と放送したとは言えないため、人権侵害があったとまでは断定できないとした。一方、木村さんの精神的な健康状態への配慮に欠け、放送倫理上の問題があったと結論付けた。その上で、木村さんのような悲劇が二度と起こらないよう、放送界全体での自主的な取り組みに期待した。

#### ・青少年委員会

10月6日、「通学中に起きた児童の死傷事故についての未成年者への取材のあり方」に関する委員長コメントを発表した。千葉県八街市の自動車事故をめぐる複数の報道番組に対し、子どもの顔を映しながらの取材で、被害者への複雑な気持ちを誘導的に引き出すような質問がなされたことに批判が寄せられたことを受け、討論を進めていた。コメントは、衝撃的な事件・事故報道の子どもへの配慮を求めた過去の委員会提言などに言及。新たな問題として、放映された画像と発言がSNSなどで拡散配信される可能性に触れ、今回のインタビューそのものの必要性にも疑問を呈した。また、全ての報道番組制作者に対し、同委員会の提言などを再読し、報道番組で伝えるべきコンテンツについて再考するよう求めた。





## 書評

Christians, Clifford G., (2019) *Media Ethics and Global Justice in the Digital Age*, New York: Cambridge University Press.

塚本 晴二郎\*

### はじめに

本書はメディア倫理学の世界的権威クリフォード・G・クリスチャンズが、これまで積み上げてきた研究の集大成といえるものである。タイトルに *in the Digital Age* とあるので、今日的な問題に限定しているように見えるが、そうではない。クリスチャンズはこれまでに確立してきた、自身のメディア倫理学の「生命の神聖不可侵」という、原初的規範と三つの原理、つまり「真実」「人間の尊厳」「非暴力」を使って、今日的な革命的变化を含めたメディア状況における、人間とコミュニケーションの倫理学を考察している。<sup>(1)</sup> もちろんこれまでの論文とやや異なる点もある。特に、*Global Justice in the Digital Age* というタイトルにみられるように、これまでのクリスチャンズの研究に比べて、「技術哲学」「正義」「コスモポリタニズム」という概念をより強く打ち出してきている点が、本書の特徴といえるだろう。

### 1. クリスチャンズの問題意識

本書のクリスチャンズの問題意識は、次のようなものである。情報の新世代は、世界中の大変動を伴って具体的になりつつある。コミュニケーション技術の革命は、世界規模の現象である。ハイテク企業は、この惑星の姿をデジタルなものへと描き直している。地理学は、政治的な座標で系統立てられてきた。しかし今や地球は、ウェブ2.0によって秩序立てられている。新しいメディアは、不可避的にグローバルではあるけれども、同様にローカルでパーソナルでもある。このような新技術は、豊富だが複雑で矛盾したコミュニケーションを我々に与えている。学校はコンピュータ・リテラシーを教育するが、その一方で四大陸のテロリストが、計画に調和するようにオンライン・ネットワークを使用する。金融は歴史において最も進歩した情報システムであるが、世界を経済不況に導いた。新しい技術的景色は、表現と相互作用のための先例のない機会を創造してきたが、その一方で事実と虚構の本質的区別を蝕んでいる。データ採掘は、メディアの信用にとって恐るべき挑戦である。果てしない量の電子データは、報道等ための情報の金脈であるが、ビッグ・データは何がニュース価値であり、何が映画的なものであるかを、決定する傾向のあるデータ管理技術によって、透明性のない技術的規則へと先導する。メディア倫理学は技術革命に従事し始めてきたが、理論と応用において十分であるために、技術哲学の伝統を前面に出すべきである。本書は、国際メディア倫理学に関する新しい見地の提示において、理論化することが、なぜどのように知的優

---

\*つかもと せいじろう 日本大学法学部新聞学科 教授

先権を技術哲学に与えることになるのかを証明する。

以上のように、クリスチャンズは、*in the Digital Age* とするコミュニケーション技術の革命期において、メディア倫理学には技術哲学が最も重要なものであり、それを本書で証明する、といっているのである。

## 2. 本書の構成

「序章」では、まずメディア倫理学における技術哲学の不在を指摘する。クリスチャンズによれば、学問としてのメディア倫理学は印刷と放送の時代の間にシステム化され国際化されたが、印刷や放送の技術の本質が倫理的課題として現れることはなかった。印刷ジャーナリズムにおけるニュースの内容の偏重は、放送へと受け継がれた。ラジオとテレビのニュースに現れた倫理的争点の一覧は、根本的に印刷のものとは変わらなかった。音響的視覚的技術のための真実を再考する代わりに、印刷と一直線上の特性が、ラジオやテレビのニュースを判断する批判の基準であった。メディア倫理学の研究者が、技術形態の変容を精査するのは時々のことではなかった。

そうした上で(1)情報やメディア・アクセスの格差(2)国家等による統制や監視(3)メディアの独占や寡占(4)グローバル化(5)暴力(6)プライバシー(7)性表現(8)多文化主義と規範的普遍性、というデジタル世代におけるメディア倫理学の八つの争点を挙げる。そしてコミュニケーションの技術にとって21世紀の始まりは、印刷や放送と倫理的源泉がほとんど異なる、めざましい発展と本質的变化の時期である。こうしたデジタル時代の倫理的課題への取り組みにおいて、もし技術哲学が無視されるならば、因果関係の問題は放置されることになる。八つの争点も因果関係の問題は棚上げとなる。

なぜなら、本書の見地において、技術は中立的なものではなく価値を負っている。それゆえ、本書は技術に関する争点に関して厳格である。技術が中立的であるとの前提は、技術に関する道具的な見地へと、本質的で人間中心主義的な見解によって置き換えられる。その結果として生ずる人間のためのメディア倫理学は、正しい争点に対峙し、長年にわたる信頼性を持つグローバルなメディア倫理学として持続できるものである。クリスチャンズは、複雑化した世界における劇的な技術的变化を与えられて、メディア倫理学は単に最新のものにされる必要があるだけでなく、再理論化される必要がある、とするのである。

「第1章 技術的問題：道具主義と関連思想」では、クリスチャンズはまず次のような視点を提示する。工業化社会の支配的な世界観は道具主義である。つまり、技術は中立的であって我々の人間性を左右したりしない、という思想である。人間の価値は、機械の定義する効率というような特徴に置き換えられる。高度な専門技術が道徳的コミットメントに優先する。このような図式は、今日の工業化した世界の性格にアプローチするための枠組みとして、受け入れることはできない。このような図式は、メディアの技術力がその課題や争点を設定したり定義したりする、技術的規範を助長する。メディア倫理学の新しい理論はその代わりに、人間中心の技術哲学を必要とする。いつどこのコミュニケーションであっても、現在におけるより適切な説明をするものである。我々は技術それ自体を理解し直す必要がある。中立的なメディアの伝達理論は、道具主義という特定の社会哲学を擁護する。技術に関する見地は、道具主義の伝統から根本的に異なるものを要求する。倫理学

を学ぶ者は技術革命の時代において、単に規範に反するだけでなく、無規範という荒廃状態に直面する。技術哲学は、このような危機に関わる国際的なメディア倫理学を構築するための見地を我々に供給する。

続いてクリスチャンズは、ハロルド・イニスに始まる「メディア生態学」に言及する。

メディア生態学からの第1の知的挑戦は、コミュニケーション・システムとしてのデジタル技術の際立った特徴を確認することである。生物学者が細胞の生体分子を理解するために内部から調べるように、メディア生態学者は、オンライン革命の特異性を知るためにその技術的特性を研究する。デジタル世代のコミュニケーションの倫理学を理論化する時、メディア生態学の研究と理論は、技術を強調することが正しいアプローチであるということを実証する。メディア生態学は、媒介した技術が技術的現象のサブシステムであると認識する。全般的に技術的文脈は、メディア倫理学の新しい国際的理論が、専門職の実践にとっての信頼できる、相関的なものであるための全体の枠組みである。

次に道具主義批判に移る。新しい電子メディアはその責任に関する争点を悪化させる。ICTは、書籍やテレビと同様に、情報を拡大し、蓄積し、配布する。しかしICTは、ニュース・メディアを道具主義にしてしまうように、グローバルな情報を加工し関連づけるのを得意とする。中立的ということが道具主義の精神である。中立的なメディアという伝達理論は、道具主義の世界観に根拠づけられる。そのような価値システムは、大きく変革される必要がある。中立という認識は誤りである。道具主義現象は、その特徴のいくつかを再設定するだけに止まらず、疑問を差し挟まれるべきものである。21世紀のための権威ある国際的なメディア倫理学には、技術に対するラジカルで異なるアプローチを要求する。

メディア生態学と道具主義を踏まえて、人間中心の技術哲学の概観に転じる。ここではまず、マルティン・ハイデガーとジャック・エリュールについて述べる。その後、人間を中心とした技術哲学で、首尾一貫した政治的コミュニケーションの調査に基づいた研究が存在する、としてグラント・キーン、ランス・ベネット、ブレイン・ゴスの研究に触れる。3人は研究の性格において非道具主義であり、メディア生態学システムがいかに倫理学と政治学に光をあてるかを示し、人間中心主義の技術哲学の見地に厳密さと明快さを与える、とされる。

そして以上がメディア倫理学の理論にどのように応用されるか、について次のように述べる。本書の目的は国境を越えた、正義を中心としたメディア倫理学の新しい理論を提示することである。大きな転換期における妥当性を確実にすることによって、技術哲学はこの新しい理論の基盤と境界を確立する。ウェブ2.0の変容は(a)絶対主義的普遍性に代わる人道主義的な普遍性、(b)コミュニケーション理論とメディア倫理学の両方における、二部構成のアプローチに代わる三部構成のアプローチ、(c)功利主義に代わる義務倫理学、(d)新世代の構成に取り組む倫理学理論、という四つの特徴を強調することによって、グローバルなメディア倫理学に有機的な一貫性を与える。技術哲学の見地からすれば、グローバルなメディア倫理学の根本的な争点は、決して簡単には解決できない。技術的規範によって統治されたメディア体制において、研究者だけで、あるいはメディアの専門職だけで、そうした争点に取り組むのは適切ではない。倫理学理論と専門職的实践は、互いに技術世代における哲学的省察によって刺激を与えられる時にこそ、社会的文化的財産なのである。

「第2章 存在の倫理学」では、クリスチャンズ倫理学において原初的規範としてきた生命の神聖

不可侵の、倫理学理論としての位置づけの確認となっている。

まずは概念としての生命の神聖不可侵から始まる。生命の神聖不可侵は、普遍的価値であり、グローバルな正義の倫理学のための根本的な出発点である。生命の神聖不可侵は、形式的な規範倫理学というよりも、生き物の中で当然とされる存在の倫理学である。生命の神聖不可侵へのコミットメントは、自己と言語の間の啓蒙主義的二元論、社会からの個人の孤立、主観と客観の二分法等の拒絶を必然的に伴う。我々は関係の中で結びつけられ、合目的の本質において現実化された、主体と客体の一致したものとしての人間を研究する時、現実を理解する。このようなことは、解釈学や意味論に止まらず、紛れもなく人間の存在論的なものである。文学や映画において、基点、筋、設定、全体的な論調等はすべて文化的価値システムを反映し、そのレベルでのみ理解される。生命の神聖不可侵は、専門職倫理と社会的道徳性の両方にとっての規範である。

次にそもそも原初的規範とは何かに言及する。グローバルなメディア倫理学の21世紀理論における最重要事項は、前提的な性格のものである。合理主義的なヨーロッパ中心主義倫理学は、規則正しい抽象概念を造り出す。例えばイマヌエル・カントは、倫理学理論における真実が、すべての合理的存在によって同じように理解されると信じた。社会的文化的信念が、自身の定言的命法に埋め込まれていると認識しなかった。絶対主義的理論は、前提的なものための複雑さと豊かさを組み込んでこなかったから、普遍的なものとしては失敗であった。これに取って代わるには理論作成において、真摯に前提を把握することである。新世代におけるグローバルなメディア倫理学は、国家を越えた多文化的であることを可能にするものである。それでは、グローバルに倫理学を記述することは説得力のある代替だろうか。共通の方法論でニュース制作に関する多面的影響力を研究し、世界中の別個のジャーナリズム文化を確認するような研究は、世界中のジャーナリストの道徳的関わり方や格差を検証し、道徳的普遍性の疑問に貢献する。しかしこのような記述的な社会科学的研究は、「である」と「べき」が別個の概念であるという葛藤に直面する。記述されることから、規範的なものを考察されることはできない。しかし、もしある人が歴史、言語、文化的存在としての我々の個性等の本質を理解するならば、人間の神聖不可侵は不可避である。そして我々は普遍的な人間の連帯の中で生きるようになるのだから、我々は倫理学原理に生命の神聖不可侵が必然的に伴うことを認識する。コミュニケーションの倫理学の新しい理論は、システムティックである。信じられるものであるためには、システムは首尾一貫したものでなければならない。ゆえに原初的規範に根ざした倫理学原理が、組み込まれるべきなのである。

そして具体的な理論の考察となる。生命の神聖不可侵、コミュニズム、儒教、契約的自然主義、フェミニズム的ケアリングという、グローバルなメディア倫理学の5理論は、絶対主義に対して信頼できる代替案である。5理論が階層的でも帝国主義的でもないから、道徳的普遍性のモデルを代表することができる。しかしこの五つは歴史的に位置付けられる。五つはいくつかの争点に向けられるが全てにではない。五つの中では、生命の神聖不可侵が知的に機敏で存在論的に明確であると考えられる。生命の神聖不可侵は、道徳哲学と技術哲学を統合することによってデジタル世代の複雑さへ、メディア倫理学を再配置するのである。

「第3章 真実の倫理学」は、クリスチャンズ倫理学の三つの基本原理の一つ、「真実を述べること」についてである。言語は社会的構成の血液であるゆえに、人間は真実へのラジカルなコミットメントを要求する。通常の下で、コミュニティの成員は真実を述べているし、成員のアイデン

ティティに関する主張は、他人を欺くためのものではないということが前提とされる。真実が全体的にコミュニケーションの規範である、と一般的に考えられる一方で、真実はまたメディアの理論と実践において最優先される。真実を述べるのがメディアの専門職者の規範であるということは、世界中で一般的に理解されている。メディアの専門職の規範的核心としての真実を述べることは、議論の余地がない。

一方で、真実と虚偽の区別に関する古典的ギリシアの思考は、歴史的に西洋を支配してきた。社会科学の理論と実践は、主観・客観二元論に根ざす、合理主義哲学を反映する。主流であるプレスの客観主義的世界観は、正確な事実と中立性の認識論を代表する。主観・客観二元論は、手段と目的の二元論を不可避的に造り出す。デモクラティックな社会において、市民と政治家は社会的目的を明らかにすることに責任がある。科学の指令は、社会的目的を達成するためのノウハウを供給するためのものである。社会科学は、手段への疑問を扱うが、目的の方向付けへの能力や義務を伴わない、道徳外のものである。社会科学の方法論は、内容の本質に関して無関心でなければならない。このような方法論を疑問なく備えた人間の合理性とともに、ニュースにおける事実とは、現実を映すことといわれた。客観主義へのジャーナリズムのコミットメントにおいて、客観主義の目的とは、人間の意識外の領域に関する証明可能な説明であった。そうした方法論に厳格に従う時、社会科学は科学的確実性とほぼ同義となる。このような伝統において、真実のニュースは正確な表現として定義される。それゆえ、ジャーナリズムの道徳性は、中立的なデータに関する不偏不党報道と同義である。

真実に関する一致した見解は、モダニティの中心をなすものであった。この思想としての真実は、モダニティとともに危機にある。我々はジャーナリズムの職業規範として、真実の異なる定義を必要とする。グローバルな方向付けを要求される時代にあって、偏狭主義へと誤導するものだからである。政治、経済、文化等の膨大な集合としてのモダニティは、大混乱にある。モダニティの偶像国家アメリカの世界的な影響力は、目に見えて衰退しており、ヨーロッパ中心主義は静態的なものとなっている。イスラム圏の若者層は、西洋モダニティに対抗するアイデンティティを追求する。儒教思想や習近平主席の「中国の夢」は、固有の世界観を表している。今や数百万の人々が、より満足のいく哲学を追求し、企業精神や消費文化とともにモダニティは、世界中でもモダニズムの故郷でもまた、圧制的で不満なものと考えられている。それゆえ、グローバル世代におけるジャーナリズムの専門職の核心として真実を主張するには、その価値の説明としてのモダニズム的形態から解放される必要がある。ポスト・モダニティの時代の真実は、義務論的に位置付けられるべきである。真実は認識論的なものに限定されるよりもむしろ、まず第1に価値論の問題になるべきである。もはや支配的な枠組みとして維持できない真実は、公的な対話のための専門職ニュース・メディアの基準として再構築し、義務倫理学の分野となる。

義務倫理学において、規範は全ての人に妥当であるとみられ得る場合のみ妥当である。ユルゲン・ハーバーマスの新カント主義的見地の中で、倫理的規範は普遍化可能性のテスト（命題的真実、規範的正当性、主観的誠実性）に見合わなければならない。ハーバーマスは、コミュニケーションが全ての人間社会の根本であり、それゆえコミュニケーションの基本的な性格が、普遍的であるということを前提とする。カントが以上のことを個人の良心の問題にするのに対し、ハーバーマスはそのテストが、影響を及ぼされる人々の実践的対話で行われる必要があると主張する。自ら

のための普遍的な見地を仮定する、カントの孤立的な個人的主観と対照的に、ハーバーマスの間主観的討議倫理学は、解決を必要とする特定の社会集団の生活世界の物語や現実の紛争に普遍化を結びつける。真実に関する本質論は、コミュニケーション的合理性に関するハーバーマスの概念で洗練される。ハーバーマスのコミュニケーション的合理性は、抽象的概念を伴う表現ではない。ただしハーバーマスの公共圏は、包括的ではないという批判があり、国家主義の疑問は、ハーバーマスの枠組みでは解決しない。メディア倫理学をグローバル化するための今日の根本的な挑戦ためには、真実が人間のために位置付けられる必要がある。

そこでクリスチャンズは、「アレテイア (aletheia)」という概念を用いて、さらに真実の倫理学についての考察を進める。真実が国際的な枠組みで明確化される時、真実の意味はアレテイアとして最もよく理解される。アレテイアの定義は「隠されない状態」「明らかである状態」である。このギリシア単語は「隠されていないこと」「開示」「真実」等様々に訳される。こういう意味での真実は、「物事の核、要素、要点、中心」等と把握できる。ハイデガーの語源学的分析において、ギリシア語の元の意味は、「隠されていないこと」であり、「人間のために現実をわかりやすくする過程」と同義である。アレテイアの本来のものをみえるようにするということが、我々が生きるシンボリックな世界を明らかにすること、は新ハーバーマス主義である。アレテイアのメディア倫理学において、ニュースは真実の制作として理解され、十分な解釈は明らかにすることとしてのアレテイアから生じる。アレテイアのパラダイムにおいて、真実は西洋の範囲から、すなわち国民国家の形態から、全体として人類へと移動されてきた。それゆえ、グローバルなメディア技術と同様のものである。

真実のパラダイムとしてのアレテイアはその特徴を唱道する一方で、様々な定義の真実概念を伴うポスト・トゥルース時代に直面しなければならない。事実拘束されない大統領と、虚偽紛いのものによって妨げられフェイク・ニュースによって汚染された、ジャーナリズムを伴って、アメリカの政治は危機にある。ポスト・トゥルースの奔流へのニュース・メディアの反証は、ジャーナリズムそれ自体の本性とデモクラシーの生き残りのための本質的なものである。批判的に思考すること、疑問を持ち続けること、根拠となる信念を見直すこと等は知的美德であり、教育はそれを一般的に是認すべきである。印刷、放送、オンライン等のニュースは、その存在理由としてアレテイアを民衆に教育すべきである。経験的真実がすぐ近くに存在する都市や近隣は、ポスト・トゥルースが信頼性を持たないということを証明することができる。間接的にはそうした地域を育むことによって、直接的には可能ないかなる時にも、世界中の社会の真実に関する体制は、ポスト・トゥルース現象を疑い絶縁するだろう。

「第4章 人間の尊厳の倫理学」は、従来のクリスチャンズ倫理学の基本原則の二つ目についてである。今日のグローバル時代において、コミュニケーション倫理学が効果的であるためには、視野が多文化的でなければならない。生命の神聖不可侵性は、国際的な倫理学の出発点であり、人間の尊厳という倫理学原理は、普遍的な原初的規範を必然的に伴う。このような原理の基本的な考え方は、得られるものや達成するものに関わりなく、全ての人間に共通した価値をもつものである。人間の尊厳が全体的な人間性の価値に根拠づけられる時、人間の尊厳は個人の利益、コミュニティの慣習、国家の権限等から生ずる分裂を回避する。一つの網羅的な価値である人間の尊厳は、全ての文化的価値を制御する価値である。善き人生において、我々は自身の尊厳の現実化を他者にも拡張

する。人間の尊厳は、メディア倫理学が個人主義的な権利の道德性に基づくよりもむしろ、文化的多様性に基づくことを要求する。このような倫理学原理は、多様な人間性ためと人間に等級や序列をつけたりすることを拒絶するため、人間の尊厳という概念への敬意を強調する。人間の尊厳という枠組みの中で、メディア倫理学者は映画や娯楽番組における民族多様性、ニュースや広報の中のステレオタイプの言語、広告の中の性差別等に関して研究している。厳密な人道主義は、間主観的な倫理学と相容れないソーシャル・メディアの匿名性と技巧性を伴う、メディア技術の革命から経験的にも理論的にも重大な挑戦に直面している。政治的コミュニケーションの歴史的・経験的研究が示してきたように、人々が自身の声を持ち、自身のアイデンティティを定義でき、平等に尊重されると保証されることは、社会とパブリック・コミュニケーションの根本的な争点である。人間の尊厳という規範原理は、アルゴリズム・モデルに従った、道具主義的な意味でのデータ蓄積と、情報伝達のための強力な新しいメディア技術の風潮に、対抗する防衛手段である。メディア技術と異文化に関する比較研究は、解釈や評価のための原理を要求する。人間の尊厳の倫理学は、今日のニュース・メディアのための異文化間の基準として提示される。人間の尊厳を是認する世界中の知的伝統と調和することで、倫理学は我々共通の人間性に根ざした多文化主義の道德性を展開するのである。

クリスチャンズは、欧米、アフリカ、イスラム圏、ラテン・アメリカ、アジア等の代表的なものとして、カント、ウブンツ哲学、イスラム教、パウロ・フリーレ、孔子の五つの理論を取り上げ、これらは人間の尊厳を不可譲の特性と考え、緻密な思考と術語を異にするにもかかわらず、人間の尊厳の意味を裏書きしている、としてその普遍性を確認する。

そして、そうした人間の尊厳から引き出された倫理学原理は、世界規模でメディアに相応しいものである、とする。メディアと社会の関係は複雑で論争となるが、デモクラティックな社会によって最も広く展開されてきた。メディアと社会の関係におけるメディアの課題は、市民のために知る必要のある統治に関する情報を供給することである。人間の尊厳という国際的な倫理学が効果的であるためには、必要なことである。「役割」という用語は、広く認識可能で安定的で持続的な形態を持つ、職業的な課題と目的を構成するものを指す。役割は制度的な枠組みの中で規範的に位置付けられ、メディアの場合、当該制度における主な活動、必要、価値等に従って規定される。より広い社会との関係において、特に政治に対しては、記者や編集者あるいはオンライン・ジャーナリストの役割類型には事欠かないが、中でもデモクラティックな社会において、「監視的 (monitorial) 役割」は、メディア制度が行うべきことについての慣習的な考えの中で、最も広く認識され、ほとんど議論の余地のないものである。

そうした上でクリスチャンズは、真実の倫理学で真実を述べることを、事実を客観的に伝えることよりも十分な解釈を加えて真実を制作するとしたように、人間の尊厳の倫理学においては、「人々、状況、出来事等の現実の世界や潜在的に関連する情報源に関する組織化された精密検査<sup>(2)</sup>」とする監視的役割よりも「促進的 (facilitative) 役割」を重要視する。デモクラティックな統治に焦点を絞られた監視的枠組みは、普遍的視野を持つ尊厳の倫理学と文化に伴う先入観には適切ではない。人間の尊厳の倫理学を原則とするグローバルなメディア制度にとって、その使命は拡張される必要がある。メディアの促進的役割は、最も適当な選択肢である。人間の尊厳は、メディアが社会に対する促進的な責任を持つ、という考え方のための哲学的道德的基盤を提供する。人間の尊厳



の倫理学に則るならば、ジャーナリストの第1の義務は、人間の尊厳を反映して活動をする人間の過程を明らかにすることである、とクリスチャンズは考えるのである。

一方、促進的役割を性格づけるグローバリズムにおいて、相対主義は繰り返される疑問であり、しばしば異議である。相対主義の争点は哲学的に興味深く、促進的役割が信用できるものであるために取り込まれる必要がある。西洋が低開発の社会に優越するという嘘を暴くことにおいて、文化的相対主義は、脱西洋化グローバル・メディア倫理学において不可欠である。しかし研究とジャーナリズムにおいて文化的相対性を肯定することは、文化的相対性が哲学的相対主義と同義と理解されるべきではない。道徳原理は、構築された社会から独立した、いかなる客観的応用もありえない、ということをも前提とする。多様性のための研究者とジャーナリストの情熱の中で、文化的相対主義は時々哲学的相対主義へと陥るが、道徳的相対主義と文化的多様性を混同してはいけない。文化的相対主義と道徳的相対主義は区別すべき範疇であり、両者を混同することは論理的誤信である。文化的多様性の要求が、範疇的錯誤なしに道徳的相対主義とはなりえない。言語学と社会学の用語における文化的相対主義は、道徳的基準を排除しはしない。政策や解釈に関する合意が存在しなくても、このような相違自体がいかなる歴史的な出来事（ホロコースト、スターリニズム、集団虐殺、生殖器切断、南アフリカのアパルトヘイト、シリア大統領アサドが自国市民にシアン化ガスを使用したこと等）の判断もなしえない、ということの意味するわけではない。道徳的相対主義の価値明確化手続きに限定される代わりに、人道主義的普遍性の倫理学は、特定の事例についての判断と道徳的不一致の解決を可能にする。国際的な出来事に関するメディアの報道をめぐる対立において、もし倫理的声明が認識の表明と理解されるならば、人は共通善から私利を区別することができる。人間の尊厳の倫理学は、文化的解釈と哲学的現実主義を統合することによって、デジタル世代の複雑な状況へとメディア倫理学の位置づけを変える。メディアの促進的役割においては、世界の様々な所でメディアが異なるニュアンスで取り組んでいる。貧困、ジェンダー、人種等のような主題は、互いに異なる強度と社会的形態を伴って四大陸に響き渡る。しかし人間の尊厳という核心的な考え方は、様々な時空間を通じて役立ち、そうすることは奇妙でも難解でもない

「第5章 非暴力の倫理学」も、クリスチャンズ倫理学の基本原理の三つ目のものについてである。非暴力の倫理学は、普遍的な生命の神聖不可侵に不可欠なものであるが、メディア倫理学に真摯に把握されるためには、理論的な正確さと国際的な応用性を必要とする。理論としての非暴力の倫理学における重要性は、何が高貴な目的であるかということを選び、いかなる手段であろうとも高貴な目的に到達するために、効果的であることを案出するよりも、非暴力的な手段を強調することにある。道徳的見地から、非暴力の理論家は我々が非暴力的戦略を確認し、その後その戦略から生じるような目的のみを追求するよう主張する、として中国の老子、ロシアのレフ・ニコラエヴィチ・トルストイ、インドのモハンダス・カラムチャンド・ガンジー、アメリカのマーティン・ルーサー・キング・ジュニア等を取り上げる。

こうした非暴力の理論家達は、原理に基づく非暴力の定義をした。倫理的な一般原則を表す原理に基づく非暴力は、「人は常に非暴力的に行為すべきである」というものである。こうした倫理学原理は、「平和ジャーナリズム」に本質的に貢献し、娯楽における暴力、ヘイト・スピーチ、テロリズム等の表現方法に新しい方向付けをする自明の義務である。そうすることにおいて、非暴力はパブリック・コミュニケーションのための倫理学原理としての、真実や人間の尊厳と対等に並び

立つことを達成する。非暴力は、第1に政治的あるいはメディアの戦略ではなく、生命の哲学である。根本的な根拠が人間であるから、非暴力には積極的な民衆が必然的に伴う。パブリック・コミュニケーションの責任の輪郭を描く一方で、生き方としての非暴力の活力は、文脈と意味づけの根拠である。テキストは多義的であり、それゆえ多形態での解釈が可能である。この世界の存在は、生命の具体的な構造物であり存在それ自体のための媒介的な意義をもたらす。暴力とその象徴的表現への文化的アプローチには、積極的な生産者と受け手というようなモデルを必要とする。

原理に基づく非暴力の概念を確認した上で、クリスチャンズは「美学的現実主義」に言及する。それは、実生活の暴力と美術の関係の問題に関して、美学が大きくシステマティックな尺度で積極的に主導しているにもかかわらず、文化的な力としての美術は、心理学的及び社会的な研究により犯人に指名され、検閲の要求が継続しているため、暴力の問題の主導権を引き受けるよう美学に要求する、というものである。美学的現実主義は、芸術家に義務を課すことを裏書きし、公共的な政策に関わることが議論されるべきものとして理解される。恐怖、カタルシス、脱感作等に心理学的基本を持つ研究は、真摯に受け取られる。その最先端にあるのが、文化とメディアの多くのレベルで繋がるディレクター、ライター、映像制作者等である。こういう人達の文化的制作は、解釈的行為である。美学において洗練された芸術家は、我々が世界の中で象徴的な意味の解釈で生きっていると、世界を理解している。美学的現実主義は、メディア制作者の実践のための原理に基づく非暴力と、娯楽番組の評価の受け手基準を掲げるのである。

また、平和ジャーナリズムという概念にも言及する。平和ジャーナリズムは解釈的過程であり、原理に基づく非暴力の倫理学は解釈がなされるべき方向を与える。平和ジャーナリズムの指針は、暴力から寛容へという集団の心的傾向を変容するメディアと受け手の協働を促進する。非暴力の倫理学は、平和ジャーナリズムと呼ばれる新しい報道の形態の根拠の境界となる。平和ジャーナリズムが道徳的解釈であるから、平和は戦争の政治学に矮小化されるべきではなく、非暴力規範の基盤となる生命の神聖不可侵を理解するための根本的な方法である。

非暴力の原理は、ジャーナリストと受け手両方の道徳的基盤を提供し、ジャーナリストと連動することを受け手に教えることができる。アメリカのここ20年間ほどでは、テレビ、映画、ビデオ・ゲーム等における過度の暴力が、1番のメディアの争点として浮き彫りになっている。しかし総じて受け手は、フィクションとノンフィクションの両方で、積極的受け手としてはっきりと、露骨な「いわれのない暴力」から「必然的な暴力」を区別しており、社会的責任あるメディアのための美学的現実主義の規範を実証している。人間の神聖不可侵性は教会、寺院、モスク、シナゴグ等といった、市民活動の集団の中で繁栄する。理論と実践の両面で非暴力が意義深くなるコミュニティを背景として、人々は平和へと互いにエンパワーし合うことができるのである。我々は、生活の中で平和のための努力を表現することで、国家安全保障や国家権力というような抽象概念を超越することができるのである。警官、弁護士、裁判官等の法と秩序の専門職に託す暴力の代わりに、公共圏の非暴力は社会のこだわりになる。自身を教育し非暴力を規範的なものにする過程の中で、見識のある市民は、自身の政府の政策作成やふるまいを監視し影響を及ぼすのである。

「第6章 コスモポリタニズムの正義とその担い手」では、従来のクリスチャンズ倫理学を土台として、コスモポリタニズムという観点からの正義について述べる。

正義は社会秩序の至上の規範として理解される。真実、人間の尊厳、非暴力という倫理学原理

は、正義の構成要素である。社会は真実、人間の尊厳、非暴力が社会の政策や制度的実践の規範である時、正当とみなされるのである。言語学的用語において、正義は類であり、真実、人間の尊厳、非暴力の原理は種である。一方、デジタル技術における歴史的変化の分水嶺において、ジャーナリストは国境のない世界精神を必要とする。倫理学原理は、脱西洋化して国際的な方向付けを与えられる。ゆえにグローバルな正義の当面の争点は、グローバルなメディア倫理学のためのグローバルな現象としての真実、人間の尊厳、非暴力、正義であって、自国に適応させたものではない。このような倫理学原理は静態的で偏狭なものではなく、生气に満ちた国境を超える動的なコスモポリタニズム的な正義と考えられる。専門職の理論と実践にとっては、真実、尊厳、非暴力の倫理学はコスモポリタニズム的見地を要求するのである。

またクリスチャンズは、正義の一般的な概念にも触れる。正義が正しい秩序という法的システムであるという考え方は、西洋で伝統的に支配的な定義である。この見解では、社会の諸制度がその成員に正しく然るべきものを供給する時、正義にかなっている。正しい秩序としての正義は、性格として行政的であり、それゆえ決定作成と行政機構の公正さとして理解された、適正手続きを要求する一連の手続きである。公正としての正義の運用は、合理的な選択の結果である。手続きの正義は、伝統的なニュース・メディアにとって役立つ文脈であるが、結果として、メディアの政策と実践は、国土や領土という法的行政的機構内の個々人の権利に向けられる。正義は「報い」、すなわち法廷、法の強制、自由なプレス、公正な裁判等の手続きとして定義される。正しい秩序としての正義は西洋で支配的であってメディアにおける標準的なものである。しかしながら、今日国際的なニュース・メディアのための標準として、道徳的コスモポリタニズムを確立するためには、異なる定義が必要なものである。正しい秩序としての正義の定義は、憲法的なデモクラシーに関する法的政策的課題を伴うもので、それゆえグローバルな正義を展開するためには受け入れられない。正義の倫理学が国際的な文脈で生産的に働くためには、正義の意味は、伝統的に抱かれてきたものよりも異なる概念的基盤と根本的に新しい方向付けを与えられなければならない。ニュース・メディアは、従来と異なる正義の理解に関する根拠と使命に基づくべきである。

そしてクリスチャンズは、正しい秩序が我々の人間性における固有のものとしての本来的な正義である、という前提で理解される人間の定義を批判する、哲学的人類学の視点を以下のように強調する。正しい秩序モデルという静態的な形式主義を無批判に前提とするよりもむしろ、我々は異なる理論的基盤を与えられる時、コスモポリタニズム的正義の意義を高めることができる。知的に妥当で実践的に可能である国境を超えた倫理学のために、道徳的コスモポリタニズムは適切な枠組みであり、コスモポリタニズムは我々の認知的軌道の反転を要求する。ある人の個人的思考やある人の国家主義を拡張することよりもむしろ、世界精神こそが正義の概念的な基点である。正義がホモサピエンスの固有の価値に根拠づけられる時、正義の要求は国家から世界へと移行するのである。不当に扱われた人々の顔を見ることや、声を聞くことに対するニュース・メディアの失敗には、複数の説明が存在する。その中でも正しい秩序の前提に埋め込まれた、ジャーナリズム制度の長きにわたる構造と実践が、根深い価値のために優先的に認識される前提として、ジャーナリストを妨げているかもしれない。哲学的人類学は人間の本質、すなわち人類の成員のための必要十分条件を中心にし、我々の人間性の本質に関わる。哲学的人類学は、人間それ自体の共通性と独自性両方の特質を扱う。報いと分配の正しい秩序という正義は、近代リベラリズムの枠組みである。哲学的人類

学は異なる方向づけを我々に示す。権利は特定の部類の存在に授与され維持されるのではなく、固有のものである。正義に則って扱われることは、誰かが感謝をするどこからかの贈り物ではない。子供への拷問が不正義であるという普遍的な一般化は、人間の内的価値に基づくのであって、ジュネーブ協定が国際政策であると宣言したからではない。それゆえ、コスモポリタニズム的正義を把握した世界精神を持つ記者達は、法と秩序のシステムに伴うニュース・メディアの偏見が、手続き的な報いへと向かわせたのと同じ程度にまで、「復興的正義」の意味と実践を理解するようになるのである。報いの変容としての復興的正義は、コスモポリタニズム的正義の理論モデルの主導的なものである。正義のコスモポリタニズム倫理学にとって、人間の価値は交渉の余地のないものとして認識され、人間の価値が犯されたり失われたりしてきたところでは、我々はそれを復興する道徳的義務の下にある。刑事司法システムは国家に反した犯罪の被告人を告発し、もし有罪となったら、国家は違反者を罰する。これが報いの正義である。これに対して、復興的正義は被疑者と犠牲者の間の道徳的関係の断絶を強調し、そして社会秩序への復帰が目的である。全ての人間の内在的価値のために、誤った行いとは国家に対する違反よりも、他の人間への冒涇と考える。平和的解決、犯罪者からの真実の告白、回復過程における各自の人間の尊厳等へのコミットメントが、コスモポリタニズム倫理学に使命と根拠を供給するのである。そうしたものを通じて、ジャーナリストは正義を促進するプレスの役割をより明確に理解するのである。

以上のようなグローバルな状況下で、ソーシャル・メディア等によるインターパーソナルなコミュニケーションは、分散した個人や諸制度等をネットワーク化することができる。しかしコスモポリタニズム的正義を支えていくためには、それだけでは不十分であり、国際的な担い手とそのための機関やルールが必要となる。それにはまず、送り手受け手の道徳的リテラシーが最も重要であり、教育者としてのメディアは、日々の問題解決の中で道徳的コスモポリタニズムを明確にすることにおいて、市民を助けることができる。また、その指標となる国際的なルールやそれを担う機関が重要なのであるが、それが国連の人権条約等や国際的な非政府機関である。ニュース・メディアは、こうしたものに関わる争点が確実に真摯に受け取られるようにすべきなのである。

## おわりに

本書は、今日的なメディア状況にとって重要となる、技術哲学、正義、コスモポリタニズムという三つのキーワードについて述べている。しかし、その視点はあくまでも従来のクリスチャンズ倫理学のものである。すなわち生命の神聖不可侵という原初的規範と、真実、人間の尊厳、非暴力という三つの原理に基づく視点である。

ただ忘れてはならないのは、クリスチャンズ倫理学の土台にある「五つの主義批判」が、本書でも理解をする上では重要である、ということである。はっきりとわかる場所もあれば、わかりにくいところもあるので、その点を最後に触れておく。もちろん五つの主義批判は、クリスチャンズ倫理学の土台をなすものであるから、間接的には全てに関係している。そこで直結するところをいくつか指摘しておくにとどめておく。

序章では、技術哲学について主に述べられたが、これは従来のクリスチャンズの「道具主義批判」と繋がるものである。第1章も同様で、道具主義批判が中心となっている。また第2・3・4・5

章では、共通して「啓蒙主義批判」「相対主義批判」が中心となっている。第3章の真実については、これに加えて義務倫理学との関係で「功利主義批判」がみられる。第4章と第6章には、権利に関する検討があり「自由主義批判」の論理が現れている。

クリスチャンズの研究生活は半世紀以上になる。当然のことながらメディアを取り巻く状況は大きく変化し続けてきた。しかし、1980年代あたりから、その視点は一貫している。本書もクリスチャンズ倫理学の面目躍如といった内容になっている。

#### 註

- (1) 拙著 (2021) 「第4章 コミュニタリアン・ジャーナリズム——クリフォード G・クリスチャンズ——」『ジャーナリズムの規範理論』日本評論社 参照。
- (2) Christians, Clifford G., Glasser, Theodore L., McQuail, Denis, Nordenstreng, Kaarle & White, Robert A. (2009) *Normative Theories of The Media: Journalism in Democratic Societies*. Urbana & Chicago: University of Illinois Press. pp.119-123.

## 新型コロナウイルス感染症をめぐるメディア言説をどう分析するのか？

三谷 文栄\*

2021年も新型コロナウイルス感染症により、オンラインでの学会が続いた。ワクチン接種は欧米諸国を中心に進められ、日本でも接種が進み12月末時点で人口の約78%が2回摂取した。しかし、対面での開催が全面的に解禁されるのは2022年以降になるだろう。特に国際学会は、ワクチン接種率が欧米先進諸国ほど高くない地域で開催されることもある。その場合、今年はオンラインで開催されたようである。IAMCR（国際メディア・コミュニケーション学会）の2021年大会はケニアのナイロビにある米国国際大学アフリカ校（USIU-Africa）がホストとなり、オンラインで開催された。学会が開催された2021年7月時点で、ケニアのワクチン接種率は人口1～2%程度と低く、オンライン開催は妥当な判断だと言える（Our World in Data 参照）。オンライン開催の利点としては、自国から発表できることに加え、他の発表を視聴できること、また対面では同時時間帯に重なり参加できなかったセッションも、アーカイブ化されることにより、後から視聴することが可能であることが挙げられる。一方で、セッションの参加者らとの交流が制限されるという欠点もある。2021年1月に著名な政治コミュニケーション研究者であるジェイ・G・ブラムラーが死去した。そして、ブラムラーの死去に伴い、彼の死を悼み業績をたたえるオンラインセッションがIAMCRの大会で開催された。本来であれば、そうしたセッションを通じて政治コミュニケーション研究者の交流が進められるが、対面時と比べると十分な交流がなされたとは言えないようである。ただし、*European Journal of Communication* (vol.36, no.5) で組まれた特集では、ブラムラーの業績が取り上げられ、政治コミュニケーション研究への彼の貢献が改めて明示された。

こうした特集は見られた一方で、ジャーナリズム、メディア、政治コミュニケーションの領域の学術誌の特集——特に *Journalism* の特集号は、今年は昨年、一昨年と比べて少なかったようである（表1参照）。特集号を組むことは、現在の政治・社会を分析するうえで、いかなる事例に、そしてどの理論に注目すべきかを表すことを意味し、研究動向を調べるにあたって重要な指標となる。今年の特集号の少なさは、特集論文の募集が掲載の2年前から行われることもあることを考えると、すべてが感染症に起因するわけではない。とはいえ、昨年の学会活動や交流が制限されたことが影響を及ぼしている可能性も否定できないだろう。

表1からも明らかなように、新型コロナウイルス感染症やそれによって引き起こされた政治的、社会的状況——いわゆるコロナ禍の報道をめぐる分析は、特集号などのまとまった形ではまだ発表されていない。ただし、メディア研究の視点からの発表がいくつか見られた。例えば、*Media, Culture & Society* の online first では2021年10月現在の時点で、コロナ禍に関連する論文が6本、2021年に公開されている。そのうちの4本は、自国メディアの分析が中心だが、残り2本はこの状況下において撮影された写真の分析を行っている（Pofi & Wing-Fai, 2021; Marciano & Yadlin, 2021;

---

\*みたに ふみえ 日本大学法学部 准教授

表1. 近年のジャーナリズム、メディア、政治コミュニケーションの学術誌の特集テーマ (2016年～2021年)

Journalism		Media, Culture & Society		Political Communication	
2021					
* ロシアにおけるニュース制作	22(12)	メディアと時間	43(7)	コンピュータによる政治コミュニケーション：理論・応用・学際的挑戦	38(1-2)
ジャーナリズム研究における感情論的転回	22(5)				
2020					
* ヨーロッパにおけるニュースのアジェンダ	21(12)	アフリカにおけるソーシャルメディアと民主主義	42(3)	フェイクニュースの向こう側：偽情報のポリティクス	37(2)
** ジャーナリズムとスポーツ	21(10)				
偶発的ニュース研究：逸話・ダイナミクス・暗示	21(8)				
** ジャーナリズムと視覚文化	21(6)				
ジャーナリズムとツイッター	21(5)				
小さな町のジャーナリズム	21(4)				
2019					
ジャーナリズムと災害	20(12)	マルチプラットフォーム環境におけるテレビ産業	41(7)		
** 傷跡から記念日へ：7月7日のロンドン爆破事件を物語るというジャーナリズムのパフォーマンスを検討する	20(10)	デジタルメディア・インフラストラクチャー：パイプ・プラットフォーム・政治	41(2)		
選挙報道：なぜジャーナリズムは（まだ）重要なのか	20(8)				
ジャーナリズムとオーディエンス	20(6)				
ジャーナリズム研究における変動の概念化	20(5)				
構築的ジャーナリズム	20(4)				
ジャーナリズムと客観性	20(3)				
ビジネス・経済・緊縮財政	20(2)				
20周年特集号：ジャーナリズムが直面する困難性	20(1)				
2018					
東南アジアにおけるジャーナリズム	19(9-10)			メディアの向こう側の政治を研究すること	25(1)
メディア包囲：21世紀における政府と企業がメディアを捕らえる	19(8)				
ジャーナリズム：アクティビズムと危機	19(7)				
教育と専門的發展	19(6)				
消費・メディアへの信頼・市民の関与	19(5)				
安全保障・監視・軍事	19(3)				
ジャーナリズムにおける変容	19(2)				
ジャーナリズムにおける一時性の変化	19(1)				
2017					
ハイブリッド性とニュース	18(1)	-		デジタルポリティクス：動員・関与・参加	24(1)
2016					
ジャーナリズムとジャーナリズム教育におけるデータと統計	17(1)	メディアと宗教	38(1)	-	

\* *Journalism* で設定された特別セクション。企画の規模としては、特集号の次に大きい。

\*\* *Journalism* で設定されたテーマセクション。

出典：筆者作成

Steir-Livny, 2021; Dou, 2021; Milutinović, 2021; Adams & Kopelman, 2021)。写真の分析を行った論文の一つ“Remembering COVID-19: Memory, crisis, and social media”は、コロナ禍を記録しようとする動きがあることを指摘し、その動きの一つである“The Picturing Lockdown collection”を取り上げた。“The Picturing Lockdown collection”はイギリスの歴史的環境に関する助言や研究、プロジェクトを行う政府公的機関 Historic England（以下、HE）が行ったコロナ禍をテーマにした写真のアーカイブ化のプロジェクトである。こうして記録された写真を通じて、後に私たちは「集合的記憶」を形成することになる。

HE のロックダウンの様子の写真のアーカイブ化のために、一般の人々にロックダウン期間中に

体験したことを記録した写真を、ウェブサイトとインスタグラム（#PicturingLockdown）で募集した。こうして集められたアーカイブには、以下のような問題が見られた。第一に3000通にも及ぶ投稿の中で、「危機におけるイギリス」を表象しているとHEが選択したのはたった100枚であること、そして第二に一般の人々の非日常となった「日常」が提示され、この困難を共に乗り越ろうというメッセージが込められている一方で、そのアーカイブには救急病棟や死といったネガティブなイメージが含まれていないことが挙げられた。こうしたアーカイブを通じて形成される「集合的記憶」は、危機にイギリス国民が一致団結して取り組んだ、という肯定的なものとなるだろう。いずれにせよ公的機関が行ったアーカイブを通じて、実際にいかなる集合的記憶が形成されるのかは、今後の研究課題ではあるものの、コロナ禍をいかにメディア研究が分析しうるのかを提示したという点では興味深い。

この危機の状況下を分析しうる視点を提供した特集としては、*Journalism* の「ジャーナリズムの感情論的転回」だろう。この特集号は、『メディアと感情の政治学』（2020年、勁草書房）の著者であるカーディフ大学のカリン・ウォール＝ヨルゲンセンと、ヘルシンキ大学でテレビ報道における感情の分析を行っているメルヴィ・パンッティらによって企画されたものである。2016年にドナルド・トランプ大統領が当選し、イギリスのEU離脱の国民投票がなされて以降、ポピュリズムや感情、メディアのテーマが積極的に研究されるようになった。特集タイトルである「感情論的転回」は、理論における「転回」——パラダイムシフトが生じたことを示唆するものではない。むしろ感情の観点からジャーナリズム研究がなされるようになり、「ジャーナリズムと感情」が新たな研究課題となったことを表すものである（Wahl-Jorgensen & Pantti, 2021: 2）。

この特集の目的は、ジャーナリズムスタディーズにおける感情の研究に立脚しつつ、ニュースの生産や内容、消費における感情を分析するための理論的・方法論的道具を提供することにある（Wahl-Jorgensen & Pantti, 2021: 5）。例えば、アメリカの新聞メディアにおける感情の常態化を指摘した論文では、ジャーナリズムが出来事を物語る際に、感情を埋め込むことが職業的規範として受け入れられていると述べている（Schmidt, 2021）。確かに、新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、ウイルスに対する「恐怖」や、外出自粛を無視する人たちへの「怒り」が、共有された。こうした感情が共有される過程において、報道が関与していることは言うまでもない。我々が日常的に接しているメディアでいかなる感情が表現され、共有されるのかを分析することは、重要な作業と言える。

また、近年の政治的社会的状況を鑑みると、ジャーナリズム「における」感情のみならず、ジャーナリズム「に対する」感情も分析する必要があるだろう。民主主義諸国においてメディアに対する不信が高まっている（林、2017）。この特集号にはジャーナリズムに対する「嫌悪」の感情をノルウェーのオンラインニュースへのコメントから分析した論文（Ihlebaek & Holster, 2021）や、韓国のソーシャルメディアから分析した論文（Shin, Kim & Joo, 2021）も掲載されている。前者の論文は、ニュースメディアを通じてかき立てられた「怒り」や「恐れ」の感情が、偏向しているとして、主流メディアに対する不信や敵対心へとつながっていることを明らかにしている。後者の論文は、韓国で「キレギ」（いわゆる「マスゴミ」）と表現されるジャーナリストたちに対して向けられる、ソーシャルメディア上の嫌悪の感情を分析している。これらの論文に見られるように、ジャーナリズムや主流マス・メディアに対して向けられる「不信」「嫌悪」あるいは「敵対心」を



分析しようとする研究は少なくない（例えば李、2021）。こうしたメディアに対するネガティブな感情が、いかなる過程を経てコロナ禍で増幅／抑制されたのかといった検証は、今後進められていくことになるだろう。

これらの視点は、コロナ禍の状況を分析するうえで重要なものである。しかし、この新型コロナウイルス感染症が世界中で広がったことを考えると、自国メディアの分析のみならず各国でいかなる報道がなされたのかなど、国際比較の視点も重要になってくるだろう。加えて、コロナ禍によってジャーナリズム活動がいかに制限されたのか、あるいは経済が停滞したことによりジャーナリズム活動が一層困難になったのではないかといった点の検証も必要になってくる。これらは、各国のメディア制度とも関連し、今後は国際的なプロジェクトで検証されていくと考えられる。いずれにせよ、来年度の学会が対面で平和裏に終わることを祈るばかりである。

### 参考文献

- Adams, T. & Kopelman, S. (2021) "Remembering COVID-19: Memory, crisis, and social media." *Media, Culture & Society*, online first: <https://doi.org/10.1177/01634437211048377>
- Dou, G. Y. (2021) "Toward a non-binary sense of mobility: Insights from self-presentation in Instagram photography during COVID-19 pandemic." *Media, Culture & Society*, online first: <https://doi.org/10.1177/01634437211008734>
- 林香里 (2017) 『メディア不信——何が問われているのか』 岩波新書。
- Historic England (2021) "The Picturing Lockdown collection" <https://historicengland.org.uk/images-books/archive/collections/photographs/picturing-lockdown/> (最終閲覧日：2021年10月18日)
- Ihlebaek, K. A. & Holter, C. R. (2021) "Hostile emotions: An exploratory study of far-right online commenters and their emotional connection to traditional and alternative news media," *Journalism*, 22(5), 1207-1222.
- 李光鎬 (2021) 「メディアシニシズムの要因と結果 —敵対的メディア認知および「ポスト真実主義的態度」との関連—」『メディア・コミュニケーション』71号、pp.103-116。
- Marciano, A. & Yadlin, A., (2021) "Media coverage of COVID-19 state surveillance in Israel: The securitization and militarization of a civil-medical crisis," *Media, Culture & Society*, online first: <https://doi.org/10.1177/01634437211037008>
- Milutinović, I. (2021) "Media framing of COVID-19 pandemic in the transitional regime of Serbia: Exploring discourses and strategies," *Media, Culture & Society*, online first: <https://doi.org/10.1177/0163443720986003>
- Our World in Data "Statistic and Research: Coronavirus (COVID-19) Vaccinations," <https://ourworldindata.org/covid-vaccinations?country=KEN> (最終閲覧日：2021年10月16日)
- Pofi, M. P. & Wing-Fai, L., (2021) "Responses to health risk and suffering: 'China' in the Italian media discourses during the early stage of the Covid-19 pandemic," *Media, Culture & Society*, online first: <https://doi.org/10.1177/01634437211053770>
- Schmidt, T. R. (2021) "'It's OK to feel': The emotionality norm and its evolution in U.S. print journalism," *Journalism*, 22(5), 1173-1189.
- Shin, W., Kim, C. & Joo, J. (2021) "Hating journalism: Anti-press discourse and negative emotions toward

journalism in Korea,” *Journalism*, 22(5), 1239-1255.

Steir-Livny, L. (2021) “Traumatic past in the present: COVID-19 and Holocaust memory in Israeli media, digital media, and social media,” *Media, Culture & Society*, online first: <https://doi.org/10.1177/01634437211036997>

ウォール＝ヨルゲンセン、K. (2020) 『メディアと感情の政治学』 三谷文栄・山腰修三訳、勁草書房。

Walh-Jorgensen, K. & Pantti, M. (2021) “Introduction: The Emotional Turn in Journalism,” *Journalism*, 22(5), online first: <https://doi.org/10.1177/1464884920985704>



## 歴史認識を巡る葛藤を越えて —記憶 vs. 事実の検証と日本の役割—

伊藤 英一\*

- 1、『愛人』の泪も流すメコン川
- 2、人格も守れぬフランス資格無し カミュの怒りとカビル人
- 3、マクロンの正体見たりデラパージュ
- 4、フランスの本音が透ける無反応
- 5、すみません穏やかに言う幸せを
- 6、人に語るの言葉無し思いの重み抱き死す<sup>いだ</sup>
- 7、東洋の心を生かせハマナスと野茨杏<sup>のいばら あんず</sup> チューリップ

### 1、『愛人』の泪も流すメコン川

好きだったのでは?? 好きじゃなかった、とは言い切れなかったのでは?? 少なくとも、嫌いだなんて言い続けていたことは・・・。

月光の洋上、フレデリック・ショパンのワルツ第10番<sup>(1)</sup>短調作品69-2を奏でるピアノの音が、サイゴンからフランスに向け航行する客船を包み込み、その響きはインド洋に撒布される。愛人との歴史が、砂漠に注がれた水のように、跡形も残さないまま、吸い込まれ、消えてしまう。十歳代半ばの少女は、海に流れるワルツに包まれ、泪に暮れる。

それから数十年。パリの書齋に籠もる彼女に電話がかかる。中国語のアクセントで、彼の声は震えていた。「彼は彼女を死ぬまで愛し続けるだろう (il l'aimerait jusqu'à sa mort)<sup>(2)</sup>」。

ジャン=ジャック・アノー<sup>(3)</sup>監督による1992年の映画作品、『愛人 (ラマン)』のフィナーレを飾るシーンである。

シンガポール最大の新聞、ザ・ストレーツ・タイムズは、2017年2月15日付けで、「シンガポールでの制限指定映画上位10作品<sup>(4)</sup>」を紹介。その中で、この『愛人 (ラマン)』を第5位に取上げている。そこでは、1993年作品の『シンドラーのリスト』が第2位、1988年の『存在の耐えられない軽さ』も第8位とトップ10に選定されている。

しみつたれで自己中心的なことから悪名が高かった原作者のデュラスとの葛藤を乗り越え、ジャン=ジャック・アノー監督が、1930年前後のインドシナを、コストを惜しまず、人手を掛けて繊細かつ忠実に再現した映像は美しい。また、作品の主人公は、フランス人少女と満州系華人青年ではあるが、往事の現地の人々の実情も切々と伝わってくる映画作品となっている。アノー監督は、この『愛人 (ラマン)』の5年後、1997年に『セブン・イヤーズ・イン・チベット<sup>(5)</sup>』を公開した。アイ

ガー初登頂で知られるオーストリアの登山家ハインリヒ・ハラーと若きグライ・ラマが、チベットで共に過ごした7年間の交流を描いたことで、中華人民共和国との関係が暫時ぎくしゃくしたことがあった。しかし、2015年には、中仏合作の『最後の狼（狼图腾）<sup>(6)</sup>』を完成させている。アノー監督は、葛藤錯綜する人間や国との関係を上手く乗り切る達人でもあるようだ。

さらに、今年（2022年）3月16日には、アノー監督による『パリ・ノートルダム寺院炎上<sup>(7)</sup>』のフランス封切りが予定されている。

ここで、冒頭の『愛人（ラマン）』のシーンに戻ってみよう。

船上で泣き濡れていた少女は仏領インドシナのサイゴン郊外で生まれ育ったフランス人。植民地インドシナを支配する白人とは言え、両親とも現地学校の教員で、フランス人社会の最下層に属し、その上、父親は彼女の就学時に早世した為、貧困に喘いでいる。残された母は、植民政府の役人に騙され、海水に浸食される地を稲作用の田んぼとして購入し、破産寸前にまで追い込まれた。金銭的にも逼迫した母子家庭の「貧しさ」がもたらす辛酸を、この少女は嘗めているのだ。

一方、フィナーレのシーンで、「死ぬまで愛し続ける」と言ってくれた彼は、フランス留学帰りのエレガンスを纏っている。サイゴン近郊チョロン（シヨロン）での不動産経営で成功した満州系華人の跡取り息子として、豊かで怠惰な日々を過ごしている。ただ、彼には幼少時からの婚約者がいる。未だ、婚約者の顔すら見たことが無いとは言え、父母と同郷の彼女との結婚は絶対だった。フランス人と一緒になるのは論外という彼の父の考えは不動で、その結婚式が催行される。

描かれている少女のモデルは、原作者のマルグリット・デュラス自身であるかのように、デュラスは示唆している。サイゴン郊外のジャディンで1914年4月4日に生まれた彼女が、自らの15歳前後から、未だ見ぬフランスへ旅立つまでの少女時代を描いた作品が、『愛人（ラマン）』である。

ベストセラーとなり、彼女の悲願でもあったゴンクール賞に輝いた『愛人（ラマン）』であるが、時は既に1984年、彼女は70歳を迎えていた。1950年に上梓した『太平洋の防波堤』で、受賞確実との前評判にも拘わらず、ゴンクール賞を逸してから、34年後であった。

『愛人（ラマン）』の主人公である少女の言葉からも、人種差別的発言が随所に見受けられ、デュラス自身もフランス植民省の帝国広報担当であった時期もある。だが、『愛人（ラマン）』のバックグラウンドからは、植民国家だったフランスに不協和音を奏でざるを得ない、彼女の思いが滲み出ている。

アルジェリアの人々に武器を向けることを拒否する声明である、1960年9月6日の『アルジェリア戦争不服従権宣言<sup>(9)</sup>』の署名者にデュラスが加わってから30年近くが過ぎての、ゴンクール賞だった。

ちなみに、映画版の『愛人（ラマン）』のナレーションを担当しているのは、英語版と仏語版の双方とも、ジャンヌ・モローである。デュラスと馬が合っていた彼女は、母方の英語と父方の仏語の魅力を、そのナレーションで十二分に発揮している。そんなジャンヌ・モローがシャンソン歌手として1963年に出したアルバムを飾った曲が面白い。『薄れ行く記憶』と題して、恋人の名前も目の色もぼんやりとして思い出せない・・・と、とぼけて歌っている。曖昧な記憶が讃美された時代もあったのだ。そして、そんな薄れ行く記憶のメリットを再確認することが、これからの世界には必要なのでは、とも思わせる。

## 2、人格も守れぬフランス資格無し カミュの怒りとカビル人

アルベール・カミュは、1957年、史上二番目の若さでノーベル文学賞を受けた。それから2年2ヶ月後、1960年1月4日、カミュはミッシェル・ガリマールが運転するファセル・ヴェガ FV3B の助手席に座っていた。そのクーペがフランス・ヨンヌ県で国道5号線の鈴懸の並木に時速145キロで激突。カミュは46歳で即死している。その為もあってか、前項で取上げたマルギット・デュラスと同世代というのが余りピンと来ない。しかし、1913年11月7日がカミュの誕生日であり、デュラスより5ヶ月、先に生まれていただけのことになる。生誕地は、仏領アルジェリア北東端のモンドヴィ、今日のドレアンである。

彼の父親はフランス人のアルジェリア入植者の子息、母親はスペイン系子女で、いわゆる「黒い足（ピエ・ノワール）」と呼ばれる生い立ちであった。

小学校時代から苦学の連続だったものの、教師からの庇護もあり、1936年5月に、アルジェ大学を卒業。翌々年の1938年に、人民戦線の機関紙『アルジェ・レピュブリカン』の記者となった。

彼は初仕事の一つとして、彼自身が生まれた場所に程近いカビル地方でのフィールド・サーヴェイを選んだ。フェニキアやローマが勢力を伸ばした時代から、勇猛果敢で、独立心旺盛で有名だったカビル地方の民—カビル人—をルポしたのだ。その現地報告を『カビリの悲惨』<sup>(11)</sup>と題して、『アルジェ・レピュブリカン』紙に連載したのは、1939年6月5日から15日にかけてであった。

アルジェリアの北東端近くの地中海を望む山塊の地、ギリシャを彷彿とさせる急峻なカビル地方に超過密状態を強いられ、押し込まれて暮らすカビル人の厳しい近況をカミュは詳細に報じている。

誇り高く独立心旺盛なカビル人が飢餓状態に苦しみながら「戦争の機会でもあれば、食べ物を得られるのに」と呟く姿、赤貧に喘ぐ人々の窮迫した様相、過密状態からもたらされる貧困、救済や教育施設の貧弱さの実態、等々が詳述されている。

カミュは、結論として、「若し、植民的征服が許されるとすれば、征服された人々がその人格を守り続けることを、征服した側が支援できる限りに於いてのみである」と喝破した。<sup>(12)</sup>

「進歩」と「文明化」を標榜する植民地化でありながら、現地の人々の人格を守ることに出来ぬ実態を糾弾したのだ。

カビル人の中には、その置かれた状況の厳しさから、フランス本国などに移住した人々も少なくない。サッカーの選手・監督としてファンの多いジネディーヌ・ヤジッド・ジダン、両親ともカビル人であり、誇り高いカビル人の模範として挙げられることも多い。また、マスコミ嫌いである女優のイザベル・ヤスミン・アジャーニの父親はコンスタンティヌ生まれのカビル人元仏軍兵士である。

アルベール・カミュは、この時期に前後して、ジャーナリズムの倫理や報道の自由についての論考を発表しているが、1940年には記事の発禁処分もあり、パリに移らざるを得なかった。そして、ドイツの侵攻を避けて、クレルモン・フェランからリヨンへと転々としたのである。

## 3、マクロンの正体見たりデラパーージュ

「マクロンのデラパーージュ（横滑り）」と第一面に大見出しを掲げ、マクロン大統領の発言を報じたのは、2021年10月3日付けのアルジェリアの『エル・ワタン（祖国）』紙である。<sup>(13)</sup>マクロンの発言

に対し、アルジェリアは、即刻、パリ駐在大使を召還し、フランス軍用機のアルジェリア上空通過禁止措置が取られた。

デラパージュと聞けば、日本のスキーヤーにはお馴染みだ。スキーを横滑りさせながら滑る方法で、体力を消耗しないで、スキーの摩擦を活用しながらスピードコントロールができる安全な滑り方である。フランス語での、本来の意味からすれば、本筋を離れ、横道にずれてしまったような「失言」を指すことが多い。

2021年9月30日、エリゼ宮で、マクロン大統領は若者たちと昼食を共にした。地中海を挟むアルジェリアとフランス両国から、アルジェリア戦争に拘った人々の第3世代18名を招いたのである。<sup>(14)</sup> 若者18名は、この6月からアルジェリア戦争に関するストラ報告の研究を共に続けており、報告者のバンジャマン・ストラ自身も同席していた。

若者たちとの歓談中のことで、流布している情報が公式に記録されたものではないものの、マクロン大統領の話は、次のような内容であったと報じられている。

- ① アルジェリアの公的歴史は、フランスへの怨恨に依拠、真実に基づかないで、完全に書き換えられている。<sup>(16)</sup>
- ② アルジェリア戦争後（1962年以降）のアルジェリア国家は、問題はすべてフランスの所為にして、「記憶の収益（rente mémorielle）」の上に構築されている。<sup>(17)</sup>
- ③ 質問としてではあるが、フランスによる植民地化に先だってアルジェリアの国民国家（nation）が存在していたのか？ 先行する国々の植民地だったのではないのか？<sup>(18)</sup>

「フランスへの怨恨（haine）」への言及については、アルジェで育った少女が「アルジェリアの若者はフランスへの恨みを抱いていない」とコメントしたが、マクロン大統領は、アルジェリア社会についてではなく、アルジェリアの底流にある政治軍事システムは硬化かつ疲弊しており、「記憶の収益」に依拠していると、①と②を合わせたような回答をしたようである。<sup>(19)</sup>

「レント」とは、家賃（レント/Rent）を滞納し、クリスマスイヴにもかかわらず電気も暖房も止められてしまう若者たちを主人公にした、ジョナサン・ラーソンのミュージカルのタイトルとして、日本でも知られている。

マクロン大統領は、レント（ラント/rente）という単語を、年金配分とか家賃収入の類いの不労所得として捉え、アルジェリアが過去の記憶遺産をネタにした収益に依存していると言いたかったのであろう。しかし、その根拠もさることながら、そのような理解の仕方をしていて、自分が、アルジェリアとフランスの双方に不快の念を生じさせるものであった。右傾化が顕著とも世論調査で伝えられる大統領選を数ヶ月後に控えた思惑と焦りが感じられる対応ではあるが、少々、フランスの本音が見え透いた感を覚えさせるものではある。

また、アルジェリアの現状を正視すれば、記憶のレントに依存しているかのような分析は、少々時代遅れでもある。<sup>(20)</sup>

マクロン大統領の「記憶のレント」との発言に対し、アルジェリアのラマムラ外務大臣が「マクロン大統領の記憶の破綻」<sup>(21)</sup>と応酬し、外交上の空白状態が3ヶ月続<sup>(22)</sup>いてしまった。

マクロン大統領が若者たちに、質問として出した③の国民国家としてのアルジェリア（La

nation algérienne) の存在有無は、歓談中での質問としても、学術的課題としても、難問に過ぎ、不適切と考えられる。むしろ、マクロン大統領自身から模範解答を示して、若者たちに添削をしてもらった方が有益で興味深い気がする。

サヴォア地方が加わる30年以前の1830年にアルジェを占領したフランス自体が国民国家(nation)と言えたのか？ 仮に、当時のフランスが国民国家であったとしても、そうでないところを併合する資格はあるのか？ 国民国家がそんなに素晴らしい理想を体现できるのか？ デメリットもあるのでは？ と、質問の連鎖になってしまうのではないだろうか。更には、国民国家(nation/État-Nation)として、アルジェリアをフランスに併合し、フランス語を国語として押しつけ、多くの人々の母語を黙殺した歴史的事実を正当なものだと確信している裏側も見てとれる。

また、「先行する他国の植民地 (précédentes colonisations) だったのでは」との指摘については、マグレブ地域において、フェニキアがカルタゴに進出した折からの勢力下にあった時代、ローマが支配力を強めた時代、あるいは16世紀頃からのオスマン帝国に組み入れられた時代の歴史を勘案しても、フランスの植民地政策を正当化するような結論は得られないと思われる。

確かに、植民地や奴隷は古今東西を問わず存在し、英仏等の訪米だけが植民地での搾取や奴隷貿易を行ったのではないと言った反論は、散見される。

しかし、産業革命以降の西欧の植民地政策は、従来のものとは分業についての考え方、また規模に於いても大きく変化している。

フランスの植民地政策の基本は、分割統治にあり、宗教、民族等の分断対立を煽り、文明文化の連続性を阻害し、破断させた罪は大きい。

植民国家が、現地の教育の面で貢献したことは評価される部分はあるものの、欠陥も多かったことは否めない。個々の教師たちの貢献振りは、1項で取上げた『愛人 (ラマン)』での描写からも伺え、2項で取上げたアルベール・カミュが教育を受け続けられた過程から垣間見える。しかし、それらの例をもってしても、植民地政策を正当化するには問題が残る。

基礎教育の目的の一つは、植民国家側でも、植民地側でも、工業化・産業化に有用な人的資源の養成にあった。そんな中で、『愛人 (ラマン)』の主人公である少女の母が、生徒が将来、労働契約で不利益を被らないようにと、少なくとも契約の文言は読解できるよう、自宅で徹夜させても生徒たちの勉学を督励するような姿は感激させるものがある。また、アルベール・カミュのノーベル文学賞授賞式の際のスピーチが捧げられた恩師の逸話も美しい。そのような教育者が少なくなかったことには救われる。

オスマン帝国の時代を理想化する必要は無いものの、イスラム教徒、ユダヤ教徒、キリスト教徒が共生共存し、相互の尊敬と敬愛を、安寧に保持できていたのは確かであろう。

人類史上、最も長命の国民国家とも目されるエジプト、あるいはイスラム教徒、ユダヤ教徒、キリスト教徒のすべてにとって聖地と見做されているエルサレム等の歴史を振り返っても、オスマン帝国時代の統治が優れていたとされる面から学ぶべき点もあると思われる。また、イギリスやフランスの介入後との、客観的な比較が必要なのではなからうか。ただ、エジプトに関する研究は、比較可能な資料が少ないことから困難を極めるとも聞いている。<sup>(23)</sup>

「幽霊の正体見たり枯れ尾花」ではなく、「マクロンの正体見たりデラパージュ (横滑り)」である。



#### 4、フランスの本音が透ける無反応

「植民地化はフランスの歴史の一部をなしており、これは人道に背く犯罪<sup>(24)</sup>である。我々は、この行為を犯したことにしてお詫びをし、正面から相対峙しなければならぬ<sup>(25)</sup>」。

これは、エマニュエル・マクロンが未だ大統領選に向けての一候補者であった2017年2月15日、大統領に選出される3ヶ月前に、アルジェリアのテレビ放送を通じて述べた言葉である。アルジェリアを始めとした国々を植民地化 (colonisation) した歴史的事実を、人道に対する罪と断定し、謝罪 (excuses) をする、との内容を含むもので、フランス内外に反響を呼んだ。

その大統領選に勝利した彼は、2017年5月14日に大統領に就任、フランスの植民地だった国々での期待が高まった。しかし、マクロン大統領のその歴史認識について、フランス国内の懸念と支持の相克にも、深いものがあったのであろう。間もなく5年の任期満了と改選を控えて、マクロン大統領の言動は慎重なものにとどまったままである。

フランス軍の拷問により殺害されたモーリス・オーダン／アルジェ大学助手 (数学) の夫人に2018年謝罪、カビル人系のアリ・ブメンジェル弁護士殺害についての仏軍の関与を2021年3月になって認知し謝罪、フランス軍に協力したアルジェリア人兵士 (アルキ) の処遇や保護政策に問題があったことについて今秋 (2021年) に謝罪したことが特筆される位である。過去のフランスの大統領が候補者時代よりも積極的になった傾向と逆方向に動いている。もっとも、大統領就任当初は、「第三世界主義者<sup>tiers-mondiste</sup>」を標榜していた左派出身のミッテランが、後に軌道修正した経緯と似ている。

フランスが植民地政策をとった過去については、オスマン帝国の時代を引き合いに出しトルコの怒りを買うといったように、フランスの右傾化<sup>(26)</sup>に同調した言動<sup>(27)</sup>も目立っている。

候補者当時は積極的に言及していたフランスによる植民化に対するお詫びについては、逆に否定的になっているようだ。アルジェリアのアブドゥルマジード・タブーン大統領が「130年にわたるフランス統治下で犯された犯罪を認めておらず、反省が無い<sup>(28)</sup>」との報道にも無反応を続けた。

雄弁を以て有名なマクロン大統領だけに、改選を前に、彼の無言が際だっている。

マクロン大統領は、昨年 (2021) 年7月下旬にフレンチ・ポリネシアを訪問した際も、核実験の後遺症等について、負い目があることは認めたが、詫びることは拒否した<sup>(29)</sup>。

5年前には、「右でもなく、左でもなく」と是々非々の新しい中道路線を標榜したマクロンであるが、大統領に就任後は右寄りに舵を切り、中道右派と評価されるようになった。今年 (2022年) 4月10日に予定されている第1回目の投票を控え、共和党のヴァレリー・ペクレス候補や国民連合のル・ペン候補の倍近くの支持を現職のマクロン大統領が得ている<sup>(30)</sup>。とは言え、マクロンが中道右派、ペクレスの共和党は伝統的な右派、ル・ペンの国民連合は国民戦線から党名変更をただけで実質は内向き思考の極右であり、いずれも右である。更に極右のゼンムールは浅薄なメディア露出は顕著だが、アルジェリアやマグレブ諸国との対立を煽る視野狭窄な論調ばかりで、右傾化<sup>droitisation</sup>が顕著なフランスの大統領選となっている。パリのアンヌ・イダルゴ市長のような国際派穏健路線は支持を拡げられず、中道左派から左側は萎縮した狭隘な議論ばかりに終始、蜻蛉壺の中の百家争鳴が続いている。

## 5、すみません穏やかに言う幸せを

マクロン大統領は、一昨年（2020年）7月、『アルジェリアの植民地化と戦争に関する記憶問題についての報告』<sup>(32)</sup>を、バンジャマン・ストラ元パリ第 XIII 大学教授に依頼した。その報告は、昨年初頭に提出されている。

しかしながら、報告の内容は新鮮味に欠ける。折角の歴史と記憶の問題に正面から取り組む機会であるにも拘らず、「歴史家が歴史家同士の間にも留まらず、大衆に向けて・・・どこまで、記憶、許し、和解について立法できるのか？」と、諦めムードが滲み出ている。以降、3頁程にわたり、謝罪の是非について、日本による謝罪の先例を否定的に紹介し、次のように結論している。

アジアに回り道をしてみると、20世紀に於ける、日本、中国、韓国の関係は、謝罪が表明されているにも拘わらず（中略）<sup>(33)</sup>、靖国神社参拝の問題を始めとして、韓国と中国の間での歴史と記憶を巡る問題の再燃は続き、日本の謝罪は中国、韓国の輿論から何うと偽善のように受け止められている。従って、「謝罪政策」は両国の怨恨を全く鎮静させていないことは明白である。

しかしながら、この検証で日本の謝罪が全く役立っていないかの如き結論を導き出しているのは短絡的と言えよう。日本の謝罪は他の国々にも、そして国内にも向けられたものであり、また関係者の多くも謝罪で一件落着と考えている筈もない。またいずれの場合をとっても、謝罪と同時に有益な提案も出され、それなりの成果を挙げているからである。加えて、若い人々に於いても、歴史を振り返り、また様々な人々やドキュメンタリー等の記憶を通じて反芻する良い機会になっているように思われる。

ここで、1995（平成7）年8月15日に、『戦後50周年の終戦記念日にあたって』<sup>(34)</sup>として公表された、いわゆる村山談話の一部を再読して見よう。日本の温和なイメージ形成に寄与し、内外に一服の清涼感をもたらした効果が蘇ることを願いたい。（下線筆者）

平和で豊かな日本となった今日、私たちはややもすればこの平和の尊さ、有難さを忘れがちになります。私たちは過去のあやまちを2度と繰り返すことのないよう、戦争の悲惨さを若い世代に語り伝えていかなければなりません。とくに近隣諸国の人々と手を携えて、アジア太平洋地域ひいては世界の平和を確かなものとしていくためには、なによりも、これらの諸国との間に深い理解と信頼にもとづいた関係を培っていくことが不可欠と考えます。政府は、この考えにもとづき、特に近現代における日本と近隣アジア諸国との関係にかかわる歴史研究を支援し、各国との交流の飛躍的な拡大をはかるために、この2つを柱とした平和友好交流事業を展開しております。また、現在取り組んでいる戦後処理問題についても、わが国とこれらの国々との信頼関係を一層強化するため、私は、ひき続き誠実に対応してまいります。

いま、戦後50周年の節目に当たり、われわれが銘記すべきことは、来し方を訪ねて歴史の教訓に学び、未来を望んで、人類社会の平和と繁栄への道を誤らないことであります。

わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするが故に、疑うべくもないこの歴史の事実を謙虚に受け止め、ここにあらためて痛切な反省の意を表し、心からのお詫び

の気持ちを表明いたします。また、この歴史がもたらした内外すべての犠牲者に深い哀悼の念を捧げます。

敗戦の日から50周年を迎えた今日、わが国は、深い反省に立ち、独善的なナショナリズムを排し、責任ある国際社会の一員として国際協調を促進し、それを通じて、平和の理念と民主主義とを押し広げていかなければなりません。同時に、わが国は、唯一の被爆国としての体験を踏まえて、核兵器の究極の廃絶を目指し、核不拡散体制の強化など、国際的な軍縮を積極的に推進していくことが肝要であります。これこそ、過去に対するつぐないとなり、犠牲となられた方々の御霊を鎮めるゆえんとなると、私は信じております。

このように、再読してみると、日本の威信を傷つけることなく、素直に歴史から教訓を学び、世界の場で生かそうという覚悟が伝わって来るのではないだろうか。

特に、歴史研究の支援、各国との交流の拡大、戦後処理問題への誠実な対応等の対処方針も建設的なものであり、その方向での努力が今後も続けられれば、日本や世界の前進に寄与するものと期待される。

アルジェリア戦争後の、フランスは、アルジェリアのことは「忘れてしまいたい」との趨勢が顕著で、1960年代から80年代にかけて、歴史研究の空白状態が続いていた。続く1990年代になると、refus de repentance coloniale <sup>(35)</sup> progrès mission civilisatrice 「植民地主義への反省を拒否」し、「進歩」と「文明化の使命」を標榜したフランスの植民地政策を礼賛強調する層が台頭している。そんな層では、標榜された政策が果たした負の側面や現地の実情の検証はそっちのけである。進歩が望ましいことなのか、文化の連続性が大切なものではないか、文明化とは植民地化した先方の文明を無視した破壊行為では無かったのか、振り返って考え直す必要がある。特に、アフリカでは、進歩の名の下にフランスが課した、強制労働と移住の後遺症がもたらした悲惨さには胸が痛む。非人間であるばかりでなく、本国国内でのみ「自由」を強調しながら、植民地では人々の自由を篡奪し、平等と博愛は顧みられていない。

そんな流れと比較すれば、日本の戦後における歴史研究は、「忘れない」世情にも拘わらず、誠実な実績を積み重ねて来たことは評価されるべきと思われる。

各国との交流の拡大についても、メディアが人々の記憶を記録し、刺激し、多くの人々の記憶の触媒として果たす役割は大きく、日本の実績は着実で、今後のメディア技術革新により、更に成果を挙げられるものと期待される。

アルジェリア戦争はトランジスター・ラジオの時代で人々は音による聴覚イメージで戦況を識り、一方ヴェトナム戦争はテレビの普及と共に、強烈な映像による視聴覚イメージで現場に接するようになった。ただ、米英仏が主導してきた映像によるイメージ形成だが、日本はその独自性と技術力で健闘して来ている。日本が映像メディア面での国際交流で貢献して来たことは、もっと評価されてしかるべきと思われる。今では、アジアの国々のメディア力が世界をリードする面も多い。

日本のお詫びは、決して揶揄されるようなものではない。

街中で人に軽く触れただけでも、「すみません」とか、「ごめんなさい」とか、あやまりの言葉を素直に表現する日本。勿論、「てめえ、俺の〇〇に触れやがって」と、強面の人も居なくは無いが、<sup>こわおもて</sup>そんな場合にも、さりげなく、優しく、「失礼しました」などと言える日本は、中々乙なものでは無からうか。

そして、日本の中だけで無く、世界中、何処に行っても、そんな「乙な姿勢」を保てば良いので

ある。「そんな甘いことを言っていると、謝ることをしないヨーロッパでは、つけ込まれて」と反論する人もいるが。けれど、日本の中であっても、強面に強面に対応すると、つまり乙な態度で応じなければ、乙で済まなくなるのは同様である。古今東西、己の姿勢は乙に貫徹するのが最良なのだ。

## 6、人に語るの言葉無し思いの重み<sup>いだ</sup>抱き死す

「これを語る言葉はない」<sup>(36)</sup>との、ジェラルド・ドパルデューのナレーションでの独白は、「言うことではない」と続く。

ベルギーのベルヴォー監督による2020年秋に公開された『男たち』<sup>Des hommes(37)</sup>で、原作はロラン・モヴィニエである。

後にアルジェリア戦争と名付けられる出来事が、未だ事件とか事変とか、呼ばれていた1960年、フランスの山中で育った素晴らしい青年ベルナルが兵役で招集を受け、アルジェリアに派遣される。そこでの凄惨な、筆舌に尽くしがたい経験が、彼に言葉を失わせてしまう。「こんなことをする連中って何なのだ。こんなことをするのは人間じゃない。だけれども。人間（男）なのだ。」<sup>(38)</sup>

更に、「戦わされている敵側が本来の居場所なのでは」、「アルジェリアを解放するために戦闘を続けている側にいるべきなのでは」、「自分は間違っただけなのでは」と反芻を重ねる。錯綜した思いが彼を苛む。[彼がアルジェリア人だったら、間違いなく、フェラーガ<sup>f e l l a g a</sup>になっていた]<sup>(39)</sup>筈なのだ。フェラーガとは、1952年から62年にかけて、フランスに抗して立ち上がった、マグレブ地方の戦士たちだ。

28ヶ月に及んだ兵役から解放され、故郷に帰る。ベルナルは、無口で、しかし、時には暴力的で、危険視されるような男に、様変わりしていた。

最早、ベルナルとの名前では呼ばれず、「薪の火」<sup>Feu-de-Bois</sup>と字を付けられ、村人からは怪物のように忌避される。

そんなベルナルも、招集される以前の1950年代には、やがては自動車修理工となって、美しい恋人のミレイユと一緒にいることを夢見る好青年であったのに。

このベルヴォー監督の『男たち』<sup>Des hommes</sup>は2020年の第73回カンヌ映画祭に公式選奨<sup>Sélection officielle</sup>されていた。しかし、当初2020年5月12日から23日にかけてカンヌで開催される予定であった映画祭が、コロナ禍で中止となった為、注目を浴びる機会を逸してしまった感がある。

ベルヴォー監督は、この映画の制作に先立って、アルジェリア戦争関係者の第3世代である20歳代の若者たちに、アルジェリア戦争から生還した人が、家庭でどのような話をしたかを訊ねたそう。彼等の祖父や大叔父たちは、一様に無口で何も話さず、亡くなった後で、彼等の歴史を辿り直したものの何も無かったことで共通していたとのことである。<sup>(40)</sup>

映画はフィクションではあるが、現場の生き証人たちが、口にも出来ず、書き記し伝えることも出来なかったが、しかし抹殺されてはならない、本当の歴史と真実を掘り起こす切っ掛けとなってくれる可能性を秘めている。<sup>(41)</sup>

私事にわたるが、父も、陸軍航空隊の100式司令部偵察機の操縦桿を握っていて撃墜されたものの、一命を取り止めている。それを罪悪でもあるかのように生きる姿は重々しかった。その背景について、祖母から若干は教えられたが、父本人は口を閉ざしたまま何も語ろうとしなかった。ポツダム中尉として27歳で除隊となる以前の、戦時中の日々は謎ばかりで、自分は何も知らないことが実感される。

子供の頃、数少ない生き残りの同僚の方から教えられたことが、今では希少な情報として記憶に残っているばかりとなった。聴きそびれた空白の重さに、愕然とすることが余りにも多い。飛行機に乗った時の、耳鳴りを止める方法だけが、父が教えてくれた唯一の遺産となっている。

人に語るの言葉無し思いの重み抱き死す

## 7、東洋の心を生かせハマナスと野茨杏<sup>のいばらあんず</sup> チューリップ

「親愛なるムラタ

なかなか連絡出来ずにごめんなさい。私もセヴィも元気です。シモーヌはまだ巴里だと思いますが、元気でいて欲しいと祈っています。

ムハンマドとオットーは出征しました。二人とも自分から出ていったのよ。

ムハンマドは、ある将軍に心酔して、自ら志願して彼のもとへ行ってしまったのです。

唯一の慰めは、独逸軍と土耳其軍が友好的、味方と呼び合える関係にあるということです。私(ディクソン夫人)はここでは敵国人なので、<sup>(42)</sup>(後略)」

梨木香歩さんの『村田エフェンディ<sup>たいとろく</sup>滞土録』の中の一節である。ここでは、第一次世界大戦の前夜から大戦初頭にかけての情景が的確に、敵味方に偏することなく、静かに描写されている。オスマン帝国の首都、東西交流の要であるスタンプル(イスタンブール/コンスタンティノープル)を舞台に、考古学に勤しむ日本からの研究生、村田エフェンディを始めとした、ドイツ、ギリシャ、トルコの若者たちの織りなす交遊録が心地良い。エフェンディとは、「〇〇先生」と、少々は学のある人に呼びかける際の敬称に近い感じである。

この『村田エフェンディ<sup>たいとろく</sup>滞土録』の背景と、ほぼ同じ頃の時代、オスマンからの独立を目指すアラブの反乱運動を率いた、イギリス陸軍将校のトマス・エドワード・ロレンスの活躍を描いた雄大な映画に『アラビアのロレンス』がある。アラビア半島に広がる砂漠の苛酷さ、美しさ、清潔さ、そこで闘う男たちの姿が壮麗な画面に映し出される。今から60年も前、1962年の作品にもかかわらず、古さを全く感じさせない。勿論、そこには最新のデジタル再生技術の進歩の御陰もあるが、今もなお、最も偉大で影響力のあった映画の一つに挙げられるのも納得させられる。1963年、オスカー賞10部門にノミネートされ、7部門で賞を獲得した作品だけのことはある。

しかし、感激的なシーンばかりではない。

ヒジャーズ鉄道や道路交通の交差する要衝の地ダルアーへ、ロレンスは敵情偵察に出掛ける。心配する友人のアリに、地元の服装を着込んだロレンスは、「自分は透明人間だから大丈夫」と、ナルシスト的な強気を示す。しかし、町を支配するオスマン帝国軍の手に落ち、ロレンスは徹底的にいたぶられ、鞭打たれ、街中に放り出される。

凄惨で、残酷なシーンが続き、ロレンスが打ちのめされて、精神的にも再起不能近くになる姿が

映し出される。結果、ロレンスは前線を離脱し、カイロへ戻る。

ロレンスと情動的に一体化した視聴者は、ただ敵軍の一部による残虐な行為を憎むだけに留まらず、オスマン帝国そのものが悪辣非道であるかのような錯覚を抱き、その錯覚の記憶が刷り込まれてしまう可能性がある。まるで、そのような残虐な行為はイギリス側では無いかのように。

最も偉大で影響力のあったとされる映画の、一つのシーンが影響を及ぼす残影は、オスマン帝国の正しいイメージ形成を妨げているのかも知れない。

しかし、英雄的に映し出されるロレンスを本当に打ちのめしたのは、イギリスそのものなのだ。

ロレンスが理想として描き、イギリスが約束するかのように見せかけたアラブの独立。独立闘争あるいは第一次世界大戦の勝利の暁には、独立が待っているかのようなフサイン・マクマホン協定。その一方で、イギリスは、オスマン帝国領だった中東を英仏露の3カ国で分割支配することを約束するサイクス・ピコ協定を締結。イギリスは、更に、パレスチナへのユダヤ人居住についてのバルフォア宣言を出している。いわゆるイギリスの三枚舌外交を展開し、今に続く、中東の混乱と悲劇の根幹を根付かせてしまった。

オスマン帝国内のクルド州を独立させクルド人の故国を創る夢を砕いたローザンヌ条約が残した悲劇、パレスチナでの紛争、サイクス・ピコ協定に怒りを抱くイスラム国、等々の諸問題。中東では、一世紀前からの後遺症は未だ癒えていない。イギリスやフランス、ロシアの責任は大きい。

欧州では、大戦と言え、第一次世界大戦のことであり、100余年を経た今もなお、その頃の心の傷は癒えていないように見受けられる。

特に、敗者側となったオスマンを始めとして、そのオスマンと連携したドイツとオーストリア、ハンガリーは、その傷を、第二次世界大戦にまで持ち越して重症化させ、その深手に苦しむこととなった。

第一次世界大戦で、ドイツは本国の周辺だけでなく、青島、山東省、南洋諸島を日本に接収され、タンガニーカをイギリスに押さえられ、失っている。

ちなみに、2021年のノーベル文学賞はザンジバル生まれで英国在住のアブドゥルラザク・グルナに授与されたが、彼が2020年に出版した『Afterlives』<sup>(43)</sup>は、ドイツ統治下のタンガニーカで起きたマイマイ（マウマウ）の反乱の凄惨な光景を活写している。しかし、そんなドイツの植民地を継承したイギリスのタンガニーカやケニアの統治が、どのようなものであったのかは忘却されてはならない。

第二次世界大戦の敗戦で、更に、国土の約4分の1を失ったドイツは、失われた国土からの自国民の受入れだけでなく、勝者側の国々から追立てられた同胞の苛酷な引揚げに苦闘せざるを得なかった。故国に辿り着くまでに引揚げ者全体の半数に及ぶ数百万人の命が、略奪、暴行、飢餓で失われている。

<sup>la mémoire de la Shoah(44)</sup>  
ショアの記憶への認知が世界的に共有されるようになると共に、加害者としてのドイツにのみ焦点が当てられて来た。

そんな中で、被害者としてのドイツが秘めて来た記憶が、ようやく、明るみに出されようとしている。しかし、同時に、ポーランド、ギリシャからも、戦後補償の問題が再提起され、ドイツ内外の記憶と歴史的事実の検証は、ますます、厳しいものになりつつある。

人々のイメージ形成で看過できないメディアとして漫画がある。フランスのル・モンド紙が20世紀を振り返って、レコード、映画、書籍の3媒体で各々最も優れた100の作品を選定したことがある。<sup>(45)</sup>フナック書店員やル・モンド記者があらかじめ選んだ各部門200作品の中から、フランス人1万7千名に「記憶に残った作品は？」と訊ねた結果だそうだ。

内、書籍部門では、1位にカミュの『異邦人』、2位にプルーストの『失われた時を求めて』、3位にカフカの『審判』と並んだが、途中は割愛するとして、18位にエルジェの漫画である『Le Lotus bleu青い蓮』が選ばれ、19位はアンネ・フランクの『日記』であった。

100冊の書籍に選ばれた中の漫画としてはトップとなった『青い蓮』は、エルジェの24巻に上った『タンタンの冒険』シリーズの第5巻目であり、取り分け『青い蓮』が何故取上げられたのかが興味深い。既に、2億3千万冊を超える出版部数を誇る人気シリーズだけに、その影響力は無視できない。

日本軍の秘密諜報部員である実業家ミツヒラト（中国語版名：平野松成）がオーナーを務める上海の阿片窟『青い蓮（藍蓮花／藍蓮花）』を中心に話は展開される。阿片密売や汚い手を使う日本軍の植民活動。それと対抗して立ち上がる中国の地元の人々を支援する少年タンタンの活躍を描いた作品である。また、ベルギー人のエルジェは、ベルギー領コンゴでのタンタンの活躍を英雄的に描いていたが、『青い蓮』は、植民地政策を批判的に描いた最初の作品となった。特に、満州事変の初期から、中国側に立ったエルジェの旗色鮮明さが、欧米や中国で再評価されている。

一昨年（2020年）1月、オークションに掛けられた『青い蓮』の表紙画に、4億円超の落札価格がついた。<sup>(46)</sup>昨年（2021年）8月から10月にかけて、上海で開催された、『タンタンとエルジェ展』<sup>(47)</sup>は、盛況を博した。タンタンは、上海の英雄なのだ。

タンタンの活躍に夢中になる子供たち（大人も含め）が、ベルギー領コンゴでの植民地政策は文明化の使命を遂行し、日本のそれは阿片の密売で収奪を目指していただけのように錯覚しないことを願いたい。

とは言え、阿片でアジアを毒した西欧列強を正々堂々と正せるように、日本の犯した「まぎれもない侵略行為」<sup>(48)</sup>に対し、自らの襟を正す為にも、「痛切な反省の意」と「心からのお詫びの気持ち」を抱き続けることが肝要だ。

『青い蓮』でタンタンが活躍する世界は、フィクションはフィクションであるが、映画や漫画、文学等が目覚めさせる記憶を、どのように方向付けるかは、重要な課題である。

例示的に、オスマン、ドイツ、日本を、今もなお劣位に置くことが多いメディアの伝える内容を紹介してみたが、氾濫する情報の中で、どのような情報を選択検証して行くかの姿勢が大切であろう。

コロナ禍で逼塞した国際関係の中で、国境を巡る様々な記憶が呼び覚まされ、新たな葛藤が甦ろうとしている。

加えて、急速に革新が進むメディア環境が、多くの人々や国々の様々な記憶を表出させ、それらの総合的な検証が可能となっている。

しかし、依然として、大戦の敗者側はメディア戦でも劣勢に立たされているのは否めない。オス

マンを継承したトルコは、イスラム圏の中では、映像や音楽に寛容なほうではあるが、それでもメディア環境としては厳しいものがある。

また、多様で鮮明な記憶が、世界の対立や抗争を煽動するだけに終始するとしたら情けないことであろう。

ジャンヌ・モローが1963年に出したシャンソン『<sup>J'ai la mémoire qui flanche</sup>薄れ行く記憶』の話に冒頭部分で触れた。記憶が、本当にうっすらと、ぼんやりして行くのかどうかはともかく、薄れ行く記憶の魅力もあるようだ。

日本は、第一次世界大戦では戦勝国側で、第二次世界大戦では敗戦国となったユニークな国だ。第二次世界大戦では敗戦したものの、ドイツの失った国土の広さとその痛みに思いを馳せると、痛みを分かち合いながら果たすべき日本の責務は大きいと感じられる。

日本は極東の地にあり、中庸を重んずる国である。東洋の良さが、体感として理解できる国でもある。

例えば、マクロン大統領が「冒涇の権利」、「誹謗中傷する自由」をイスラム圏に行って滔々と述べる姿を見ながら、別に異義を挟む訳ではないが、何となく違和感を覚える人が多いのではないかと思われる。イスラムには、イスラムの素晴らしさもあるのではと、素朴な疑問を抱いたりする。

世界で果たすべき、日本の役割は大きいと期待される。

素朴な疑問は素朴なままに、うっすらとした記憶はうっすらとしたままに。

網走の原生花園に咲くハマナスも美しいが、イギリスの西端、コーンウォール地方のポースカーノに持ち込まれたハマナスは元気に湾岸を覆い、白浜を鮮やかなピンクで彩っている。

19世紀から20世紀にかけて、大英帝国の情報通信を支えた海底ケーブル網の中核だったポースカーノ、往事の勢いを伝える<sup>Telegraph Museum</sup>電信博物館も今は<sup>Museum of Global Communications</sup>グローバル・コミュニケーションズ博物館と名称は変わっているが、周囲のハマナスは、変わりなく元気で、ますます繁茂している。

日本のハマナスや野苺<sup>のいばら</sup>（野薔薇）、中国の杏の花、トルコのチューリップ<sup>のばら</sup>・・・・が、今では、世界中で愛されているように、東洋の良さが世界で重んじられるように務める日本の役割は大きいと思われる。

なお、脚注に付したウェブ等の参照日時は、特に記載の無い限り、2022年1月11日22:00JST 現在のものである。

- (1) マルグリット・デュラスは、このショパンの「ワルツ第10番 ロ短調作品69-2」を、後の作品で La Valse Désespérée (絶望のワルツ) と呼んでいる。  
cf. Marguerite Duras ; L'Amant de La Chine du Nord, Editions Gallimard, p.21, Paris, 1991.
- (2) Marguerite Duras ; L'Amant, Les Editions de Minuit, p.142, Paris, 1984.
- (3) Jean-Jacques Annaud
- (4) Top 10 R-rated films in Singapore, The Straits Times (海峡時報), February 15, 2017.



- <https://www.straitstimes.com/lifestyle/entertainment/top-10-r-rated-films-in-singapore>
- (5) Jean-Jacques Annaud ; Seven Years in Tibet, 1997.
- (6) Jean-Jacques Annaud ; Le Dernier Loup (狼图腾), coécrit avec John Collee, 2015.
- (7) Une bande annonce impressionnante pour “Notre-Dame Brûle” de Jean-Jacques Annaud  
[https://www.huffingtonpost.fr/entry/une-bande-annonce-impressionnante-pour-notre-dame-brule-de-jean-jacques-annauda\\_fr\\_61bb8b4ae4b0bf370338534c](https://www.huffingtonpost.fr/entry/une-bande-annonce-impressionnante-pour-notre-dame-brule-de-jean-jacques-annauda_fr_61bb8b4ae4b0bf370338534c)
- (8) <https://www.parismatch.com/Culture/Livres/Marguerite-Duras-l-amant-retrouve-546366>
- (9) Le Manifeste des 121 ; Déclaration sur le droit à l’insoumission dans la guerre d’Algérie, in le magazine Vérité-Liberté, 6 septembre 1960.  
<https://pandor.u-bourgogne.fr/archives-en-ligne/ark:/62246/r32021zzbmvq3k/f202>
- (10) Jeanne Moreau ; J’ai la mémoire qui flanche, 1963).  
 “Quel pouvait être son prénom/Et quel était son nom/Il s’appelait, je l’appelais, (...)Comment l’appelait-t’on?”  
 “De quel couleur étaient ses yeux ?”.
- (11) Albert Camus ; Misère de la Kabylie, -Reportages réalisés du 5 au 15 juin 1939, le quotidien Alger-Républicain.
- (12) Car, si la conquête coloniale pouvait jamais trouver une excuse, c’est dans la mesure où elle aide les peuples conquis à garder leur personnalité.
- (13) Madjid Akedhi ; Le dérapage d’Emmanuel Macron, 03 Octobre 2021, El Watan.  
<https://www.elwatan.com/edition/actualite/le-derapage-demmanuel-macron-03-10-2021>
- (14) Quand Emmanuel Macron rencontre les “petits-enfants” de la guerre d’Algérie et provoque la colère d’Alger  
<https://information.tv5monde.com/info/quand-emmanuel-macron-rencontre-les-petits-enfants-de-la-guerre-d-algerie-et-provoque-la-colere>
- (15) Benjamin Stora ; Rapport sur les questions mémorielles portant sur la colonisation, et la guerre d’Algérie, janvier 2021, 157pp.
- (16) “Emmanuel Macron dénonce, en Algérie, une “histoire officielle” selon lui “totalement réécrite qui ne s’appuie pas sur des vérités” mais sur “un discours qui, repose sur une haine de la France”.  
<https://information.tv5monde.com/info/quand-emmanuel-macron-rencontre-les-petits-enfants-de-la-guerre-d-algerie-et-provoque-la-colere>  
 “Le président algérien a exigé de Paris ce dimanche “un respect total de l’Etat algérien”, soulignant à l’adresse d’Emmanuel Macron que “l’histoire ne peut pas être falsifiée”  
[https://www.bfmtv.com/international/apres-que-macron-ait-parle-de-rente-memorielles-alger-reclame-le-respect-total\\_AN-202110110027.html](https://www.bfmtv.com/international/apres-que-macron-ait-parle-de-rente-memorielles-alger-reclame-le-respect-total_AN-202110110027.html)  
<https://www.faz.net/aktuell/politik/ausland/macrons-kritik-an-algerien-schuldzuweisungen-17567887.html>
- (17) “La nation algérienne post-1962 s’est construite sur une rente mémorielle, et qui dit : tout le problème, c’est la France.”

(*ibid.*)

- (18) “Est-ce qu’il y avait une nation algérienne avant la colonisation française ? Ça, c’est la question », s’est interrogé le président français, en rappelant qu’il y a eu « de précédentes colonisations ».”  
<https://www.challenge.ma/apres-les-propos-de-macron-sur-le-systeme-politico-militaire-algerien-lalgerie-rappelle-son-ambassadeur-a-paris-222335/>
- (19) “Répondant à une jeune femme ayant grandi à Alger qui lui explique que la jeunesse algérienne n’a pas de “haine” envers la France, Emmanuel Macron explique : “Je ne parle pas de la société algérienne dans ses profondeurs mais du système politico-militaire qui s’est construit sur cette rente mémorielle.””  
<https://www.challenge.ma/apres-les-propos-de-macron-sur-le-systeme-politico-militaire-algerien-lalgerie-rappelle-son-ambassadeur-a-paris-222335/>
- (20) James McDougall; A History of Algeria, Cambridge University Press, April 2017, 448pp.  
<https://www.middleeasteye.net/fr/entretiens/algerie-france-james-mcdougall-memoire-histoire-colonisation-macron-nation>
- (21) “Il a appelé à la décolonisation des esprits en France et la « faillite mémorielle » que représentent les propos de Macron sur l’Algérie, le Mali et la colonisation.”  
<https://www.tsa-algerie.dz/algerie-france-lamamra-repond-a-macron/>
- (22) [https://www.francetvinfo.fr/monde/afrique/algerie/l-ambassadeur-algerien-de-retour-a-paris-un-signe-d-apaisement-avec-la-france\\_4905577.html](https://www.francetvinfo.fr/monde/afrique/algerie/l-ambassadeur-algerien-de-retour-a-paris-un-signe-d-apaisement-avec-la-france_4905577.html)
- (23) cf. Alain Roussillon, Identité et modernité. Les voyageurs égyptiens au Japon (xixe-xxe siècles), Paris-Arles, Sindbad-Actes Sud, 2005, 252 pp.
- (24) <https://www.leprogres.fr/politique/2021/10/07/france-algerie-quelles-pistes-pour-une-sortie-de-crise>
- (25) “La colonisation fait partie de l’histoire française, poursuit-il. C’est un crime, c’est un crime contre l’humanité, c’est une vraie barbarie. Et ça fait partie de ce passé que nous devons regarder en face, en présentant nos excuses à l’égard de celles et ceux envers lesquels nous avons commis ces gestes.”  
[https://www.lemonde.fr/election-presidentielle-2017/article/2017/02/16/pour-macron-la-colonisation-fut-un-crime-contre-l-humanite\\_5080621\\_4854003.html](https://www.lemonde.fr/election-presidentielle-2017/article/2017/02/16/pour-macron-la-colonisation-fut-un-crime-contre-l-humanite_5080621_4854003.html)
- (26) “Après s’être interrogé sur l’existence d’une « nation algérienne », le président avait ainsi ajouté : « Moi, je suis fasciné de voir la capacité qu’a la Turquie à faire totalement oublier le rôle qu’elle a joué en Algérie et la domination qu’elle a exercée ».”  
<https://www.radiotelecaribes.com/apres-que-macron-a-parle-de-rente-memorielle-alger-reclame-le-respect-total/>
- (27) [https://www.lopinion.ma/France-Algerie-Rente-electorale-VS-Rente-memorielle\\_a19269.html](https://www.lopinion.ma/France-Algerie-Rente-electorale-VS-Rente-memorielle_a19269.html)
- (28) “Le président Tebboune a rappelé qu’Alger ne réclame « pas de la repentance » mais une « reconnaissance » des crimes perpétrés en 130 ans de colonisation française.”  
<https://www.radiotelecaribes.com/apres-que-macron-a-parle-de-rente-memorielle-alger-reclame-le-respect-total/>  
[https://www.francetvinfo.fr/monde/afrique/algerie/algerie-le-president-algerien-exige-de-paris-le-respect-total-de-l-etat-algerien\\_4803143.html](https://www.francetvinfo.fr/monde/afrique/algerie/algerie-le-president-algerien-exige-de-paris-le-respect-total-de-l-etat-algerien_4803143.html)

- (29) [https://www.lemonde.fr/politique/article/2021/07/28/essais-nucleaires-en-polynesie-macron-reconnait-une-dette-mais-ne-presente-pas-d-excuses-au-nom-de-la-france\\_6089777\\_823448.html](https://www.lemonde.fr/politique/article/2021/07/28/essais-nucleaires-en-polynesie-macron-reconnait-une-dette-mais-ne-presente-pas-d-excuses-au-nom-de-la-france_6089777_823448.html)
- (30) Thomas Piketty ; Emmanuel Macron porte une responsabilité écrasante dans la droitisation du paysage politique, 8 janvier 2022, Le Monde.  
[https://www.lemonde.fr/election-presidentielle-2022/article/2022/01/05/presidentielle-2022-emmerder-les-non-vaccines-l-operation-calculée-du-quasi-candidat-macron\\_6108332\\_6059010.html](https://www.lemonde.fr/election-presidentielle-2022/article/2022/01/05/presidentielle-2022-emmerder-les-non-vaccines-l-operation-calculée-du-quasi-candidat-macron_6108332_6059010.html)
- (31) <https://www.lefigaro.fr/elections/presidentielles/presidentielle-2022-emmanuel-macron-donne-largement-en-tete-loin-devant-peccresse-et-le-pen-20220105>
- (32) Benjamin Stora ; Rapport sur les questions mémorielles portant sur la colonisation, et la guerre d'Algérie, janvier 2021, 158pp.  
<https://www.elysee.fr/admin/upload/default/0001/09/0586b6b0ef1c2fc2540589c6d56a1ae63a65d97c.pdf>
- (33) “Car si l'on fait un détour par l'Asie sur les relations entre le Japon, la Chine et la Corée au XXe siècle, on sait que des excuses ont été pourtant prononcées...”  
*(op. cit.)* p.79.
- (34) [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/07/dmu\\_0815.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/07/dmu_0815.html)
- (35) Pierre Bourdieu, Abdelmalek Sayad ; Le déracinement. La crise de l'agriculture traditionnelle en Algérie, Paris, Ed de Minuit, juin 1964. 等、少数の例外はあるが。
- (36) “Il n'y a pas de mots pour raconter tout ça”  
<https://www.franceinter.fr/cinema/des-hommes-de-lucas-belvaux-une-adaptation-trop-fidele-au-livre-de-laurent-mauvignier>
- (37) Lucas Belvaux ; Des hommes, adaptation du roman Des hommes de Laurent Mauvignier.
- (38) “Quels sont les hommes qui peuvent faire ça. Pas des hommes qui peuvent faire ça. Et pourtant. Des hommes.”  
 Télérama n° 3111, 29 août 2009.
- (39) “S'il était algérien, sans doute il serait fellaga”  
[www.lexpress.fr/culture/livre/laurent-mauvignier-les-hommes-dans-la-guerre-d-algerie\\_788268.html](http://www.lexpress.fr/culture/livre/laurent-mauvignier-les-hommes-dans-la-guerre-d-algerie_788268.html)
- (40) “il ne racontait rien, on a reconstitué son histoire après sa mort”  
 Benjamin Stora; *op.cit.*, p.73.
- (41) <https://www.lalibre.be/culture/cinema/2021/09/01/des-hommes-lucas-belvaux-denoue-les-fils-de-la-memoire-traumatique-de-la-guerre-dalgerie-5ZMBXVPYIVFADPXC6BR53VDLYE/>
- (42) 梨木香歩 ; 村田エフエンディ滞土録、2004, 角川書店、角川文庫版、pp.222-223, 2007, 240pp..
- (43) Marie Béloeil ; Vu d'Allemagne. Abdulrazak Gurnah, Prix Nobel de littérature, jette la lumière sur l'histoire coloniale allemande, Courrier international du 08/10/2021.  
<https://www.courrierinternational.com/revue-de-presse/vu-dallemagne-abdulrazak-gurnah-prix-nobel-de-litterature-jette-la-lumiere-sur>  
<https://www.ft.com/content/ea00fcd9-22e0-4e1b-b4f0-0b2e47652ef7>

- (44) Pascal BLANCHARD, Isabelle VEYRAT-MASSON ; Les guerres de mémoires : un objet d'étude ? in Revue de Sciences humaines, #09 | 2009.  
<https://journals.openedition.org/traces/4319>
- (45) Cent disques, cent films et cent livres pour un siècle, Le Monde, 15 octobre 1999.  
[https://www.lemonde.fr/archives/article/1999/10/15/cent-disques-cent-films-et-cent-livres-pour-un-siecle\\_3570803\\_1819218.html](https://www.lemonde.fr/archives/article/1999/10/15/cent-disques-cent-films-et-cent-livres-pour-un-siecle_3570803_1819218.html)
- (46) “Tintin cover art sells for record-breaking €3.2m”  
<https://www.theguardian.com/books/2021/jan/14/tintin-cover-art-sells-26m-just-missing-record-comic-book-sale-le-lotus-bleu-herge>
- (47) Exposition : Tintin et Hergé  
<https://www.tintin.com/fr/news/5653/exposition-tintin-et-herge>  
[https://www.lemonde.fr/international/article/2021/09/28/la-chine-connaissait-tintin-elle-decouvre-desormais-herge-grace-a-une-exposition-a-shanghai\\_6096221\\_3210.html](https://www.lemonde.fr/international/article/2021/09/28/la-chine-connaissait-tintin-elle-decouvre-desormais-herge-grace-a-une-exposition-a-shanghai_6096221_3210.html)
- (48) 中曾根康弘；まぎれもない侵略行為、in 戦後70年 につぼんの記憶、橋本五郎編 読売新聞取材班著、中央公論新社、pp.376-381、2015年12月、391pp..



## 「海峡兩岸三地」(中国・台湾・香港) メディアリテラシー その(三) 香港

山本 賢二\*

### はじめに

日本と中華人民共和国に国交がなかった時代、香港は中国の情報を収集するうえでのプラットフォームの一つでありました。かつて岸信介首相は中国との関係を考え、私的に彼のプレーンに香港で中国「情報」の収集、特に中国からの脱出者にインタビューして資料を作成していたと聞いたことがあります。その時、当時の岸首相に対し中国との関係改善に消極的であるとの印象を抱いていたわたしはさすがに一国の指導者であると感じたことがあります。

日本のような平和な国際環境があって始めて生存できる地域に住むわれわれの生活を考えたら、情報、とりわけ外国の情報はそうした環境を維持するために不可欠であり、国家が主義主張を頼みに外交を展開することの危うさは火を見るよりも明らかです。日中国交正常化以前、「政経分離」という言葉が頻繁に使われた時代がありましたが、それは日本側の方便であって、中国は従来から「政経一体」に基づく外交政策を展開してきました。中国共産党にとっては、対外経済関係は政治目的を実現するための手段の一つであり続けてきました。そして、1972年の日中国交正常化以降、日中関係は紆余曲折を経て、今年(2022年)、国交正常化50周年を迎えます。その中国は「爆買い」などという言葉がメディアをにぎわせた中で、多くの日本人が「知らぬ」間にGDPで日本を超え、米国に迫る経済実体として、国際関係を左右する存在になりました。明治維新以来、工業化を実現し、中国を「リード」してきた日本が中国に経済的にも追い越された現実に直面することになったのです。

強化したその中国が力によって現状変更する道を歩むことは日本がかつて歩んできた道でもあり、孫文が往時「大アジア主義」という講演で日本に「王道と覇道」どの道を選ぶかと迫ったことを一顧だにせず、「覇道」の道を歩み続け、「満州国」を創り、さらには蒋介石率いる中国国民党の執政する中華民国全土を実行支配しようとした過去を考えれば、その中国の「海警局」の船舶が尖閣諸島の日本領海に侵入するなど、中国にとっては別に大騒ぎすることでもないかと思われまます。国家の盛衰とはそんなものであり、好き嫌いは別として、日中の力が完全に逆転した国際環境の中にわれわれがいることを認識しなければなりません。これはモーゲンソーが指摘する「権力」争奪のパワーゲームの反映であり、「権力」を拡大するパワーを持った中国の執政者である中国共産党が「中華振興」などのスローガンを掲げて、既存の秩序を改変しようとしているだけのことです。当面、日本では、日本人の対中嫌悪感の増幅とともに、「米国」一辺倒の流れが出来つつあります。もとより、軍事上の「日米」同盟は日本の国防に不可欠であり、戦後の経済発展の基盤にもなって

---

\*やまもと けんじ 日本大学大学院新聞学研究科 講師

きました。当面、強大になった中国を前にして、究極の選択は「米国」以外はありません。それは国民の安全を守ることが日本の為政者の責務だからです。さらに付け加えれば、その背景には戦後、米国の文化を受容してきた多くの日本人の「民意」もあると考えられます。日本はかつて列強によって「経済封鎖」されたことに対し、「大東亜共栄圏」という美名のもとで、中国を含むアジアを侵略したという歴史経験があります。戦後生まれの筆者ですが、戦後民主主義教育の「薫陶」を受けてきたせいも、中国の「一帯一路」はなにやら中国版「大東亜共栄圏」ではないかと思えたりします。

当面、「米国」が日本に求めていることは「米国」との一体化であります。それは中国の強大化に対する「米国」の外交政策の反映です。ただ、政策とは可変的なもので、中国を「檻」の中に閉じ込められないと判断すると、米国もその「国益」を考え、政策を変更することになるのです。すなわち、米中が「ウインウイン」の関係になれば米国にとって日米関係も変わってきます。それは当然のことであり、長期的展望をもって日米、日中関係を円滑に発展させることが求められます。日本という地域に住むわれわれの経済生活を含む「安全」を守る責務をわれわれ国民から委ねられている政治家の資質が問われることになります。もっとも、彼らを選ぶのはわれわれですから、最終的にはわれわれの資質の問題に帰することになります。

話を戻せば、当面、中国の強大化による国際関係の転型期にさまざまな問題が起きているのであり、ウイグル、香港、台湾などの問題はまさにそれが顕在化したものなのです。ウイグル問題は米国が同時多発テロにさらされた後、中国はそれまでの「階級闘争」による解決を目指していた方向から、「国際反テロ闘争」の一環として位置付けたところから始まり、今日に至っているのですが、米国はそれをいまになって「ジェノサイド」などという言葉で非難しています。米国がイスラム原理主義運動と対立していた時期、ウイグル問題はまさに「次要矛盾」であり、「主要矛盾」としての問題が解決した後、中国との関係が「主要矛盾」になったのです。すなわち、米国はいまその「主要矛盾」を克服するためにウイグル問題などを提起しているのです。

香港についていえば、1997年の中国返還から、かつて50年変えないと約束した「一国二制度」（一つの国に二つの制度）が変質することなど、主権の所在を見ればもともと予測がつくものでありましたが、ある意味時間の問題でもありました。香港が英国の植民地時代、欧米諸国は香港の「民主化」を求めたことがあるでしょうか。香港は常に国際関係のパワーバランスの中にあつたのであり、過去現在未来にわたってそうあり続ける宿命にあるのです。その過去において、台湾やこの香港で忘れてはならないことは、中国の当時の政府（清）が局地戦争による敗北で英国に香港、日本に台湾を割譲した歴史があることです。言葉を換えて言えば、香港や台湾に住む人々は中央政府から見捨てられたという事実です。

それは戦後、長い間米国の統治下にあつた沖縄の本土復帰を考えればわれわれも十分理解できるはずです。第二次世界大戦で日本は米国をはじめとする連合国に敗れた結果、北方領土はソ連によって占領、それ以外の領土は米国によって統治されることになりました。沖縄の本土復帰が遅れたのは日本政府がそれを容認してきたからであり、沖縄は香港、台湾と同じ境遇にあつたのです。すなわち、香港は英国の植民地統治を受け、台湾も五十年にわたって日本の植民地になってきたのであり、沖縄も戦後長い間米国に統治されてきたのであり、彼の地の住民は国家という権力によって人生が左右されてきたのです。こうした歴史的事実を前にしたとき、彼の地の住民の意思を尊重

することこそそうした地域に対する国家の贖罪であり、尽くすべき責務であろうと考えられます。

この一文の表題にある「海峡兩岸三地」の「三地」はもとより、将来「海峡兩岸」も死語となるかもしれません。そうなれば「メディアリテラシー」は「中国」のそれに一元化されることになるでしょう。それはメディア自体国家から独立したものではないからです。願わくば、日本のメディアは憲法と同じように、国家の暴走を監視する機能を果たしてもらいたと思っていますが、われわれにとってメディアはもともとわれわれの側にあるのではなく、それが国家であれ企業であれ、メディアを管理運営する権力に支配されているものであるため、主体者であるべきわれわれがその支配構造を熟知すれば基本的「リテラシー」を得ることができます。

香港についていえば、以前はその植民地経営に当たった英国、中国返還後はその主権者である中華人民共和国という国家「機器」を動かす中国共産党という権力的意思によってメディアが管理されてきましたし、されるようになりました。当面における香港の権力の所在を考えれば、中国共産党が香港を経営するのに有利な情報が多くなるのは必然であり、これからは中国に関する多様な情報を得ることはできなくなるでしょう。そして、今後、日本を含む欧米メディアも香港に対する関心が徐々に薄れて、近い将来香港を中国の一地方都市としてみることになるでしょう。

本稿「『海峡兩岸三地』(中国・台湾・香港)メディアリテラシー その(三) 香港」は「香港」の「メディアリテラシー」送葬の一文となるかも知れませんが、われわれが主体者として香港に関する情報を読み解く「リテラシー」をもてばよいことです。中国返還前の玉石混交の香港情報から中国返還後徐々にコントロールされてきたメディアが2020年の「中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法」(中華人民共和国香港特別行政区维护国家安全法)制定を機に一段と管理が進み、本国と同じように、「正面」(プラス)の情報を香港メディアが伝えるという時代が到来したのです。とはいえ、沖縄の歴史を知るわれわれは、香港のメディアを見るとき、こうした香港の歴史と現状を踏まえて、国家という権力によって翻弄されてきた「住民の意思」の「尊重」という判断「軸」を忘れないことが求められるでしょう。

## 1. 香港返還と「一国二制度」

香港(香港島、九龍、新界)は1997年7月1日に英国から中国に返還されました。それを決めた「共同声明」(中華人民共和国政府和大不列颠及北爱尔兰联合王国政府关于香港问题的联合声明(1984年12月19日))にある中国の「基本方針」(中華人民共和国对香港的基本方针政策)の中の「(五)」は「香港の現行社会、経済制度は変えない。生活方式は変えない。香港特別行政区は法律に基づいて人身、言論、出版、集会、結社、旅行、移動、通信、ストライキ、職業選択と学術研究および宗教信仰などの諸権利と自由を保障する。個人の財産、企業所有権、合法的継承権および外部からの投資はいずれも法律によって保護される。」(香港的現行社会、经济制度不变;生活方式不变。香港特別行政区依法保障人身、言论、出版、集会、结社、旅行、迁徙、通信、罢工、选择职业和学術研究以及宗教信仰等各项权利和自由。私人财产、企业所有权、合法继承权以及外来投资均受法律保护。)と明記するとともに、同じく「(十二)」では「中華人民共和国の香港に対する上述の基本方針政策と本共同声明付属文書一の上述の基本方針政策に対する具体的説明については、中華人民共和国全国人民代表大会が中華人民共和国香港特別行政区基本法によってこれを規定するとともに、五十年間は変えない。」(关于中華人民共和国对香港的上述基本方针政策和本联合声明附件一



对上述基本方针政策的具体说明，中华人民共和国全国人民代表大会将以中华人民共和国香港特别行政区基本法规定之，并在五十年内不变。）としています。

そして、1990年に制定採択され、1997年の中国返還と同時に施行された「中華人民共和國香港特別行政區基本法」（中華人民共和國香港特別行政區基本法・1990年4月4日第七屆全國人民代表大會第三次會議通過 1990年4月4日中華人民共和國主席令第二十六號公布 自1997年7月1日起施行）の「第二十七條」に「香港住民は、言論、報道、出版の自由、結社、集会、行進、デモの自由、労働組合を組織しこれに参加し、ストライキを行う権利と自由を享有する。」（香港居民享有言論、新聞、出版的自由，結社、集會、遊行、示威的自由，組織和參加工會、罷工的权利和自由。）と明記されたのです。この基本法は中華人民共和國憲法に基づいて制定されたものでありますが、その憲法には無い「報道」（新聞）の「自由」も加えられました。この「新聞・自由」という文言は建国以来中国憲法の関係規定の中には下記のように明記されたことはありません。

#### ① 中国人民政治协商会议共同纲领（1949）

（1949年9月29日中国人民政治协商会议第一届全体会议通过）

第五条 中华人民共和国人民有思想、言论、出版、集会、结社、通讯、人身、居住、迁徙、宗教信仰及示威游行的自由权。

（日訳）

第五條 中華人民共和國人民は思想、言論、出版、集會、結社、通信、人身、居住、移動、宗教信仰及びデモ行進の自由権を有する。

#### ② 中华人民共和国宪法（1954）

（1954年9月20日第一届全国人民代表大会第一次会议通过，1954年9月20日中华人民共和国第一届全国人民代表大会第一次会议主席团公布）

第八十七条 中华人民共和国公民有言论、出版、集会、结社、游行、示威的自由。国家供给必需的物质上的便利，以保证公民享受这些自由。

（日訳）

第八十七條 中華人民共和國公民は言論、出版、集會、結社、行進、デモの自由を有する。国家は公民がこうした自由を享受することを保証するため、必要な物質上の便宜を供する。

#### ③ 中华人民共和国宪法（1975）

（1975年1月17日中华人民共和国第四届全国人民代表大会第一次会议通过）

第二十八条 公民有言论、通信、出版、集会、结社、游行、示威、罢工的自由，有信仰宗教的自由和不信仰宗教、宣传无神论的自由。

（日訳）

第二十八條 公民は言論、通信、出版、集會、結社、行進、デモ、ストライキの自由を有し、宗教を信仰する自由と宗教を信仰せず、無神論を宣伝する自由を有する。

#### ④ 中华人民共和国宪法（1978）

(1978年3月5日中华人民共和国第五届全国人民代表大会第一次会议通过)

第四十五条 公民有言论、通信、出版、集会、结社、游行、示威、罢工的自由，有运用“大鸣、大放、大辩论、大字报”的权利。

(日訳)

第四十五条 公民は言論、通信、出版、集会、結社、行進、デモ、ストライキの自由を有し、「大鳴、大放、大弁論、大字報」を運用する権利を有する。

#### ⑤ 中华人民共和国宪法 (1982)

1982年12月4日第五届全国人民代表大会第五次会议通过 1982年12月4日全国人民代表大会公告公布施行

第三十五条 中华人民共和国公民有言论、出版、集会、结社、游行、示威的自由。

(日訳)

第三十五条 中華人民共和国公民は言論、出版、集会、結社、行進、デモの自由を有する。

「共同声明」にも無かったこの中国語の「新聞」はさまざまな訳が可能です。ここでは下掲の英文版も参照して、「報道」と訳しましたが、基本法にそれを加えたことは、中国の全人代が香港における「報道」と中国のその違いを認識していたことの反映だと思われます。すなわち、「一国二制度」下の香港においては、「報道」の「自由」が基本法によって保障されてきたのです。

#### Article 27

Hong Kong residents shall have freedom of speech, of the press and of publication; freedom of association, of assembly, of procession and of demonstration; and the right and freedom to form and join trade unions, and to strike.

さらに、この基本法は「第三十九条」に「『市民的及び政治的権利に関する国際規約』、『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』および国際労働規約で香港に適用される関係規定は引き続き有効であり、香港特別区の法律を通じて実施される。・・・」(《公民权利和政治权利国际公约》、《经济、社会与文化权利的国际公约》和国际劳工公约适用于香港的有关规定继续有效，通过香港特别行政区的法律予以实施。・・・)として、第21回国連総会が1966年12月16日に採択した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (A 規約、社会権規約と略される)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約 (B 規約、自由権規約と略される)」によって、香港住民の「権利」を「尊重」する旨明記されてもいます。そのB規約「第十九条」は下記のように規定しています。

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、

一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

- (a) 他の者の権利又は信用の尊重
- (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

これは法的拘束力のない国際規約ですが、上掲のように「表現の自由」の「権利」が「国境」に関係なく「すべての者」にあることが明記されています。基本法はこうした「権利」も認めています。しかし、この国際規約はその後に、その「行使」については、「(a)」と「(b)」の目的に限り、「法律」を制定し「制限」を加えることができるとされています。

そして、その「(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」に基づき、基本法は「第二十三条」に「香港特別区は自ら法律を制定して、国を裏切り、国家を分裂させ、反乱を煽動し、中央人民政府を転覆させることおよび国家機密を盗むあらゆる行為を禁止し、外国の政治的組織あるいは団体が香港特別行政区で政治活動を行うことを禁止し、香港特別行政区の政治的組織あるいは団体が外国の政治的組織あるいは団体と連携をとることを禁止すべきである。」（第二十三条 香港特別行政区应自行立法禁止任何叛国、分裂国家、煽动叛乱、颠覆中央人民政府及窃取国家机密的行为，禁止外国的政治性组织或团体在香港特别行政区进行政治活动，禁止香港特别行政区的政治性组织或团体与外国的政治性组织或团体建立联系。）とも明記されていました。

まさにこの規定の法律化が2020年6月30日（2020年6月30日第十三届全国人民代表大会常务委员会第二十次会议通过）に採択、その公布とともに施行された「中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法」（中华人民共和国香港特别行政区维护国家安全法）であり、中央政府にとっては香港の中国返還以来の基本法の「第二十三条」に定められた「懸案」を解決したということになります。中国側からいえば、香港における「国を裏切り、国家を分裂させ、反乱を煽動し、中央人民政府を転覆させる」などの「行為」を「禁止」する措置であり、香港の「安定」を「維持」するための法制化ということになります。すなわち、「報道」の「自由」が明記されている「基本法」の「第二十七条」もこの「中華人民共和国香港特別行政区国家安全保護法」による制約を受ける明確な法的根拠ができたのです。

## 2. 「中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法」の施行

香港において2020年6月30日夜11時に発効したこの「中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法」は下記の6章（全66条）（全文「資料」として後掲）からなっています。

### 第一章 総則（总则）

### 第二章 香港特別行政区国家安全維持の職責と機関（香港特别行政区维护国家安全的职责和机构）

#### 第一節 職責（职责）

#### 第二節 機関（机构）

### 第三章 犯罪行為と処罰（罪行和处罚）

#### 第一節 国家分裂罪（分裂国家罪）

#### 第二節 国家政權転覆罪（颠覆国家政权罪）

## 第三節 テロ活動罪(恐怖活動罪)

## 第四節 外国あるいは域外勢力と結託し国家の安全に危害を及ぼす罪(勾結外国或者境外勢力危害国家安全罪)

## 第五節 その他の処罰規定(其他处罚规定)

## 第六節 効力範囲(效力范围)

## 第四章 案件の管轄、法律適用とプロセス(案件管辖、法律适用和程序)

## 第五章 中央人民政府香港特别行政区駐在国家安全維持機関(中央人民政府駐香港特别行政区维护国家安全机构)

## 第六章 付則(附則)

同法は「第四条」で「香港特别行政区は国家の安全を維持するうえで人権を尊重、保障し、法律によって香港特别行政区住民が香港特别行政区基本法と『市民的及び政治的権利に関する国際規約』、『経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約』の香港に適用される関係規定によって享受する言論、報道、出版の自由、結社、集会、行進、デモの自由を含む権利と自由を保護すべきである。」(香港特别行政区维护国家安全应当尊重和保障人权, 依法保护香港特别行政区居民根据香港特别行政区基本法和《公民权利和政治权利国际公约》、《经济、社会与文化权利的国际公约》适用于香港的有关规定享有的包括言论、新闻、出版的自由, 结社、集会、游行、示威的自由在内的权利和自由。)とすると同時に、「第六条」では「国家の主権、統一および領土保全を維持することは香港の同胞を含む全中国人民の共通の義務である。香港特别行政区の如何なる機関、組織および個人も本法と香港特别行政区の国家の安全を維持することに関するその他の法律を順守すべきであり、国家の安全に危害を及ぼす行為や活動に従事してはならない。香港特别行政区の住民が選挙に出たり、あるいは公職に就くときは法に従って文書に署名中華人民共和国香港特别行政区基本法を擁護することを確認、あるいは宣誓し、中華人民共和国香港特别行政区に忠誠を示すべきである。」(维护国家主权、统一和领土完整是包括香港同胞在内的全中国人民的共同义务。在香港特别行政区的任何机构、组织和个人都应当遵守本法 and 香港特别行政区有关维护国家安全的其他法律, 不得从事危害国家安全的行为和活动。香港特别行政区居民在参选或者就任公职时应当依法签署文件确认或者宣誓拥护中华人民共和国香港特别行政区基本法, 效忠中华人民共和国香港特别行政区。)として、権利と義務を併記しています。

そして、メディアに対しては「第九条」で「香港特别行政区は国家の安全を維持し、テロ活動を防止する活動を強化すべきである。学校、社会团体、メディア、ネットワークなどに対して、国家の安全にかかわる事柄について、香港特别行政区政府は必要な措置を講じて、宣伝、指導、監督および管理を強化すべきである。」(香港特别行政区应当加强维护国家安全和防范恐怖活动的工作。对学校、社会团体、媒体、网络等涉及国家安全的事宜, 香港特别行政区政府应当采取必要措施, 加强宣传、指导、监督和管理。)として、管理強化を明記しています。この管理強化はそれぞれ「第一節 国家分裂罪(分裂国家罪)」、「第二節 国家政權転覆罪(颠覆国家政权罪)」、「第三節 テロ活動罪(恐怖活動罪)」、「第四節 外国あるいは域外勢力と結託し国家の安全に危害を及ぼす罪(勾結外国或者境外勢力危害国家安全罪)」における「犯罪案件」とされる行動、行為において明文化されています。

その中で、「外国あるいは域外勢力と結託し国家の安全に危害を及ぼす罪」を例にすると、同法「第二十九条」は「外国あるいは域外機関、組織、人員のために、国家の安全にかかわる国家秘密あるいは情報を盗み、探り、買い取り、不法に提供したもの。外国あるいは域外機関、組織、人員に、実行を求め、外国あるいは域外機関、組織、人員と実行を共謀、あるいは直接または間接的に外国あるいは域外機関、組織、人員の指図、支配、資金援助あるいはその他の形式の支援を受け下記の行為の一つを実行したものはいずれも犯罪となる。(为外国或者境外机构、组织、人员窃取、刺探、收买、非法提供涉及国家安全的国家秘密或者情报的；请求外国或者境外机构、组织、人员实施，与外国或者境外机构、组织、人员串谋实施，或者直接或者间接接受外国或者境外机构、组织、人员的指使、控制、资助或者其他形式的支援实施以下行为之一的，均属犯罪；)」として、下記の五項目を挙げています。

- (一) 中華人民共和国に対し戦争を仕掛けたり、武力であるいは武力での脅しによって、中華人民共和国の主権、統一および領土の保全に重大な危害を及ぼす。(对中华人民共和国发动战争，或者以武力或者武力相威胁，对中华人民共和国主权、统一和领土完整造成严重危害；)
- (二) 香港特別行政区政府あるいは中央人民政府が法律、政策を制定、執行するのに対し、重大な妨害を行うとともに重大な結果をもたらす。(对香港特别行政区政府或者中央人民政府制定和执行法律、政策进行严重阻挠并可能造成严重后果；)
- (三) 香港特別行政区の選挙に、操作支配、切り崩しを行うとともに重大な結果をもたらす。(对香港特别行政区选举进行操控、破坏并可能造成严重后果；)
- (四) 香港特別行政区あるいは中華人民共和国に対し、制裁、封鎖を行ったり、その他の敵対行動を取る。(对香港特别行政区或者中华人民共和国进行制裁、封锁或者采取其他敌对行动；)
- (五) さまざまな不法な方式を通じて、香港特別行政区住民の香港特別行政区政府に対する憎しみを誘発するとともに重大な結果をもたらす可能性がある。(通过各种非法方式引发香港特别行政区居民对中央人民政府或者香港特别行政区政府的憎恨并可能造成严重后果。)

また、その具体的な執行機関について、「第十二条」は「香港特別行政区は国家安全維持委員会を設置し、香港特別行政区の国家安全維持実務の責任を負い、国家の安全の主要な責任を担うとともに、中央人民政府の監督と問責を受け入れる。」(香港特別行政区设立维护国家安全委员会，负责香港特别行政区维护国家安全事务，承担维护国家安全的主要责任，并接受中央人民政府的监督和问责。)としています。さらに、「四十八条」は「中央人民政府は香港特別行政区に国家安全維持公署を設置する。中央人民政府香港特別行政区国家安全維持公署は法に従い国家安全保護の職責を履行し、関係権力を行使する。駐香港特別行政区国家安全維持公署の人員は中央人民政府の国家安全維持の関係機関が合同で派遣する。」(中央人民政府在香港特别行政区设立维护国家安全公署。中央人民政府驻香港特别行政区维护国家安全公署依法履行维护国家安全职责，行使相关权力。驻香港特别行政区维护国家安全公署人员由中央人民政府维护国家安全的有关机关联合派出。)と明記しています。そして、同署の職責を「第四十九条」で下記の四項目をあげています。

- (一) 香港特別行政区の国家安全維持の情勢を分析、研究判断し、国家安全を維持する重大戦略

と重要政策について、意見、提案を提起する。(分析研判香港特别行政区维护国家安全形势, 就维护国家安全重大战略和重要政策提出意见和建议;)

- (二) 香港特别行政区が国家安全維持の職責を履行するのを監督、指導、調整、支持する。(監督、指導、協調、支持香港特别行政区履行维护国家安全的职责;)
- (三) 国家安全情報を収集分析する。(收集分析国家安全情报信息;)
- (四) 法に従って国家の安全に危害を及ぼす犯罪案件を処理する。(依法办理危害国家安全犯罪案件。)

以上の「職責」の「(四)」から分かるように、「国家の安全に危害を及ぼす犯罪案件」は中央の組織といえる「駐香港特别行政区国家安全維持公署」が「処理」することになったのです。

そして、この「中華人民共和国香港特别行政区国家安全維持法」は「第六章 付則」(附則)の「第六十二条」に「香港特别行政区当地の法律規定で本法と一致しないものは、本法の規定を適用する。」(香港特别行政区本地法律規定与本法不一致的, 适用本法規定。)とあるように、最優先される法律となったのです。ですから、基本法「第二十七条」に明記された「報道」の「自由」や「言論」の「自由」などの表現の自由もこの法律によって制限されることになったのです。すなわち、こうした制限を受けるメディアから流される情報をわれわれが受け取るようになったのです。

こうした中で、中国批判を繰り返した蘋果日報の廃刊(2021.6.24)とその創業者黎智英(ジミー・ライ)の逮捕(2020.8.10)と実刑判決(2021.4.16)は象徴的な出来事であり、公共放送・香港電台(RTHK)の新人事(2021.2.19)、ネットメディアの「立場新聞」の閉鎖(2021.12.29)、「衆新聞」の配信停止(2022.1.4)なども香港における言論空間の縮小を反映しています。

## おわりに

「中華人民共和国香港特别行政区国家安全維持法」の制定は2021年の中国共産党成立100周年の前年の2020年であったことを考えると、「逃亡犯条例」改正問題から端を発した香港の「混乱」を許容しないとす中国共産党の意思がよりはっきりと見えてくるでしょう。同法の制定から中共100周年までちょうど1年、この期間は香港の「安定」を実現するための地ならしでもあったと思われる。そして、同法の施行は香港メディアが新たな環境に入ったことを示しています。

その背景には「党がすべてを指導する」時代に中国が一步先に入っていたことがあります。香港のメディア環境の変化は中国共産党の変化と軌を一にしているといえるでしょう。もとより、中国共産党が中華人民共和国を経営してきたのですが、習近平時代になり、それまで以上に党の指導が強調されるようになりました。

中国共産党第19回全国代表大会は2017年10月18日に開幕し、「小康社会の全面的達成の決戦に勝利し、新時代の中国の特色ある社会主義の偉大な勝利を勝ち取ろう」(「决胜全面建成小康社会夺取新时代中国特色社会主义伟大胜利」)と題する習近平総書記の活動報告、党規約を修正採択などして10月24日に閉幕しましたが、習報告の中にあつた「すべての活動に対する党の指導を堅持する。党政軍民学, 東西南北中, 党がすべてを指導するものである。」(坚持党对一切工作的领导。党政军民学, 东西南北中, 党是领导一切的。)という表現は、同大会で一部修正され、採択された中国共産党規約(19全大会規約)に「中国共産党の指導は中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴で

あり、中国の特色ある社会主義制度の最大の優位性である。党政軍民学，東西南北中，党がすべてを指導するものである。」（中国共産党的领导是中国特色社会主义最本质的特征，是中国特色社会主义制度的最大优势。党政军民学，东西南北中，党是领导一切的。）と明記されました。こうした「党がすべてを指導する」という中国共産党の路線政策方針は中国国内の諸領域はいうに及ばず、この香港の「一国二制度」を有名無実化させました。周知のように、香港における「一国二制度」は鄧小平が台湾の統一を目指して考えた方策であり、香港はその実験場でもありましたが、どうやらその成否の答えが出されたようです。

こうした「五十年」変えないとする「一国二制度」の現状変更を香港住民の政治空間の縮小であるとして、批判しているのが既存の秩序を維持したい立場にある人々と国であり、それは民主主義という「普遍的価値」に対する中国の挑戦と映るのです。そこには民主主義の基盤となる「法治」に対する異なる考え方があります。われわれは国家権力の暴走を抑えるための「主権在民」という「国民主権」に基づく「法治」を信奉しているのに対し、法を支配階級の利益のためのイデオロギー的上部構造であると考えている中国共産党はその意思を実現するための国家という暴力装置としての「機器」を階級敵から守るために機能させるための「法治」と位置付けているのです。その一環として制定公布施行されたのが「中華人民共和国香港特别行政区国家安全維持法」なのです。

筆者はよく「主権在民」になぞらえて、日本は「情報在民」、中国は「情報在党」などと表現することがありますが、前者が日本において実現されているかといえば、それは理想であって、ある種の主体者としてのわれわれの努力目標であろうと思っています。一例を挙げれば、福島原発に関連する情報は誰によって管理されているのかを考えればわかると思いますが、国家と東電という「権力」によってです。そして、メディアはそこから発せられた情報を何らかの処理をしてわれわれに伝えるのです。われわれからすれば、そのメディアも一つの「権力」なのです。一方、後者は中国共産党という「権力」がメディアを支配し、情報を一括管理することを示していますので、党とメディアが一体であるので、受け手からすれば極めて分かりやすくなります。ですので、香港のメディア環境は「中華人民共和国香港特别行政区国家安全維持法」の施行によって、「一国二制度」から「一国一制度」になりつつあるということが言えるでしょう。

なお、1968年に設立された香港記者協會（Hong Kong Journalists Association, 略称：HKJA）（<https://www.hkja.org.hk/zh/>）は1994年から毎年「言論自由年報」をネット上で公開してきました。以前は自由にアクセスしプリントアウトしたりして読めたのですが、本文執筆中（2022.1.28）にアクセスしたところ「PAGE NOT FOUND」という表示が出て、当該ページを開くことができませんでした。執筆者が最後にプリントアウトしたのは「《破碎的自由》（「壊れた自由」）という表題の2021年版の年報ですが、当局の指示による「PAGE NOT FOUND」だとすれば、これまでの香港の「言論の自由」の歴史を「修正」しようとする試みかも知れません。

「香港経済新聞」によると、「香港政府は昨年（2018執筆者注）12月5日、中環（Central）に香港のニュースの歴史をたどることができる「香港新聞博覧館（Hong Kong News-Expo / HKNE）」（2 Bridges Street, Central Hong Kong TEL 2205 2233）を開館した。イギリスの植民地、中国共産党の影響など時代に翻弄（ほんろう）されてきた香港のメディアの歴史が分かる場所として注目を集めている。」（<https://hongkong.keizai.biz/headline/1057/>）と伝えられています。機会があれば、参観したいと思っています。

本稿は中国共産党という「権力」の本質から、「中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法」の施行を位置付けながら、「一国二制度」下にあった香港メディアの環境変化の背景を俯瞰してきました。それを踏まえた上で、われわれは冒頭指摘したように「国家という権力によって翻弄されてきた『住民の意思』の『尊重』という判断『軸』を忘れない」という「リテラシー」をもって香港メディアの今後を見守るべきだと思います。

最後に、「中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法」と香港のメディア界の詳細な動向については山田賢一「香港の報道の自由，瀬戸際に～香港国家安全維持法の衝撃～」『放送研究と調査』2021年1月号（2021.1.1）の論考に詳しいので、一読されたい。

(資料)

中华人民共和国香港特别行政区维护国家安全法

(2020年6月30日第十三届全国人民代表大会常务委员会第二十次会议通过)

目 录

第一章 总 则

第二章 香港特别行政区维护国家安全的职责和机构

第一节 职 责

第二节 机 构

第三章 罪行和处罚

第一节 分裂国家罪

第二节 颠覆国家政权罪

第三节 恐怖活动罪

第四节 勾结外国或者境外势力危害国家安全罪

第五节 其他处罚规定

第六节 效力范围

第四章 案件管辖、法律适用和程序

第五章 中央人民政府驻香港特别行政区维护国家安全机构

第六章 附 则

第一章 总 则

第一条 为坚定不移并全面准确贯彻“一国两制”、“港人治港”、高度自治的方针，维护国家安全，防范、制止和惩治与香港特别行政区有关的分裂国家、颠覆国家政权、组织实施恐怖活动和勾结外国或者境外势力危害国家安全等犯罪，保持香港特别行政区的繁荣和稳定，保障香港特别行政区居民的合法权益，根据中华人民共和国宪法、中华人民共和国香港特别行政区基本法和全国人民代表大会关于建立健全香港特别行政区维护国家安全的法律制度和执行机制的决定，制定本法。

第二条 关于香港特别行政区法律地位的香港特别行政区基本法第一条和第十二条规定是香港特别行政区基本法的根本性条款。香港特别行政区任何机构、组织和个人行使权利和自由，不得违背香港特别行政区基本法第一条和第十二条的规定。



第三条 中央人民政府对香港特别行政区有关的国家安全事务负有根本责任。

香港特别行政区负有维护国家安全的宪制责任，应当履行维护国家安全的职责。

香港特别行政区行政机关、立法机关、司法机关应当依据本法和其他有关法律规定有效防范、制止和惩治危害国家安全的行为和活动。

第四条 香港特别行政区维护国家安全应当尊重和保障人权，依法保护香港特别行政区居民根据香港特别行政区基本法和《公民权利和政治权利国际公约》、《经济、社会与文化权利的国际公约》适用于香港的有关规定享有的包括言论、新闻、出版的自由，结社、集会、游行、示威的自由在内的权利和自由。

第五条 防范、制止和惩治危害国家安全犯罪，应当坚持法治原则。法律规定为犯罪行为的，依照法律定罪处刑；法律没有规定为犯罪行为的，不得定罪处刑。

任何人未经司法机关判罪之前均假定无罪。保障犯罪嫌疑人、被告人和其他诉讼参与人依法享有的辩护权和其他诉讼权利。任何人已经司法程序被最终确定有罪或者宣告无罪的，不得就同一行为再予审判或者惩罚。

第六条 维护国家主权、统一和领土完整是包括香港同胞在内的全中国人民的共同义务。

在香港特别行政区的任何机构、组织和个人都应当遵守本法和香港特别行政区有关维护国家安全的其他法律，不得从事危害国家安全的行为和活动。

香港特别行政区居民在参选或者就任公职时应当依法签署文件确认或者宣誓拥护中华人民共和国香港特别行政区基本法，效忠中华人民共和国香港特别行政区。

## 第二章 香港特别行政区维护国家安全的职责和机构

### 第一节 职 责

第七条 香港特别行政区应当尽早完成香港特别行政区基本法规定的维护国家安全立法，完善相关法律。

第八条 香港特别行政区执法、司法机关应当切实执行本法和香港特别行政区现行法律有关防范、制止和惩治危害国家安全行为和活动的规定，有效维护国家安全。

第九条 香港特别行政区应当加强维护国家安全和防范恐怖活动的工作。对学校、社会团体、媒体、网络等涉及国家安全的事宜，香港特别行政区政府应当采取必要措施，加强宣传、指导、监督和管理。

第十条 香港特别行政区应当通过学校、社会团体、媒体、网络等开展国家安全教育，提高香港特别行政区居民的国家安全意识和守法意识。

第十一条 香港特别行政区行政长官应当就香港特别行政区维护国家安全事务向中央人民政府负责，并就香港特别行政区履行维护国家安全职责的情况提交年度报告。

如中央人民政府提出要求，行政长官应当就维护国家安全特定事项及时提交报告。

### 第二节 机 构

第十二条 香港特别行政区设立维护国家安全委员会，负责香港特别行政区维护国家安全事务，承担维护国家安全的主要责任，并接受中央人民政府的监督和问责。

第十三条 香港特别行政区维护国家安全委员会由行政长官担任主席，成员包括政务司长、财政司

长、律政司长、保安局局长、警务处处长、本法第十六条规定的警务处维护国家安全部门的负责人、入境事务处处长、海关关长和行政长官办公室主任。

香港特别行政区维护国家安全委员会下设秘书处，由秘书长领导。秘书长由行政长官提名，报中央人民政府任命。

第十四条 香港特别行政区维护国家安全委员会的职责为：

- (一) 分析研判香港特别行政区维护国家安全形势，规划有关工作，制定香港特别行政区维护国家安全政策；
- (二) 推进香港特别行政区维护国家安全的法律制度和执行机制建设；
- (三) 协调香港特别行政区维护国家安全的重点工作和重大行动。

香港特别行政区维护国家安全委员会的工作不受香港特别行政区任何其他机构、组织和个人的干涉，工作信息不予公开。香港特别行政区维护国家安全委员会作出的决定不受司法复核。

第十五条 香港特别行政区维护国家安全委员会设立国家安全事务顾问，由中央人民政府指派，就香港特别行政区维护国家安全委员会履行职责相关事务提供意见。国家安全事务顾问列席香港特别行政区维护国家安全委员会会议。

第十六条 香港特别行政区政府警务处设立维护国家安全的部门，配备执法力量。

警务处维护国家安全部门负责人由行政长官任命，行政长官任命前须书面征求本法第四十八条规定的机构的意见。警务处维护国家安全部门负责人在就职时应当宣誓拥护中华人民共和国香港特别行政区基本法，效忠中华人民共和国香港特别行政区，遵守法律，保守秘密。

警务处维护国家安全部门可以从香港特别行政区以外聘请合格的专门人员和技术人员，协助执行维护国家安全相关任务。

第十七条 警务处维护国家安全部门的职责为：

- (一) 收集分析涉及国家安全的情报信息；
- (二) 部署、协调、推进维护国家安全的措施和行动；
- (三) 调查危害国家安全犯罪案件；
- (四) 进行反干预调查和开展国家安全审查；
- (五) 承办香港特别行政区维护国家安全委员会交办的维护国家安全工作；
- (六) 执行本法所需的其他职责。

第十八条 香港特别行政区律政司设立专门的国家安全犯罪案件检控部门，负责危害国家安全犯罪案件的检控工作和其他相关法律事务。该部门检控官由律政司长征得香港特别行政区维护国家安全委员会同意后任命。

律政司国家安全犯罪案件检控部门负责人由行政长官任命，行政长官任命前须书面征求本法第四十八条规定的机构的意见。律政司国家安全犯罪案件检控部门负责人在就职时应当宣誓拥护中华人民共和国香港特别行政区基本法，效忠中华人民共和国香港特别行政区，遵守法律，保守秘密。

第十九条 经行政长官批准，香港特别行政区政府财政司长应当从政府一般收入中拨出专门款项支付关于维护国家安全的开支并核准所涉及的人员编制，不受香港特别行政区现行有关法律规定的限制。财政司长须每年就该款项的控制和管理向立法会提交报告。

### 第三章 罪行和处罚

### 第一节 分裂国家罪

第二十条 任何人组织、策划、实施或者参与实施以下旨在分裂国家、破坏国家统一行为之一的，不论是否使用武力或者以武力相威胁，即属犯罪：

- (一) 将香港特别行政区或者中华人民共和国其他任何部分从中华人民共和国分离出去；
- (二) 非法改变香港特别行政区或者中华人民共和国其他任何部分的法律地位；
- (三) 将香港特别行政区或者中华人民共和国其他任何部分转归外国统治。

犯前款罪，对首要分子或者罪行重大的，处无期徒刑或者十年以上有期徒刑；对积极参加的，处三年以上十年以下有期徒刑；对其他参加的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制。

第二十一条 任何人煽动、协助、教唆、以金钱或者其他财物资助他人实施本法第二十条规定的犯罪的，即属犯罪。情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节较轻的，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制。

### 第二节 颠覆国家政权罪

第二十二条 任何人组织、策划、实施或者参与实施以下以武力、威胁使用武力或者其他非法手段旨在颠覆国家政权行为之一的，即属犯罪：

- (一) 推翻、破坏中华人民共和国宪法所确立的中华人民共和国根本制度；
- (二) 推翻中华人民共和国中央政权机关或者香港特别行政区政权机关；
- (三) 严重干扰、阻挠、破坏中华人民共和国中央政权机关或者香港特别行政区政权机关依法履行职能；
- (四) 攻击、破坏香港特别行政区政权机关履职场所及其设施，致使其无法正常履行职能。

犯前款罪，对首要分子或者罪行重大的，处无期徒刑或者十年以上有期徒刑；对积极参加的，处三年以上十年以下有期徒刑；对其他参加的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制。

第二十三条 任何人煽动、协助、教唆、以金钱或者其他财物资助他人实施本法第二十二条规定的犯罪的，即属犯罪。情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑；情节较轻的，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制。

### 第三节 恐怖活动罪

第二十四条 为胁迫中央人民政府、香港特别行政区政府或者国际组织或者威吓公众以图实现政治主张，组织、策划、实施、参与实施或者威胁实施以下造成或者意图造成严重社会危害的恐怖活动之一的，即属犯罪：

- (一) 针对人的严重暴力；
- (二) 爆炸、纵火或者投放毒害性、放射性、传染病病原体等物质；
- (三) 破坏交通工具、交通设施、电力设备、燃气设备或者其他易燃易爆设备；
- (四) 严重干扰、破坏水、电、燃气、交通、通讯、网络等公共服务和管理的电子控制系统；
- (五) 以其他危险方法严重危害公众健康或者安全。

犯前款罪，致人重伤、死亡或者使公私财产遭受重大损失的，处无期徒刑或者十年以上有期徒刑；其他情形，处三年以上十年以下有期徒刑。

第二十五条 组织、领导恐怖活动组织的，即属犯罪，处无期徒刑或者十年以上有期徒刑，并处没

收财产；积极参加的，处三年以上十年以下有期徒刑，并处罚金；其他参加的，处三年以下有期徒刑、拘役或者管制，可以并处罚金。

本法所指的恐怖活动组织，是指实施或者意图实施本法第二十四条规定的恐怖活动罪行或者参与或者协助实施本法第二十四条规定的恐怖活动罪行的组织。

第二十六条 为恐怖活动组织、恐怖活动人员、恐怖活动实施提供培训、武器、信息、资金、物资、劳务、运输、技术或者场所等支持、协助、便利，或者制造、非法管有爆炸性、毒害性、放射性、传染病病原体等物质以及以其他形式准备实施恐怖活动的，即属犯罪。情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金或者没收财产；其他情形，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金。

有前款行为，同时构成其他犯罪的，依照处罚较重的规定定罪处罚。

第二十七条 宣扬恐怖主义、煽动实施恐怖活动的，即属犯罪。情节严重的，处五年以上十年以下有期徒刑，并处罚金或者没收财产；其他情形，处五年以下有期徒刑、拘役或者管制，并处罚金。

第二十八条 本节规定不影响依据香港特别行政区法律对其他形式的恐怖活动犯罪追究刑事责任并采取冻结财产等措施。

#### 第四节 勾结外国或者境外势力危害国家安全罪

第二十九条 为外国或者境外机构、组织、人员窃取、刺探、收买、非法提供涉及国家安全的国家秘密或者情报的；请求外国或者境外机构、组织、人员实施，与外国或者境外机构、组织、人员串谋实施，或者直接或者间接接受外国或者境外机构、组织、人员的指使、控制、资助或者其他形式的支援实施以下行为之一的，均属犯罪：

- (一) 对中华人民共和国发动战争，或者以武力或者武力相威胁，对中华人民共和国主权、统一和领土完整造成严重危害；
- (二) 对香港特别行政区政府或者中央人民政府制定和执行法律、政策进行严重阻挠并可能造成严重后果；
- (三) 对香港特别行政区选举进行操控、破坏并可能造成严重后果；
- (四) 对香港特别行政区或者中华人民共和国进行制裁、封锁或者采取其他敌对行动；
- (五) 通过各种非法方式引发香港特别行政区居民对中央人民政府或者香港特别行政区政府的憎恨并可能造成严重后果。

犯前款罪，处三年以上十年以下有期徒刑；罪行重大的，处无期徒刑或者十年以上有期徒刑。

本条第一款规定涉及的境外机构、组织、人员，按共同犯罪定罪处罚。

第三十条 为实施本法第二十条、第二十二条规定的犯罪，与外国或者境外机构、组织、人员串谋，或者直接或者间接接受外国或者境外机构、组织、人员的指使、控制、资助或者其他形式的支援的，依照本法第二十条、第二十二条的规定从重处罚。

#### 第五节 其他处罚规定

第三十一条 公司、团体等法人或者非法人组织实施本法规定的犯罪的，对该组织判处罚金。

公司、团体等法人或者非法人组织因犯本法规定的罪行受到刑事处罚的，应责令其暂停运作或者吊销其执照或者营业许可证。

第三十二条 因实施本法规定的犯罪而获得的资助、收益、报酬等违法所得以及用于或者意图用于犯罪的资金和工具，应当予以追缴、没收。

第三十三条 有以下情形的，对有关犯罪行为人、犯罪嫌疑人、被告人可以从轻、减轻处罚；犯罪较轻的，可以免除处罚：

- (一) 在犯罪过程中，自动放弃犯罪或者自动有效地防止犯罪结果发生的；
- (二) 自动投案，如实供述自己的罪行的；
- (三) 揭发他人犯罪行为，查证属实，或者提供重要线索得以侦破其他案件的。

被采取强制措施的犯罪嫌疑人、被告人如实供述执法、司法机关未掌握的本人犯有本法规定的其他罪行的，按前款第二项规定处理。

第三十四条 不具有香港特别行政区永久性居民身份的人实施本法规定的犯罪的，可以独立适用或者附加适用驱逐出境。

不具有香港特别行政区永久性居民身份的人违反本法规定，因任何原因不对其追究刑事责任的，也可以驱逐出境。

第三十五条 任何人经法院判决犯危害国家安全罪行的，即丧失作为候选人参加香港特别行政区举行的立法会、区议会选举或者出任香港特别行政区任何公职或者行政长官选举委员会委员的资格；曾经宣誓或者声明拥护中华人民共和国香港特别行政区基本法、效忠中华人民共和国香港特别行政区的立法会议员、政府官员及公务人员、行政会议成员、法官及其他司法人员、区议员，即时丧失该等职务，并丧失参选或者出任上述职务的资格。

前款规定资格或者职务的丧失，由负责组织、管理有关选举或者公职任免的机构宣布。

## 第六节 效力范围

第三十六条 任何人在香港特别行政区内实施本法规定的犯罪的，适用本法。犯罪的行为或者结果有一项发生在香港特别行政区内的，就认为是在香港特别行政区内犯罪。

在香港特别行政区注册的船舶或者航空器内实施本法规定的犯罪的，也适用本法。

第三十七条 香港特别行政区永久性居民或者在香港特别行政区成立的公司、团体等法人或者非法人组织在香港特别行政区以外实施本法规定的犯罪的，适用本法。

第三十八条 不具有香港特别行政区永久性居民身份的人在香港特别行政区以外针对香港特别行政区实施本法规定的犯罪的，适用本法。

第三十九条 本法施行以后的行为，适用本法定罪处刑。

## 第四章 案件管辖、法律适用和程序

第四十条 香港特别行政区对本法规定的犯罪案件行使管辖权，但本法第五十五条规定的情形除外。

第四十一条 香港特别行政区管辖危害国家安全犯罪案件的立案侦查、检控、审判和刑罚的执行等诉讼程序事宜，适用本法和香港特别行政区本地法律。

未经律政司长书面同意，任何人不得就危害国家安全犯罪案件提出检控。但该规定不影响就有关犯罪依法逮捕犯罪嫌疑人并将其羁押，也不影响该等犯罪嫌疑人申请保释。

香港特别行政区管辖的危害国家安全犯罪案件的审判循公诉程序进行。

审判应当公开进行。因为涉及国家秘密、公共秩序等情形不宜公开审理的，禁止新闻界和公众旁听全部或者一部分审理程序，但判决结果应当一律公开宣布。

第四十二条 香港特别行政区执法、司法机关在适用香港特别行政区现行法律有关羁押、审理期限等方面的规定时，应当确保危害国家安全犯罪案件公正、及时办理，有效防范、制止和惩治危害国家安全犯罪。

对犯罪嫌疑人、被告人，除非法官有充足理由相信其不会继续实施危害国家安全行为的，不得准予保释。

第四十三条 香港特别行政区政府警务处维护国家安全部门办理危害国家安全犯罪案件时，可以采取香港特别行政区现行法律准予警方等执法部门在调查严重犯罪案件时采取的各种措施，并可以采取以下措施：

- (一) 搜查可能存有犯罪证据的处所、车辆、船只、航空器以及其他有关地方和电子设备；
- (二) 要求涉嫌实施危害国家安全犯罪行为的人员交出旅行证件或者限制其离境；
- (三) 对用于或者意图用于犯罪的财产、因犯罪所得的收益等与犯罪相关的财产，予以冻结，申请限制令、押记令、没收令以及充公；
- (四) 要求信息发布人或者有关服务商移除信息或者提供协助；
- (五) 要求外国及境外政治性组织，外国及境外当局或者政治性组织的代理人提供资料；
- (六) 经行政长官批准，对有合理理由怀疑涉及实施危害国家安全犯罪的人员进行截取通讯和秘密监察；
- (七) 对有合理理由怀疑拥有与侦查有关的资料或者管有有关物料的人员，要求其回答问题和提交资料或者物料。

香港特别行政区维护国家安全委员会对警务处维护国家安全部门等执法机构采取本条第一款规定措施负有监督责任。

授权香港特别行政区行政长官会同香港特别行政区维护国家安全委员会为采取本条第一款规定措施制定相关实施细则。

第四十四条 香港特别行政区行政长官应当从裁判官、区域法院法官、高等法院原讼法庭法官、上诉法庭法官以及终审法院法官中指定若干名法官，也可从暂委或者特委法官中指定若干名法官，负责处理危害国家安全犯罪案件。行政长官在指定法官前可征询香港特别行政区维护国家安全委员会和终审法院首席法官的意见。上述指定法官任期一年。

凡有危害国家安全言行的，不得被指定为审理危害国家安全犯罪案件的法官。在获任指定法官期间，如有危害国家安全言行的，终止其指定法官资格。

在裁判法院、区域法院、高等法院和终审法院就危害国家安全犯罪案件提起的刑事检控程序应当分别由各该法院的指定法官处理。

第四十五条 除本法另有规定外，裁判法院、区域法院、高等法院和终审法院应当按照香港特别行政区的其他法律处理就危害国家安全犯罪案件提起的刑事检控程序。

第四十六条 对高等法院原讼法庭进行的就危害国家安全犯罪案件提起的刑事检控程序，律政司长可基于保护国家秘密、案件具有涉外因素或者保障陪审员及其家人的人身安全等理由，发出证书指示相关诉讼毋须在有陪审团的情况下进行审理。凡律政司长发出上述证书，高等法院原讼法庭应当在没有陪审团的情况下进行审理，并由三名法官组成审判庭。

凡律政司长发出前款规定的证书，适用于相关诉讼的香港特别行政区任何法律条文关于“陪审团”或者“陪审团的裁决”，均应当理解为指法官或者法官作为事实裁断者的职能。

第四十七条 香港特别行政区法院在审理案件中遇有涉及有关行为是否涉及国家安全或者有关证据材料是否涉及国家秘密的认定问题，应取得行政长官就该等问题发出的证明书，上述证明书对法院有约束力。

## 第五章 中央人民政府驻香港特别行政区维护国家安全机构

第四十八条 中央人民政府在香港特别行政区设立维护国家安全公署。中央人民政府驻香港特别行政区维护国家安全公署依法履行维护国家安全职责，行使相关权力。

驻香港特别行政区维护国家安全公署人员由中央人民政府维护国家安全的有关机关联合派出。

第四十九条 驻香港特别行政区维护国家安全公署的职责为：

- (一) 分析研判香港特别行政区维护国家安全形势，就维护国家安全重大战略和重要政策提出意见和建议；
- (二) 监督、指导、协调、支持香港特别行政区履行维护国家安全的职责；
- (三) 收集分析国家安全情报信息；
- (四) 依法办理危害国家安全犯罪案件。

第五十条 驻香港特别行政区维护国家安全公署应当严格依法履行职责，依法接受监督，不得侵害任何个人和组织的合法权益。

驻香港特别行政区维护国家安全公署人员除须遵守全国性法律外，还应当遵守香港特别行政区法律。

驻香港特别行政区维护国家安全公署人员依法接受国家监察机关的监督。

第五十一条 驻香港特别行政区维护国家安全公署的经费由中央财政保障。

第五十二条 驻香港特别行政区维护国家安全公署应当加强与中央人民政府驻香港特别行政区联络办公室、外交部驻香港特别行政区特派员公署、中国人民解放军驻香港部队的工作联系和工作协同。

第五十三条 驻香港特别行政区维护国家安全公署应当与香港特别行政区维护国家安全委员会建立协调机制，监督、指导香港特别行政区维护国家安全工作。

驻香港特别行政区维护国家安全公署的工作部门应当与香港特别行政区维护国家安全的有关机关建立协作机制，加强信息共享和行动配合。

第五十四条 驻香港特别行政区维护国家安全公署、外交部驻香港特别行政区特派员公署会同香港特别行政区政府采取必要措施，加强对外国和国际组织驻香港特别行政区机构、在香港特别行政区的外国和境外非政府组织和新闻机构的管理和服务。

第五十五条 有以下情形之一的，经香港特别行政区政府或者驻香港特别行政区维护国家安全公署提出，并报中央人民政府批准，由驻香港特别行政区维护国家安全公署对本法规定的危害国家安全犯罪案件行使管辖权：

- (一) 案件涉及外国或者境外势力介入的复杂情况，香港特别行政区管辖确有困难的；
- (二) 出现香港特别行政区政府无法有效执行本法的严重情况的；
- (三) 出现国家安全面临重大现实威胁的情况的。

第五十六条 根据本法第五十五条规定管辖有关危害国家安全犯罪案件时，由驻香港特别行政区维

护国家安全公署负责立案侦查, 最高人民检察院指定有关检察机关行使检察权, 最高人民法院指定有关法院行使审判权。

第五十七条 根据本法第五十五条规定管辖案件的立案侦查、审查起诉、审判和刑罚的执行等诉讼程序事宜, 适用《中华人民共和国刑事诉讼法》等相关法律的规定。

根据本法第五十五条规定管辖案件时, 本法第五十六条规定的执法、司法机关依法行使相关权力, 其为决定采取强制措施、侦查措施和司法裁判而签发的法律文书在香港特别行政区具有法律效力。对于驻香港特别行政区维护国家安全公署依法采取的措施, 有关机构、组织和个人必须遵从。

第五十八条 根据本法第五十五条规定管辖案件时, 犯罪嫌疑人自被驻香港特别行政区维护国家安全公署第一次讯问或者采取强制措施之日起, 有权委托律师作为辩护人。辩护律师可以依法为犯罪嫌疑人、被告人提供法律帮助。

犯罪嫌疑人、被告人被合法拘捕后, 享有尽早接受司法机关公正审判的权利。

第五十九条 根据本法第五十五条规定管辖案件时, 任何人如果知道本法规定的危害国家安全犯罪案件情况, 都有如实作证的义务。

第六十条 驻香港特别行政区维护国家安全公署及其人员依据本法执行职务的行为, 不受香港特别行政区管辖。

持有驻香港特别行政区维护国家安全公署制发的证件或者证明文件的人员和车辆等在执行职务时不受香港特别行政区执法人员检查、搜查和扣押。

驻香港特别行政区维护国家安全公署及其人员享有香港特别行政区法律规定的其他权利和豁免。

第六十一条 驻香港特别行政区维护国家安全公署依据本法规定履行职责时, 香港特别行政区政府有关部门须提供必要的便利和配合, 对妨碍有关执行职务的行为依法予以制止并追究责任。

## 第六章 附 则

第六十二条 香港特别行政区本地法律规定与本法不一致的, 适用本法规定。

第六十三条 办理本法规定的危害国家安全犯罪案件的有关执法、司法机关及其人员或者办理其他危害国家安全犯罪案件的香港特别行政区执法、司法机关及其人员, 应当对办案过程中知悉的国家秘密、商业秘密和个人隐私予以保密。

担任辩护人或者诉讼代理人的律师应当保守在执业活动中知悉的国家秘密、商业秘密和个人隐私。

配合办案的有关机构、组织和个人应当对案件有关情况予以保密。

第六十四条 香港特别行政区适用本法时, 本法规定的“有期徒刑”“无期徒刑”“没收财产”和“罚金”分别指“监禁”“终身监禁”“充公犯罪所得”和“罚款”, “拘役”参照适用香港特别行政区相关法律规定的“监禁”“入劳役中心”“入教导所”, “管制”参照适用香港特别行政区相关法律规定的“社会服务令”“入感化院”, “吊销执照或者营业许可证”指香港特别行政区相关法律规定的“取消注册或者注册豁免, 或者取消牌照”。

第六十五条 本法的解释权属于全国人民代表大会常务委员会。

第六十六条 本法自公布之日起施行。





## 2020 年度新聞学研究所事業報告

### ○共同研究プロジェクト

「デジタル化社会の進展における現代日本のジャーナリズムの変容に関する研究」

研究代表者 佐幸 信介（日本大学法学部新聞学科教授）  
 研究分担者 柴田 秀一（日本大学法学部新聞学科教授）  
 塚本晴二郎（日本大学法学部新聞学科教授）  
 米倉 律（日本大学法学部新聞学科教授）  
 中 正樹（日本大学法学部新聞学科准教授）  
 笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科准教授）  
 山口 仁（日本大学法学部新聞学科准教授）  
 三谷 文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）  
 大井 眞二（日本大学法学部新聞学科非常勤講師）

本研究は、デジタル・テクノロジーおよびスマート・テクノロジーの進展と、WEB ジャーナリズムや SNS の社会的広がりの中、ジャーナリズム活動やジャーナリストの意識の変容、および両者の関連をジャーナリズムの規範や公共的な役割の位相において検証することを目的としている。

2020 年度は、近年の社会的な情報環境や労働環境の変化、およびそこに加わった新型コロナウイルスの影響を念頭において、現場のジャーナリスト、新聞業界および放送業界を俯瞰的に認識しているジャーナリストへの、タイトな聞き取り調査を、主に以下のような4つの観点から行った。「新聞業界および新聞社の企業・組織の変化と直面する課題」「ジャーナリストの労働環境の変化」「ジャーナリズム活動の実践（報道や編集プロセス）のスタイルの変化」「ジャーナリストの意識や規範の次元での変化」

ここから得られた知見の概要は以下のようなものであった。

2010 年頃から市場規模の縮小が顕著になっている。例えば、全国紙レベルでは、2010 年と 2019 年を比較した場合、販売部数が軒並み減少し、20%～50%減となっており、市場規模の縮小においても格差が生じている。このことは、広告費収入にも影響をあたえている。また、社員数も減少や支局の閉局という傾向も現れており、地域ニュースは地方紙が担うといった、全国紙との違いが顕在化する状況がうまれつつある。

市場規模が縮小するなかで、経営の合理化が進められる傾向にあり、web 版への移行は、報道の機能やオーディエンスの行為変容の側面だけでなく、経済的諸事情との関連によるところも大きい。放送業界では、報道のエンターテインメント性は高まっているが、さらにインターネットの普及のなかで、放送の速報性の意義が低下している。また、インターネット放送が普及していく

中で、同様に視聴者の細分化が加速しているだけでなく、コストがかからないという経済的理由と結びつく傾向にある。

近年、人材の流失が目立ち始め、大卒・新規採用者の定着率が悪く、中堅の30歳～40歳代の層が少なくなるという傾向が現れており、従来型のOJTの変容を被っている。このことは、同時に、倫理や規範的な側面で、経験的に裏付けられたジャーナリストのプロフェッションが、今後の状況下でどのように変化するのか、世代間の違いが浮かび上がっている。

#### 聞き取り調査

水野 泰志（メディア激動研究所代表、日本大学法学部非常勤講師）

開催期日 2021年2月25日

林 恭一（日本新聞協会総務部長）

開催期日 2021年2月26日

岩崎 貞明（メディア総合研究所『放送レポート』編集長）

開催期日 2021年3月8日

インタビューアー 佐幸 信介（日本大学法学部新聞学科教授）

中 正樹（日本大学法学部新聞学科准教授）

山口 仁（日本大学法学部新聞学科准教授）

三谷 文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）

山田 尚武（日本大学大学院新聞学研究科博士課程）

## 2021 年度新聞学研究所事業報告

### ○共同研究プロジェクト

「デジタル化社会の進展における現代日本のジャーナリズムの変容に関する研究」

研究代表者 佐幸 信介（日本大学法学部新聞学科教授）  
 研究分担者 中 正樹（日本大学法学部新聞学科准教授）  
 山口 仁（日本大学法学部新聞学科准教授）  
 三谷 文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）  
 大井 眞二（日本大学法学部新聞学科非常勤講師）

### 研究の概要

本共同研究は、2000年代以降のデジタル化の進展によって変容している、メディア環境とジャーナリズム実践との関連を、ジャーナリストの意識と行動に焦点をあてた調査研究である。民主主義社会にとってジャーナリズムの役割の重要性をあらためて問い直すという、理念的な目的がこの調査研究の基底にある。その際にジャーナリストを対象とした調査をすることの企図は、ジャーナリズム研究が現場のジャーナリズム実践に寄与しているのか、相互の有機的な関係は何か、すなわち研究の自律性とジャーナリズムの自律性との関係を、調査という手法を通して通時的かつ共時的な比較軸を介在させながら検討するところにある。

ジャーナリスト調査（数量調査）は、これまで日本大学新聞学研究所では2007年と2013年にジャーナリストを対象とした数量調査を実施してきた。また、2013年調査からWJS（worlds of journalism studies）と連携するなかで調査研究を進めている。さらに2022年秋に、第3回目の日大新聞研調査を計画している。

今年度は、数量調査の実施にむけて、①WJSの調査フレームおよび調査案の検討、②日大が実施した調査も含め、戦後に行われてきたいくつものジャーナリスト調査の検証、③新聞および放送に携わるジャーナリストへの聞き取り調査、④シンポジウムを通じた調査の意義と調査フレームについての研究者およびジャーナリストとの議論のテーブルの開設といった研究事業を実施してきた。

これまでジャーナリズム活動はマスメディア型のニュースメディアと一体となってきたが、この前提の揺らぎは、ジャーナリズム実践の現場で具体的に表出する。それは、報道機関の労働スタイルの変容や労働市場の流動化と、編集の自律性を支えるメディア—経営の次元が直結する状態として、ジャーナリストによって語られる。報道と編集のシステム、つまりニュース生産・発信のシステムがソーシャルメディアの登場や、ニュース・情報の受容・共有のスタイルが変容するなかで、ニュースそのものの、ジャーナリズムおよびジャーナリストの再定義が問われているといえることができる。

2022年度の数量調査の実施を見越した事業の積み重ねのなかで明らかになった課題のひとつは、数量調査を行うことの難しさという問題である。この課題は、調査の技術的な要因以上に、現在のニュースメディアの変容が、先述したジャーナリストの再定義の問題と密接にかかわってくるからである。こうした課題も含め、学会の場での議論の共有、メディアの種差性や地域性、ジャーナリストの年代といった変数に留意した聞き取り調査など進めている。

#### 「テレビ番組の映像資料を利用した「多様性」等に関する研究」

研究代表者 米倉 律（日本大学法学部新聞学科教授）  
柴田 秀一（日本大学法学部新聞学科教授）  
笹田 佳宏（日本大学法学部新聞学科准教授）  
山口 仁（日本大学法学部新聞学科准教授）  
三谷 文栄（日本大学法学部新聞学科准教授）

#### 研究の概要

本共同研究は2011年3月11日に発生した東日本大震災後のテレビ放送の報道内容を分析し、災害時におけるニュース報道及びほかの関連する映像情報を量的、質的両面から研究する上で必要な基盤整備としてのデータベース構築を目的として、2013年度からその研究を始めた。

2011年3月11日の発災から今日に至るまで、東京キー局（6局）のテレビ映像をJCCのMaxChannelを使用して録画・保存を行っている。これら映像データは東日本大震災という未曾有の危機を保存した価値のみだけでなく、その後のテレビ映像も長期間データとして保存していることに、今後のジャーナリズム研究及びマスコミュニケーション研究の分野にとって大きな価値を持つと考えられる。本研究では、これまで①映像データ保存とニュース及びその他の関連する映像情報の分類をはじめとするデータベース構築のための作業を行い、その上で、②報道内容の質的、量的分析を行い、こうした研究成果の一部は本研究所シンポジウムにおいて公表してきた。

2020年4月、大学の情報システムがWindows7対応からWindows10対応に変更されたことに伴い、録画・保存システムの大幅な変更を行った。従来は、Windows7対応のMaxChannel3台で録画を行っていたが、これをWindows10対応のMaxChannel2台に集約した。また、従来は、MaxChannelに録画したテレビ映像をHDDに保存していたが、新システムでは本学のクラウド上に保存することとした。また、HDDに保存していた番組データを順次、クラウドにアップする予定であったが、コロナ禍の影響で本年度は実施できなかった。

クラウドにアップしたことにより、2020年度4月以降のテレビ映像は、より多くの研究者が使用できるようになった。また、昨年度から、大学院生の研究や研究指導部門で番組アーカイブを活用してきたが、本年度からはクラウド上にテレビ映像をアップしたことで、大学院での授業、学部のゼミナール研究などで番組アーカイブを使用するなど活用幅が広がった。

2021年度には研究プロジェクト「東日本大震災関連テレビ報道10年の検証～映像アーカイブ

を用いた時系列分析」をスタートさせて（「法学部共同研究」「放送文化基金助成金」）震災の発災から現在までの10年間にわたる震災テレビ報道の内容、傾向、課題等についてより詳細に検証する作業を進めている。

### ○研究指導

日本大学新聞学研究所は、2011年3月からテレビ番組のアーカイブ事業に取り組んでおり、毎年2回、アーカイブを活用し、大学院生が論文を執筆するうえで必要となるメディア分析の手法に関する講義を実施してきた。2021年度の第1回は慶應義塾大学の烏谷昌幸先生にパラリンピックの映像に関する分析手法について教授いただいた。2021年度の第2回は相模女子大学の塚田修一先生にそれぞれアイドル・オーディション番組の分析手法を教授いただいた。

#### 第1回

「パラリンピックの映像分析—コロナ時代のパラリンピックの表象—」

講 師 烏谷 昌幸（慶應義塾大学法学部教授）

実施日 2021年7月26日（月）・9月6日（月）

#### 第2回

「アイドル・オーディション番組の分析実践」

講 師 塚田 修一（相模女子大学学芸学部専任講師）

実施日 2022年3月1日（火）・3月22日（火）

### ○シンポジウム

テ ー マ 震災10年、テレビ報道は震災をどう伝えてきたか～震災映像アーカイブを用いた分析から①

主 催 日本大学法学部新聞学研究所

日 時 2021年10月30日（土）14時00分～16時30分

場 所 Zoomによるオンラインでの開催

プログラム

第1部 研究報告 14時00分～15時00分

第2部 パネルディスカッション 15時10分～16時30分

登壇者

丸 淳也（福島中央テレビ・経営企画部長）

寺島 英弥（ローカル・ジャーナリスト、元河北新報・論説委員）

古澤 健（NHK高知放送局副部長）

山口 仁（日本大学法学部准教授）

## 司会

柴田 秀一（日本大学法学部教授）

テ ー マ 日本のジャーナリストの過去・現在・未来～ジャーナリスト調査が問いかけたこと、新たに問うこと～

主 催 日本大学法学部新聞学研究所

日 時 2022年1月22日（土）14時00分～16時30分

場 所 Zoomによるオンラインでの開催

## プログラム

第1部 プロジェクトの概要・目的・挨拶  
 問題提起1：調査のクリティカルレビュー  
 問題提起2：調査とジャーナリズム研究

第2部 パネルディスカッション

## 登壇者

山口 仁（日本大学法学部准教授）

大井 眞二（日本大学法学部）

水野 泰志（メディア激動研究所代表・元東京新聞編集委員）

笹田 佳宏（日本大学法学部准教授）

中 正樹（日本大学法学部准教授）

## 司会

佐幸 信介（日本大学法学部教授）

## ○研究会

「アフガニスタン情勢にみるイスラム報道の問題点」

報 告 内藤 正典（同志社大学大学院グローバル・スタディーズ研究科教授）

開催日時 2021年10月21日（木）18時30分～

場 所 Zoomによるオンライン開催

「「アイドル」を学術的に研究するとは」

報 告 田島 悠来（帝京大学文学部社会学科講師）

開催日時 2021年11月25日（木）18時00分～

場 所 Zoomによるオンライン開催

「人々のリスク回避的な態度とメディア接触がもたらすCOVID-19感染予防の意思決定～COVID-19と政治意識に関するアンケート調査データ分析～」

報 告 山田 尚武（日本大学法学部新聞学研究所研究員）

開催日時 2021年12月2日（木）18時00分～

場 所 Zoom によるオンライン開催

「#Me Too ～メディアで働く私たちが「白書」を出した理由」

報 告 佐藤 直子（東京新聞・論説委員／メディアで働く女性ネットワーク・世話人）

開催日時 2021年12月16日（木）18時00分～

場 所 Zoom によるオンライン開催





## ジャーナリズム&メディア 投稿規定・執筆要領

平成 19 年 4 月 1 日制定  
 平成 19 年 4 月 1 日施行  
 平成 22 年 8 月 1 日改正  
 平成 24 年 7 月 19 日改正  
 平成 25 年 6 月 20 日改正

### ○投稿資格

原則として単独著作の場合には新聞学科・新聞学研究科の専任教員，非常勤教員および新聞学研究所所員，新聞学研究所研究員とする。共著の場合には前記資格者と共同執筆のものとする。但し，研究所運営委員会の議を経て承認されたものについては投稿を認める。

### ○投稿対象

- 1 「原著論文（学術研究部門）」 原著論文（学術研究部門）とは，未公刊の論文でかつ以下の要件を具備しているものをいう。
  - ①論旨研究の独創性ないし新奇性 ②論旨，主張の一貫性と明証性 ③一定の知見，結論を持っているものをいう。
- 2 「原著論文（フィールド部門）」 原著論文（フィールド部門）とは，未公刊の論文で，現場での体験や知見に基づいて独自の主張を展開しているものをいう。
- 3 「研究ノート」 研究ノートとは，未公刊で，明確な結論には至っていないが論文としての要件 1－①，1－②を具備しているものをいう。
- 4 「調査研究報告」 調査研究報告とは，現地調査，計量調査，面接調査等の調査によって得られた資料，記録，知見を含んだ内容のものをいう。

### ○掲載基準

『ジャーナリズム&メディア』に掲載する論文等は，未公刊であり，研究所が依頼した査読者による評価を踏まえて，研究所が許可したものとする。ただし，研究所の依頼により書かれた論文等は，査読を省略することができる。

### ○掲載媒体

『ジャーナリズム&メディア』への掲載と同時に，日本大学法学部が運営するサイトへ電子公開する。

### ○執筆要領

- 1 投稿論文および研究ノート（本文叙述言語は原則として日本語とする）
  - ① 原則として，Word あるいはテキスト形式で作成した原稿とする。原稿の体裁は A4 横書きで，16,000 字以上 32,000 字以内とする。ただし，研究所が承認した場合にはその限りではない。
  - ② 写真，図表等は，本文原稿の中に組み込むこと。ただし，メールでの添付ファイルには，写真，図表等をテキスト（文字）データと別ファイルにして提出すること。

- ③ 表紙には論文タイトルの他、本文字数、写真、図表等の枚数、それに所属、氏名、住所、電話 (Fax) 番号、E-Mail アドレス所属を明記する。
- ④ 補注を必要とする場合は、(1), (2), …の記号で本文該当箇所右肩に示し、巻末の引用・参考文献の前に<注>と明記のうえ一括して記載する。

## 2 引用・参考文献、本文および注での引用

### ① 引用・参考文献等の記述

引用・参考文献は以下の例に準じて記述する。

- (1) 本文中の引用文献・参考文献を著者名のアルファベット順に一括して並べ、論文の末尾に記載する。
- (2) 同一の著者の場合は、発行年の古いものから順に並べる。論文名は「 」を書名には『 』を付す。
- (3) 文献の著者はファミリーネーム・ファーストネームの順で示す。
- (4) 欧文の書名、雑誌名はイタリック体 (斜体) で表記する。
- (5) 外国文献の記載は、それぞれの言語の標準的な標記形式に準ずるものとする。

[引用・参考文献の形式]

単行本 (単著) : 著者名 (公刊西暦年) 『書名』 発行所

単行本 (共著の一部) : 著者名 (公刊西暦年) 「論文名」 編著者名 『書名』 発行所

雑誌 : 引用論文著者名 (公刊西暦年) 「表題」 『掲載雑誌名』 巻 (号) 発行所

[引用・参考文献の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』 北樹出版

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」 小川浩一編著 『マス・コミュニケーションへの接近』 八千代出版

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」 『マス・コミュニケーション研究』 70号

- (6) 翻訳書の場合には、原著および翻訳書を上記の書式に従って記述する。原著者名のあとの原著公表年代と訳書公表年代は = で結ぶ。翻訳書は、丸括弧で括る。

[翻訳書の例]

Brian McNair (1998 = 2006) *The Sociology of Journalism*, London: Arnold. (小川浩一・赤尾光史監訳 『ジャーナリズムの社会学』 リベルタ出版)

### ② 本文・注での引用

本文・注での引用は、以下の「方式1」「方式2」のいずれかで記載する。

#### (1) 「方式1」

- (ア) 引用箇所には、文献の著者と公表年代と必要な場合は引用ページを (氏名 文献発行年 : 引用ページ) の形式で記入する。

(福田充 2010) (福田充 2010 : 36 — 37) (B.McNair 1998 = 2006 : 55 — 56)

- (イ) 複数の引用文献がある場合には、(氏名1 文献発行年 : 引用ページ ; 氏名2 文献発行年 : 引用ページ) とする。

- (ウ) 同一著者の文献を複数引用するとき、「 ; 」で区切って列記する。

(荻谷剛彦 2001 : 135 ; 2009 : 43) (B.McNair 1996 : 14 ; 1998 : 18 — 19)

- (エ) 同一著者が同一年で複数の公表があるとき、a, b, …を付して区別する。  
(橋木俊詔 2006a : 24 ; 2006b : 35)
- (オ) 同一文献の複数箇所を引用するとき、「,」で区切って列記する。  
(福田充 2010 : 26, 37)
- (カ) 翻訳書の場合には、原著公表年代と訳書公表年代を「=」で結ぶ。  
(B.McNair 1998 = 2006 : 37)
- (キ) 引用文献を本文中の注に入れた場合、引用した文献名を文末の「参考・引用文献」欄にかならず記載する。

## (2) 「方式2」

- (ア) 引用箇所の最後に通し番号の肩括弧数字を記載する。「方式2」の場合、補注も引用と一括して記載する。

「…だ。<sup>(1)</sup>」「……と言える。<sup>(12)</sup>」

- (イ) 論文の末尾に〈注〉と明記のうえ、引用を通し番号順に一括して記載する。

なお、〈注〉の中での引用・参考文献の記述の仕方は「2 引用・参考文献、本文および注での引用」に準じて著者名、公刊西暦年、書名・論文名、発行所・雑誌名を記述したあとに、引用ページを付ける。

[注の例]

福田充 (2010) 『リスク・コミュニケーションとメディア—社会調査論的アプローチ—』北樹出版 27—28

小川浩一 (2005) 「戦後日本の社会変動とマス・コミュニケーション」小川浩一編著『マス・コミュニケーションへの接近』八千代出版 243—244

塚本晴二郎 (2007) 「アメリカ・ジャーナリズム倫理研究の潮流」『マス・コミュニケーション研究』70号 85—86

## 3 図・表・写真の取り扱い

- ① 図・表・写真等は、別用紙に作成する。
- ② 挿入すべき箇所を本文原稿の上欄外に指示してください。
- ③ 図(写真を含む)・表には、図1, 図2, …, 表1, 表2, …のように通し番号を付け、必要ならば図表の簡潔な説明文(キャプション)を付ける。

[説明文の事例]

図1 学力格差と階層

表1 新聞購読と所得

## 4 ページ番号(ノンブル)の記入

原稿には必ずページ番号を付ける。

## ○調査研究報告(本文叙述言語は原則として日本語とする)

執筆要領は原著論文に順ずるものとする。但し、写真、図表等が多数になり、総字数を超える場合には事前に研究所と相談すること。

以 上

## 日本大学法学部新聞学研究所規程

平成19年3月9日制定  
平成19年4月1日施行  
平成29年3月3日施行  
平成29年4月1日施行

### (名 称)

第1条 この研究所は、日本大学法学部新聞学研究所（以下「研究所」という）と称し、法学部（以下「学部」という）に置く。

### (目 的)

第2条 研究所は、現代社会の生命線たるジャーナリズム、メディア、コミュニケーション及びそれらに関連する問題領域について、有機的かつ学際的な研究を行うことを目的とする。

2 前項の研究成果については、学部の教育・研究に寄与するとともに、学生及び社会に広く還元するものとする。

### (事 業)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 各専門分野における研究及び調査等
- ② 学術研究助成金等に基づく研究プロジェクトの実施
- ③ 所員が個別に行う研究への助成
- ④ 委託研究及び共同研究の実施
- ⑤ 紀要、機関誌等その他必要な出版物の刊行
- ⑥ 発表会、研究会、講演会、シンポジウム等の開催
- ⑦ 研究生、研究員等の受入れ
- ⑧ その他研究所の目的達成に必要な事業

### (部 門)

第4条 研究所は、事業の遂行に必要なときは、専門別の研究部門を設けることができる。

### (構 成)

第5条 研究所に、所長及び所員を置き、必要に応じて、次長、研究補助員又は職員を置くことができる。

### (所 長)

第6条 所長は、法学部長（以下「学部長」という）をもって充てる。ただし、事情により所員のうちから選任することができる。

2 前項ただし書による所長は、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

3 前項に定める所長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 所長は、研究所を代表し、その業務を総括する。

### (次 長)

第7条 次長を置くときは、学部専任教授のうちから学部長が推薦し、大学が任命する。

2 次長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 次長は、所長を補佐し、所長に事故あるときはその職務を代理し、所長が欠けたときは所長の職務を代行する。

## (所 員)

第8条 所員は、学部又は研究所の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから、所長が任命する。

2 所員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 所員は、所長の命を受け、研究その他研究所の業務を分担する。

## (研究補助員)

第9条 研究補助員を置くときは、助手及びこれに準ずる者のうちから、所長が任命する。

2 研究補助員は、所長の命を受け、研究の補助に当たる。

## (職 員)

第10条 職員を置くときは、学部職員のうちから学部長が任命する。

2 職員は、所長の命を受け、研究所の業務を処理する。

## (嘱 託)

第11条 研究所に、嘱託を置くことができる。

2 嘱託は、学識経験者のうちから、所長が委嘱する。

3 嘱託の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 嘱託は、所長から委嘱を受けた研究その他研究所の業務に従事する。

## (顧 問)

第11条 研究所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、大学の承認を得て、所長が委嘱する。

3 顧問の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (運営委員会)

第13条 研究所に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、所長、次長及び所長の任命する所員をもって構成する。

3 運営委員会は、所長が招集し、その議長となる。

## (運営委員会の審議事項)

第14条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- ① 研究所の事業計画
- ② 委託研究及び共同研究
- ③ 研究生、研究員等の入所及び退所
- ④ 研究所の予算及び決算
- ⑤ 研究所規程の改廃
- ⑥ その他重要事項

## (委員会)

第15条 研究所は、その事業を行うため必要があるときは、編集委員会、専門委員会等各種の委員会を設けることができる。

## (経 理)

第16条 研究所の経理は、学部の一般会計に属するものとする。

2 補助金及び委託研究費その他の収入は、学部の会計を通じて受け入れなければならない。

(所 管)

第 17 条 研究所の事務は、研究事務課が行う。

(監 査)

第 18 条 研究所の予算及び決算は、学部予算書及び決算書に記載し、それぞれ所定の監査を受けなければならない。

(報告義務)

第 19 条 所長は、所定の期日までに、当年度における業務の経過及び次年度における事業計画を、書面をもって大学に報告しなければならない。

(研究生及び研究員等)

第 20 条 研究所は、必要に応じて、研究生、研究員等を受け入れることができる。

2 研究生、研究員等については、別に定める。

(改 正)

第 21 条 この規程を改正するときは、学部教授会の意見を聴かななければならない。

(内規等)

第 22 条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

## 附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

# Journalism & Media

## CONTENTS

### 【FEATURE】

*10 Years after the Great East Japan Earthquake: How Have TV News Reports Covered the Disaster?*

TANI, Masana; MIZUHARA, Toshihiro; YONEKURA, Ritsu; KOBAYASHI, Chinami, Japanese Television Coverage of the Great East Japan Earthquake: An Overview from 2011 to 2021

FURUSAWA, Takeshi; YONEKURA, Ritsu, A Review of Ten Years of TV Documentaries Related to the Great East Japan Earthquake

MARU, Jyunya; TERASHIMA, Hideya; FURUSAWA, Takeshi; YAMAGUCHI, Hitoshi; SHIBATA, Shuichi, Symposium, Panel Discussion (re-recording)

### 【RESEARCH REPORT】

YAMAGUCHI, Hitoshi, Research Report on The Importance and Direction of Journalist Surveys for Journalism Studies.

### 【MEDIA REPORTS】

ABE, Keisuke

KATANO, Toshihiko

### 【BOOK REVIEW】

TSUKAMOTO, Seijiro

### 【RESEARCH TREND OF FOREIGN COUNTRIES】

MITANI, Fumie

ITOH, Eiichi

YAMAMOTO, Kenji



## 編集後記

---

テレビが、あらためて問われている。それは、おそらく今に始まったことではなく、テレビがテレビとして成立して以来、いつの時代においても、繰り返し問われてきた問いである。とはいえ、今、テレビがあらためて問われているのは、輝かしい未来に向けた問いとしてではなく、むしろメディア・テクノロジーの急速な発展やメディア環境の大きな変化のなかで、テレビが、私たちの暮らす空間において、しだいに存在感をなくしつつあるのではないかというある種の「危機感」を背景にした問いとしてではないだろうか。だが、この「危機感」は、廃れていくメディアとしてテレビを問う「後ろ向き」の議論ではなく、あらためてテレビの持つ意義に光をあて、未来を切り開くための議論を触発させる「資源」となりうる。

今号は、こうした「資源」を供給する、いくつかの特集で構成されている。震災10年をむかえ、テレビは何を記録し、私たちは何を記憶していくのかを問いながら、テレビの現在と未来を議論するものとなっている。今号の特集が、テレビをめぐる議論に新たな地平をもたらすものとなっていると、編集責任者として「手前味噌」ながら自負している。(小林聡明)

---

## 編集委員

柴田秀一 小林聡明 三谷文栄

新聞学研究所紀要 『ジャーナリズム&メディア』 第17・18号

---

2022年3月11日発行

編集・発行 日本大学法学部 新聞学研究所  
〒101-8375 東京都千代田区神田三崎町2-3-1  
TEL 03-5275-8510

編集協力・印刷 株式会社 メディオ

---

# Journalism & Media

March 2022 No.17 · 18

---

Institute of Journalism and Media Studies  
Nihon University